

第3編 災害と防災対策

第1章 水害の経過と対策

第1節 洪水災害と河川改修

第1項 狩野川の治水と放水路開鑿

549 水産保障に調印 狩野川放水路の開さく 1954・2・19

『静岡新聞』1954・2・19、4面

三カ年間にわたり地元関係漁民と建設省の間に揉み抜いた狩野川放水路開さくに伴う水産補償問題は、この程本省が被補償人である沼津市志下、馬込、静浦第一および田方郡内浦、西浦村の各漁業協同組合傘下の漁民に二億二千二百九十五万一千円、かつお餌料いわし蓄養漁業協同組合二団体に対し二千四百九万三千円、およびいわし製造を中心とする水産加工協同組合（沼津、静浦、馬込、田方郡西浦）員に七百六十三万三千円、総計二億五千四百六十七万七千円を廿八年度から卅二年度まで五年間にわたって支払うことに話合いがまとまったので、十八日午後二時から県庁貴賓次室に建設省中部（名古屋）地方建設局長立神弘洋氏を迎え、前記漁業団体代表者廿余名が出席、県側から斎藤知事、吉岡副知事、西山経済部長、寺井水産課長等が被補償人代表の資格でこれが水産補償について細部取決めを行い、覚書を交換、斎藤知事、立神局長がこれに調印、すべては円満解決を遂げた、補償額の年度別内訳は廿八年度七千万円、廿九年度六千万円、卅年度四千五百万円、卅一年度四千五百万円、卅二年度三千四百六十七万七千円で、このうち廿八年度と廿九年度分一億三千万円は年度内に繰上げ関係漁業団体を通じて支払われる〔後略〕

550 〔建設大臣答弁【狩野川放水路計画の遅れを認む】〕 1958・10・8

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第三十回国会 衆議院建設委員会議録第二号」、1958・10・13、10～11頁

○遠藤国務大臣 ただいまのお尋ねの点であります、今回の狩野川の大きな洪水の問題に関連いたしまして、あの放水路計画が非常におくれておった、あれがもし完成しておれば、少くも下流部の浸水の被害は、相当減少されておったであろうということですが、その点は、おっしゃる通りだと思います。それで、あの狩野川の放水路の開さく工事がおくれておったことについても、私は、一つも弁解する考えはありません。これは、確かにおくれておった。そのおくれておったことは、予算が足らなかったんだ、こういうこ

とも率直に認めたいと思います。従って、今度は、この狩野川の放水路の開さくも、スピードを上げまして、そうして三年ないしおそくも五年ぐらいの間には完成するという措置を講じなくちゃならぬという決意を、私は持っているのであります。ただし、この問題をやります場合には、たとえば狩野川と同じような条件にある、愛知県の豊川の問題があり、広島県の太田川の問題があります。同じような条件であります太田川、豊川を放置しておいて、狩野川だけやっていくというわけに参りません。従って、予算全体のワクを拡大することがもちろん必要であります、一般会計のワクにもおのずから限度がございます。何か工夫をしまして、今御指摘のような新しい財源を求める手はないものかということで、今せっかく検討しておるところでございます。願わくば、何か新し財源を求めて、そういう緊急を要する河川、ことにもうあすにでも洪水が出れば、はんらんをし、大被害を及ぼすだろうと予想されるような河川については、それぞれ手当をしていく工事を急速に進めていくという、そういう方法を講じなければならぬのではないかと考えております。なお、その具体的な問題については、もう少し検討して参りたいと思っております。〔後略〕

551 〔建設大臣答弁〔狩野川災害復旧に今年度四億九千万円の予備費〕 1958・10・16

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第三十回国会 参議院建設委員会会議録第四号」、1958・10・22、2頁

○**国務大臣（遠藤三郎君）**〔前略〕この今回の災害に対する建設省としてとって参りました基本的な考え方について、この際申し上げまして御了承を得たいのでありますが、今回の災害は関係県も非常に広範にわたったのでありますけれども、部分的にはきわめて深刻なものがありました。静岡県の狩野川を中心にした被害のごときは、千有余の人命の損傷を来したような結果を見ておるのであります、政府としてはかくのごとき事情を考慮して、すみやかにこの復旧の対策を進めなければならぬことを決意し、それぞれ対策の本部を作りあるいは各所の連絡をはかって、急速な災害復旧の対策を進めつつあるわけでございます。直轄河川の災害の復旧につきましては、災害があった翌々日ごろからこの緊急の災害復旧対策を進めておるのであります、現在もそれがどんどん進行しております。直轄河川以外のいわゆる中小河川、補助河川につきましても県と連絡をし、県に急速にこの復旧策を講ずるように指示して参りまして、工事はだんだん進んでおります。その間二十一号台風まではいわゆる三割程度の緊急復旧を進めておるのであります、二十二号台風につきましても、実は昨日、直轄河川についてはこの次の洪水の時期までに所要の復旧を間に合わせるといふ意味におきまして、大体狩野川の直轄の部分七億程度の災害復旧費に対して、その七割を今年度中にやってしまうという目途のもとに、それはすなわちこ

の次の洪水期に際しましても、住民が洪水に心配をしてきょうきょうとしておるようなことがなくて済むような、安心できるようにという意味で、今年度に大体七割の工事を完了しようということで、一昨日でありますか大蔵省との話し合いもつけまして、四億九千万円の予備費をとるという方針がきまって参りました。ただしこれは明日の閣議に私は提案をいたしまして、閣議の了承を得て本格的にこの工事を進めることになっておるわけであります。〔後略〕

552 狩野川台風（台風22号による伊豆災害記録） その2

1960・12・30

静岡県民会館『県政概要 昭和35年度版（33・34年度合併号）』静岡県、23～29頁

〔前略〕

二 被害の状況

1. 人的および家屋等の被害〔抄〕

1～1 都市別総括表

33. 10. 31現在

区分	市郡別													33. 10. 31現在					
	総	静岡市	沼津市	清水市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市	吉原市	焼津市	賀茂郡	田方郡		駿東郡	庵原郡	安倍郡	榛原郡	磐田郡
人的被害	(10)	1	-	-	4	-	-	39	1	-	-	4	(10)	-	-	-	-	-	-
死者	687												638						
行方不明	(17)	-	-	-	1	-	-	17	-	-	-	7	216	-	-	-	-	-	-
家屋被害	241																		
全壊戸数	449	3	1	-	15	-	3	125	-	2	4	27	260	2	5	1	-	1	-
流失戸数	820	-	-	-	4	-	-	76	-	-	-	42	698	-	-	-	-	-	-
半壊戸数	972	2	8	-	39	3	-	140	-	8	11	114	636	3	7	-	1	-	-
床上浸水戸数	6,820	32	270	4	63	218	-	1,937	-	-	18	1,705	2,544	14	5	-	10	-	-
床上浸水戸数	7,680	50	810	1	235	159	-	2,204	-	-	650	2,137	1,348	7	24	-	12	23	20

註1. 市郡別欄の◎印は災害救助法発動市町村である。

2. 死者欄の（ ）は実数に含まれ当該市町村の住民以外の人である。

3. 行方不明欄の（ ）の数は身元の判明しない遺体数である。

(資料 民生労働部厚生課)

1～2 郡別内訳表〔略〕

2. 土木施設被害〔抄〕		河川	海岸	砂防	道路	橋梁	港湾	漁港	計
事務所別	工事別	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円	被害金額 千円
下田	県	242,835	—	36,991	175,017	26,225	3,644	4,712	489,424
	市町村	183,256	—	—	40,689	42,370	—	10,767	277,082
三島	県	2,683,000	—	135,300	290,370	494,473	103,618	—	3,706,761
	市町村	779,000	—	—	161,000	268,000	—	12,698	1,220,698
沼津	県	7,087	—	—	1,610	190,950	10,588	2,661	212,896
	市町村	430	—	—	—	16,650	3,805	—	20,885
清水	県	—	—	—	—	—	6,884	—	6,884
	市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	県	2,824	—	—	30,990	75	—	—	33,889
	市町村	—	—	—	—	—	—	2,260	2,260
焼津	県	—	—	—	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—	—	10,027	10,027
島田	県	5,621	42,655	—	10,710	—	—	—	58,986
	市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
袋井	県	44,030	6,004	—	582	—	—	—	50,616
	市町村	900	—	—	2,000	170	—	—	3,070
二俣	県	—	—	—	470	—	—	—	470
	市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
浜松	県	—	—	—	—	—	11,153	—	11,153
	市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
御前崎	県	—	—	—	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—	69,931	—	69,931
臨海	県	—	—	—	—	—	86,600	—	86,600
	市町村	—	—	—	—	—	—	—	—
計	県	2,985,397	48,659	172,291	509,749	711,723	292,418	17,400	4,737,637
	市町村	963,586	—	—	203,689	327,190	—	29,530	1,523,955

(資料 土木部及び経済部水産課)

3. 農業関係被害

3～1 農地と農業施設被害〔抄〕

市町村	農地		農業施設		計	区分										被害額 千円
	被害町歩数	被害額 千円	被害町歩数	被害額 千円		流失埋没 町歩	冠浸水 町歩	土砂流入 町歩	倒伏 町歩	風害 町歩	風ずれ 町歩	計	積	被害額 千円		
計	2,151.9	2,560,113	1,362	1,434,121	3,994,234	1,467	1,802	427	5,921	3,399	—	13,016	—	789,410		
賀茂郡	155.8	152,483	278	83,542	236,025	43	8	45	926	—	745	1,767	—	57,060		
田方郡	1,967.6	2,398,570	1,044	1,339,891	3,738,461	267	441	110	263	1,077	—	2,158	—	399,340		
駿東郡	24.5	8,760	31	8,888	17,648	98	197	15	—	202	—	512	—	29,265		
志太郡	—	—	4	650	650	3	—	6	—	54	—	63	—	54,180		
榛原郡	—	—	1	100	100	4	1	38	78	—	617	738	—	18,881		
小笠郡	4.0	300	3	750	1,050	99	—	10.3	—	—	—	109.3	—	427,128		
浜名郡	—	—	1	300	300	58	—	34	—	—	—	92	—	93,900		
伊東市	76.3	161,920	34	47,560	209,480	23	—	—	126	2,905	(2,830)	3,054	—	371,521		
熱海市	2.7	4,850	54	11,340	16,190	28	—	11	2	7	36	84	—	37,779		
三島市	—	—	1	120	120	200	261	294	55	—	—	810	—	8,340		
御殿場市	—	—	12	3,958	3,958	4	—	3	—	—	—	7	—	1,880		
沼津市	9.0	4,800	3	1,230	6,030	2,294	2,710	993.3	7,371	7,644	1,398	22,410.3	—	2,288,684		
鳥田市	—	—	3	350	350	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(資料 経済部)

4. 家畜の被害〔抄〕

市町村名	乳用牛		和牛		農馬		豚		山羊		鶏		計	被害額 千円
	被害額 千円	被害頭数	被害額 千円	被害頭数	被害額 千円	被害頭数	被害額 千円	被害頭数	被害額 千円	被害頭数	被害額 千円	被害頭数		
伊東市	150	—	150	—	—	—	500	100	1,260	2,160	—	—	2,160	2,160
田方郡計	14,100	—	10,200	—	14,700	—	7,750	660	15,787	49,197	—	—	49,197	49,197
賀茂郡計	300	—	—	—	—	—	780	25	2,289	3,394	—	—	3,394	3,394
沼津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計	14,550	—	10,350	—	14,700	—	9,030	785	19,336	54,751	—	—	54,751	54,751

(資料 経済部畜産課)

5. 林業関係被害

5～1 林道被害				5～2 林地荒廃防止施設被害			
市町村名	箇所数	被害延長	被害額	市町村名	被害内容	被害内	被害額
伊東市	71	3,850m	36,370千円	御前町	防潮堤	321m	1,420千円
土肥町	3	50	300	榛原町	〃	96m	758
中野村	16	432	4,400	静岡市	〃	925m	4,160
上野村	14	295	2,750	清水市			6,695
中伊豆町	144	5,021	56,760	富士市	防潮堤	289m	595
北野村	2	40	450	〃	〃	362.6m	648
韮山村	1	9	180	吉原市	〃	714.5m	1,125
東村	9	255	1,080	賀茂村	護岸	86.8m	680
下田町	4	80	490	計			16,081
南伊豆町	1	21	150				(資料 林務部)
松崎町	2	72	620				
西伊豆町	3	73	520				
賀茂村	22	560	7,350				
計	292	10,758	111,420				
			(資料 林務部)				
5～3 治水施設被害〔抄〕				5～4 林産物被害			
市町村名	箇所数	溪流面積	山腹面積	区分	被害数量	被害金額	
伊東市	276	39.40ha	32.00ha	風倒木	30,000石	30,000千円	
熱海市	4	0.30	0.60	木材流出	20,000石	50,000	
田方郡	1,791	155.63	169.95	製材工場	37工場	74,000	
賀茂村	144	13.65	20.74	炭窯	580基	5,800	
計	2,215	208.38	223.29	木材	54,300俵	16,300	
			(資料 林務部)	椎茸	3,000石	4,500	
				計		180,600千円	(資料 林務部)

6. 水産関係等施設被害〔抄〕

市 町 村	施 設 別	水 産 施 設 内 訳					水産物 被害額 千円
		被害金額 数 千円	共同施設 被害額 千円	漁具施設 被害額 千円	養殖施設 被害額 千円	漁船 被害額 千円	
計		80,057	2,750	18,810	34,000	21,057	3,440
静岡市		150	150	—	—	—	—
沼津市		31,500	—	1,300	30,000	200	—
熱海市		13,000	—	13,000	—	—	—
伊東市		2,000	—	2,000	—	—	—
焼津市		20,000	—	—	—	20,000	—
東城市		—	—	—	—	—	—
稲下町		2,060	60	2,000	—	—	—
田原町		720	580	—	—	140	—
伊豆町		4,295	1,040	—	—	55	3,200
南伊豆町		340	200	—	—	—	140
西伊豆町		200	200	—	—	—	—
賀茂村		100	—	—	—	—	100
御前町		654	70	510	—	74	—
相良町		188	50	—	—	138	—
福田町		850	400	—	—	450	—
舞阪町		4,000	—	—	4,000	—	—

(資料 水産課)

553〔昭和36年度参議院災害復旧事業（建設省）の実態調査〕 1961・1・26

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第三十八回国会 参議院建設委員会会議録第二号」、1961・1・31、1～2頁

○田中一君 私は内村、木下両委員とともに一月十一日から一月十四日までの四日間にわたり、静岡県下に水資源開発状況及び狩野川台風による災害の復旧事業等について調査して参りました。以下御報告いたします。〔中略〕

最後に、昭和三十二年九月二十六日の第二十二号台風による狩野川流域の災害の復旧事業について調査いたしました。

修善寺より下流の直轄河川区域については、大仁——長岡間に災害時毎秒四千立方メートルの流量があったことにより、従来の計画を拡大し、川幅の拡張と、長岡——江浦間に狩野川放水路の五メートル拡幅計画に基づいて工事が進められております。このうち中心となるのは狩野川放水路であり、昭和二十六年工事着手時の計画をおおむね二倍とし、流水量四千立方メートルにおいて二千立方メートルを分岐せしめるものであります。前期五カ年計画として約三十億円を費し、昭和三十九年完成の予定であります。現在までに約十億円を投じ、千メートルに及ぶ三本に分れた隧道の中の本一本を完成し、全長二千八百メートルの右側護岸の完成を待って、今年の台風期には一部放水が可能となるのであります。この放水路の工事に着手する過程においては、用地の買収もさることながら、江浦漁民の反対にあい、県当局の積極的あつせんにより、漁船を提供して近海漁業を遠海漁業に切りかえるという補償がなされたのであります。放水路に前期五カ年計画分として三十億円を要するほか、本流の築堤、護岸に前期八億、後期二十七億の経費を要するのであります。現在までに工事の完了したものは金額にして約七億であります。放水路が完成しても無堤地区は水害のおそれがあり、これの工事を進めるために黄瀬川と合流する沼津市付近はなお危険を感じる状態にあり、住民は早期改修を望んでいるのであります。〔後略〕

554 待望の完工式行う 十五年ぶり狩野川放水路 1965・7・28

『静岡新聞』1965・7・28夕刊、3面

【三島】中伊豆地方や三島、沼津地方を水害から守るために建設してきた狩野川放水路が完成、二十八日午前十一時から取り入れ口の田方郡伊豆長岡町壱の上の現地で完工式が行われた。

十五年の月日を費やし、九人の尊い犠牲を払い六十六億円の費用を投じて完成した大工事を記念し、建設省から谷垣建設政務次官をはじめ、河合正義建設省技監、斎藤知事、山田、

小林、木部の各国会議員など関係者およそ五百人地元の市町村からおよそ五百人、合わせ千人が集まった。

狩野川は徳川時代から水害をもたらして地元民を悩ませてきたが三十三年の狩野川台風では一挙に九百七十人の生命を奪って大あばれした。

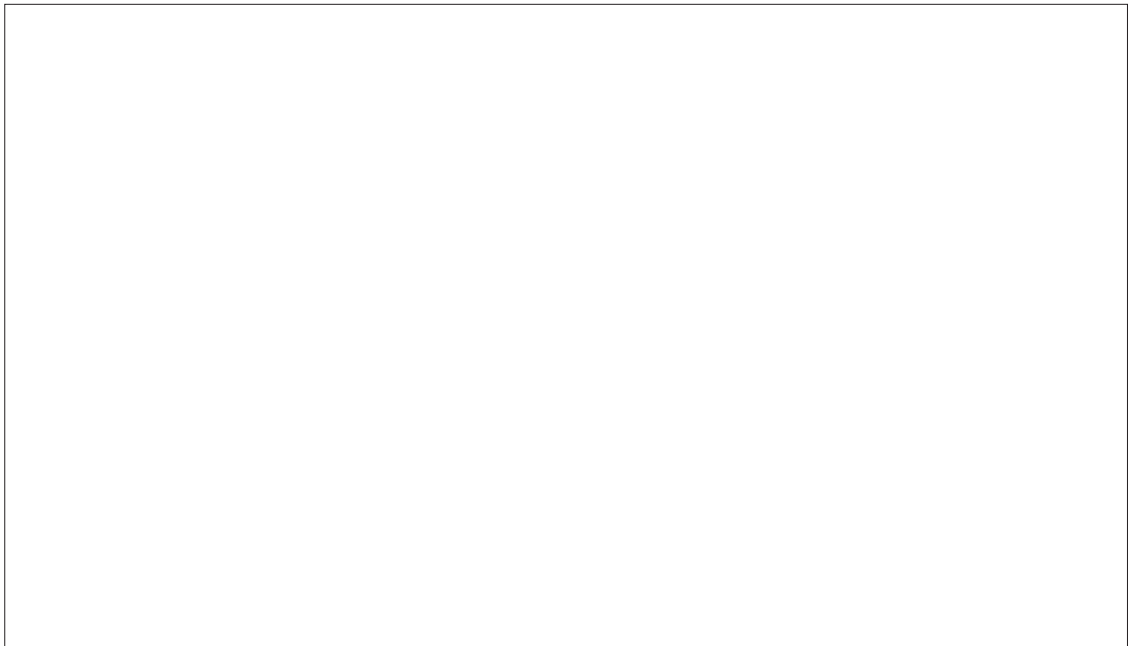
この機会に放水路の建設工事が本格的に進み、多くの困難をのり越えて、ようやく完成した。放水路は毎秒二千トンの水をのむことができるので、狩野川台風以上の豪雨が襲っても大水害をじゅうぶん避けられることになっており、完工式に出席した地元民たちは三本の大きなトンネルをながめてさすがに喜びをかくしきれない表情だった。

なお、式のあと伊豆長岡中体育館で工事の完成を祝う祝賀会が行われた。

555 狩野川放水路問題やっと解決 養殖魚補償1億4000万円 漁場は江ノ浦湾外に移転

1986・9・26

『日本経済新聞』1986・9・26朝刊、6面



第2項 巴川流域の洪水氾濫と大谷川放水路の建設

556 水魔の瀬名部落へ 人家三十軒まで浸水 巴川支流 1958・7・23

『静岡新聞』1958・7・23夕刊、3面

静岡市から清水へ流れる巴川の支流の長尾川が二カ所できれ、静岡市瀬名から高部地区にかけての田は一面の大海原と化し、瀬名川部落三十戸は軒先まで決壊した水で浸かっている。

決壊したのは長尾川が巴川に合流する地点から約五百メートルのぼつた勘南久地先の長尾川の左岸で、長さ百メートルにわたって二カ所堤防が切れ、濁流は下手の瀬名川部落方面に渦となつて押し流れ、静清国道の北側の田んぼは高部の山ろくまで二―三メートルの水深の大海原と化したわけである。

本村の瀬名（旧瀬名村）では二十二日夜から水防団が出動し、俵積みなどを行つて必死の水防活動をしたが、今二十三日朝方七時に遂に水魔に抗し得ず、二カ所で堤防は切れてしまった。瀬名では大人という大人は全部長尾川へ出動し、残されたお婆さんや孫が“うちの畑は姿もない”と半ば泣き声で悲嘆にくれている。

長尾川上流の山あいにもつと被害はひどく平山部落では十余戸が流失した。〔中略〕こんな話がつぎつぎと本村の瀬名に流れて来て部落全体が台風十一号をうらんでいる。

静岡、清水とは電話は不通、周囲は一面の水で瀬名は孤立している。午前九時ごろから水は少しずつひく方に回つたが、それでも今度はひき水により右岸の堤防が決壊寸前に陥り、その堤防の外側の小瀬名部落では家財道具を全部山へ運び避難に懸命になつている。

堅固に根を張つた堤防の竹藪が一枚一枚ズシンズシンと崩れおち堤防の厚さはその度びに薄くなつている。直径一メートル近くの大木がドーンと川中へ倒れた。根元を洗われたからである。かくて小瀬名部落の横は残すところ堤防の頂上の幅は一メートルしかない程内側を削られ、“もう駄目”との悲痛な叫びとなつている。水勢が納まるかそれまで持ちこたえられるか、ここまで来ると運を天にまかせているのであつた。（午前九時半現在）

557 県・一石三鳥の名案 巴川放水路新設 遠藤建設相に実現運動 1958・7・25

『静岡新聞』1958・7・25朝刊、1面

県は今度の台風十一号による長尾川（巴川支流）の堤防決壊と二百町歩におよぶはんらんという県下一の被害にかんがみ、巴川の放水路新設計画を積極的に推進、その早急な実現を期すことになつた。

斎藤県知事は先の六月県議会で調査費百万円を計上したが、来る二十六日被害状況視察に静岡地区の現地を訪れる遠藤建設大臣にその実現を運動する。すでに建設省河川局長からは名案だと賛成を得ている。

この巴川の放水路は別図〔略〕の通り巴川と長尾川との合流点付近から後久川、大谷川を改修して活用した放水路を設け、巴川（長尾川を含む）の洪水量は久能山西方の大谷海

岸で駿河湾へ放流しようというもの。

この計画によると延長六・五^{キロ}（後久川、大谷川を除いた部分は三^{キロ}）工費第一期五億円て済み、巴川自体を改修する計画（二十億円）の四分の一で済み。それに加えて静岡市北部の麻機沼を中心とした低湿地帯五百四十町歩の排水事業も支障なく施工が出来るわけである。（今年度農林省から事業が採択され、実施設計に入っており明年度から三カ年計画二億四千万円の工事にかかることになっている）

巴川の根本的洪水対策をとらないと麻機地区の土地改良事業実施の場合には巴川のはんらんの危険度はますます高まる現実にある。折戸湾に注ぐ巴川は水はけが悪く従来麻機沼の低地が洪水の貯水池の役目を果していたのが解決するからである。そこで巴川の大改修（運河化）が検討されて来たがこの際それよりも大谷川へ放流する新構想にきりかえたのである。

放水路が完成すれば、清水市高部、飯田地区のはんらん地帯が解消し、また静岡市豊田、小鹿、大谷方面の低地帯の土地改良が行われ、良田と化す。また静岡東南地区の下水道のはけ口も見付かるという一石二鳥も三鳥もの利益が挙げられている。

大昔の巴川は大谷の方に流れていたとみられ、県土木部がこのほど調査した結果では新放水路予定系路のこう配は千五百分の一で、巴川の四千分の一よりはるかに流れが良くなることが判明した。

▽斎藤知事の話 建設省河川局長も名案だと賛成している。今度の災害から見ても、また麻機地区の土地改良事業を達成するためにもこの際は是非実現させる。

558 【大谷川放水路の早期開設】 1973・7・2

『県議会昭和48年6月定例会会議録』

○三十二番（鈴木重郎君）〔前略〕次に、大谷川放水路の早期開設について質問をいたします。静岡市東部一帯は、最近急速に都市化が進んできましたが、麻機沼の湛水地帯、巴川、長尾川、小鹿沢、後久川、大谷川等の改修は一向に進まず、一たび災害が見舞えば、たいへんな被害をこうむることが明らかであります。麻機・千代田地区には流通センター、中央卸売市場、東部処理場、刑務所の移転、そしてまた産業医大などが予定されているのでありますが、最近では、ちよつとした雨でも湛水がひどく、せつかく圃場整備しても何にもならないと農家はこぼしています。これは巴川が未改修のため、都市化のますます進んだこの地帯の水をはかすことができず、たいへんひどくなりつつあるのであります。瀬名、瀬名川地域は、大学、高等学校などの建設と県の静岡市東部住宅団地、静鉄住宅団地などで、予想以上の住宅化が進んでいるのであります。ここは竜爪山を源流とする急流で有名な長

尾川の地帯であります。昭和三十三年、三十四年と二年続きに起きた水害は、すさまじいものがありました。竜爪山に降つた水を一挙に押し出して巴川と合流するのでありますが、長尾川の水勢がだいぶ弱まらないと、巴川の水は動くことがないのであります。麻機地帯の湛水は、ずっと続けられるのであります。この長尾川も未改修で、毎秒百二十トンの洪水計画でしかできていないのであります。一昼夜で百五十ミリの雨が竜爪山に降れば、この長尾川ははんらんするといわれているのであります。一たびはんらんすれば、県営の東部団地のことごとくが、床上どころか二階の床上まで浸水するであろうといわれています。さらに、そうなれば流通センターも、中央卸売市場も、北街道も全く泥沼の中に埋まってしまう。一日も早くこの抜本的な解決をはかるためには、大谷川の大改修によつて巴川、長尾川の水を大谷川に放水する以外に道はないものと考えられます。いよいよ大谷川を尻無川といわれる小鹿沢に結んで改修するために、用地の先行投資をするようではありますが、早急に巴川、長尾川と結んで、長年の懸案であつたこの問題を一挙に解決するようにしていただきたいと思いますが、知事並びに土木部長のお考えを伺いたいと思います。〔以下略〕

○知事（竹山祐太郎君）〔前略〕それから大谷川の問題は、これはお話のとおり私は市長に、あの尻無川というのが静岡市の一番これはガンだと、きれいごとばつか言つておつたんじやいかぬから、これは、おれは片づける決心したから、何十億かかるかわからぬけれども、とにかく用地の買収をしろと。それは市の責任でやりなさい。金の心配はおれがする、ということをやつて、いま極力やつておりますから、まず全体の大谷川に手をつけるといつたらたいへんな話で、ただあの尻無川をつなぐだけで二、三十億かかるでしょう。しかしそんなことを言つておられません。静岡市のほんとうに面よごしですから、これだけは何としても、あの川だけは手をつけたいと思つております。用地ができさえすりや手をつける考えであります。

大体私の分はそのぐらいで、あとは部長から……………。

〔中略〕

○土木部長（中野孝行君）大谷川の改修につきまして補足的にご説明申し上げます。

一気に大谷川を改さくして巴川と連結するよふというふうなご意見でございます。まことにけつこうな計画でございますが、十数年来の問題で必要な事業でございますが、ばく大な経費で、一気にやるということはなかなか困難でございます。とりあえず第一次計画といたしまして、当面急を要します、いわゆる尻無川でございます小鹿川を大谷川に連結すべく用地の交渉中でございます。これがまとも次第工事に着手する予定でございますが、これだけでも補償費だけで約三十億の大事業でございますが、これの先行等につきましても知事の承認もいただいておりますし、国のほうと現在協議中でございます。これ

らの工事が完成した暁に、さらに下流の同意が得られますれば、第二次計画として巴川とも連絡の方法を検討いたしまして、巴川水系の抜本的な治水対策をはかりたいと、かように考えております。

長尾川につきましては、昭和三十四年の災害助成事業で一応の事業は実施いたしましたわけですが、周辺の開発状況を検討いたしました結果、このままでは多少手を入れなきやならないというので、当面しゅんせつ及び堤防のかさ上げなどを暫定的に措置することとして、県単事業で手をつけることにいたしております。以上でございます。

559 床上浸水六千余戸 清水 とくにひどい巴川沿岸 1974・7・9

『静岡新聞』1974・7・9朝刊、13面

【清水】七日から八日朝にかけて県下を襲った集中豪雨は降り始めから清水市では四一三・五^ミ（静岡土木事務所 雨量計記録）という驚異的な雨量を記録、同市内では巴川や小河川が決壊してはらん、沿岸一帯を水びたしにして大きな被害を与えた。市災害対策本部が八日夜までにまとめた被害状況は死者三人、負傷者五人、床上浸水六千三百六十八戸、床下浸水九千九百三十一戸、計一万六千二百九十九戸。被災者二万五千四百七十二人。道路損壊五十一カ所、橋流失二十六、堤防決壊三カ所におよんだ。

もっとも被害の大きかったのは巴川の中、下流沿岸で、橋けたに自動車などの流出物が引っかかってあふれたり、堤防が決壊したため各地で浸水、屋根までつかった家屋もあった。

このため八日朝、災害救助法が発動され、自衛隊三百四十人と消防団十九分団 約千人、県警機動隊、それに 市職員百人 などが出動、濁流に取り残された被災者の救助や水防作業などに当たった。〔中略〕

市災害対策本部は、九日も自衛隊員三百四十人の出動を要請、消防団員五百人、市職員三百人を動員して災害復旧や浸水家屋などの消毒作業に当たる。

560 〔台風八号及び梅雨前線豪雨による被害状況調査報告書〕 1974・8・27

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第七十二回国会 衆議院災害対策特別委員会議録附録」、2頁

静岡県について

県庁大会議室において、静岡県当局から被害状況の説明並びに国に対する要望を聴取した後、市内、丸山町地区及び巴川の破堤した現地を視察した。

静岡県の被害状況並びに国に対する要望

静岡県の被害状況

死者	四三名
重軽傷者	一二二名
全壊住家	三〇八棟
半壊住家	三九八棟
床上浸水	二五、八五九棟
床下浸水	四六、五六九棟
公共土木施設被害額	一四六億一、一七九万円
農産物関係被害額	五三億五、七九二万円
林業関係被害額	一二一億三、四六一万円
水産関係被害額	五億五、〇〇七万円
農地関係被害額	一六九億一、一四一万円
学校・社会教育施設被害額	一〇億 八九七万円
衛生関係被害額	三億三、三五〇万円
商工関係被害額	六二二億四、八二〇万円
被害総額	一、一三一億五、六三八万円

静岡県からの要望

- 一、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害または局地激甚災害に指定されたい。
公共土木施設、農地等及び農林水産業共同利用施設についての早期復旧を図るための所要の措置を講ずるとともに、農林漁業及び中小企業に対する激甚災害に関する特別措置を全面的に適用されたい。
- 二、河川の改修及び都市下水路の整備の促進を図るなど、治水事業の抜本的対策を確立し、国の施策を強力に推進されたい。特に、静清地区の治水対策を抜本的に確立するため、巴川及び大谷川改修事業の促進を図られたい。
- 三、被災地の危険急傾斜地について、緊急急傾斜地崩壊対策事業の早期着工、早期復旧を図るとともに、国庫補助率を引上げ、地元負担の軽減を図るなどの特別措置を講ぜられたい。
- 四、都市周辺における林地崩壊等の実情にかんがみ、緊急治山事業の拡大実施、早期復旧が図られるよう、所要の措置を講ぜられたい。特に、由比地区の現況にかんがみ、道路、鉄道、海岸等の保全を図るためにも、地すべり復旧事業の拡大実施を強力に推進することとされたい。
- 五、被災家屋については、住宅金融公庫による災害復旧住宅の建設補修等の資金貸付けを

すみやかに行なうとともに、災害特別金利（三％）の適用及び貸付限度額の引上げを図ることとされたい。

六、上水道施設、簡易水道施設その他の環境衛生施設の災害復旧について、高率の国庫補助制度を適用されたい。

七、被災農林漁業者に対し「天災融資法」を適用し激甚災害の特別融資を行なうこととされたい。

自作農維持資金の災害枠の増枠、主務大臣指定災害復旧資金等の枠の確保及び「激甚法」指定による金利の特例（三％）の適用を図ることとされたい。あわせて既に借入れている近代化資金等の各種制度資金について償還期間の延長等の特別の取扱いを図られたい。

なお、被災農家の実情にかんがみ、農業共済の保険金の早期支払いに特段の配慮をされたい。

八、冠水等による被災中小企業に対し、政府系金融機関による災害特別融資の適用を図り、所要資金枠を確保して、速やかに貸出しを行なうこととされたい。あわせて既に借入れている近代化資金等の各種制度資金について償還期間の延長等の特別の取扱いを図られたい。

一般金融機関の災害融資についても貸出し枠を確保するよう特段の配慮をされたい。

九、災害弔慰金、災害援護資金の限度額を上げるとともに、災害救助にかかる救助基準、国庫補助単価の引上げを図られたい。

一〇、被災地方公共団体に対し、地方交付税及び国庫補助負担金の早期繰上交付、地方債の特別措置、特別交付税による措置等地方財政の特別措置を講ずるよう配慮されたい。

〔中略〕

また、巴川の破堤による被災現地は、七十米余にわたって堤防が破壊され、応急仮堤が造築されてあったが、そこから流れ出た濁流は北街道地域付近の住家を軒まで浸水させ、住民の家財に甚大なる被害を与えたものである。

清水市地域については、巴川の氾らんによる床上、床下浸水家屋二万戸に及び、市の中央部で、一時は一米五十糎程に達する洪水となり、一般住家はもとより商店、中小企業の受けた被害も甚大である。

市当局からは、巴川の改修は必要であるが、清水市地域における巴川の落差がなく、流量の少ないことも今度の洪水の原因と思われるので、前から提言している大屋〔マ〕放水路建設の強い要望があった。〔後略〕

561 【巴川の総合治水対策 大谷川放水路】 1985・4・2

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第百二回国会 参議院建設委員会会議録第7号」、1985・4・18、10頁

○青木新次君 次に、巴川の総合治水対策で質問いたしたいわけではありますが、私がこうして持っておりますこの地図は、(資料を示す) ここが静岡市で、ここが清水市でありまして、この青い区域が全部巴川の昭和四十九年の七月七日の七夕台風で浸水した地域であります。あとは、この白いところはほとんど山岳部でありまして、それこそ静岡と清水がほとんどこのことによって冠水してしまった。今現在どうなのかということになりますと、ちょっと雨が降りますと静岡市と清水市というこの地域はすぐ冠水をする、一体何とかならぬのかということで、地元の人たちがそれこそはっきりなしに河川局を訪れて、河川局長にテーブルをたたいてその要望を迫っている。

こういう現状にあるわけでありましてけれども、この巴川治水対策は、一つは大谷川というところへ鉄道の線路の下を通過してバイパスをあけてここにひとつ水を通す。もう一つは、一たん緩急があった場合における麻畑地区という静岡市の巴川の上流地域であります。ここに遊水地をつくるということ、それから巴川本川をこれをひとつ、非常に落差の少ない川でありますし、またこの巴川自体が有度山系、日本平の関係とか、あるいはまた静岡市の奥地とか、あるいはまたこの地域全体の水をのんでくるということでもありますので、大変な建設省でも全国で一番困難な川というように思っているんじゃないかと思うのでありますけれども、この総合治水対策についてどうしようとお考えになっているか、お伺いいたしたいと思えます。

○政府委員(井上章平君) 巴川につきましては、ただいま先生から御指摘のあったとおりでございます。昭和四十九年の七月の大洪水によりまして静岡市、清水市等広範な地域で大きな被害が生じたわけでございます。また、引き続いて五十七年にも、規模はそれより若干小そうございましたが、やはり浸水等の被害が生じたわけでございます。このような河川でございますので、昭和五十四年には総合治水対策特定河川に指定いたしましていろいろ対策をただいま講じておるところでございます。

しかし、何といたしましても、抜本的な対策といたしましては、先生御指摘のありました大谷川放水路を建設するということと、それから上流の麻畑地区に遊水地を設けるといってございまして、この二つのプロジェクトにつきまして鋭意事業を進めておるところでございます。特に、この大谷川放水路を抜きますことが最も効果的でございますので、現況の厳しい財政事情のもとではございますが、この事業に全力を傾倒しておるという段階でございます。当面、この事業の完成までには相当年月が必要になると思われまので、

静岡県及び静岡市の御協力も得まして、何とか昭和六十二年の出水期までには素掘り水路による暫定通水を図りたいということで鋭意事業を進めておるところでございます。

○青木新次君 昭和六十二年に暫定通水するという話はこれは耳寄りの話なんでありますが、ことしも恐らく災害が発生するのじゃないかというように、大体六十年という割り切りのいい数字の年には必ず災害が発生するというジンクスがございます。もう既に渇水期に続いてこの間の雨によって被害が発生しているんです。そういうことから、この暫定通水によって被害はどの程度なくなるか、その点についてお伺いいたしたいと思います。

○政府委員（井上章平君） この大谷川放水路の計画諸元を申し上げますと、大体毎秒四百トンの水を流下させるべく計画されております。しかしながら、一度にこれだけの対応を講ずるのは容易でございませんので、とりあえず暫定計画といたしまして百四十六トンの水をこの暫定通水によって流そうということでございますので、かなりの効果が期待できるのではないかとこのように考えております。〔後略〕

562 静岡市会の巴川大谷川対策特別委 治水事業で意見交換 地元住民代表と懇談 計画推進の方策探る 1992・9・14

『静岡新聞』1992・9・15朝刊、15面

静岡市議会の巴川大谷川対策特別委員会（久保田新平委員長、八人）が十四日、大谷川放水路沿い住民代表のつくる大谷川対策委員会（長島顕委員長、三十人）と、同市大谷の大正寺で懇談し、県の手掛ける巴川総合治水事業の進め方をめぐって意見を交わした。

住民は大谷川放水路との分岐点の巴川側に堰（せき）を設ける計画に「増水時に巴川上流と大谷川放水路側に影響が出る」と改めて反対する意向を示し、市と市議会の協力を求めた。

放水路の整備に当たっている県静岡土木事務所は巴川本流と放水路の流量を調節することを狙いに、分流堰の設置をいったん計画した。その後、市の申し入れを受けて白紙に戻し、現在、堰を設けずに計画流量を放水路に流し込む工法を検討中という。

また、住民側は総合治水対策事業に伴う区画整理事業の中で現在の東大谷、西大谷両公民館を統合し文化、福祉の機能も備える新公民館を建設するよう求めるとともに、建設に当たり放水路関連の市の上乗せ補助（現行一千万円）を拡充するよう要望した。

席上、対策委は区画整理に関して公園整備用地の確保が計画通り進んでいないこと、静岡大周辺の農道整備が進んでいないことなどを話し「市の要請通り放水路整備事業を受け入れたが、地元への約束が果たされていない」と不満を示した。

県は大谷川放水路、麻機遊水地、巴川本川の改修を三本柱に巴川総合治水対策事業を昭

和五十六年度から進めている。巴川の流れを静岡市古庄で分け駿河湾に流して本川の負担を減らす大谷川放水路の護岸工事は平成四年度末に全体の六五・四%まで進む。

563 七夕豪雨から四半世紀、553 億円かけ 大谷川放水路が完成 静岡、清水両市でパネル展も 1999・5・17

『毎日新聞』1999・5・17朝刊、23面

静岡、清水市を流れる巴川の慢性的な水害を解消するための大谷川放水路が、このほど完成した。巴川の水位が上がった場合に、同放水路から駿河湾へと水を流す。1974年の七夕豪雨を契機に建設が続けられてきたが、四半世紀の歳月と553億円の事業費を掛けた。両市の悲願でもあった放水路完成に合わせ、パネル展が開催されているほか、19日には通水記念式典が開かれる。

同放水路は静岡市古庄の分流点から6・3^{キロ}。4月30日に分流部分の堤防を外して、通水可能となった。巴川は日本平の北側を流れるが、放水路は西側を通過して海へ注ぐ。分流点から後久川を経て、池田、小鹿地区の2・65^{キロ}を開削し大谷川へ通した。川幅は25～35^{メートル}に拡幅し、河口部分の最高水量は1秒当たり230立方^{メートル}。1時間当たり58^{センチ}の豪雨（1日当たり241^{センチ}）に対処できる。

JR東海道線や新幹線、国道1号などをくぐっている。国道1号は、1日数万台が通る幹線道路の下の工事だけに、最後までかかった。

巴川は、川床が浅く曲がりくねっていることから、古くから水害が多い。上流部の静岡市麻機地区では特に水はけが悪く、江戸時代から治水工事が行われてきた。58年には巴川支流の長尾川で洪水が発生、放水路の計画が持ち上がった。

しかし用地買収などが進まず、県の計画は前進しなかった。建設の機運が高まったのは74年7月7～8日に、508^{センチ}の雨が降った七夕豪雨。浸水面積2600^{ヘクタール}、浸水家屋2万6000戸の被害を出し、27人が死亡。78年には国の総合対策特定河川に指定され、県が建設を続けていた。

大谷川放水路完成に合わせ、県庁と静岡、清水両市役所、松坂屋静岡店（8階）で巴川流域総合治水対策ビジュアルボードフェアを開いている。県と両市で作る同流域治水対策協議会が主催。大谷川放水路の空撮写真などをパネルにして紹介している。21日まで（松坂屋は19日休店）。【黒尾透】

第3項 太田川水系の洪水災害と治水

564 台風十四号町を席捲 堤防欠潰し稲は白穂化 災害対策委員会結成 直に復興にのりだす 1954・9・18

袋井市立袋井図書館所蔵
「廣報やまなし」1954・10・10、1面

九月十八日夜、県西部に大損害を齎した台風十四号は、太田川水系各町村に特に著しい土木関係の被害を与え、稲は一夜にして白穂となる等の大損害があつた。

当町でも飯田村南部堤防の越水によつて、上山梨、及び冲山梨北部が膝を没する洪水状態となり、低地家屋百二十戸に床上浸水、三百十五戸は床下浸水の惨状を呈した。本春完成した太田川板築橋下流二百米地点のコンクリート護岸壁は百米に亘つて引水による堤防流失を来したためコンクリート壁は粉碎され、冲山梨の第二堤防は二十米に互り決潰した。そのため仲井用水水門は埋没し使用不能に陥り、川久保の畑二町は水中に没し冠水した田畑二十町に達した。同夜高温低湿による脱水状況となつた異常気象は稔実を控えた全町の稲作に白穂化の打撃を与えた。町農業委員会の調査によると被害八割五百九十町、五割七百五十町、三割、五百二町と九五%の田が損害をうけた。

町消防団としては、台風十二号の際にも土のう、杭により至急処置を施したが、当日午後、更に水防資材、鉄線、杭、空俵を大量に入手して警戒に努め、雨中暗夜の中で、警戒水位を突破した堤防の防衛に努め、町の堤防欠損はいづれも引水の害によるものであり、洪水は飯田地内の脆弱堤防によるものであつた点は多としたい。洪水後は警鐘を乱打して総動員し、冲山梨の浸水家屋には舟艇を以て救助に向うなど大活躍を行つた。今井村、宇刈村の消防団員百余名の応援も非常に有効で町としても深く感銘している。

町としては床上浸水の著しい崩部落に各二食分の炊出しを行つた外、翌十九日は森保健所員の来町を得て引水後の戸別消毒を青年団の奉仕で断行、クレゾール、カルキ、石灰撒布を全戸に施行した。

見舞及び視察に来町された方々は非常に多数で、紙上をかりて厚くお礼を申上げるが、足立代議士 平川、藤江両県議、太田川改良事務所、磐田土地改良事務所、森工営所、袋井土木事務所、中遠福祉事務所等まい挙に違がない程で特に二十日には河合参議院議長と田口県出納長及び県議二名の来訪があつた。九月二十日朝緊急郡町村長会議が森町の町村会でひらかれ各町村の被害情報を持寄り、関係官公署長らの臨席の下に対策を協議した結果、周智郡被害対策本部を設置して、強力に陳情と復旧に進む事となつた。二十一日は陳情と見舞に全町村長が出動し、県土木委員の郡下視察もあり、復旧のため県と一体非常態勢で

臨む事となった。

町でも二十一日農業委員会、二十二日町議会を開催したが、農業委員会は次の如く決議を行い、町議会は町災害対策委員会（正副議長、佐野、村松荘、村松恭、石塚兎玉各議員）を結成対処することになった。

農業委員会決議

- 1 災害復旧に対する補助金の申請
- 2 起債及び営農資金の獲得
- 3 町税の減免（固定資産税、被害「五〇%以上を免除」
- 4 農業施設改良（農道、用排水の改修）
- 5 病虫害の予防対策（農薬撒布）
- 6 被害調査と供米割当の適正
- 7 太田川被害箇所の復旧促進

565 袋井市も水びたし 1974・7・9

『中日新聞』1974・7・9朝刊、15頁

袋井市では太田川、宇刈川、原野谷川などが各所で決壊してはらんし、市内中心地を除いて水びたしとなった。

太田川は同市横井地区で左岸堤防が約三百メートルにわたって半壊、一時は数十人が逃げ遅れて、屋根の上などに避難。このため自衛隊のヘリコプター、民間のモーターボート、ゴムボートなどが出動、午前八時ごろまでに全員を救出した。

周智郡内でもいたる所で土砂崩れがあり、県道が寸断された。同郡森町三倉では鉄砲水で、農業和田恵太郎さん（七九）方の裏山が崩れ、逃げ遅れた和田さんが行方不明になったほか家屋流失六戸、製材工場流失一の被害を出した。

同郡春野町へ通じる県道袋井－春野線の森町天方、三倉川にかかる常盤橋が流されたため、春野町は孤立状態となった。

袋〔ママ〕田市でも太田川右岸堤防が決壊、新貝、明ヶ島地区などで約五十人が孤立したが、市消防団の救命ボートと航空自衛隊浜松基地のヘリで全員が救助された。

566 〔太田川水系の治水とダム建設〕 1987・3・2

『県議会昭和62年2月定例会会議録』

○五十六番（山下 重君）〔前略〕次は、治水対策についてであります。

二級河川太田川は、流域面積四百七十四・四平方キロメートルで、河川延長四十三・九キロメートルであります。過去幾多の洪水、はんらんに見舞われてきました。特に四十九年七月七日、いわゆる七夕豪雨によるところの被害は甚大でありまして、浸水家屋二千三百二十七棟、浸水農地九百八十九ヘクタール、被害総額七十三億一千二百万円で、軒下まで浸水した家屋や、温室ハウスも押し流され、惨たんたるものであります。その後、徐々に改修整備がされてきましたが、一方沿川の森町、袋井市、磐田市は、市街化が著しく進み、洪水増加の傾向にあり、地域住民は抜本的な治水対策を強く望んでいるところであります。

そこで、六十一年度治水ダム実施計画調査費の事業費が三千万円認められ、建設工事に着手する調査がされることは、大変喜ばしい限りであります。一日も早い工事着工を望むものですが、その調査計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、太田川支流の敷地川の改修整備計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いをするものでございます。

次は、仿僧川の整備についてであります。かつては田んぼであったところが市街地になれば、雨水はアスファルトの上を流れ、側溝はあふれんばかりになります。森や田んぼには一種の遊水機能があるが、市街地に降る雨は一挙に河川に集中すると、都市型洪水が起こります。近年、仿僧川水系流域は、著しい都市化により、開発がされてきました。そこで、都市下水路の排水機場が四カ所、ポンプ十三台が最終的に設置されることになっております。また、農業用湛水防除機場十四カ所、ポンプ二十五台が設置され、仿僧川に強制排水されますので、豪雨時には太田川の増水と重なり、逆流をし、川としての機能が失われ、下流部ではあふれる危険な状態になることもしばしばであります。また、せっかく多額の投資をし、設置をしたポンプ機場が、下流部の流域住民の不安から稼働できず、放置されている箇所もございます。仿僧川の改修整備についてお伺いをいたします。〔以下略〕

○知事（齊藤滋与史君）〔前略〕次に、治水対策であります。昨年の災害を受けられました被災者の皆さんに、改めてお見舞いを申し上げる次第であります。太田川、敷地川及び仿僧川の整備であります。太田川につきましては、ダム本体を含めた総合的な対策が必要でありますし、敷地川や仿僧川についても、改修を急ぐ必要があるものと考えております。具体的には土木部長から答弁をさせていただきます。〔以下略〕

○土木部長（伊藤 碩君） まず、治水対策についてお答えいたします。

太田川の抜本的な治水対策といたしましては、洪水調節を目的とするダムを建設することが、治水効果や経済性の観点から最良の策と考えまして、県独自の調査を進めてまいりましたが、六十一年度から補助事業として実施計画調査が認められたところであります。現在ボーリングによる地質調査などを実施中ではありますが、六十二年度以降はダムサイト、

規模、構造の決定など、ダム建設に必要な調査を続けることといたしております。建設工事に着手いたしますまでは、通常三年ないし四年の調査を必要といたしますが、太田川の洪水対策は緊急を要するものでありますので、可能な限り調査期間を短縮し、早期に建設工事に着手できますよう、国に対して要望してまいる所存であります。

敷地川の改修計画についてであります。四十九年の七夕豪雨を契機に、一宮川との合流点付近千二百メートルについて鋭意整備を進めております。災害関連事業、局部改良事業及び県単独事業によりまして、六十二年度には太田川合流点から七千メートルについて一次改修が完了することとなります。しかしながら、近年流域の開発が進んでいることから、この区間についてさらに安全度を高めるための改修が必要と考えられますので、六十三年度から調査及び計画の策定を行い、早期に着工できるよう努めてまいる所存であります。

次に、仿僧川の整備についてであります。仿僧川本川の整備につきましては既に一次改修が完了しておりますが、敷地川と同様、近年流域の開発が進んだことに伴いまして、さらに治水機能を高めるため、今ノ浦川との合流点上流、二千三百メートルについて川幅を広げ、流下能力の向上を図ることとして、本年度から用地取得に着手いたしましたところであります。六十二年度以降も用地取得に努めますとともに、早期に工事に着手できるよう努力してまいる所存であります。〔後略〕

567 〔上水道の需要に伴う太田川ダムの縮小見直し案〕 2001・3・8

『県議会平成13年2月定例会会議録』

○二十七番（野沢義雄君）〔前略〕最初に、太田川ダムについてであります。

県は、森町に多目的ダム太田川ダムの建設を計画中であり、既に用地買収を終え、工事用道路を完成させ、本体を発注するところまで来ていると聞いております。ところが、浜松市が取水量の減量の意向を示したのをきっかけに、県が昨年九月に関係市町に対し取水計画の再調査を行った結果、関係十四市町のうち、浜松市、磐田市、浜北市、引佐町、細江町、竜洋町の六市町が、合計一日最大給水量で一万三千六百トンの削減を申し出たのであります。これは、当初の取水計画八万千トンの一六・八％に当たりますが、この申し出を受けて、県では一月にダム本体を縮小する見直し案を発表し、現計画と合わせ複数の選択肢を設けていると聞いておりますが、今後の対応について伺います。

初めに、上水道の需給計画の見直しについてであります。

遠州広域水道供給事業のこの五年間の年間供給実績は、ほぼ横ばいか微減であり契約水量の五〇％前後の市町も多いと聞いていますが、こうしたことから今回の減量希望に結び

ついたものと思われます。漏水対策が向上したことや、また節水型社会が到来しつつあるとの感もいたします。将来の少子化の影響も加味した人口動向を踏まえ、この圏域の上水道の需給計画の見直しについて伺います。

次に、治水対策についてであります。

この流域では、過去昭和四十九年の七夕豪雨により大きな被害を受けており、近年でも昭和五十七年や五十八年の洪水など水害の歴史は枚挙にいとまがありません。私の住む都田川流域でも、昭和四十九年の七夕豪雨では大きな被害をこうむっており、洪水の恐ろしさは実感しております。行政の取り組む最も基本的な課題は県民の安全の確保と新世紀創造計画第二次実施計画にもうたわれているとおりであり、安心社会の構築を急がなければなりません。治水対策として河道の改修、遊水地の確保などいろいろな方法が考えられる中で、ダムの建設を採用した理由はどのようなものか改めて伺います。

次に、県民の意見の集約を踏まえた今後の方向であります。

ダム本体の高さを二メートル下げた縮小案を示されましたが、この縮小案と現計画のまま続行する案と並列の形で、河川審議会及び事業評価監視委員会に諮り意見を求めております。事業評価監視委員会では、ゼロベースの見直しも視野に入れるべきとの多様な意見も出される中で、最終的には縮小案に集約されたと聞いております。

また一方では、流域市町村などからの建設促進の要望書 建設反対派グループの同意書やインターネットに県民から多くの意見が寄せられたと聞いていますが、これら県民の意見を踏まえた中での今後の方向を伺います。〔以下略〕

○知事（石川嘉延君） 野澤議員にお答えをいたします。

初めに、太田川ダムについてのうち、上水道の需給計画の見直しについてであります。

遠州地域における平成二十年度を目標とした水道の基本計画であります遠州地域広域的水道整備計画は、県が市町村の要請を受けまして、人口、給水量、地域開発計画、給水区域の拡大等の将来展望を踏まえて、平成五年に策定をし、市町村と協議の上決定したものでございます。

今回、住宅団地など開発計画の縮小や人口予測の伸びの低下などの減少要因、地下水や簡易水道からの水源転換などの増量要因等を踏まえまして、六市町村から受水削減の要望が出されました。この受水削減量は、遠州地域の全給水量の四・四％に当たるわずかな量でありますために、基本計画自体の変更の必要はないと考えております。なお、太田川系の送水実施計画であります水道用水供給事業計画は、今回の要望も踏まえまして、所要の変更を行っていくことになるものと考えます。

次に、今後の方向についてであります。

県としましては、受水量の減量に伴い、ダムの規模を縮小する見直し案などを提示をし

て、県河川審議会や事業評価監視委員会にお諮りするとともに、インターネットなどを通じて広く県民の御意見をお聞きしてきたところでございます。二月十九日に開催された県河川審議会では、太田川水系の河川整備基本方針につきまして審議を行い、治水対策としての太田川ダムが了承され、また二月二十三日に開催されました事業評価監視委員会におきましては、ダムの規模を縮小する案が妥当であるとして了承されたところでございます。

県といたしましては、両審議会から近く正式な答申が出されますが、その答申に盛り込まれるであろうこれらの今まで出された意見を踏まえまして、新年度におきましては、ダムの再設計や関係機関との調整を図るなど、早期にダム本体の工事ができるように準備を進める必要が出てくるものと考えているところでございます。

なお、事業の実施に当たりましては、ダムの堆積などの環境対策とそのフォローアップ、建設工事費のコスト縮減、住民への情報公開の充実などさまざまな御意見をいただいておりますことから、これらへの対応につきましても十分検討を加え、対策を講じてまいりたいと考えております。〔以下略〕

○土木部長（山口 修君） 太田川ダムについてのうち、治水対策についてお答えをいたします。

河川の改修方式は、河川の物理的、自然的特性、また周辺の土地利用や状況投資規模などを考慮に入れて決定されていまして、堤防の建設や河道を掘削する河川改修案、洪水を貯留する遊水地案やダム建設案の三つが一般的な方式でございます。

太田川におきましては、これらの方式のうち、河川改修案は、多くの家屋の移転や東海道新幹線のかげかえなどが必要となること、また全川的な改修によりまして良好な河川環境に影響を及ぼすおそれがあるなど社会的、環境的影響が大きいと考えております。また、遊水地案につきましては、約九十ヘクタールにも及びます優良農地を必要とし、用地取得の困難さや地元農業に大きな影響を与えますことから、現実的に困難であると考えているところでございます。

これら二案に比べますと、ダムの建設案は、水道用水の供給が可能となること、また建設費が最も小さく、既に用地取得や漁業補償も終了していることから、治水効果も早期に発現できるものと考えているところでございます。しかしながらその一方で、土地が改変をされましたり、魚が遡上できなくなるなど環境に及ぼします影響は考えられますけれども、さまざまな低減、代償措置を実施をすることによりましてその負荷の軽減が可能でありますので、これらを総合的に判断をしてダム建設案を採用したものでございます。〔後略〕

568 太田川ダムきょう起工 3団体が抗議声明 協議会近く設立 2002・10・29

『静岡新聞』2002・10・29朝刊、29面

県が太田川ダム（周智郡森町）本体工事を二十九日起工するのを前に、同町や浜松市などの市民グループ三団体は二十八日、建設中止などを求める抗議声明を発表した。グループを横断する「太田川ダムはいらない住民協議会」（仮称）も近く設立し、全県的な「脱ダム運動」を呼び掛ける。

森町のグループ「太田川水未来」（鈴木恵三代表）と「太田川ダム研究会」（岡本尚代表）は共通の声明。堆砂の見積もりや洪水調節能力、耐震性、太田川水系からの水道水取水計画に疑問があるとした。

同計画で水道水給水対象となっている浜松市などのグループ「ネットワーク『安全な水の子供たちに』」（日高広子代表ら）の声明は、森町市街地の下流にある取水地点の水質や、給水計画の基礎としている人口推計に問題があるとした。

いずれの声明も、遠州地域には工業用水などが余っているとして、その転用を提案している。グループの代表らはこの日、浜松市役所で会見を開いて声明を発表するとともに、県に送付した。

また住民協議会は、呼び掛け人ら二十人が二十五日に準備会を開いた。十一人の呼び掛け人の一人、袋井市の竹野昇さんは「税金の無駄遣いになるダムは即刻、中止すべき」などと強調し、県内各地で学習会などを開く計画を明らかにした。

569 太田川ダム森町に完成 2009・11・1

『毎日新聞』2009・11・2朝刊、23面

県が森町に建設していた多目的の太田川ダムが完成し1日、現地^{しゅんこう}で竣工式があった。

太田川下流に大きな被害を出した1974年の「七夕豪雨」を期にダム建設の機運が高まり、89年度に事業採択された。完成したダムは幅290^{メートル}、高さ70^{メートル}、総工費は385億円。利水と治水が目的。昨年10月にダムに水をためる試験が開始される直前、堤体に多数のひび割れが見つかり、建設に反対する住民らから危険性が指摘されている。

川勝平太知事は竣工式のあいさつで堤体のひび割れにも触れ、「心配される方もあるので、徹底的に安全を確保していく」と話した。【瀬上順敬】

第4項 馬込川流域の農地開発と治水対策

570 馬込川の河口処理（導流堤）について 1958・3

国立国会図書館所蔵
土木雑誌社『土地改良』8巻3号、19～23頁

Ⅲ 河口の状況

〔前略〕馬込川河口における流量は夏期平水量 $11\text{m}^3/\text{sec}$ 冬期平水量（湧水量） $2\text{m}^3/\text{sec}$ で短時間に堆積する漂砂を掃流する能力がなく、波浪と共に閉塞の原因となつている。前記の如く浜名用水より馬込川への計画放流量は $6.08\text{m}^3/\text{sec}$ であるが導水幹線の舗装工事が未完了であるため、計画取水量 $17\text{m}^3/\text{sec}$ のうち現在までは約 $8.5\text{m}^3/\text{sec}$ を取入れているに過ぎず、放流量は僅少である。尚計画洪水量は馬込川 $208.30\text{m}^3/\text{sec}$ 、芳川 $60.08\text{m}^3/\text{sec}$ であるがこれは昭和10年頃のもので、近年における浜松市々街地の拡張や流域全般に亘る土地改良事業の施行等を勘案してその1.5倍とすれば $400\text{m}^3/\text{sec}$ 程度と推定される。

Ⅳ. 計画

以上の様な状況であるのでその対策として河口兩岸に導流堤を設けることとした。その大要を次に述べる。

（1）位置及び方向

導流堤は往時における開口位置附近、即ち砂浜直前の流路の延長線より若干西寄りに設ける。これは海岸部における路線の延長を短くして勾配を急にすると共に、暴風時高波浪が直進して対岸に激突することを緩和するためである。その方向は海岸線と略々直角にして延長を最短ならしめ工事費の節約を図ることとした。

（2）河口幅（導流堤の間隔）

類似河川の調査及び現地試験等の結果河口幅を40mと決定する。馬込川の平水量は夏期 $11\text{m}^3/\text{sec}$ 、冬期 $2\text{m}^3/\text{sec}$ であるが浜名用水の導水幹線舗装工事が完了すれば計画水量 $6.08\text{m}^3/\text{sec}$ が放流されることとなる。更に導水幹線の通水能力は最大 $18.3\text{m}^3/\text{sec}$ あり、必要あるときは計画通水量 $17\text{m}^3/\text{sec}$ より $1.3\text{m}^3/\text{sec}$ 増加することができる。したがつて馬込川のかんがい期における平水量は $17\sim 18\text{m}^3/\text{sec}$ になると推定でき、非かんがい期は全量（ $17\text{m}^3/\text{sec}$ ）を放流するので $18\sim 19\text{m}^3/\text{sec}$ となる。即ち河口においては常時 $18\text{m}^3/\text{sec}$ 程度の流量があるものと判定してよく、上流部湛水域の貯流量の増加と相俟つて相当大きい掃流力が期待でき水深維持を可能ならしめるものと考えられる。河口部は潮位の影響によつて水位が刻々上下し流水断面、流速、流量が変化し、いわゆる不等断面不等流となつて流量の測定は極めて困難であるが、普通用水路と仮定して計算すると水量 $18\text{m}^3/\text{sec}$ に対し0.60mの水深を得る。次に最大洪水量 $400\text{m}^3/\text{sec}$ 水深3.50m勾配1/500で充分流し得る。〔後略〕

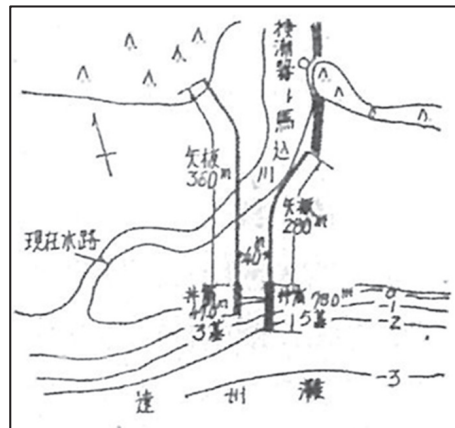


図-3 計画平面図

571 〔多目的ダムとしての船明ダムの建設と農業用水〕 1957・11・27

『県議会昭和32年11月定例会会議録』

○二十五番（河合多三君）〔前略〕次はこれら農政問題に関連した具体的な一つの問題について伺いたいと思うのでありますが、それは多目的ダムとしての船明ダムの建設と農業用水についてであります。天龍川下流の磐田、寺谷用水や浜名用水の問題であります、このことについては、昨年の二月県会において私が、そして本年の二月県会におきましては、わが党の大石文一郎議員が、それぞれこれらの対策について知事に質問したのであります。また先の九月県会におきましては、わが党の先輩小野利貞議員が質問されたのであります。小野議員の質問に対しまして、知事は、船明ダムを作つて下流に対する恒久的な対策とすれば、浜名、磐田用水が、そこから取水ができると考えられるので、国や電源に向つて要請している。今電源の手によつて調査が進められているので、恒久的な対策の解決になると思うというような答弁がなされたのであります。申すまでもなく、佐久間ダムはすでに完成して発電を開始しているし、また秋葉ダムも本年末には発電の工事工程になると聞いているのであります。このように天龍川の総合開発も順調に進んでおることは、まことに結構なことでありますが、一方ダムの建設に伴ういくたの問題の解決策として、秋葉ダム建設による調整の役目によりまして、下流用水の増強や安定については、理論としては一応納得ができるのであります、ダムその他の理由によると考えられる河床の低下は、これらの磐田、浜名用水の取水に困難を来すおそれが多分にあるといわれ、下流関係の農民は、常に不安にかられているのが現状の姿であるといわなければなりません。かような不安を除去するためには、農業施設改良は恒久的なものでなくてはならないと思うのであります。またその事業の内容よりいたしまして、素朴な事業であり、同時に最も負担力の弱い事業であるといわなければなりません。県はこれらの用水の取水施設を改善して、恒久的なものとして将来にまで安定せしめるために、上流に堰堤を築き、これを電源開発事業と結びつけて、その放水口を利用して、たとえば大井川赤松発電所のごとき、電源と農業が共用して利益する、かようなことを天龍川においても考究すべきであると思う。すなわちこのことにつきましては、ただ今申し上げました通り、前議会において船明ダム建設の計画を研究するといつておられますが、今日の追加予算をみますると、天龍川下流農業用水調査費として二十万円計上してございますが、これはただ今私の質問と同じ考えの下に計上されたのかどうか。もしそうだとするならば、電源開発の複雑した幾多の調査のための費用といたしましては余りにも過少で、この複雑した調査の完璧は期せられないと思うのであります。これらに対しまして知事はどのようにお考えになつておられるか。今後に対する方針を明確に御答弁を願いたいと思うのであります。〔以下略〕

○知事（斎藤寿夫君）〔前略〕次に船明ダムの問題であります、これはまず先にお答えを申し上げておきますが、今回計上いたしております二十万円は、これは浜名、磐田両用水の取水附近の一応の現況調査費を計上いたしましたものであります。ダム築造によりまして河床低下、これが直接浜名あるいは磐田用水にどういう影響を及ぼすかということ、一応現況調査をいたす費用として計上いたしましたのであります。もちろん御指摘の多目的ダムとして船明ダムを作りまして、その堰堤から直接に用水を取入れて、恒久的な施策になるのであります。これらの大事業には、電源あるいは農林省の来年度の補助を要請しておりますので、来年度当初において百数十万円程度の調査費を計上できうる方向に折衝中であり、これらのそういう調査によりまして、将来船明ダムを構築すべきかどうか。どういふように河床低下を来すであろうか。浜名、磐田の用水の恒久対策をどういふように樹てるべきかということ、慎重研究し、実現に邁進していかなければならぬ、かように存じております。

**572 船明ダム（天竜）建設決まる 電源開発調整審が認可 49年9月には完成
総額85億円を投入 農工業用水にも利用へ 1969・12・19**

『静岡新聞』1969・12・20朝刊、2面

電源開発調整審議会（会長、佐藤首相）は十九日、東京・虎ノ門の国立教育会館で総会を開き、四十四年度電源開発の追加着工として天竜市の船明（ふなぎら）ダムなど水力二地点、七十万七千瓩、火力十四地点、六百九十二万五千二百瓩の計十六地点、七百六十二万七千五百二十瓩を認可することを決めた。この結果、四十四年度の新規着工規模は千五百九十七万瓩にのぼり、四十三年度の七百六十八万瓩の二倍強と、電源開発史上最大の規模となる。また電源開発会社の新豊根発電所（揚水式・愛知県）の三―五号機（六十七万五千瓩）の増設が決定したが、これが完成すると、百十二万五千瓩となり、わが国最大の水力発電所となる。

【天竜】建設が決まった船明ダムは、天竜川上流にある佐久間、秋葉両電源開発会社ダムの放水を調整するのが目的で発電と農、工業用水にも利用する多目的ダム。電発天竜川調査所によると、ダムの位置は秋葉ダム下流約十八キロ地点。天竜市船明地内の弁天岩と対岸の日明（ひやり）部落を結ぶ線に設けられた。えん堤の長さ二百二十メートル、高さ十八メートルで、ゲートは九門の重力式コンクリートダム。有効貯水量は三百六十万ト、上流の秋葉第一発電所近くまで貯水される計算。

最大出力三万二千瓩で、発電機一基を取り付け、発電後の水は磐田、浜名両用水に送水される。完成すれば現在の両用水合わせて毎秒最大二十七トは、四十七トにふえ、浜松を

中心とする下流域の工業，農業用水に活用される計画。総事業費は電発と農林省で合わせて約八十五億円。工事は四十五年度から開始の見通しで四十九年九月完成の予定。〔後略〕

573 いよいよ工事開始 天竜船明ダムの仮橋 1972・11・4

『静岡新聞』1972・11・5朝刊、14面

【天竜】電源開発会社が天竜市日明に建設する天竜川船明ダム（発電最大出力三万三千瓩、農工水取水の目的で電発県、農林省共同事業）は、九月に地元と着工同意の調印が交わされていたが、建設開始のスタートを切って四日から初めて同川をまたぐ作業用仮橋の工事が始まった。

同ダムは、重力式コンクリートダム。高さ二二・五メートル、長さ二百二十メートル、ゲート九門。発電所は半地下式で旧日〔明〕部落の山を削ってつくられる。本体の工事費五十八億円でダムとしては小型。完成は当初四十九年四月だったが、地元との防災など公共補償交渉が長びいて二年近く遅れたため発電開始は五十一年四月の予定。〔後略〕

574 〔船明ダム発電所竣工式〕 1977・5・25

『静岡新聞』1977・5・26朝刊、13面

記念碑の除幕も 船明発電所、喜びの竣工式 天竜

【天竜】天竜市船明の天竜川に完成した電源開発会社船明発電所の竣（しゅん）工式が、二十五日午前十一時半から同市二俣町の市民体育館で盛大に行われた。

式には関係者約三百五十人が出席、両角良彦電発総裁が「船明発電所は小水力の開発が見直されているなかで、今後の残存水力の開発を方向付ける先兵としての役割を果たすものと確信している。関係みなさんのご協力に心から感謝したい」とあいさつした。次いで農林、建設、通産各省の代表、諏訪副知事、竹山前知事、熊村天竜市長らが次々に祝辞を述べた。〔中略〕

同発電所の設けられた船明ダムの建設は、農林省、県、電発の共同事業として四十七年十月に着工した。発電のほか天竜川下流域に農工業、上水道の用水を供給する多目的ダム。着工以来四年半ぶりにようやく発電にこぎつけたわけだが、用水関係は五十四年度末の完成と大幅に遅れている。また、地元と約束した関連工事も残っており、この日の竣工式を機に、残された工事の促進が望まれる。

なお、同日は式に先立ち、ダム建設に伴い集団移転した旧日明（ひやり）地区住民の足跡を残す記念碑と、ダム建設記念碑の二つの石碑の除幕式が行われた。あいにくの雨空の

下、完成したダムの姿を目のあたりにした旧日明地区住民は感慨も新たな様子だった。

第2節 由比地すべりと防止事業

第1項 第二次国営地すべり防止事業

575 〔昭和36年由比町地すべり災害〕 1961・3・14

静岡県民会館『県政概要 昭和36年版』、1962・2・28、100～101頁

☆ 由比町地すべり災害

(一) 地すべりの概況

三十六年三月十四日早朝、庵原郡由比町寺尾地内で、背後の山が標高三〇〇米付近で幅二〇〇米にわたり、にわかには滑落し、その崩落土砂（一二〇万立方米）の圧力が、下段一帯の破碎地帯に長さ二〇〇米にも及ぶ地すべり現象をおこした。

このため約八ヘクタールの農地（主として蜜柑園）が隆起または陥没したほか昭和二十三年から三十年度まで農林省直轄事業として完成をみた治山事業、地すべり防止事業による施設構造物の殆んどが、一挙に跡片もなく破碎されるというすさまじい被害を受けた。

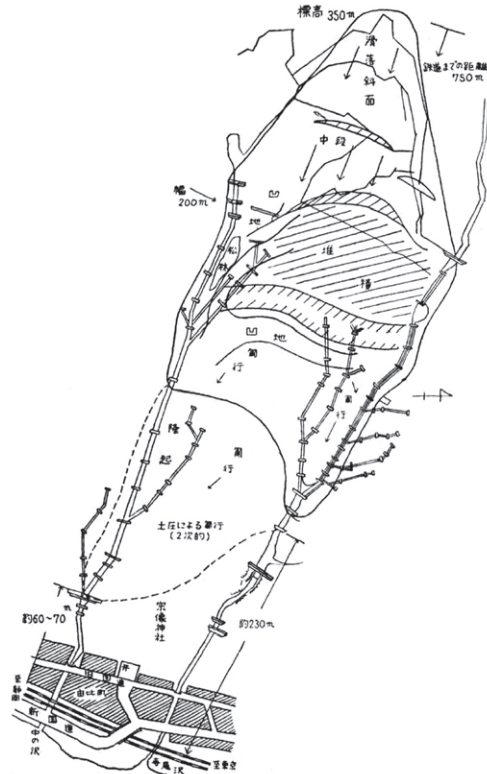
本地点は、地質的にも常時地すべりを起こし易い、脆弱な地質構造地帯に属する上、地形上からも山が直接海岸にせまるといった急峻狭隘の地で、五〇〇米という距離に民家が集まり、このせまい地には、わが国産業の二大動脈ともいうべ国鉄東海道本線と、国道一号線（東海道）が並行し、本地点で立体交差するといった交通上の要衝で、地元住民、関係当局に与えた不安と混乱は極度に達した。

- 十六日 建設省砂防課 谷口技官
- 十八日 東京農大教授 小出博士
- 十九日 調査結果の発表

(二) 応急工事

滑落面の中腹にある段丘の上部に斜面を横断する半円型排水管を施行し、地下湧水と雨水をこれに受けて崩壊面への浸透を防止しつつ、これにビニール管、木樋等を導設して、ごみ沢、にぎり沢へ導水するもので、陸上自衛隊富士学校の隊員約三〇〇名が出動し工事を完了した。

由比町寺尾地先地すべり概況



576 【由比町地すべり対策の予算措置】 1961・9・25

由比地すべり管理センター所蔵
林野庁治山課「由比地すべり対策について」、8～10頁

4. 予算関係

(1) 恒久対策

恒久対策の総事業費は、前述のとおり排土量並びに排土の方法が未確定であるので、一応ベルトコンベアを使用し、1744千m³の排土を仮定して総事業費を算出すると次のとおりである

	事業費	
	千円	
応急工事費	379,625	
直轄地すべり	138,875	
補助緊急治山	240,750	(未確定)
恒久対策工事	1,240,244	(未確定)
直轄地すべり	957,792	
〃 施設災	282,452	
総事業費	1,619,869	(未確定)

(2) 昭和36年度予算

(イ) 応急工事費

	工事費 千円	事業費 千円	国費 千円
補助（緊急治山事業費）	225,000	240,750	155,595
直轄（直轄治山より流用）	93,560	138,875	92,585
計	318,560	379,625	248,178

補助は1次 195百万円、2次30百万円

直轄は1次 30百万円（調査）2次30百万円、3次33,560千円

(ロ) 恒久対策

	工事費 千円	事業費 千円	国費 千円	備考
直轄施設災害	126,384	130,340	130,340	65,170千円 予備費 65,170〃 補正予算
〃 地すべり	67,599	69,715	46,476	補正予備費
計	193,983	200,055	176,816	

5. 立法措置

本地すべり対策事業費は前述のように莫大な経費を要するものであり、これらの地元負担額（県費1/3負担）も相当の額にのぼることと、この地すべり対策工事が東海道本線及び国道に直接大きな影響をもたらすということから、単に静岡県一県がその負担を受持つということは妥当でないとする意見があり、昭和36年4月20日、衆議院法制局において「地すべり等防止法の一部を改正する法律案」として次のような内容をもつ案が作成された。

「直轄地すべり工事で、その工事が国の利害に特に重大な関係を有するものについて政令で定めるところによつて国は全額又は通常の負担割合をこえて負担することができる。」

しかし、この段階においては、総事業費の概算が不明であり、静岡県が負担するのが不当であるという程の額であるか否か明らかでないということと、地すべり法の特例とすれば、当然河川法 道路法 砂防法 森林法 等にも当然同趣旨の立法が必要となつてくることが考えられ、重大な問題である。

等の理由により一応は見送りとなつた。

9月15日に至り、自民党政調会建設部会において、この問題が再度とりあげられたので、これは検討中であるが、次のような問題点がある。

(イ) 昭和36年度において施行する由比地すべり工事の静岡県負担分の財源について、自治省の見通しをたゞしたところ、直轄地すべり、直轄施設災については、起債を100%認めるべく大蔵省と協議中であり、緊急治山事業費については80%の起債を認めることとなつている。

従つて実質的な負担率は下表のとおり 86.6%となり、特に国庫負担率を引き上げる立法措置を講じなくとも所期の目的を達し得るものと考ええる。(静岡県の実績も皆無であるということとはできない。)

(単位千円)

	36年度 事業費	国費	県負担	起債 充当率	起債額	交付税 算入率	交付税 交付額	実質 負担額	実質負担額	
									県	国
直轄施設災	130,340	86,893	43,447	100%	43,447	95%	41,274	2,173	1.7%	98.3%
〃地すべり	138,875	92,583	46,292	100	46,292	57	26,386	19,906	14.3	85.7
補助緊急治山	240,750	155,595	85,155	80	68,124	57	38,830	46,325	19.2	80.8
計	509,965	335,071	174,894		167,863		106,490	68,404	13.4	86.6

若し、起債充当率が低くなるような場合は、特別交付税による補てんも考えられる。

(ロ) 特例法の立法については、「地すべり法」「森林法」「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の三つの法律について特例を設けること。地区を由比に限定した立法をすることの困難性。静岡県の負担限度をどのように定めるか等、種々のむつかしい問題がある。

577 〔由比町寺尾地すべりの原因と対策〕 1962・3

由比地すべり管理センター所蔵
農林省東京営林局・建設省土木研究所
『静岡県由比町寺尾地すべり調査報告書 No. 1』、117～119頁

－結論－

以上の調査成果を基に今回の地すべりを総合的に考察すると、まずこの地域が地質的に見て地すべり発生の素質的な原因を十分にもつていたといえる。この地域の地質については既に述べた通りであるが、この地域の基盤は鮮新統の浜石岳層群に属する泥岩乃至凝灰質砂岩よりなりこの上を、甚しく風化の進んだ風化帯が覆っている。もちろん下方の緩斜面と滑落崖の上部では多少その構成が違っているがいずれも風化の程度はひどく、亀裂も著しい、たとえば滑落崖の上部では浜石岳礫層群に属する凝灰質礫岩、砂岩、集塊岩、泥岩などからなっており、これらは全般に破片状あるいは塊状で存在しこの間隙が粘土や砂質ロームで充填されるという状態で存在し、風化は前述のように甚しく進んだ地層からできていることが明らかにされた。こうした風化帯の上に過去の山崩れや地すべりによつてもたらされた土砂礫からなる堆積層が数米から数十米の厚さで覆っており、この堆積層は主として砂質ロームであるが、この中に凝灰質砂岩や泥岩の砂礫が含まれており、特に滑落崖より下方においては軟弱な粘土層が広く存在しているという地質構成であつた。

また今一つ大切なことは地質調査の結果判明した断層ならびに破碎帯の存在である。このためにこの周辺の岩盤は著しく破碎され、風化が深部まで導入され、岩盤の中にも軟弱層が形成されていたことである。

こうした地質構造からなつている地域が地すべり発生にとって好適な条件を具備していることは改めて申すまでもない所である。

また堆積層の中に存在する粘土層は土質試験によつて明らかにされたように、極めて軟弱で、含水量の増加によつて著しく悪化し、泥流化するという地すべりに特有の粘土で形成されていた。

したがつてこうした地質状態の地域に降雨があり、これが地表面より滲透するとかあるいは地下水が他から流入して増加した場合、地すべりが誘発されることは想像に難くない。

こうした見地から今回の地すべりを眺めてみると決してこの地すべりが3月14日に突然発生したものとは考えられない。すなわち既にこの地すべりの発生以前から降雨の度毎に移動量の大小は別として滑動していたものと推定される。このことは後に現地を踏査することによつて確認することができたのであるが、地すべりは昭和28年の寺尾地すべり発生以後も緩慢に続いていたものと考えられる。この活動区域は地質調査の結果からいつでも滑落崖より下方の堆積層の中であると考えられる。すなわち堆積層の中に存在する軟弱な粘土層が滲透水あるいは地下水の供給された時に緩慢に滑動していたものとする。

こうした活動期にあつた地域が3月13日より14日にかけての降雨によつて急激に滑動を起こしこの堆積帯の移動によつて上部の滑落崖を覆つていた堆積層が崩落し、さらにこの崩落土砂の重圧によつて、下方の緩斜面の安定が破れ、2次的な滑動を誘発し、この土砂が寺尾沢、中之沢に入つて流水が混入し、泥流となって両沢を下ると共に緩斜面が匍行運動を起こしたというのが今回の地すべりの発生過程であるとする。

さてこゝで問題となるのは調査に入る前に問題として挙げた、13日から14日に至る間に降つた僅かな雨量が果して地すべり発生の原因となり得るかという疑問であるがこれは既に土質試験の所でも述べた如く、この地域に存在する地すべり粘土が極めて軟弱な粘土で、僅かな含水量の増加で強度が低下するというので、このような粘土層に対してはたとえ10数耗という降雨量といえども、粘土層への供給がうまく行われる状況にあつたと考えれば充分地すべりを誘発する原因となり得たということである、いま一つ地質調査の所で説明した通りこの地域に存在する断層ならびに破碎帯は地下水の通路としてきわめて有効で、今回の地すべりの時にも、これを通路として他の流域からの地下水の流入が充分考えられ、この地下水の増加によつて地すべりが著しく促進されたものとする、たゞ残念ながら今回の調査ではまだ充分に地下水の追跡の成果が得られていないので、地下水の流入経路を明らかにすることができないが、現在までの調査結果からいえることは寺尾地す

べりの上部の山頂附近から流入した表流水が緩斜面へ供給されるという地下水脈はないようで、むしろ寺尾沢の上流部より地すべり地緩斜面を斜に横断している地下水脈が想定され、もちろんこれは破碎帯を通路とする地下水脈であると推定し、この調査を進めることにしているのでこの調査成果によつて地下水脈の状態が明らかにされることと考える、以上の経過が今回の地すべりの発生に対する考察である。

(7) 恒久対策に対する意見

現在までの調査結果に基づいて地すべり防止対策を計画するに当つて考慮すべき事項を取りまとめて述べるとまず緩斜面において滑動の根源をなす軟弱な粘土層の排除とこれに伴つて生ずる緩斜面の不安定を修正するための2次的な排土が必要である。次に寺尾地区が既に述べた如く交通の要路にあたっているため、今後こうした事故を発生しないために滑落崖の上部の崩壊に対する予防措置としての斜面の排土工事が必要となる、また地すべり地に見られる多くの湧水は当然今後の地すべりの間接的あるいは直接的な原因となるもので、この処理を考えねばならない、このために表面排水路網の整備ならびに地下排水工事を計画することが肝要である、これに併行して応急復旧した寺尾沢および中之沢の恒久工事も考慮しなければならない。最後に以上のようにして今次地すべりの発生した地域に対する措置が実施されたとしても匍行運動を起していた地域より下方旧国道に至る間の緩斜面はこの地域の地質状態からいつて決して今後地すべりを発生しないと断言することができず、むしろ発生の可能性があるかと推測される点が多いのでこの予防措置を講ずる必要がある。

以下これらの事項について各項目ごとにさらに検討することにする、もちろんしばしば述べたように調査がまだ引続いて行われているので、この成果によってこれらの考え方に多少の変更が起ることもあるかも知れないが、一応基本的な考え方には大きな相違は生じないものとする。〔後略〕

578 〔由比町寺尾地すべりの施行経過概要〕 1965・3

由比地すべり管理センター所蔵

国営由比町地すべり防止工事々務所『由比町寺尾地すべりの概要』、16～17頁

12. 施行経過概要

- (1) 昭和36年度応急工事として、泥土を清水市へ排土84万 m^3 を主として、その他排水工事によつて地盤の安定を図り恒久対策工事の実施準備をし、また、建設省土木研究所に委託して地すべり地域の調査を行ない37年4月その結果をとりまとめた。
- (2) 昭和37年度は当初清水市へ7.3万 m^3 の泥土を排土、その後建設省の海岸事業の締切

工事が進捗したので12月中旬より由比海岸工事埋土として、排土工事を実施した。その他、排水ボーリング、コンクリート擁壁、堰堤、谷止工事を実施した。

- (3) 昭和38年度は地すべり堆積土の排土の主体として、由比海岸事業へ34万 m^3 を排土し、その他、上部排土の準備工事と、施設災害復旧工事が本年度で完了した。
- (4) 昭和39年度は、上部排土作業を開始、61万 m^3 の排土と円滑に進行するよう鋭意努力している。

なお上部排土跡裸地の山腹工事、4.4haの施行に力を注ぎ、裸地の表面侵蝕防止を重点的に取り上げ、早期に面的緑化を目途に山腹工種の配備をし、更に緑化工の成果の発揮できない時期におこる、災害を勘案して流出土砂の貯留能を有する堰堤を寺尾沢及中の沢に各1基滑落崖の脚部に延長122mのよう壁を実施した。

- (5) 昭和40年度は、排土跡の山復工事の完成及び緑化工の保育、治山造林の完成、水路工事の整備、排土運搬、施設の徹却、跡地の整理をなしてお流出量の測定、等の調査を実行する。
- (6) 地すべりのその後

地すべり発生当時は、全域泥濘化し、湿地用ブルドーザの運行も困難であつた。地すべり粘土も応急工事によつて次第に硬化し、地すべり活動も安定化し、37年38年共全面的な地すべり現象はみられなかつたが、恒久対策工事实行中地区的な地すべり活動が発生し応急措置としてのコンクリートパイル杭打の一部が、最大20mにわたつて移動した。現在部分的に地すべり発生する可能性のある区域は中の沢の上部、寺尾沢の中、下の3ヶ所の一部分であるが、何れも現在谷止工及排水路工事の完備と共に危険性はなくなつてきた。何れこの地域は風化泥岩戸の厚い地区であるから、サンドオールの如き排水と摩擦、係数の大きな土との置換等による安定化を図る計画である。

- (7) 排土工事

排土工事は全土量1,299,000 m^3 の予定であるが、38年度末までに地すべりによつて押出した。中段堆積土、及下部匍行地帯よりの排土で660,000 m^3 、なおこの他に堰堤等の床堀土約110,000 m^3 が同じく排土されたので地すべり区域より搬出された土の合計は770,000 m^3 となる。

この土量は地すべり区域約6.0haであるから1 m^2 当り約平均1 m^3 の土が搬出されたことになるが、このため当時の状況の説明が困難である。〔後略〕

579 寺尾地這り工事遂に完成 5年の歳月、総工費17億円 1966・3・25

県立中央図書館所蔵

「由比町報」第164号、静岡県庵原郡由比町公民館、1966・5・1、1面

昭和三十六年三月十五日、寺尾地氾りが発生してより満五年、国営（東京営林局直轄）のもと、防災工事が進められてきたが、この程完成、去る三月二十五日西山寺区民会館に於てこれが落成式が挙行された。

東京営林局長玉置康雄氏、科学技術庁研究部長丸山文行氏、県側より鈴木出納長、栗田林務部長、紫田県議、それに佐藤清水市長等関係代表、地元として原町長以下町議、消防団、池田前町長等百三十名が参集、地氾り工事の完成を祝した。

地氾り発生以来五年の歳月と総工費十七億円余をかけたこの地氾り工事は、応急工事を林野庁指導のもとに県が実行し、恒久対策については各省技術陣が協力、国営をもって完成をみたもので、この間、出役労務者は延二二万八千人、ダンプカー四三万四千台、こうしてすべり落ちた土一二〇万立方米は海岸に運搬埋立てられ、地氾り工事と併行して海岸埋立工事が進められていつたのである。

地氾り災害当時から、直接この工事に関与した池田前町長は次の通り語つた。

一瞬すべり落ちた土砂の波が、ジリジリと人家に迫り、或は国道、国鉄をストップさせるかもしれないと思うと、一刻も早く、この土砂の排土処理をしなければならない。然しこれをトラックで搬出していたら忽ち国道は交通マヒを起してしまう。それで当初は寺尾下海岸へ埋立て、土地造成を考え、中央に働きかけたが、このことが海岸埋立ての東名高速道路へと進展していったもので、今美しい緑の山はだをみ、海岸高速道路の現況を眺めて誠に感慨深いものがあります。

地氾り防災工事費十七億円高速道路七十四億円、正に百億円がこの町に注ぎこまれたわけで、町百年の大計を一挙に実現したものと自負しています。

港らしくなった漁港、国道一号線の開設、そして将来は海からの災害もなくなること等、先づ先づよい結果をもたらしたものと考えています。

昔からこの海岸は町民の生活と結びついていただけに、郷愁といった感情もあって、それだけに補償の問題には頭をいたくしましたが、関係者の良識で解決の出来たことも有難いことでした。

これからは素晴らしい景色の海岸高速道路として、多くの人達の口伝えに、由比の名もたかまり、町民も又由比を誇りに思うようになるでしょう。〔後略〕

第2項 第三次国営地すべり防止事業

580 〔豪雨後遺症で静岡一富士間交通大混乱〕 1974・7・9

『静岡新聞』1974・7・9夕刊、7面

豪雨後遺症で交通大混乱 県下

「国一」に車ギッシリ 静岡－富士間上り 15^{キロ}、下り 10^{キロ}

集中豪雨の後遺症は九日になっても県民生活の上に重くのしかかっている。県中部地区の幹線道路はかつてない渋滞に見舞われ、東名も富士－静岡間で半身不随。国鉄は東海道本線が庵原郡由比町で延長一^{キロ}にわたって線路が土砂をかぶり静岡－富士間で全面ストップ。復旧は十二日までかかりそう。新幹線は終日二五一五〇%の間引き運転、浸水家屋も静岡市内でまだ四千戸以上が残っている。

〔中略〕

相変わらず泥水 由比 国道などいぜん冠水

【由比】国鉄東海道線と国道一号線は庵原郡由比町西倉沢の大沢川のはんらんで、八日未明から完全にマヒ状態が続き九日も上下線とも約十^{キロ}以上にわたって渋滞が続いている。

近所の約二十戸の住家を床上浸水させた大沢川からは、水量は減ったものの相変わらずドロ水が流れ込み国鉄東海道線は約百五十^{メートル}にわたって土砂に埋まったまま。国鉄と並行して走る国道一号線も同所一帯で約三百^{メートル}にわたり冠水している。このため建設省と国鉄では八日午後からショベルカーなどで機械力を動員して復旧工事を始め水は徐々に引きつつある。蒲原署は一時間交替で復旧工事と車両の通行を行う方針である。

国鉄は由比町内でさらに二カ所の土砂崩れ個所があり復旧の見通しは立っていない。

国道一号線と旧東海道が由比町今宿の大田和山からの民家五棟をのみ込む土砂崩れのため完全にストップ。このため、車は富士由比バイパスに集中、渋滞は下り線で富士川町までの約十^{キロ}以上になり終日大混乱。

581 地すべり 国の直轄事業はじまる 1975・4・18

県立中央図書館所蔵

由比町公民館「由比町報」第272号、由比町役場、1975・5・1、1面

このたび地域住民の宿望がかない本年度から地すべり防止事業は国の直轄工事で実施されることになりました。

事業は林野庁東京営林局が担当することになり、去る四月十八日由比港漁協大会議室において林野庁長官代理の藍原指導部長の出席のもと副知事、県選出の代議士をはじめ政府、県関係要人多数の来賓を迎えて「東京営林局直轄由比治山事業所」（今宿、元魚協事務所）の開所式が盛大にとり行なわれました。

国の直轄事業は昭和二十三年七月のアイオン台風災害時以来今回で三度の採択であります。今回の直轄区域は、今宿、寺尾、東倉沢地域の南面傾斜地帯で南北千米、東西三千米

の範囲であります。

五十年事業としては、とりあえず昨年度施行の緊急対策の補完的工事と調査等が主体となり、本格的工事は、昨年国土庁のテコ入れで編成された「由比地区地すべり対策技術委員会」の答申をまっして漸次実施の運びとなります。

いずれにしても今後は国の強力なる執行体制のもとで莫大な経費と高度の技術を投入した恒久対策が講ぜられるものと期待していますが、同時に、本工事を円滑に推進させ一日も早く安心した生活ができるためには何よりもまず地元住民の工事に対する深いご理解のもと全面的な協力を切に望みます。

582 【由比地区震災対策の事業費増額の要望】 1983・10・6

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第百回国会 参議院建設委員会会議録第一号」、1983・10・14、4～6頁

○委員長（青木薪次君） これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

ただいまの両君からの報告中で要請のごございました要望事項等につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木薪次君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

〔中略〕

静岡県からの要望

1、地震対策事業の推進

予測される東海地震に対応するため、本県におきましては、県民あげて防災対策に努めております。

大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策緊急整備事業については、二、四三〇億円の事業計画が昭和五十五年十二月及び五十七年三月に内閣総理大臣の承認を得て昭和五十九年度末までに実施することとしており、国におかれましても格別のご配慮を賜り深く感謝しております。

しかし、事業の進捗状況をみますと、昭和五十八年度末の進捗見込は、概ね六〇パーセントであります。津波対策事業、避難地・避難路事業等につきましては整備の遅れが目立っておりますので、これらの事業が円滑に実施できますよう国におかれましても格別のご配慮をお願いします。

また、わが国の東西交通の要衝である国道一号由比地区の震災対策事業につきまして、事業費を大幅に増額されますよう要望します。〔後略〕

583 地滑り防止工事本格化 由比・今宿地区安全祈願祭 くい打ちや排土工

1990・7・19

『静岡新聞』1990・7・20朝刊、20面

林野庁直轄で大規模な地滑り防止工事が進められている由比町の今宿地区で十九日、関係者らを集めて「由比地区治山工事合同安全祈願祭」が開かれた。本年度の総事業費は二十三億三千万円。巨大なコンクリートくいを地盤に打ち込むシャフト工をはじめ、土砂を削り取る排土工、排水トンネルを掘る立体排水工などが予定され、これから工事が本格化する。

安全祈願祭は、治山工事を請け負っている業者七社でつくる由比災害防止連絡協議会（会長・沢田信夫大成建設由比作業所長）が開き、業者のほか、草野英治東京営林局長、三沢保正同局由比治山センター所長、青木健由比町長ら約百人が出席して工事の安全を祈った。

祈願祭終了後、草野局長は「治山工事は国土と地域住民の生命財産を守るために行われている。由比地区では昭和五十二年以降死亡災害は発生しておらず、くれぐれも安全に配慮して工事を」と述べた。

本年度事業の中で、シャフト工は今宿地区の二カ所で行われ、直径四・五メートル、長さ約六十メートルのコンクリートくいが計四本打ち込まれる。排土工は、寺尾、西倉沢の二地区で約八万立方メートルが搬出され、今まで県東部に運搬されていた搬出土砂の一部が、今年から初めて地元の由比漁港の整備事業に使われることになった。

西倉沢地区で行われる立体排水工は計画の半分約三百六十三メートル分のトンネルが掘られる。また、直径三・二メートル、長さ七十七メートルの鋼管くい六十五本の打ち込みも行われる。そのほか、ソフト面で元年度から進められている自動観測システムの充実が図られる予定。

584 〔由比地区の地すべり防止対策と完了後の防災管理〕 1995・12・11

『県議会平成7年12月定例会会議録』

○四十八番（芦川清司君）〔前略〕次に、由比地区の地すべり防止対策と完了後の防災管理についてお伺いいたします。

現在、この由比地区における地すべり防止対策は、国直轄事業として東京営林局によって大規模な地すべり防止事業が行われており、新しい技術を導入した数多くの地すべり防止施設や自動観測施設の導入など、防災対策にも積極的な取り組みをしていると聞いております。この事業の進捗状況と事業完了の見通しはどうか、お伺いいたします。

また、地すべり防止につきましては、大規模な施設や地下水位、地盤の変動をとらえる

自動観測機器が導入されていますが、これらが現在防災力を発揮していることにかんがみ、その技術らは、県内はもちろん全国的に応用され、安全な国土形成が図られれば、この地域の果たす役割がより有意義となることでありますし、つきましては、これらの諸施設の展示なりPRの拠点とする、例えば地すべり防止科学センターの建設などのことも含めて、事業完了後の防災管理をどう進めていくのか、県の考えをお伺いいたします。

〔中略〕

○林業・水産部長(岩本茂之君) 由比地区の地すべり防止対策についてお答えいたします。

この事業は、七夕豪雨災害を契機に、林野庁の直轄事業として昭和五十年に着手されたもので、由比の住宅密集地の保全とともに、我が国の大動脈であるJR東海道線や国道一号、東名高速道路などの安全確保のために進められている重要な事業であります。現在、予想される東海地震や昭和五十九年の長野県西部地震の被害状況を踏まえ、土砂の移動をとめるため、直径四・五メートル、深さ五十メートルに及ぶコンクリートくいの設置等各種の工事が実施されております。平成六年度末に、より安全性を高めるために三年間の工事期間延長と八十七億円の事業費の追加が行われ、全体事業費は四百七十億円となっております。工事の進捗につきましては、平成七年度末に八七%と見込まれており、完了は平成十二年度の予定であります。

事業完了後の防災管理の進め方ではありますが、国の通達により、工事が終了しますと、県が施設の維持管理を引き継ぐこととなっており、適正な管理手法に基づいて、防災に万全を期すことを基本としております。さらに、この地区は我が国の最先端技術を導入した大規模な防災施設の集積地であることから、この特色を生かしながら、防災意識の高揚に資する方策についても検討を進めてまいりたいと考えております。

585 由比地すべり管理センター完成 自動観測システム導入 地中に81のセンサー設置

2000・3

『静岡新聞』2000・3・23朝刊、24面

昭和四十九年七月の集中豪雨による地すべりで、人家三十九棟が全半壊した由比町寺尾に建設していた「地すべり管理センター」がこのほど、完成した。自動観測システムなどの機械が導入され、今後調整が済み次第、稼働する。

被害が出たのを受け、昭和五十年から第三次直轄地すべり防止事業が始まった。寺尾や東倉沢などの地区を対象に、八十一の観測センサーが十五一六十^{センチ}下の地中に設置。地すべりや地震に関するデータは県中部農林事務所を通じ、県や町などに送信される。

建物は木造二階建てで、延べ面積約五百平方^{メートル}。自動観測システム室やデータ分析・指令

室をはじめ、過去の災害記録を管理する資料保管室などが施設内の主な機能となっている。

地すべり防止事業に携わってきた関東森林管理局由比治山センターの三上保所長は「地すべりの防災拠点になって、地域の安全を図りたい」と話した。

第3節 土砂災害と対策

第1項 昭和41年梅ヶ島土石流災害

586 〔台風26号で梅ヶ島温泉大被害〕 1966・9・25

『静岡新聞』1966・9・26朝刊、1面

土と砂の山津波 犠牲者33人 温泉郷は一瞬に川原に

【現地にて大石、小谷、望月、本間、甲賀、渡辺記者発】一瞬のうち梅ヶ島温泉郷の大部分をのみ込んだ山津波事故の犠牲者は三十三人にのぼった。一夜明けた同温泉郷はまったく無残な姿。安倍奥の秘境といわれた面影は消え石と土砂と樹木のころがる川原に変わり果てていた。すっぽり土砂の中に埋まったさかや旅館、外かくだけを残した泉屋旅館、曲がりくねった鉄骨が土砂の中から突き出ている。同温泉十旅館のうち二旅館を残して八旅館が流失、埋没した

山津波は安倍川本流沿いにあるさかえや、泉屋、寿屋の三旅館をまともにのみ込んでしまっていた。山くずれを目撃した大衆ぶろの管理人近藤歳男さん（五一）は「雨が激しかったので警戒していたが、二十五日午前一時少し前、大きな音がしたので顔を出したところ、管理室と大衆ぶろを結ぶ湯橋がなかった次の瞬間、水と土砂のすごい固まりが安倍川本流沿いの旅館をつつんでしまった。この山津波はまったく予想外で、本流が川原になり三旅館の右手にあった県道が流れになるといったぐあい、手のほどこしようがなかった」といっている。

さかえや旅館一階にいて救出された豊泉かねさん（六九）＝静岡市湯島＝は「アッという間に水が襲ってきたので、天井、ハリや押し入れで六時間にわたって水につかって、明け方を待った。もうだめだと思った」。

原因について同村の滝波医師は「裏山の大崩壊か、崩壊のたまっていたものが、激しい雨でいっぺんに出てきたかのどちらかでしょう。従来の一時間の雨量五六ミリが最高だったのに同夜の一五〇ミリは異常だ」と語っていた。〔後略〕

587 〔1966年9月25日御前崎から静岡県中部を横断した台風26号〕 1966・9・25

静岡地方気象台所蔵

静岡地方気象台『1966年9月25日0時ごろ御前崎の西に上陸し静岡県中部を北へ進んだ台風26号に関する異常気象速報』、1966・9・30、2～4頁

1 気象概況

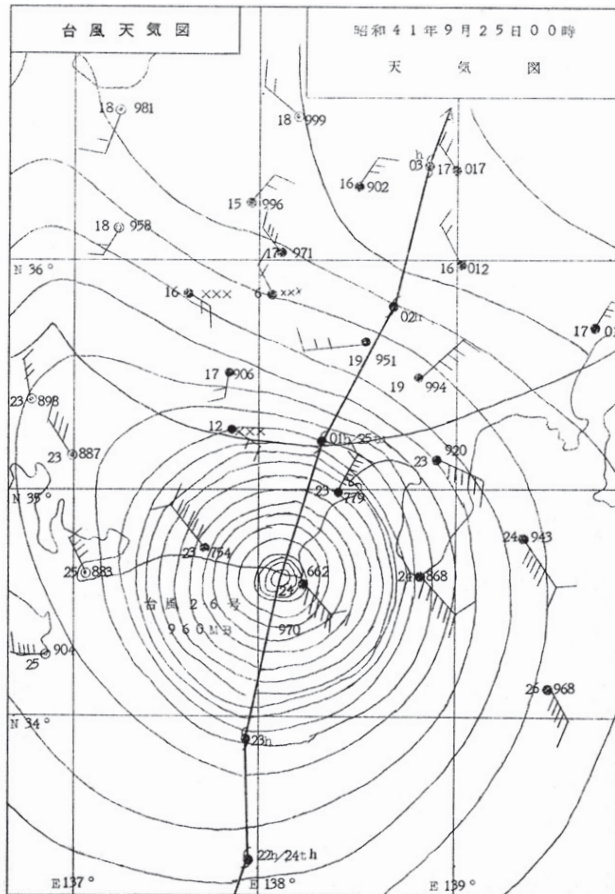
(1) 今回の異常気象の特性

1. 台風26号は日本の南にあった秋雨前線をしげきしながら、御前崎の西に上陸し、県中部を縦断して北上したため、県内全般に暴風雨となり大きな被害を与えた。
2. 台風の中心前面の豪雨と暴風による風害と、高波による浪害が特に目立ち、被害の大部分をしめていた。
3. 9月後半の北上型台風の特徴が強く現われていて、時速65Kmの非常に早い速度で、静岡県を1時間余で通過した。
4. 台風26号は中型台風であったが、静岡県の最近の台風としては昭和33年の狩野川台風につぐ大きな被害となった。

(2) 気象経過

1. 18日カロリン諸島の東に発生した熱帯低気圧は北西に進み、23日0時にマリアナ諸島の北部に達し、台風26号となった。
2. 台風は24日0時に硫黄島の南西海上を通過し、その後は次第に進路を北に変え、24日昼すぎになって非常に早い速度で北上しはじめた。
3. 台風の接近にそなえ、16時30分に風雨注意報、波浪注意報を発表し警戒をうながした。県下は夕刻ごろから風雨が強くなりはじめた。
4. 静岡県に台風が上陸して来る危険が大きくなってきたため、19時に暴風雨警報、波浪警報、洪水注意報を発表した。その後、21時ごろから県下は暴風圏に入り、風雨は更に強まってきた。
5. 台風の中心前面での暴風雨は非常に激しく、台風が上陸した25日0時を中心にして前後1時間の間に、各地で最大風速、豪雨を記録し、最大瞬間風速は、御前崎で50.5m、静岡で40.0m（共に創立以来の第1位）となり、1時間最大雨量は静岡で66mm、御前崎で64mmなど各地で30mmをこえる強い雨となった。特に梅ヶ島（建設省）では25日0時から1時までの雨は115mmとなった。
6. 台風の通過にともない、25日0時から1時にかけて台風の眼の中に入ったため、中心域の弱い風を県中部の各地で観測したあと、台風6626号は〔ママ〕被害のつめあとを残して山梨県へ北上していった。

〔中略〕



〔後略〕

588 〔衆議院台風二十四号及び第二十六号による被害状況等調査〕 1966・10・7

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第五十二回国会 衆議院災害対策特別委員会会議録第七号（閉会中審査）」、
1966・10・15、2～4頁

○日野委員長〔前略〕次に台風第二十四号及び第二十六号による被害状況等調査のため現地に派遣されました委員から報告を聴取いたします。第一班竹谷源太郎君。

○竹谷委員 第一班の調査の概要につきまして御報告申し上げます。

派遣委員は、日野吉夫委員長、藤井勝志君、私並びに委員中川一郎君、ほかに地元選出議員の御参加を得まして、静岡県における台風第二十四号及び第二十六号による被害状況

等につきまして、つぶさに調査をいたしてまいったのであります。

まず概況を申し上げますと、九月二十四日二十三時五十八分来襲した台風二十六号は、猛スピードで静岡県に上陸し、御前崎では瞬間最大風速五〇・五メートルという史上まれに見る暴風で、県中東部一円にわたり、収穫期を目前にした水稲はその大半が倒伏し、県特産であるミカンが落果し、温室、ビニールハウス等の施設は全滅し、農民はぼう然自失、加えて、猛烈な高潮は、焼津市以東吉原市に至る駿河湾沿岸において、防潮堤の決壊、全壊家屋続出の惨状を呈したのであります。また、安倍川上流梅ヶ島温泉においては、瞬時の洪水により多数のとうとい人命が奪われ、道路は寸断され、したがって救援活動は意のごとくならず、遺家族の悲嘆は筆舌に尽くし得ない甚大な被害をもたらしたのであります。

県側の報告によりますと、罹災人員二万二千七百五人、死者四十九人、行くえ不明三人、重軽傷者五百八人、家屋の全半壊二千九百三十五戸、浸水家屋二千五百四十一戸、学校関係三百八十一件、被害額は、土木建設関係約十七億二千万円、土地改良関係約二億六千万円、林務関係約三億五千万円、教育関係約二億一千万円、衛生関係約二千万円、農業水産関係約七十億四千万円、商工関係約二十三億九千万円、その他約一千万円で、総額約百二十億三千万円の巨額にのぼっているのであります。

県及び市町村は、自衛隊、消防関係者等の応援を得て、全力をあげてこれら復興に努力し、被災民もまた懸命に立ち上がろうとしておりました。

以上は概況であります。

次に、調査コースに従って概要を申し上げます。

まず、第一日の十月五日、静岡県庁におきまして被害概要の説明を聴取いたしましたのでありますが、その説明によりますと、県に上陸を予想し災害対策本部を開設、また水防体制を整えたのでありますが、台風二十六号は予想よりはるかに早く上陸し、満潮時と重なり、上陸直前は時速七十キロメートルにも及ぶものでありました。九月二十五日各地の雨量は、静岡百二十ミリ、御殿場百五十七ミリ、天城山百三十一ミリであり、最大瞬間風速は、静岡で四十メートル、御前崎ではさきに述べました五〇・五メートルという史上まれに見る暴風であったのであります。

五十九市町村には災害対策本部を設置して、その対策に万全を期するとともに、被害を最小限に食いとめるよう努力したのでありますが、それでもなおかつ以上のような甚大な被害をこうむったのであります。

二十四日に陸上自衛隊第三十四普通科連隊に連絡、幹部及び偵察班の派遣を要請、二十五日には同連隊に吉原市、富士市、梅ヶ島村に対する災害派遣を要請し、また二十六日には、交通途絶によって航空自衛隊に梅ヶ島村災害地に対する物資輸送、重傷者輸送のためそれぞれヘリコプターの派遣を要請するとともに、自衛隊の増援を要請したのであり

ます。

これら災害のため人的及び住家の被害等多数にのぼり、一般港湾、漁港、海岸防潮堤の公共施設、河川関係等の被害も各所に起り、これらについては調査中とのことであります。また農作物についても、水稻の倒伏がはなはだしく、果樹、蔬菜等についても目下詳細は調査中であるとのことであります。特に被害のあった吉原市、富士市、焼津市、富士宮市、御殿場市、富士川町、鷹岡町、梅ヶ島村等八市町村には災害救助法を発動し、県及び県民もその復興に努力しておるとの言に接し、意を強うしてまいったのであります。〔中略〕

翌六日には梅ヶ島村に向かい、途中山腹崩壊が各所に見られました。役場における村当局の説明によりますと、二十四日は土曜日の関係で温泉客が平常より多かったこと、最高時雨量百三十五ミリ、これらによる被害、行くえ不明二十六人中死者確認二十二人、家屋の全半壊十一戸、村に通ずる県道延長十五キロ中、決壊流失、崩土五十カ所、他に農林関係で幾多の被害をこうむったのであります。これら救援のため、村内各機関全員、県警機動隊、自衛隊二百六十名、玉川村、静岡市消防団の協力を得て、罹災者救援並びに温泉客中不幸にして泥土にのまれて死亡した方々の死体発掘、死体収容作業を進めて、大かた判明いたしたそうではありますが、四名の死体の捜査は、目下自衛隊、機動隊、消防団、一般住民の協力で続けられているそうであります。

次いで、これら被害の陳情を受けたのでありますが、緊急なる災害復旧、安倍川上流部の治山治水計画の実施、特に予防治山事業を願いたいとの要望を受け、次いで梅ヶ島温泉郷に参りました。その惨状、目をおおうような実に惨たんたるものであります。安倍川の上流に位置し、狭い谷間にあるこの温泉郷は、一瞬にして流失壊滅状態におちいったのであります。平常安倍川は道路わき十メートル下を流れていたのが、現在では岩石のため二メートルくらいになっており、半壊の旅館の中は当時の岩石で満ちており、旅館の外には五、六トンの大きな石が幾つもあり、その復旧の困難さを物語っておりました。これらの災害にもめげず、その復旧に立ち上がる村民の姿をまのあたり見て、心を打たれてまいりました。

次いで大河内村の中学校を視察してまいりましたが、集中豪雨による堆積瓦れきの崩落により校舎一むねが埋没し、職員室も損壊、現在生徒は小学校の講堂を区切って授業を受けている状態であります。また、付近の畑も埋没し、村当局の説明によりますと、このような堆積瓦れきの崩落は四カ所に及び、村民の財政源であるワサビ、茶の生産は半減し、もともと財政難の上にさらに困難を加えておる現状であります。

以上が、私たちが視察してまいった概要であります。

これら災害につきまして感じましたことは、今次災害の特徴は、台風のスピードが予想以上に速く、かつ勢力が強く、さらに満潮時と重なり、また短時間の間に集中的な雨をも

たらした事など、悪条件が重なったこととはいえ、全く平常予想できない激甚な被害が発生しているのでありまして、これらの災害を契機として、国をあげて二度と災害の起こらない万全の対策をとる必要を痛感してまいった次第であります。

最後に、県の要望事項について御報告申し上げますが、詳細は県からの要望書にありますので、ごらんをいただくこととし、ただいまは項目だけ申し上げますと、激甚災害特別財政援助法の適用、次に公共施設等の復旧整備、第三は罹災者の救済援助、第四に地方公共団体に対する財政援助、以上の四項目であります。〔後略〕

589 〔台風二十六号で被災した梅ヶ島温泉の復興計画〕 1966・10・4

『県議会昭和41年9月定例会会議録』

○十八番(望月誠一君)〔前略〕第三は梅ヶ島温泉の復旧対策についてお尋ねをいたします。山津波のため八軒の旅館と売店を流失し、死者二十三名、行くえ不明三名を出した、梅ヶ島温泉は、いまなお行くえ不明者の捜査が続けられております。梅ヶ島温泉の十軒の旅館と売店は、背水の陣をしいて新しく旅館業に転業した業者が多く、このたびの災害に会うも何としても再建せんとする意欲に徹しておるのであります。

梅ヶ島温泉は三百七十年の昔より多くの人に親まれ、近年急激に発展し、昭和四十年の来客数は十五万人と推定され、静岡県第六次総合開発後期計画によれば、老人保養所、従業員いこいの家、青少年野外訓練所の設置が工費一億五千万円をもつて計画され、近く県立公園に指定される予定であり、また、この地方多年の念願でありました身延町に通ずる道路も、四十三年全線開通の目途のもとに、三十九年より身延町、梅ヶ島村の両面より着工せられ、開通の暁は、梅ヶ島温泉は静岡、山梨の裏街道の基地となつて、梅ヶ島温泉の将来には大きな夢と希望がもたれておつたのであります。

第六次総合開発後期計画で、昭和四十五年梅ヶ島への来客数を六十一万と推定いたしますのもむべなるかなと想像をするものであります。

静岡市を中心とするこの地方周辺には、適当な温泉場、レクリエーションの場がなく、梅ヶ島温泉の再建については、各方面より大きな賛意と期待が寄せられておるところであります。地元からも強い要望もございまして、梅ヶ島温泉が再建できますように、知事の特別な配慮を私は要望するものであります。

私は、被災現場を拝見いたしまして、いまにして思いますことは、川上の三軒の旅館は、道路と川の間に建っております。道路を敷地としてがけ作りの形で建築し、現在の敷地を道路として、その道路の両側が改修した河川でありますならば、このたびの災害にも土砂は本流を流れ、あるいは下流の旅館もともども災害を免れることができたではなかつたと

思うと残念でなりません。

温泉は、保養を目的とし安全が保証されなければなりません。安全地帯を確保し、梅ヶ島温泉の再建を期待いたしますが、知事は、再建についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、第六次総合開発後期計画による老人保養所等々の諸施設も計画どおり設置せらるるものと期待しておりますが、あわせその御方針をお聞かせ願いたいと存じます。

知事は、現地を視察せられ、また技術者に温泉の上流を踏破させ、調査せしめたと承っておりますが、どのような対策が考えられますか、お見通し等がありましたらお聞かせ願いたいと存じます。

第四は、道路、河川災害についてお尋ねをいたします。今回の災害による県下の道路災害は、公共八十二カ所、河川災害百十六カ所、被害額四億八千六百万円であります。梅ヶ島温泉に通ずる県道静岡・梅ヶ島線の道路、河川災害の被害額は一億三千万円の多きに達し、本県被害額の二七％に相当し、災害がいかにこの地方に集中したかがうかがわれるのであります。

梅ヶ島・静岡線の道路の静岡市内十八キロは、さすがに交通不能な個所はありませんでしたが、大河内より温泉までの二十九キロは、県単で処理した小さな崩土まで合すれば四十余カ所の崩土、欠壊、流出等の被害があり、梅ヶ島への交通は全く遮断され、電気は消え、電話は不通となる。混乱はさらに増大し、遺族並びに援護の方々には二十九キロを徒歩ではせつけ、不安と恐怖はつのもり、疲労困ぱいは、その極に達したのであります。

時、土木部は、自衛隊の応援を求め、さらに業者を動員し、機動力を集中し、日曜も、夜も、昼もあつたものではなく、突貫工事を進められ、三日間で温泉場まで自動車を通ずるよう改修されました。この道路の開通は、沈みきつた被災地に蘇生の感を与え、地元被災者よりは感謝感激の賛辞が贈られたのであります。

梅ヶ島温泉は、幸いこうして道路だけは開通をみたのでございます。今次台風による道路災害は、安倍奥をはじめ、山間部に集中し、天竜川、大井川、富士川の上流、伊豆西海岸等に被害が多く、山間部の道路がいかに脆弱であるかということが立証されました。山間部の道路はおおむね一本道であります。迂回路がなくすべてをこの道路一本に依存する生命線であります。

したがって、山間部住民の道路に寄せる関心は、まことに切実なものがございます。これにすべてを託しております。道路が、わずかばかりの風雨にも交通がとだえるのであります。これは山間部の道路は、山の中腹をカットしたくらいな形で、工作物の取り入れ方も少なく河川改修、山腹工事等が行なわれていないことに起因していると思うのであります。

今後は特に迂回路等のない一本道の道路につきましては、格別な配慮がなければならぬと存じます。こうした道路行政について知事はどのように考えているか、御所見をお伺

いいたいと存じます。

また、災害発生後十日間を経過しておりますが、いまなお交通不能の県道はないのであろうかどうか。ありますならば、復旧の見込みをとともにお知らせを願いたいと存じます。〔以下略〕

○知事（斎藤寿夫君）お答え申し上げます。詳細につきましては、関係部長からお答え申し上げますが、災害の対策につきましては、関係市町村、県の関係部課あげて中央と折衝をし、これが対策に懸命な努力をいたしておるのであります。とりあえず緊急を要する経費につきましては、ただいま御審議を願うべく上程をいたしたのであります。特に治山等につきましては、砂防課等を設けまして、積極的な体制のもとに、今後対処をいたしてまいる所存でありまするが、そのうちでも今回の災害等にかんがみまして、緊急を要する個所について、国の治山治水五カ年計画の中からぜひとも採択すべき個所について、中央と折衝をいたして対処をいたしてまいりたい、かような心組みでせつかく折衝をいたしておるところであります。

何といたしても非常に山間部の多い静岡県であります。しかも中部断層といいますが、非常に古い地層に属する静岡——特に中部地区等の山岳を控えます静岡県でありますので、治山治水等につきましては、国におきましても、こうした災害を大きく一つの契機といたしまして、恒久的な対策を進めてもらわなければならぬと痛感をいたしておるものであります。県下にも御指摘のとおり相当の個所が残されておるので、こうした個所につきましても、最大の努力をいたしまして、今後に対処をいたしてまいらなければならぬ、かように考えておるものであります。

その他の被災者の生活なりあるいは住宅なり、いろいろな関係につきましては、被災者の個別につきまして、市町村と緊密な連絡のもとに、鋭意努力をいたしております。被災者の方の個々の調査も市町村におきまして、十分把握いたしております。したがって、応急仮設住宅、そうしたものの御要望のある部分につきましては、さつそくこれが建設に取りかかっているのでありまするし、なお個人の住宅等につきましても、御希望のものはお申し出があるのであります。被災者の個々につきまして、十分きめこまかな相談をいたしまして、これが対策を立ててまいりたい。また現在さような方向に鋭意努力をいたしております。御商売等の問題もございまして、したがって、政府あるいはまた県におきまする各種の制度というものをフルに活用いたしまして、十分立ち上がることでありますよう指導と助成をいたす用意を持ち、また現地ともさような心組みで指導をいたしておりますので、一応安定をいたしておるといふふうにご了解をいただきたいと思っております。なおいろいろな問題があろうかと思っておりますので、御関係の筋もございまして、ぜひひとつお申し出を願いたい。私どもの市町村の関係機関の行き届かぬところにつきましては、十分ひとつ御

督励と御注意、御指示をいただきたい。いかようにも、こうした際でありますので、きめのかまかな配慮と御援助を申し上げるといふ用意を持っております。

梅ヶ島温泉等の復興の問題でありますが、村当局もぜひ災いを転じて福となすといひますが、この際ひとつ恒久的な温泉の復興計画というものを考えておるようであります。県におきましても、住宅課あるいはその関係機関が村の考え方、また村の復興計画等に十分相談相手になつて、この際梅ヶ島温泉というものの復興をひとつはかつていくように私からも指示しておりますが、村当局も非常に熱意を持っており、ある程度までの計画をお持ちになつておるようでありますので、これらを十分検討して、将来悔いのないような復興計画に協力をいたしてまいりたい、かように考えております。

何ぶんにもあの溪流がすっかり荒されてしまひまして、形のないような大きな被害を受けておるのであります。上流部にかようなことのないような緊急な治山堰堤等も、林野庁関係で設置を、来年までに間に合うように設置することに相なつたのであります。河川等につきましても、これと見合つて恒久的な河川の改修等も今回さつそくいたす準備を、設計をいたしております。これらと見合つて旅館等の復興も考えてまいらぬといかぬ。またあの個所がはたして将来とも安全であるかどうかという点については、十二分にひとつ考慮した上で他の場所に求められるならば、他の場所を求める。特に上流部の三軒等につきましては、十分ひとつこの際検討しなければならぬ。あれこれ……堰堤あるいは河川の改修等とあわせて復興計画を立てていかなければならぬ。これについて十分私どもも指導と、援助をいたすつもりであります。また被災旅館につきましても、おのおの助成の道があります。その意欲と御熱意がございますれば、十分復興できる。また私どもも十分お手伝いを申し上げてまいりたい、かように考えております。御指摘のとおり身延に通ずる道路等も、いよいよ実現すべく、着手をいたした段階であります。またこの地方の将来性も考えて、いろいろな施策を進めていこうとするやさきであつたのであります。それこれ合わせまして、この地方の交通あるいは温泉の復興等、これを機会に再検討いたしまして、御希望に沿うように努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

また道路等はもうすでに不通の個所はございません。全部開通はいたしております。今回の台風が局地的でありまして、したがつて、道路等の損傷もあつたのであります。比較的早く開通をすることができたことは何よりと考えておりますが、本格的にこの道路を復旧し、復興していくということは、これからの問題であるのであります。大河内から上流部は何ぶんにも非常に崩土のはげしい山であるのであります。御承知のとおり日本的にも有名な個所でもありますので、これらも考えまして、十分工法等につきましても、くふうをいたしまして、復旧をはかつてまいりたい。河川につきましても同様であります。災害を受けました河川等、十分いままでの災害等の状況を考慮いたしまして、そのままの

復旧でなく、改良復旧等もあわせて、ひとつ十二分に将来のことを考えて、河川復旧等もはかつてまいりたい。〔後略〕

590 〔梅ヶ島温泉の災害復旧対策の実施〕 1968・12

静岡県立中央図書館所蔵

梅ヶ島村教育委員会『梅ヶ島村誌』梅ヶ島村役場、64頁

復旧対策

温泉被害地の河川改修工事、道路復旧及改良工事、建築の近代化、上流地帯の治山治水工事の推進。

- イ) 温泉地内の河川は流水断面 20 m、50 m 間隔位に小堰堤を入れ上砂の流出を防ぎ水勢を調節し護岸を築いてその上を道路とする。
- ロ) 建物は県建築課の指導によって一階を鉄筋コンクリート建二、三階は木造建。
- ハ) 上流の泉屋、さかや、寿屋の跡地は危険地域として住宅の建築を禁止し公園兼駐車場とする。
- ニ) 建設省関係では本流にダムを作る。
- ホ) 東京営林局関係では、えん堤 3ヶ所 谷上 7ヶ所 床固 10ヶ所 山腹工 55ha。
- ヘ) 大衆浴場

河川改修工事の護岸の完成後鉄筋のものを建てる。

43年12月現在では大衆浴場を除いては殆んどの予定工事が完了し旅館の数も以前より増した整備ぶりで見ちがえる温泉郷が現出した。

第2項 七夕豪雨にともなう賤機山斜面災害

591 〔静岡市丸山町で住家七戸が土砂に埋まる〕 1974・7・8

『静岡新聞』1974・7・8夕刊、7面

土砂排除、二児救出 丸山町でも七人が不明

「ドーン」という地鳴りとともに高さ約百¹/₁₀の裏山がほとんどう線近くから一気に崩れ落ちてきた。“浅間山”の名で静岡市民に親しまれている賤機山が恐怖の山に変わったのは七日午後十一時ごろだった 五千立方¹/₁₀を超える土砂は東側のふもとに寄り添うように生活していた同市丸山町の住家七戸をアツという間に飲み込んだ。

驚異的な集中豪雨に危険を感じた住民たちが避難を始めかけていた時だった。逃げ遅れ

た四家族九人が家と土砂の下に埋まった。

会社員水谷智生さん(三二)方は妻の智子さん(三〇)、長女奈穂美ちゃん(四〇)、二女夕佳里ちゃん(一〇)、たまたま遊びに来ていた智子さんの母天野清子さん(五三)＝愛知県在住＝と弟の天野タカヒサさん(一九)＝静岡市平和町＝の五人。県庁職員斎藤康治さん(三六)方は母親の富美枝さん(六四)、岡村こうさん(八二)、ひささん(五三)の母娘、独り暮らしだったらしい橋本音吉さん(六〇)も逃げ切れなかった。

ただちに、救助活動が静岡中央署員、県警特機隊員、静岡市消防署員ら八十人の手で始まった。が、降り続く豪雨と現場が幅二・五メートルの路地を入った山際にあるという足場の悪さ。長さ約三十メートルのこの路地にもドロドロの土砂が積もり、作業はほとんど進まない。約五時間後、ようやくショベルカーの馬力と泥の上に板を重ねる工夫で現場にたどりついた。この時、押しつぶされた屋根の下から赤ん坊の泣き声が聞こえた。夕佳理ちゃんだった、“土砂止め”となった五階建てマンションにぶつかってつぶれていた水谷さん方で、夕佳理ちゃんは奇跡的に生きていた。そして三十分後には奈穂美ちゃんも。

奈穂美ちゃんと夕佳理ちゃんは八日午前六時救急車で日赤静岡病院に収容、治療を受けた。奈穂美ちゃんは足やひじに二週間、夕佳理ちゃんもひじに十日間の比較的軽いケガだった。

行方不明者は八日午後二時現在、七人。雨がようやく上がった午前七時三十分ごろ、自衛隊板妻三四連隊から三十五人の応援が到着、人海作戦に加わったが、土砂の排除は依然として困難をきわめている。

592 〔丸山町土砂崩れとリフトとの因果関係〕 1974・7・9

『静岡新聞』1974・7・9朝刊、13面

リフトとの関係追及 井口県警本部長 「丸山町被災」で語る

丸山町の土砂崩れは「起きてみれば、ヤッパリ」という気がする一。被害にあった地域の人たちの声だ。物置と作業場が半壊した同所、農業田村鉄治さん(六八)は「ここに住んで私で七代目だが、最近までは、六十年前にきょうの場所より少し南側で崩れたという話をおばあさんから聞いただけ。それが、四、五年前に観光リフト終点の北側で崩れ、また今日の大被害。見ればわかるように、土砂崩れはリフトの下をコンクリートで固めて壁状にした場所を起点にして起きている。このコンクリート沿いに雨水が浸み込み、岩盤と表土の間に流れたのではないかと。素人判断かも知れないが、リフト建設が影響を与えていると思っている住民は多い」と話していた。

井口孝文県警本部長は八日午後零時過ぎ、土砂崩れ被害にあった静岡市丸山町の被災現場を視察。「今度の雨の被害は総数で先頃の地震被害を上回りそう」と沈痛な面持ちで次の

ように語った。

「当面は土砂排除と不明者発見に全力をあげる。観光リフトの存在と土砂崩れ発生の因果関係については当然追及することになる」

また県災害対策本部長の諏訪卓三副知事も現地を視察「県としても復旧に出来るだけのことをしたい」と語った。〔後略〕

593 〔丸山町の賤機山がけ崩れで六遺族、静岡地裁に訴訟を起こす〕 1974・11・11

『静岡新聞』1974・11・12朝刊、13面

賤機山がけ崩れ 一億三千万円を支払え 六遺族、静鉄と県訴える

7・7集中で静岡市丸山町の賤機山が崩れた事故で死亡した八人のうち、六人の遺族が「山崩れの原因は静岡鉄道（川井祐一社長）の建設した浅間山リフトにある。損害賠償一億三千二百万円余を支払え」と十一日、静岡地裁に訴訟を起こした。これで九月九日に同様の訴訟を起こしている斎藤富美枝さん（当時六十二歳）ら二人の遺族と合わせ、八人の遺族全員が訴訟に踏み切ったことになる。今回の訴訟では静岡鉄道に加え、新たに県の過失責任をも追及していくことになった。

この日、訴えたのは死亡した橋本音吉さん（当時六十五歳）の長男、静岡市南八幡町一〇-三七、公務員橋本臣尉さん（^四）ら六人の遺族十二人で、総額一億三千二百万円余りの損害賠償を求めている。

訴状によると、同リフトは軟弱な風化土層の上に設置されているのに、擁壁の基礎が極めて浅い、擁壁そのものも組立式の貧弱な構造、排水孔や栗石など降雨に対する考慮が全くなされていない、道床の盛土の締め固めが不十分一などで安全を無視した設計である。しかも道床盛土の沈下で擁壁が傾き、支柱にキ裂が入っていたのに静岡鉄道は補修、点検の義務を怠った。また静岡県知事も、急傾斜地災害防止法に基づき改善命令を出すべきところを怠った一としている。

この結果、静岡鉄道の過失のほか、県知事の行政権限の不行使が過失になるか否かが大きな争点となる。

同様のケースでは兵庫県西宮市の宅造地が四十二年夏の豪雨で土砂崩壊し死亡者を出した際、県知事が改善命令の権限を行使しなかったのは過失であるとして賠償責任を負わせたことし四月の大阪地裁の判例がある。

594 〔浅間山リフト訴訟、原告側が全面勝訴〕 1990・2・9

『静岡新聞』1990・2・9夕刊、1面

「がけ崩れ、施設欠陥が原因」

浅間山リフト訴訟 原告側が全面勝訴 静岡地裁判決 静鉄に4900万賠償命令

昭和四十九年、豪雨で静岡市丸山町の賤機山が崩れ住民八人が死亡した災害は、山の山腹の観光用リフト施設の欠陥が原因一として遺族や被災者九個人と一法人がリフトを運営していた静岡鉄道（静岡市鷹匠、川井祐一社長）を相手取り、総額約五千七百万円の損害賠償を求めた「浅間山リフト訴訟」で、静岡地裁（塩崎勤裁判長）は九日、原告・住民側の訴えをほぼ全面的に認め、静鉄に総額約四千九百万円の支払いを命じる判決を言い渡した。〔中略〕

判決で塩崎裁判長は、がけ崩れについて、原告側が主張したりフト施設原因説、被告側の自然災害説の両方による崩壊が、それぞれ独自に起きたとした上で、被害の原因になったのはリフト施設の欠陥による崩壊の方であるとして、被告・静鉄の責任を認めた。〔中略〕

同災害は、四十九年七月七日から八日にかけて静岡市などを襲った「七夕豪雨」の最中に起きた。原告・住民は二カ月後に提訴し、これまでに五十七回の口頭弁論が開かれた。一昨年九月には結審して塩崎裁判長が和解を勧告。原告側は和解に応じる姿勢を示したが、被告側は拒否した。今回は提訴以来十五年半ぶりの判決となった。

同事故では、別の被災者グループが静岡鉄道と県を相手取って起こした損害賠償請求訴訟が同地裁で続いている。

直ちに控訴手続き 静鉄がコメント

静岡鉄道の望月敏郎総務部長は判決について「当社の主張が裁判所の十分な理解を得られず残念。影響するところが大きいので、直ちに控訴の手続きを取ります」とコメントした。

595 〔浅間山リフト訴訟、東京高裁控訴審で和解〕 1993・8・25

『静岡新聞』1993・8・26朝刊、21面

浅間山リフト訴訟 和解 一審判決の35% 静鉄が見舞金1700万 東京高裁

昭和四十九年の七夕豪雨で静岡市の賤機山が崩れ住民八人が死亡した災害は、山腹の斜面の観光用リフト施設の設置の仕方に欠陥があったのが原因一として遺族らがリフトを運営していた静岡鉄道（静岡市鷹匠、川井祐一社長）に総額五千七百万円の損害賠償を求めた「浅間山リフト訴訟」の東京高裁控訴審で二十五日、静鉄が総額約千七百万円を遺族ら八個人一法人に支払うことで和解が成立した。

〔中略〕

別遺族13人は係争中 リフト崩壊事故

浅間山リフト崩壊事故では、被災した別の遺族ら十三人が静岡鉄道と県を相手に総額約

二億五千万円の損害賠償を求めて東京高裁で争っている。

土砂崩れで妻を失った原告代表の会社員水谷知生さん^(五) = 名古屋市中川区野田三丁目 = は、今回の和解について、「どういった話し合いで和解金が三五%になったのか、背景を知りたい。片山さんらに詳しく聞いて今後の参考にしたい。私たちの訴訟でも和解の心づもりはある」と話している。

596 【浅間山リフト訴訟控訴審、遺族13人が静鉄と和解】 1994・3・25

『静岡新聞』1994・3・26朝刊、23面

遺族13人が静鉄と和解 浅間山リフト訴訟控訴審 20年ぶり決着 東京高裁

昭和四十九年の七夕豪雨で静岡市丸山町の賤機山が崩れ住民八人が死亡した災害は観光用リフト設置の欠陥によるとして遺族グループ = 名古屋市、会社員水谷知生さん^(五)ほか十二人 = が静岡鉄道（静岡市鷹匠、川井祐一社長）を相手に損害賠償を請求した「浅間山リフト訴訟」の控訴審は二十五日、東京高裁で同社が総額約四千九百万円（元利合計では約九千八百万円）を遺族十三人に支払うことで和解が成立した。この災害では昨年八月、別の遺族グループが和解しており、同社相手の訴訟はすべて終わった。

この訴訟は、「住民八人が死亡したのは観光用リフト設置の重大な欠陥と行政が急傾斜地での安全対策を怠ったのが原因」として遺族グループが静鉄と県に総額約二億五千万円の損害賠償を求めて提訴した。平成四年三月、静岡地裁は原告の訴えを一部認め、同社に総額約六千二百万円の支払いを命じる判決を言い渡し、同社が控訴した。県の賠償責任については原告側の訴えを棄却した。

控訴審は同年十一月に始まり、九回目のことし三月に裁判所側が「一審判決で算定した損害総額一億二千四百万円の四〇%に当たる約四千九百万円を支払う」との和解案を提示し、この日双方が受け入れた。

原告側代表の水谷さんは「二十年というのはあまりに長い時間で、遺族が苦しみに耐える限界に近付いていた。百パーセント満足ではないが、静鉄側も誠意を示したと理解した」と和解の理由を説明した。

一方静鉄は、「訴訟が極めて長期間にわたり、別件訴訟も和解が成立したことなどを配慮した。リフト施設の存在と崩壊との因果関係を是認したわけではない」との談話を発表した。

597 【東京高裁、賤機山斜面崩壊で県の責任認めず】 1996・6・20

『静岡新聞』1996・6・21朝刊、23面

七夕豪雨訴訟 東京高裁棄却 「総点検に違法性なし」 原告側、上告の方針

昭和四十九年、静岡県丸山町で、ふもとの住民八人が死亡した賤機山斜面崩壊事故の原因をめぐって争われてきた「七夕豪雨訴訟」の控訴審で二十日、東京高裁の野田宏裁判長は原告の請求棄却を言い渡した。原告側は、直ちに最高裁に上告する方針を明らかにした。

判決で、同裁判長は、争点の一つで、七夕豪雨災害発生前の昭和四十七年七月、建設省事務次官通達に基づき行われた急傾斜地の総点検（四七総点検）の実施に触れ、「斜面下からの目視で、通りすがりの農婦に地割れなどの有無を尋ねたにすぎない」と、調査担当者の怠惰を断じたもの、行政に付与された自由裁量権などを基に「県が災害予防措置を講じなかったことが明らかに不合理であるといえない」と結論付けた。

また、不十分だった四七総点検が直ちに違法とされない理由として、①地元からの異常通報がない②多数の急傾斜地を短時間で精査できない③（賤機山が他の区域と比べ）危険度が高いとする徴表は認められない—などを挙げた。〔後略〕

598 〔賤機山七夕豪雨訴訟すべて決着〕 2000・2・24

『静岡新聞』2000・2・25朝刊、29面

崩落、県に責任なし

静岡・賤機山七夕豪雨訴訟 遺族敗訴が確定 最高裁小法廷

昭和四十九年の「七夕豪雨」で静岡市丸山町の賤機山の斜面が崩れ、ふもとの住民八人が死亡した災害で、「必要な防災対策を怠った責任がある」として被災者の遺族が県に損害賠償を求めた訴訟の上告審の判決が二十四日、最高裁第一小法廷であり、大出峻郎裁判長は「県に責任はない」とした一、二審判決を支持し、遺族側の上告を棄却した。〔中略〕

遺族側は、崩落は、県の過失と静岡鉄道（本社静岡市）が斜面を掘削するなどして設置していた観光リフト施設の欠陥の複合的な原因で起きたと主張。一審の静岡地裁は平成四年三月、「リフトの設計・管理に手落ちがあった」として静鉄に賠償を命じたが、県の責任は認めなかった。遺族は控訴審の途中の平成六年三月、静鉄とは総額約一億円の支払いを受けることで和解し、県との訴訟だけが継続していた。〔後略〕

第3項 平成3年下田市落合の土砂災害

599 局地豪雨 死者2、不明2人に 下田市の被害拡大 土砂崩れ 8戸全壊、4戸流失

1991・9・10

『静岡新聞』1991・9・11夕刊、1面

十日午後から十一日未明にかけて伊豆半島南部を襲った集中豪雨の被害はさらに拡大し、十一日早朝に下田市落合三〇二、土屋市平さん^(六七)、玉枝さん^(六二)夫婦が倒壊した自宅家屋内から遺体で見つかったほか、同所一四一、土屋くまさん^(八〇)、同所一七七ノ三、斎藤や江さん^(七七)の二人が行方不明になった。また同市箕作八九三ノ一ノ二、主婦金具裕子さん^(四七)ら六人が負傷した。家屋の被害は八戸が全壊、二戸が半壊、四戸が流失した。

〔中略〕

6人負傷 道路網も寸断

県警警備本部が十一日午前九時までにまとめた被害状況は、死者二人、行方不明者二人、負傷者六人のほか床上浸水百五戸、床下浸水百十八戸、被災世帯は二百三十三戸五百八十三人に上った。さらに志戸、落合橋が流失、下田市河内の山下照吉さんの裏山など十八カ所で山崩れが発生した。

土屋さん夫婦は裏山の土砂崩れなどで家屋が全壊、生き埋めになり、同日午前六時半に捜査員が遺体で発見した。土屋くまさんは家もろとも流され、安否が気遣われている。

また道路網も崩土や冠水で寸断、国道414号河津町梨本―天城湯ヶ島町など三路線十カ所、県道は七路線十カ所で通行止めになったが、同日午前十時半現在、国道は二路線四カ所、県道は三路線四カ所で規制が続いている。

伊豆急は谷津トンネルの下田側、落合トンネル―志戸トンネルの二カ所で線路内に土砂が流出。下田―伊豆稲取間が不通となり、同区間はバスによる輸送に切り替えた。

静岡地方気象台の観測によると、十日午後六時すぎからの雨は十一日午前五時に上がり、天気は急速に回復、同九時ごろには青空が広がった。降り始めからの総雨量は天城山が二五二^ミを記録したほか稲取一三一^ミ、松崎一一二^ミ、網代と天城湯ヶ島一〇一^ミ、土肥五四^ミ、石廊崎二五^ミなど。〔後略〕

600 災害救助法適用基準に達せず苦慮 豪雨禍の下田に重い負担 1991・9・18

『静岡新聞』1991・9・18朝刊、21面

十日に伊豆南部地方を襲った集中豪雨から、十七日で一週間が過ぎた。賀茂郡河津町に対し災害救助法の適用が決まった一方、下田市は被害が適用基準を満たせない状況。河津、南伊豆町両町で開会した九月定例会では豪雨災害に関する緊急質問が提出されるなど、被災した各市町で復旧に向けた新しい動きが見え始めた。

災害救助法の適用が決まった河津町の被害は、全壊世帯八、半壊二、床上浸水百一。半壊二、床上浸水三をそれぞれ全壊一と計算した時、全壊四十二で適用基準の四十をクリア。復旧作業にも弾みが付きそうだ。

一方、下田市は現在、全壊相当数が三十二で適用基準の六十に達しない。「南伊豆」という枠組みの中での同法適用を訴えるが、「法律が市町村単位となっている以上、広域的な適用は難しい」と県関係者。同市は被害実態の調査を続ける一方、県の災害援護資金を利用した低利融資で対応したい、としている。

四人の死者を出した下田市落合ではこの日、復旧作業は急ピッチ。だが、川沿いに続く荒廃した光景は、復旧への道のりの遠さを感じさせる。局地的な集中豪雨で寸断された落合地区の被害は、下田市全体に、復旧への大きな負担だけでなく、防災体制にも難問を突き付けた。

601 【斎藤知事伊豆南部の被災地視察】 1991・9・20

『静岡新聞』1991・9・21朝刊、22面

「想像もつかない光景」と知事 伊豆南部の被災地視察

斎藤知事は二十日、集中豪雨で被災した伊豆南部の四市町を訪れた。寺田章次土木部長ら県関係者が同行。下田市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町の被災地を、各市町長の案内で視察した。

四人の犠牲者を出し、住宅や倉庫など二十棟が全半壊した下田市落合地区では、荒れ果てた集落の光景に、「何十回と来たことのあるところだが、想像もつかない光景だ。防災については随分とやってきたつもりだが、今は驚きと申し訳なさでいっぱい」と述べ、住民代表の陳情に「以前に増して防災面をしっかりやりたい」と答えた。

復旧に手間取る伊豆急線の状況については「見通しは」と関係者に説明を求め、「早く線路を通すことが先決。予算は後でもらえばいい」と早急な復旧の必要性に触れた。

視察後の記者会見で知事は、下田市が災害救助法の適用外となりそうな点について、「国の法律は法律として、県は県で十二分にやる」と強調。また観測体制については「市と相談して素早い情報伝達の方策を検討したい」と話した。

602 【アメダス観測網で捉えられなかった集中豪雨】 1991・9・26

国立国会図書館国会会議録検索システム

「第百二十一回国会 衆議院災害対策特別委員会議録第五号」、1991・10・11、24～25頁

○前島委員〔前略〕といいますのは、今回の場合、気象庁が静岡の気象台を通じて大雨洪水警報を出したのが実は十日の十五時十五分ですね。それが県を通じて下田に伝わってきて、下田市がその大雨洪水警報に基づいて対応し出して指令を出して現地に無線で連絡し

たのが十四分後の十五時二十九分。現にあの国道周辺の落合、それからちょっと南の河内地区でもって既に山崩れが起こった。そしてあの国道の志戸橋が冠水状態になったのが、実は十四時四十分。そこから既に今度の災害が発生しているのです。気象庁から大雨洪水警報が出たのが十五時十五分。既に山崩れが起こり、国道四百十四号線の志戸橋も冠水状態で、今や崩壊寸前の状態が出たのが十四時四十分。何の役目もしなかったということなのです。十二時何ばに大雨注意報が出た、こういうふうに言っていますけれども、大雨注意報というのは伊豆半島地域ということなのです。伊豆半島というのは、熱海から伊東から南端まで全体を言うのでして、十二時に大雨注意報が出たってぴんとくる人はだれもいなかった。十五時十五分に大雨洪水警報が出てびっくりして動き出したけれども、既に部分的に集中豪雨によって十四時四十分はもう山崩れが始まっていたという、こういう現象なんですね。この原因は何なのかということなのです。

気象庁のアメダスの観測地点は、伊豆半島で石廊崎に一カ所あります。そしてこっち側に、東伊豆の稲取にあります。そして山の上に、天城山にあるのです。この三つにアメダスの観測地点があるけれども、今度の集中豪雨の起こった地点はそのど真ん中で、このアメダスの観測地点に何にもかからなかったということなのです。したがって、気象庁の大雨洪水警報が十五時十五分に出た。そのとき既に現地では災害が起こっていた、こういうことなんですね。現地でのその後の対応もまた問題があったんで、これは自治体の問題です、県と市と住民のあり方の問題ですから、ここでは問題にしませんけれども、この十五時十五分の大雨洪水警報以前に現地では災害が起こった。それをキャッチできなかったのは、アメダスの観測地点が全然網が張ってなくて、そのど真ん中に部分的に集中的に豪雨が起こったので対応し切れなくておくれちゃったということなんですね。〔中略〕

○**櫃間説明員** アメダスの観測点に限って言えば、確かに先生おっしゃるように、強い雨は把握しておりません。しかし、御存じのように、気象庁ではレーダーによって別途七分ごとに雨の強さを詳しく観測しております。それとアメダスのデータとを合わせて五キロメッシュでレーダー・アメダス合成図というものをつくりまして、それで即時的に雨量を把握しております。そういうことで、確かに十四時四十分という一番早い大雨についてはキャッチできませんでしたが、その後の各地の大雨は把握しておりまして、まあまあ百点とは言えないまでも、何とか注意報、警報は機能していたものではないかというふうに考えております。〔中略〕

○**前島委員** レーダーで云々というけれども、富士山レーダーだろうと思うのですが、アメダスとレーダーと組み合ったらちゃんと機能していれば三時十五分前に警報が出せたんじゃないですか。あるんだけれども、それが機能してなかったのが十五分前に出せなかったと思うのです。

それと、確かにアメダスの部分はこれしかないから網にかからないのですけれども、あと、ほかの自治体が現にやっている観測等々があるのです。今度の中でも、局地的に部分的に起こっていますから、例えば下田の中でも消防署関係の方でやっている下田市内の観測地点と災害のあった落合地域それぞれに雨量観測地点があるのですよ。そして下田の方の観測地点は全部で一日でもって八十ミリしか降ってない。落合地域は約三百余の観測データが出ているわけですね。これはそれほど局地的でもあった、ゲリラ的でもあった。しかし、この下田市と落合地域の雨量観測とアメダス、気象庁との連結は全然なされていない。あるいは河津町の方でも町役場での観測地点と災害が起こった峯地域の観測地点が二カ所あるのです。そして、その雨量の観測というのは、河津町の方というのは十日の二十三時、十一時には一日でもって三百九十九ミリの雨が降っているのです。そこはちゃんと自治体の方で観測しているんですよ。そういう自治体の地域でやっているのと気象庁のアメダスとが連結がなくして生かされていないというふうに私は思うのですね。〔中略〕

○櫃間説明員〔前略〕自治体のデータということですが、静岡地方気象台では、現在静岡県の持っておりますサイポスという雨量観測網のデータ、これを防災行政無線によって即時的に利用しております。それから、御指摘の落合地区の浄水場のデータというのは、これは市町村のデータだと思えますが、週巻きの雨量計といまして、円筒状の時計のところ自記紙が巻いてあって、それがゆっくり動くのに対してペンで書いていくという形のものでありまして、つまり、リアルタイムに数百ミリという数字が利用できるような状態には現在なっておりません。その辺が即時的に利用しろとおっしゃられても、当面は実現できない状態であるということはあるかと思えます。

それから最初の問題、すなわちもっと細かい観測網をというお話については、先ほどお話ししましたレーダー・アメダス合成図で現実にはかなり詳しく観測されておまして、私どもも、そのレーダー・アメダス合成図のメッシュの値としては三百六十四ミリという、トータルの雨量ですけれども、そういったデータを把握しております。それで、もともと今回のような局地的な雨を地上雨量計だけでとらえようとしますと、これは膨大な数の雨量計が必要になります。例えば、アメダスは現在十七キロメッシュですけれども、これを五キロメッシュに縮めるためには、東西南北両方向でそれぞれ三・四倍、すなわち全体で約十二倍の雨量計が必要になります。仮に、そのような膨大な雨量計で観測ネットを張ったとしても、やはり今回のような、落合地区のようなああいふ非常に局地的な雨というのは必ずしもその五キロの網でとらえられるとは限らないわけです。そういうことで、レーダーによる面の観測と、それからアメダスによる点の観測というものを結びつけた現在の気象庁の観測システムというものは国の予算の使い方としての確かなものであると考えております。〔後略〕

603 〔下田市落合地区の災害復旧工事が完了〕 1994・4・22

『静岡新聞』1994・4・8朝刊、22面

水害の復旧工事が完了 下田市落合 22日、現地で式典

平成三年九月の局地的豪雨による土砂崩れで死者四人などの被害を出した下田市落合地区の災害復旧工事が完了し、二十二日午前十一時から現地で完工式が行われる。

工事は県管理の稲生沢川や稲梓川などの川幅拡張や流失した国道414号志戸橋、落合橋などの架け替えなどで三年度から五年度までの三カ年間に県と市で五十二億八千万円余りを投資した。

完工式は下田市が主催して落合川の現地広場で行われ、建設省や県、市、地元関係者ら約二百四十人が出席する。

伊豆南部は三年九月十日から十一日にかけて局地的豪雨に襲われ、下田市落合地区では時間雨量九〇^{ミリ}、連続雨量三二八^{ミリ}を記録した。この雨で土石流や土砂崩れが発生し、下田市で死者四人、同市と河津町で家屋の全壊二十七戸、半壊十二戸を数えた。また、橋の流失などで幹線道路の国道414号や伊豆急線が至る所で寸断されるなど大きな被害が出た。

604 〔松崎町大峠の局地レーダ雨量計運用開始〕 2001・1・16

全国治水砂防協会静岡県支部「砂防だより」No.133、2001・4・15、8頁

大峠局地レーダ雨量計の運用開始

平成3年9月の伊豆南部の局地的豪雨による大規模な土砂災害を契機として、既設の地上雨量計や気象庁等の広域レーダでは観測困難な局地的な降雨状況を把握し土砂災害の未然防止を図るために、伊豆半島南部の松崎町大峠へ局地レーダ雨量計の建設整備を進めてきました。

レーダは、今年1月16日から運用を開始し、下田市役所、東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・賀茂村役場へ雨量情報をリアルタイムで提供しています。

レーダ雨量計では、最大60kmの範囲で、250mから1000mメッシュで雨量の観測ができ、1時間後、2時間後の降雨予測を含めた局地的な降雨情報を提供することにより、災害の未然防止を図ります。また、河川の水害情報や道路管理にも活用できるため、伊豆地域の総合的な防災体制が向上することになります。〔後略〕

第2章 地震防災と地域防災計画

第1節 1960年代～1970年代前半（東海地震説発表前）

605 〔東海地域を観測強化地域に指定〕 1979・10・30

地震予知連絡会『地震予知連絡会10年のあゆみ』、41～43頁

§12. 東海地域を観測強化地域に指定

東海地方の太平洋沖合に近い将来大きな地震が起り得るという考えを最初に述べたのは、茂木清夫（東京大学地震研究所）であろう。東海地方を特定観測地域にすることが決められたのは、昭和44年11月28日の第5回地震予知連絡会においてであった。この連絡会の席上、茂木は東海地方の地殻水平変動のデータのプレートテクトニクス立場からの解釈の帰結として「東海沖地震」の可能性を指摘したのである。〔中略〕

昭和48年8月23日の第22回地震予知連絡会では、根室半島沖地震について検討したほか、東海地方の地殻変動についても議論がなされた。このとき国土地理院は、明治22年から昭和42年までの東海地方の総括的な地殻垂直変動図を提出し、駿河湾に面した地域は過去80年間に20～30cmも沈下しており、中部山岳地域では逆に30cmあまり隆起していることを指摘した。しかしながら、特に最近異常な地殻変動が生じ地震発生の疑が強くなったという訳ではない。したがって、連絡会としては当分は東海地方を今の「特定観測地域」から「観測強化地域」に格上げすることはせず、今までと同じ観測体制で臨むことになった。

〔中略〕

東海地方が最終的に観測強化地域に指定されたのは、昭和49年2月28日の第24回地震予知連絡会においてであった。この時の連絡会では、新しいデータとして国土地理院の実施した駿河湾をまたぐ一等三角網の改測結果が提出された。この付近の一等三角網は、昭和5年の北伊豆地震の後、昭和6年に改測されており、昭和48年8月から12月にかけて実測されたジオジメーターによる測定との比較が可能である。測量結果に基づき地殻水平歪を算出したところ、駿河湾内ではほぼ東西の圧縮が卓越し（南北も圧縮である）、最大せん断歪の量は、組合せたいくつかの三角形のうち最小で 0.9×10^{-5} 、最大で 2.6×10^{-5} となった。こうして、駿河湾には過去40年の間に少なくない歪エネルギーが蓄積されていることが判明し、連絡会は最終的に観測強化地域指定に踏みきったのである。その理由は、次のように要約された。

「遠州灘では大地震が過去1096年、1498年、1707年、1854年に発生しているが、最近120年間は発生しておらず、地震活動のきわめて不活発な区域の存在が明らかになってい

る。地震波速度（ V_p/V_s ）はいまのところ特に異常とはいえないが、明治以来、駿河湾沿いが沈下、内陸側が隆起という傾向の上下変動、およびおおむね東西方向圧縮傾向の水平変動が継続しているように見える。水平変動は最近加速されたという報告もある。

同地域の重要性にかんがみ、以上のような諸現象をさらに詳細に調査し、総合的に検討するため、東海地方を観測強化地域に指定する。」

この観測強化地域指定と相前後して、昭和48年度の特別研究促進調整費によって次のような研究が行われることとなった。

(1) 地殻変動に関する研究

① 水平伸縮に関する研究

静岡県榛原町を中心とする4カ所に光波距離測定観測施設を設置し、放射状に地殻の水平伸縮観測を行う。

② 地盤傾斜に関する研究

気象庁御前崎測候所構内に深さ200mの観測井を掘り、その中に高精度の傾斜計を設置し、地殻変動の連続観測を行う。

(2) 地震活動に関する研究

深さ200mの観測井に、傾斜計と同時に高感度地震計を設置し、広範囲の小地震活動の連続観測を行う。

こうして、東海地方の地震予知研究がナショナルプロジェクトとして取り組まれる第一歩が踏み出されたのである。 (藤田尚美、藤井陽一郎)

606 【1972年当時の静岡県の地震対策】 1972・3

『第8次静岡県総合開発計画』、1972・3、183頁

(5) 地震対策の確立

ア 都市計画、道路、橋梁などの整備促進と避難応急対策の確立

被害を最小限度にくいとめるためには、地震に強い街づくりが必要である。このため、都市計画に基づき、道路、橋梁などの整備を促進するほか、避難路、避難場所の確保、救援体制など応急対策の確立をはかる。

イ 防災対策と耐震化対策の推進

石油基地、ガス基地などの大量危険物の貯蔵地域に対しては、二次災害の発生を防ぐ上からも特別な災害対策が必要であり、また病院、学校、集会施設などの公共的施設に対する耐震化対策も促進するものとする。

ウ 地質、地盤の基礎調査の推進

本県では、すでに地質、地盤についての基礎調査を行なっているが、これをいっそう充実するため、地域別精査などを実施するとともに、さらに国が行なう地震予知の研究についても積極的に協力する。

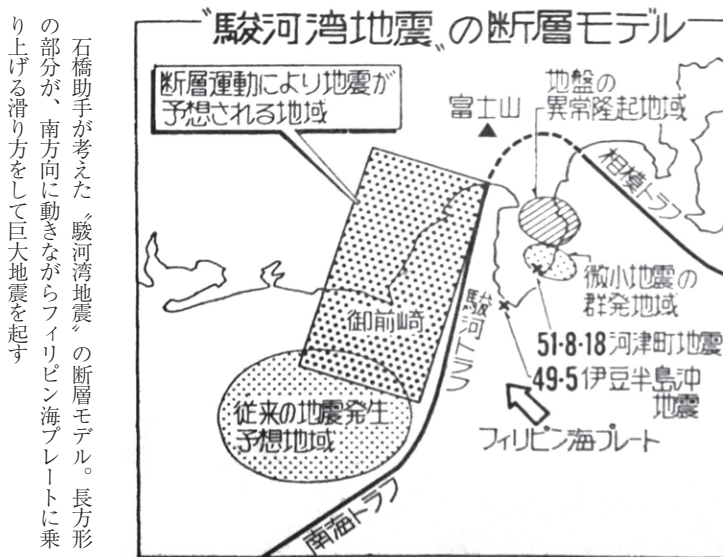
第2節 1970年代後半～1980年代（東海地震説と地震対策課設置等、予知と事前対策）

607 “駿河湾巨大地震”を予測 若手研究者ショッキング報告 地震予知連

M8クラスの前兆か 伊豆の異常隆起や群発 1976・8・23

『静岡新聞』1976・8・24朝刊、15面

伊豆半島の異常隆起や地震活動の活発化は駿河湾にマグニチュード（M）8クラスの巨大地震が起きる前兆と考えられる—二十三日の地震予知連絡会（萩原尊礼会長）の定例会合で、東大理学部の手若手研究者からショッキングな研究報告があり、注目された。時間の関係で同連絡会としての、この研究についての検討は次回に持ち越されたが、出席の学者の間でもその可能性は十分にあり得ると高い評価を得たという。もしこの予測通り駿河湾で巨大地震が起これば、従来予知連絡会が観測強化地域に指定して警戒していたいわゆる“東海沖地震”より震源がずっと陸に近いことから、被害は一層大きくなるものと予想される。



“駿河湾地震”を警告したのは、東大理学部地球物理学教室の石橋克彦助手。同助手は関東大地震や安政の東海沖地震など太平洋沿岸の海溝（トラフ）沿いに起こる巨大地震と、

その前後に太平洋側の内陸部に起こる地震や地殻変動との関連を調べてきた。

そして①国土地理院の地殻変動測量によると、御前崎以西よりむしろ駿河湾西岸に大量のひずみが蓄積されていることが示されている②過去数十年の水準測量データによると、最近数年間駿河湾沿いで地盤沈降速度が速まっている—ことなどから、従来地震予知連絡会が予測してきた東海沖地震は、南海トラフ沿いの遠州灘沖ではなく、駿河湾の真ん中を通る駿河トラフ沿いの御前崎—駿河湾奥に起こるのではないかと考えた。

このため同助手は、駿河湾内の駿河トラフ沿いに新しい断層モデルを仮定、コンピューターを使い駿河湾西岸地域に蓄積された地殻のひずみが、巨大地震を起こすかどうか検討した。この結果、M8級の巨大地震が駿河湾に起こる危険が非常に大きいという結論が得られたという。

同助手は、地震発生の正確な時期については、現地の観測体制を強化して前兆現象が起きないかどうか監視し続けたいとはっきりしたことはわからないとしながらも「計算上は極端に言えば必ず地震が起きてもおかしくない」と話している。

また、同助手は、最近、伊豆半島にみられる地盤の異常隆起や地震の群発は、駿河湾で巨大地震が起きる前兆ともみられると指摘している。

伊豆半島では八月十八日に河津町でM5.5の地震が発生したばかり。同半島では、ここ七—九年間で伊東市西南の冷川峠付近を中心に最大十五センチに達する地盤の異常隆起が見つまっているほか、四十九年十月以来、人間の体を感じない微小地震があちこちで群発している。

「駿河トラフの西側のひずみが地震発生の限界に達しつつあるため、トラフ前方に位置し、もともと地殻がもろい伊豆半島一帯が、まず“ぐずぐず”言い始めたのではないかと同助手は警告している。

608 〔東海地震説を受けた地震対策〕 1978・12

県広報協会『県政概要 昭和52年度版』、218頁

3 防災対策

〔前略〕

(4) 地震対策

予測されている東海地震に対処して、県は51年10月地震対策班を設置したほか、全庁的な地震対策ワーキンググループを組織した。さらに地震対策を18人に強化し、52年8月地震対策課として独立させ、以来地震対策を鋭意進めてきた。

大地震の予知とこれに基づく防災対策を中心の内容とする大規模地震対策措置法が成立するのをまって、今後の地震対策は、この法が講〔ママ〕想する枠の中で、計画をたて、

実施していくこととなる。

ア 地震対策計画の策定

東海地震を想定した予防のための緊急整備事業、警戒宣言公示後の措置である地震防災応急対策、発災後の措置である災害応急対策等を含む静岡県地域防災計画東海地震編を策定すべく検討をすすめている。

イ 地震対策の前提としての基礎調査

地盤調査・地盤振動調査・津波調査を実施し、また安政東海地震の被害状況を把握するため古文書の収集を行った。これらの資料をもとに震度分布図等を作成した。

市町村の協力を得て建物・危険物の調査を実施し、家屋倒壊率、延焼危険度等を算定する作業を進めている。

ウ 地震予知観測体制と協力

地震予知観測は、国の各機関によってそれぞれに行われている。東海地域については、特別研究促進調整費によって観測点の増設などが行われ、一層観測が強化された。

県は、これらの観測に協力するとともに国の観測を補完するため、水位・水質（ランド）〔ラドン〕観測施設を新居町・袋井市・静岡市・蒲原町・富士宮市の5か所に設けた。

エ 暫定応急対策

対策計画の策定と平行〔ママ〕して、当面緊急を要する事業については、52年度より54年度までの3か年計画をたてて、強力に推進している。

(ア) 消防力の強化

地震による同時多発火災に備えて、初期消防力の整備を国・県の補助事業により促進するとともに、自主防災組織の育成など総合消火体制づくりを推進している。

	52～54年度 大震火災消防施設整備計画		
	(実績)	(53年度計画)	
100t 耐震性貯水槽	400基	117基	100基
40t 〃	2000基	369基	360基
小型可搬動力ポンプ	1500台	423台	300台
(一部51年度より実施)			

(イ) 情報網の整備

警戒宣言時及び地震発生時には公社電話の不通が予測されるが、このような場合においても正確な情報の伝達、指示を確保するため、県防災行政無線11回線を35回線に増波するとともに、地域の情報網としての市町村の同報無線の設置を促進す

ることとしており、53年度末には22市町村が設置を完了する予定である。

(ウ) 飲料水の確保

震災時の飲料水を確保するため、全県に災害用浄水機（濾水機）の整備をはかり、52年度には目標数である230台の設置を完了した。

オ 知識の普及・指導

地震が起こった場合、県民の冷静な判断に基づく的確な行動が大切である。そのため起震車の巡回・「地震の手引き」等パンフレット類の配布などにより、地震に対する「正しい知識」と「心がまえ」を啓蒙・指導している。

カ 建築相談窓口の設置

素人でもできる「わが家の耐震診断と強補〔補強〕」のパンフレットを作成配布し、市町村・土木事務所・県建築課に「建築相談窓口」を開設し、家屋の診断・補強工事の指導、改善資金の紹介、専門業者の紹介についての相談に応じている。

609 〔大規模地震対策措置法制定と県地域防災計画（東海地震対策編）の作成〕 1979・12
県広報協会『県政概要 昭和53年度版』、55～59頁

4 地震対策

(1) 地震対策に関する体制

ア 地震対策に対する体制

静岡県を中心とする東海地域は、近い将来大地震の発生する可能性の強い地域として、以前から地震学者の指摘を受けていた。そして、昭和51年夏、「駿河湾地震説」の発表を契機に一躍社会的な問題としてとり挙げられ、国及び本県では、さっそく次の対応がとられた。

51年	10月1日	地震対策班（5人）の設置
	10月29日	内閣に地震予知推進本部を設置
	11月25日	地震対策ワーキング・グループ設置
52年	4月18日	東海地域判定会の初会合
	5月14日	地震対策会議の設置
	5月15日	地震対策班を18人に増員強化
	8月1日	地震対策課の発足

イ 地震対策課の役割

地震対策課の主な業務は、東海地震対策計画の作成、東海地震の危険度の試算（被害想定）、地震対策基礎調査、警戒宣言時または地震発生時の対策の検討、地震対策事業等を実施する制度・組織の促進、自主防災組織の育成指導、地震に関する知識の普

及啓発、国の地震予知観測に対する協力等である。

具体的には、52年5月、知事および部局長等から成る地震対策会議が設けられ、以降数回の会議が開かれ、地震対策の基本方針が決定された。また、地震対策は行政の各分野にわたるため、全庁的な組織である地震対策ワーキング・グループが編成され、実質的な作業を進めた。

地震対策ワーキンググループ（9部会53課）

部会名	作業内容
緊急物質〔資〕対策	物資の調達確保
交通対策	緊急輸送、交通規制、孤立村落等
海洋対策（津波）	津波の様相・浸水域の推定と対策
山くずれ洪水対策	急傾斜地・山くずれ等の調査と対策
震災・火災想定	都市防災、建築物等の耐震化
職員動員対策	県職員の緊急動員
避難対策	避難地・避難路等
情報対策	情報の収集伝達の方法および内容
給水対策	応急給水等による飲料水の確保

ウ 地震対策の基本方針

いずれの対策においても、いうまでもなく地震対策の基本は、県民の生命と財産の確保である。このためには地震予知と防災対策の両方が相まって必要である。特に現在のように多様化、大規模化した産業構造のうえに成立している我々の生活、この基盤ともいえる都市機能の維持を考えた場合、予知の果たすべき役割は非常に大きいと思われる。

(2) 大規模地震対策特別措置法

ア 法律の制定

地震対策を検討し推進していく過程のなかで、大きな問題が生じた。それは、東海地震のような巨大地震については、地方公共団体だけが努力しても、効果的な対策をたてるのには限界があるということである。著るしい産業経済の拡大、科学技術の進展にとともない、地震災害そのものが広域かつ複合的で激甚な被害形態となるおそれがあり、また、予知の可能性が云々されている。つまりこのような時代の推移に適應した巨大地震対策に対応するための法体系あるいは財政措置を確立していないのである。

このため、地震予知を制度化し、国、都道府県、市町村、住民、企業等の対策の責任を明確にするような法制度の整備が必要となってきた。そこで52年7月全国知事会に「地震対策特別委員会」を設置してもらい、山本知事自らが委員長となり、大規模

地震のための特別立法の制定を国へ働きかけた。このほか、関係国会議員、各省庁担当者等多くの方々のご甚力があつた。また、この間53年1月14日「伊豆大島近海の地震」で大きな被害を受けたが、こうしたことも大きな促進要因となつて、同年6月15日には「大規模地震対策特別措置法」が公布され、12月14日には施行された。そして54年8月7日地震防災対策強化地域の指定によって、本格的にこの法律は働き始めたと言える。

イ 地震法の概要

法律の内容は、大地震発生の可能性の強い地域を内閣総理大臣が地震防災対策強化地域に指定する。

国、県、市町村および防災上重要な企業事業所等は、それぞれ地震防災計画を策定し、必要な防災対策を構〔ママ〕ずる。

国は、地震予知観測を重点的に行い、大地震発生の可能性が切迫してきた場合、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発令し、強化地域に対して警戒するよう呼びかける。

あらかじめ、地震防災計画を策定しなければならない各機関は、警戒宣言時それぞれの定めた計画に従つて、地震が発生した場合の被害を最小限に食い止めるよう適切な防災措置および活動を行う。このためには、特に、日頃からの防災思想の普及、防災教育、訓練が重要である。

ウ 地震防災対策強化地域の指定

地震法に基づき、総理大臣から関係6県知事に対して意見を求めた結果、東海地震に係わる強化地域の範囲は静岡県の全域、山梨県のほとんどの区域、神奈川県のおよそ半分の区域、長野県・愛知県・岐阜県の一部区域の計170市町村であり、さる8月7日に指定された。

エ 警戒宣言と地震防災計画

現在、強化地域については、濃密な予知観測体制が敷かれており、静岡県には地震計、傾斜計、歪計等各種の観測機器が60か所に設置され、このうち47か所が気象庁ヘテレメータされている（54年3月末現在）。これらはすでに24時間監視体制がとられており、こうしたなかで東海地震の前兆とみられる異常現象が発見された場合、気象庁長官は「地震防災対策強化地域判定会」を招集する。異常が地震発生に結びつくと判定された場合、長官は総理大臣に報告し、閣議決定後、総理大臣が強化地域に対して「警戒宣言」を発令することになる。（I-26図〔略〕）

地震防災計画は、基本計画、強化計画、応急計画に分けられる。地震防災基本計画は国の策定する基本計画であり、強化地域の地震防災対策の基本を定める計画である。地震防災強化計画は、国の各省庁や地方公共団体がつくる計画で、それぞれ強化地域

における地震防災に関する施策を具体的に定めるものである。地震防災応急計画は、防災上重要な役割をもつ企業事業所等が作る計画で、それぞれの企業・事業所等が警戒宣言が発せられた際、実施する防災措置を定めたものである。

近く、国の基本方針が示されれば、県と市町村は早急に強化計画を策定しなければならない。すでに、県の計画については、県独自で事前に検討をすすめてきたためほぼ原案が固まりつつある。今後、市町村の計画作成を積極的に助言・指導していくとともに、指定後6カ月以内に届け出なければならない民間企業等の応急計画の指導・点検体制を強化推進していく。この件数は、約1万6,000件ほどである。

(3) 東海地震の危険度の試算（被害想定）

ア 試算の意義と手法

東海地震の危険度の試算とは、予想される東海地震によって県下の各地で、どのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的には握し、被害を最小限にとどめる合理的な防災対策をたてるために行ったものである。

この試算は、地質、地盤、出火延焼、津波、崩壊（急傾斜地・山崩れ）、液状化等の災害危険の地域別調査分析を行ない、過去の被害例を参考にし、科学的な調査・分析にもとづき積算したものである。地域の区分については、県内全域を500mと、1000mの各メッシュ（網の目）に分け、それぞれのメッシュの中にある建物および危険物等の実態調査を市町村等の協力をえて行なった。

この数値は、今後における自主防災活動を中心とする県民の防災努力、国や県、市町村の防災施策により、大幅に減少させることができるものと期待される。

さらに、地震予知に成功し、適切な防災対応が行なわれれば、すくなくとも人的被害および火災は極めて少なくできると考えられ、予知の効果ははかりしれないものがある。

イ 試算の前提

いつ、どこで、どの程度の地震が起こるかを想定する。このため、まず試算に用いる断層モデルを設定する。これに県下の自然状態を勘案し、若干の条件を加味して次の前提条件とした。

地震の規模、場所……御前崎から駿河湾に至る駿河トラフ沿いの線から西方の領域
マグニチュード8程度

火災の前提条件 ……春又は秋の昼食時
東北東の風5m程度

建物の実態調査 ……木造建物の倒壊、延焼等の調査分析をもとに危険度を積上げた。鉄筋建物の倒壊について木造と同様の被害率で算定した。

ウ 試算の概要

(1-27表)

1-27表

(東名、新幹線上の被害をのぞく)

		東 部	中 部	西 部	計	備 考
昭和53年	世帯数	330,755	350,523	258,047	939,325	
3月末	人口	1,126,326	1,306,579	941,328	3,374,232	
全壊	世帯	(10,000)	(21,000)	(7,000)	(38,000)	()は、延焼地区における数値をのぞく
半壊	世帯	16,000	45,000	8,000	69,000	
		(21,000)	(35,000)	(16,000)	(72,000)	
		31,000	71,000	19,000	121,000	
津波被害	全壊家失世帯 (振動等被害を除く)	1,300	1,100	200	2,600	
	半壊・床上浸水世帯 (振動等補害を除く)	10,400	6,800	2,200	19,400	
	床下浸水世帯	3,400	5,400	1,200	10,000	
出火件数	全出火件数	230	580	120	900	春秋の昼食時
	炎上火災件数	160	420	80	600	
焼失	世帯	74,000	180,000	21,000	275,000	東北東の風5m
人的被害	死者	3,300	6,100	1,500	10,900	延焼をのぞく
	重傷者	4,600	9,800	2,300	16,700	
	軽傷者	30,000	55,300	13,000	98,300	
罹災	世帯	(36.5)	(71.1)	(18.5)	(44.5)	()は世帯数に対する割合、罹災率
		121,000	249,000	48,000	418,000	
〃	人口	412,000	913,000	177,000	1,502,000	
被害	世帯	(30.8)	(63.6)	(14.5)	(38.5)	()は世帯数に対する割合、被害率
		102,000	223,000	37,000	362,000	全壊+半壊
被害	人口	347,000	820,000	137,000	1,304,000	

以上のように試算の結果は、予知がなかった場合、死者1万9000人〔ママ〕、重軽傷者11万5000人、家屋の全壊6万9000戸、半壊等2万9400戸〔ママ〕、焼失家屋27万5000戸にも及ぶ。

県全体の半分近い44.5%の世帯が何らかの形で被害を蒙ることになる。地域的に被害率をみると、震源域から近いこともあって中部が最も高く、次いで東部、西部の順となっている。しかし、地質、地盤等によって被害は影響を受けやすい。

(4) 静岡県地域防災計画 一東海地震対策編一

ア 基本方針

この計画は、東海地震の為に必要と考えられる県の施策や事業を盛り込んだもので

ある。地震法に規定する強化計画（地震発生前の計画）にとどまらず、発生後の応急対策まで含んでおり、できる限り地震の特性を考慮し、具体的な実効性のある対策を明示するように考えている。

イ 計画の構成

計画は次の5編から成っている。

- I, 総論……………計画の目的・性格、危険度の試算
- II, 事前対策……………長期予知に基づき日常準備する対策
- III, 地震防災整備対策…概ね5か年間に整備すべき防災事業等
- IV, 地震防災応急対策…警戒宣言発表後、地震発生までの対策
- V, 地震災害応急対策…地震発生後、応急に行うべき災害の拡大防止対策

ウ 計画の主な内容

計画の内容は、食糧・水・生活物資の確保、医療救護、建築物の耐震化、火災対策等の県民生活のあらゆる面にわたっている。このうち主なものは、次のとおりである。

(ア) 情報……………県庁の市町村等との間の県防災行政無線を11～35回線に強化、市町村から住民への同報無線の整備（現在22市町村）等が進められている。また、伊豆大島近海地震の地震余震情報を反省し、情報の正確を期すため模写伝送装置の導入、情報内容の分析（判りやすい表現、流し方等）により混乱の防止をはかる。

(イ) 初期消防力……………大地震時に想定される同時多発火災に対処するためには、何といっても初期消火が第一である。このため小型可搬ポンプの整備、耐震性貯水槽（100㎡、40㎡）、防火井戸の設置を行っている。またこれらを災害時有効に活用するため、地域の自主防災活動に依るところが大きいと考えられる。

(ウ) 給水・物資……………各市町村に対して災害用浄水機の整備、水道施設の耐震化、災害直後の応急的な給水方法の確立、応急復旧資材の備蓄等について指導している。

物資は、備蓄による悪循環をさけ、民間企業の流通在庫に着目し、県内の主要製造業者、卸売業者、百貨店などの大手小売業者につき、40品目の調査をし所有者との協定を結び緊急時に譲り受けることにしている。その他都府県・市と結んでいる広域応援協定の具体的促進、あるいは国に対する働きかけ、県民に対する家庭備蓄の呼びかけがある。各家庭において、3日分の非常持出しを含む1週間分程度の食糧備蓄、災害時の助け合い、非常持出品の準備をすすめたい。

(エ) 医療、救護……………災害時における地域の医療体制を整備するため医師会、医療機関等と行政側が話し合い、救護班の編成、救護所の設立、医薬品・血液等の備蓄を行う。医薬品備蓄については、県内12か所に医薬品備蓄センターを設ける。このような活動を支えるためにも地域の中核としての病院の耐震化や機能維持の対策を実施する。住

民自らによる救急・看護法の正しい知識と技術の普及をはかる（モデル高校の指定）。

(オ) 避難……県の指針にもとづき市町村が、避難地、避難路の指定や安全性の検討を行う。

避難誘導等の体制、避難地、避難路等の整備を行う。

(カ) 交通・輸送……交通網の確保のため、県内の主要幹線道路のうち災害応急活動のため必要な道路を緊急輸送路（1・2・3次）を指定し、落橋防止、法面改良等の耐震対策を行う。災害時、これらの早期復旧体制の強化をはかるため、資材備蓄や建設機械の割合で〔ママ〕をしている。

孤立村落の交通確保は道路によるよう努めると同時にヘリコプターの使用が有効である。

交通規制は、公共輸送機関が全面的にストップの状態での道路交通の混雑により相当の混乱が考えられる。各拠点に検問所を設け、地域の実情に合わせて段階的な規制を実施する予定である。

輸送は、災害当初ヘリコプターによる空輸が主体となるため、ヘリポートの整備をすすめ、同様に大量輸送として海上輸送による拠点港の整備がある。

(キ) 建築物等……木造住宅、鉄筋コンクリート造建築物は既存のものについて、耐震診断基準を作成し、建築関係者等に対して、説明会を行い、一般県民に対しては判りやすいパンフレットによる啓発指導に努めている。また、新築について耐震設計を示すほか、建築申請時、壁率の計算等を審査している。市町村、県土木事務所、県庁建築課にそれぞれ「建築相談窓口」を開設し、耐震対策について相談に応じている。

家具の転倒防止、ガラスの破損防止、ブロック塀の補強等についてパンフレットを用意し普及をはかっている。

(ク) 危険物等……危険物等とは、石油タンク・ガソリンスタンド等の危険物、アンモニア・塩素等の高圧ガス、家庭用L Pガス（プロパン）、毒物及び劇物、都市ガス、放射性物質、火薬等をいう。

近年、その種類と数量は著しく増加するとともに大型化し、過密都市の中に混在化している。このため、大地震発生時に2次災害発生の可能性がある。

これらを扱う企業等は、各種の法律によって十分な規制がとられ、企業側も安全管理に細心の注意をする等努力している。

家庭用L Pガス、都市ガス、石油ストーブの家庭と密接に係わるものについて、転倒防止、対震遮断装置の開発普及、配管の耐震化、施設設備の耐震化、緊急遮断装置による自動停止、早期復旧体制の確立、対震石油ストーブの使用等の普及指導をはかる。

(ケ) 学校……児童、生徒の安全のため、指導側や父兄も含め安全教育を強化徹底する。

指導の手引きを作成し基準を示した。地震に関する正しい理解と予知のため地震予知

観測モデル校を指定している。学校の建物等の施設設備の耐震化をはかる。

- (コ) 自主防災組織……モデル組織の指定と育成を通じて、市町村とともに全体の育成強化に努める。
- (サ) 地震災害警戒本部・災害対策本部……各防災組織との関係〔ママ〕強化・市町村等との情報連絡体制の整備、緊急時の職員の動員体制を確立し、総合的な対策をすすめる。
- (シ) 防災知識思想の普及……効果的な普及方法の活用、市町村等の指導、実践的訓練の実施をはかる。

(5) 地震防災関連事業

ア 事業の試算

防災対策を具体的に進めていくためには、多くの施設設備の整備を図ることが必要である。これを地震防災施設緊急整備事業という。主な事業は、① 危険地域防災事業、② 建築物及び施設の耐震化、③ 避難地・避難路の整備、④ 消防・給水・無線通信施設の整備、⑤ 防災資機材の整備などが考えられている。そこで、人命の安全の確保を基本に、さらに発災後の生活の確保、緊急度等を総合的に勘案し一応の積算を行った。

これらの事業は、国・県・市町村が中心になって進めることになる。当面緊急に整備する必要のあるものとしては、概ね3000億円～5000億円程度かかるものとみられる。しかもこれらの事業は、様々な状況、大勢の意見を考え合わせ、54年度から5年間程度で実施する。

イ 財源の確保（財政特別措置の要望）

地震防災事業は、多額の事業費を必要とするため、県や市町村だけで財源をまかなうことは不可能である。また東海地震は、静岡県だけでなく国全体に対して社会経済的な面を中心に甚大な影響を与えることは間違いない。

このため、一部のものについては、国による財政上の特別な措置等が必要である。しかし、県としても既存の事務事業の見直し、諸経費の節減などにも努力し、同時に新しい独自の財源確保がどうしても必要であり、54年度から5年間、法人事業税の超過課税を実施する。

610 〔県地域防災計画（東海地震対策編）と財政特別措置法の制定〕 1981・11

県広報課『県政概要 昭和56年度版』、63～66頁

- (4) 静岡県地域防災計画 東海地震対策編の概要
〔前略〕

(ア) 東海地震の危険度の試算

危険度の試算作成の主旨

東海地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを想定により定量的に試算したものを示し、合理的な防災対策の樹立に資するものである。

〔中略〕

B 対策の目標値として設定した危険度の概要

1-34表 地震予知がなく地震が発生した場合〔略 609 1-27表と同じ〕

1-35表 地震予知があった後地震が発生した場合

	東 部	中 部	西 部	計	備 考
昭和53年世帯数	330,775	350,523	258,047	939,325	
3月末人口	1,126,326	1,306,579	941,328	3,374,232	
全壊世帯	16,000	45,000	8,000	69,000	
半壊世帯	31,000	71,000	19,000	121,000	
津波被害 全壊・流失世帯	1,300	1,100	200	2,600	
半壊・床上浸水世帯	10,400	6,800	2,200	19,400	
床下浸水世帯	3,400	5,400	1,200	10,000	
罹災世帯	(18.6)	(36.9)	(11.8)	(23.6)	()は罹災率
	62,000	129,000	30,000	221,000	
罹災人口	213,000	484,000	115,000	812,000	
罹災世帯	(11.3)	(24.2)	(7.3)	(15.1)	()は被害率
〔被害〕	37,000	85,000	19,000	141,000	
罹災人口	130,000	318,000	71,000	519,000	
〔被害〕					

- (注) ○罹災世帯：家屋に大きな被害をうけた世帯（全壊＋半壊＋津波被害＋焼失）
 ○被害世帯：地域の被害の程度を示す値として算定したもので、全壊、焼失、流失世帯に、半壊及び床浸水の罹災世帯の1/2を加えたもの
 ○重傷者：専門的治療を必要とする負傷者
 ○鉄筋建物の被害については、現在耐震診断を実施中で、不明のため、木造建物と同様の被害率で算定した。
 ○軽傷者数は、新潟、十勝、福井（市部）各地震の被害例を参考に算定した。
 重複する被害については、被害の合計の算定において、重複をさけてある。
 ○東名高速道路、国鉄新幹線の被害は除外した。

〔中略〕

(5) 地震対策事業に係る財政特別措置法制定の要望

地震対策事業を緊急に実施するためには、巨額の経費を必要とする。しかしながら、この事業を実施するための国の財政措置については、大規模地震対策特別措置法には具体的な定めがない。従って、県は強化地域関係6県、全国知事会等と一体となって、県民の生命、身体及び財産を守るための、地震対策事業が円滑に実施できるよう国に対し財政特別措置法の制定を強く働きかけた。

財政特別措置の内容として要望している事項

- ①地震対策事業の範囲の拡大（現行6事業を11事業に）
- ②国庫補助金の引上げ
- ③地方債の特例

この県の要望に対し54年末、国土庁長官と大蔵大臣の間で「可及的すみやかに所要の措置を講ずる」旨の確認がなされた。これをうけて、55年1月以降関係省庁と、事業費の調整を行った。なおこの財政特別措置法は55年5月14日成立した。（1-36表）

1-36表 財政特別措置法に伴う国庫負担増分計（静岡県分） （単位百万円） 55.5.13

事業名	区分	事業費	現 行		改 定		備 考
			負担率	国庫負担額	負担率	国庫増分	
政令指定事業							
避難地整備		25,119	1/3	7,762	現		
避難路整備		20,130	2/3	13,420	現		
消防用施設整備		11,322	1/2	4,879	現		
緊急輸送路整理	防 災	9,925	1/2	4,962	現		
	改良等	20,867	3/4・2/3	14,038	現		
	港湾漁港	6,799	60~40	3,259	現		
通信施設整備		3,918	1/3	595	現		
緩衝緑地整備			1/3				
小 計		98,080	—	48,915	—		
財特法追加指定事業							
防災上重要な建築物							
病院整備	木 造	1,101	0		現		
	非木造改築	15,289	0		現		
福祉施設整備	木 造	15,367	1/2	7,683	2/3・1/2	160	自力避難困難のみ
	非 木 造	6,047	1/2	3,024	現		
学校整備	木造小・中	42,628	1/3	10,986	1/2	5,493	
	非木造改築小・中	30,354	1/3	7,869	1/2	3,928	
	非木造補強小・中	18,048	0		1/2・2/3	9,024~12,032	
津波対策	耐震河川	5,400	3/10	1,620	1/2	1,080	
	海岸等	18,133	1/2・2/3	10,903	現		
山崩れ等防止	建 設	14,768	2/3	7,207	現		
	林 野 等	18,270	2/3	12,180	現		
	農 地 等	6,357	1/2	3,178	現		
小 計		191,762	—	64,650	—	19,685~22,693	
合 計		289,842	—	113,565	—	19,685~22,693	

(6) 自主防災組織の育成

予想される東海大地震のような大きな災害から身を守り、財産を守るには、住民の一人ひとりが災害に備えて平素から十分な準備をしておくことが必要である。しかし、個人の

力には限度があるので、地域住民が協力して大きな災害に立ち向かう必要がある。

そのため、県及び市町村では、自主防災組織の育成に努めてきた。その結果、県下では次のように自主防災組織が結成された。また、県は自主防災組織の装備について助成を行った。

自主防災組織

振興センター	育成計画	組織済数	組織化率
伊豆	175	165	94.3%
熱海	214	93	43.5
東部	827	665	80.4
富士	425	287	67.5
中部	1,000	793	79.3
志太榛原	480	425	90.0
中遠	790	650	53.8
西部	650	650	100
計	4,561	3,510	77.0

自主防整備事業（県費 補助額 補助率 1/2）

54年度 1746組織 429,581千円

〔後略〕

611 【地震対策の推進】 1987・1・29

『静岡県新総合計画 豊かな心と活力ある社会をめざして
- 21世紀へのみちづくり -』、1987・3、76～78頁

第3節 生命・身体・財産の安全確保

(1) 地震対策の推進

I 現状と課題

○懸念される東海地震の発生〔略〕

○地震予知体制の確立

地震発生が予知できれば、突然に発生した時に比べ、人的被害はほとんどなくなり、火災などによる物的被害も大幅に減らすことが可能となる。

現在、県下には気象庁、国土地理院、大学などの180の地震予知観測施設により、世界でも最高の水準を誇る観測体制が確立されており、これらの観測データは気象庁等において常時監視されている。

今後、予知技術を確実化し、さらにその精度を一層向上させることが重要な課題となっている。

○望まれる地域防災体制の充実

地震発生時における地域の活動母体となる自主防災組織は、現在約99%（昭和61年4月）と全国一の結成率を達成しており、また、活動のための資機材や防災倉庫もほぼ整備されている。

しかしながら、昭和61年の東海地震に関する意識調査によれば、約23%の人が“2～3年前よりも関心が薄くなった”と回答するなど、県民の一部に地震に対する意識の中だるみ現象が見られる。

このため、「生命、財産は自らが守る」という原則に立って県民の防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の活動や行政・公共機関、企業等の防災活動の一層の充実が望まれている。

また、警戒宣言などの地震情報に伴うデマや社会混乱も懸念されており、この防止に努めるとともに、県下全域への一層迅速で確実な情報伝達及び情報収集を図るための情報システムの充実が急がれている。

○強化が必要な防災基盤整備

地震対策の核となる地震対策緊急整備事業は、67%（昭和60年度末）の進捗状況であるが、10か年計画としての最終年度である昭和64年度を目途に一層の促進を図るとともに、その後においても幹線道路の整備、公共建物の耐震化などと併せて、地震に強い県土を構築していくことが重要な課題である。

II 施策の方向

①地震予知観測体制の強化

大地震の予知の確実性を高めるため、気象庁、国土地理院、大学等地震予知関係機関の行う地震予知観測について積極的に協力し、地震予知観測体制の強化を図る。

（主要施策）

- ・地殻変動や地下水位など国の地震予知観測への協力
- ・高精度^{*}レーザー測距儀等の地震予知観測機器の開発協力

高精度レーザー測距儀 2地点間の地殻の水平歪みを計測するもの。発光器から発射されたレーザー光が、鏡に反射して戻って来る時間を求め、2地点間の距離を求める。

②地域防災体制の強化促進

県民個々の東海地震等に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、家庭・地域における平素の備えを促進する。

また、市町村における防災対策の強化を一層促進する。とくに、住民、学校、事業所、医療機関、防災機関等が連携をとり、迅速かつ的確な対応ができるよう地域防災体制の確立・強化を図る。

さらに、地震防災意識の高揚を図る防災教育の拠点として、展示、研修、体験学習等の機能を備えた地震防災センター（仮称）を建設する。

（主要施策）

- ・住民の地震及び防災に関する正しい知識の普及
- ・家庭における地震対策の促進
- ・地域を守る自主防災組織の自立化と活性化の促進
- ・自主防災用資機材の更新
- ・社会的責任を果たすための事業所における地震防災体制の充実
- ・市町村の地震防災体制の充実
- ・地域の実情に即した実践的防災訓練の実施
- ・災害時の応急活動に従事する防災ボランティアグループの組織化
- ・地震防災意識の高揚と防災教育の拠点として、展示、研修、体験学習などの機能をもつ地震防災センター（仮称）の建設

③防災拠点及び情報ネットワークの整備

県対策本部の施設設備の充実や迅速、的確な応急対策のためのヘリコプターの導入等の検討を進めるとともに、災害時における多量な情報の伝達・収集を迅速かつ的確に処理するため、国・県・市町村など防災関係機関を連結する情報連絡網の一層の強化を図る。

また、応急対策が円滑、的確に行われるよう、社会状況の変化に即応した地域防災計画の見直しや運用計画を充実する。

（主要施策）

- ・県対策本部の施設設備の充実
- ・迅速、的確な応急対策のためのヘリコプターの導入及びヘリポートの整備の検討
- ・国・県・市町村等の情報連絡体制の強化を図る地震防災情報システムの整備充実
- ・緊急時の情報を県民に迅速かつ確実に伝達する同時通報用無線の充実
- ・市町村内の防災関係機関等を相互に連絡する地域防災無線の導入促進
- ・事業所、家庭等において緊急情報を確実に受信するための緊急警報放送システムの普及促進^{*}
- ・社会情勢の変化に対応した地域防災計画の見直しと運用計画の充実

緊急警報放送システム 大地震の予知放送や津波警報などの重要な情報を視聴者に迅速に送り届けるための放送システム。このシステムの受信機能を持った受信機では、受信機の電源を切っていても緊急警報時には自動的にスイッチが入り、警戒音に引き続いて緊急放送が聞こえてくる。

④地震災害の防除

避難地、避難路、津波対策施設、緊急輸送路の整備など昭和64年度を完了年次とする地震対策緊急整備事業を積極的に推進するとともに、65年度以降においても輸送路など社会資本の充実と併せて、総合的かつ恒久的な地震対策を進める。また、市町村の実情に即したきめ細かな地震対策を積極的に促進する。

なお、県土の地震災害に対する危険度調査を引き続き実施するとともに、地震時における構造物の破壊、山崩れ、津波などによる一次災害や火災、ガス爆発等の二次災害を想定した災害の防止対策を強化し、かつ、応急対策をしやすいまちづくりを進める。

(主要施策)

- ・道路の拡幅、落橋防止、危険箇所の除去、岸壁の耐震化等緊急時に備えた緊急輸送路(海路を含む)の整備
- ・避難、救護等の拠点空間となる避難地、避難路の整備
- ・河川、海岸における津波対策施設の整備
- ・由比地区の地すべり防止をはじめ、砂防、治山など山崩れ防止施設の整備
- ・公的医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校等建築物の耐震化の推進
- ・市町村地震対策事業の促進
- ・県土の危険度や災害に強いまちづくりの調査及び災害復興事業に関する調査の推進〔後略〕

612 〔地域防災の日を定める〕 1987・10

県広報協会『県政概要 昭和62年度版』、73頁

第8節 地震・消防・防災

1 地震対策

〔前略〕

(7) 地震防災訓練

静岡県における地震防災訓練は、47年から53年までは風水害を中心とした特定の場所での会場訓練として実施された。60年度は9月1日の防災の日に東海地震を想定して地震の予知から発災までの一連の対応を、国、県、市町村、防災関係機関、自主防災組織等が参加して、県下一斉に「広域防災訓練」を実施し、また9月から3月の間に、突然発生地震を想定して自主防災組織を中心に市町村単位の「地域防災訓練」を実施した。

61年度は、12月の第1日曜日を「地域防災の日」と定めたことにより、9月1日(月)の「防災の日」に東海地震を想定した予知型の「総合防災訓練」と12月7日(日)の「地

域防災の日」に突発地震を想定した「地域防災訓練」を全県一斉に実施した。〔後略〕

613 【地震噴火対策の充実と地震予知観測】 1992・1・28

『静岡県新総合計画中期発展プラン 豊かな心と活力ある社会をめざして
- 21世紀へのみちづくり-』、1992・3、43、81～82頁

第1章 基本構想

3 21世紀に向けての本県の課題と対応

X 豊かな資源の活用と安全な県土づくり

⑦地震・火山対策の充実

東海地震説が発表されて10余年が経過し、東海地震発生の可能性は高まっています。また、神奈川県西部地震発生の可能性も指摘されています。

このような中で、平成元年度には、伊豆半島東方沖で海底火山噴火が発生し、地域住民に大きな脅威を与えました。

このため、防災訓練の実施など県民の防災意識の高揚を引き続き図るとともに、地震対策緊急整備事業による防災基盤の整備、国の予知観測への協力や観測機器の設置・更新など予知観測体制の強化、防災情報ネットワークの充実などを積極的に推進します。

〔中略〕

第2章 基本計画

I 快適で安全な県土を築く

〔前略〕

第6節 安心して暮らせる社会づくり

〔前略〕

○地震噴火対策の推進

発生の危険性が指摘されている東海地震や神奈川県西部地震、伊豆東部火山群の火山噴火などに対処するため、引き続き地震・火山噴火対策を進めます。

また、県民の防災意識の高揚や市町村、事業所、自主防災組織、家庭における防災対策の充実、強化に努めます。

①地震・火山噴火予知観測体制の充実

地震・火山噴火の発生をできる限り予知するため、国の行う予知観測に協力し、被害を最小限に食い止めるように努めます。

地震・火山噴火予知観測機器の充実

概要	地殻変動や地下水位など予知観測機器の設置		事業主体	県
事業内容	短距離水準測量■	菊川町～大東町 (2.3 km)、菊川町～小笠町 (2.4 km) の2路線を2週間に1度水準測量		
	長距離水管傾斜計の設置■	静岡市と相良町に設置		
	地下水位の観測	富士宮市、蒲原町、袋井市計3か所の井戸の地下水位の観測		
	強震計、地震記録計の設置	下田市、浜松市など県内7か所に強震計を設置 県庁、県民生活センターに地震記録計を設置		
	火山監視体制の整備	伊東市内に高感度地震計4台設置 地下水温の観測		

■ 短距離水準測量

水平を計る機器により、2点を結ぶ地殻の変動等を調査すること。

■ 長距離水管傾斜計

2点を結ぶ地中に、水を満たした管を通し、土地の傾斜によって起る水位の差を測定する機器。

②防災拠点・防災情報ネットワークの整備

地震・火山噴火発生時に冷静な対応をとることができるよう、迅速かつ的確な情報伝達体制の充実と防災拠点施設の整備に努めます。

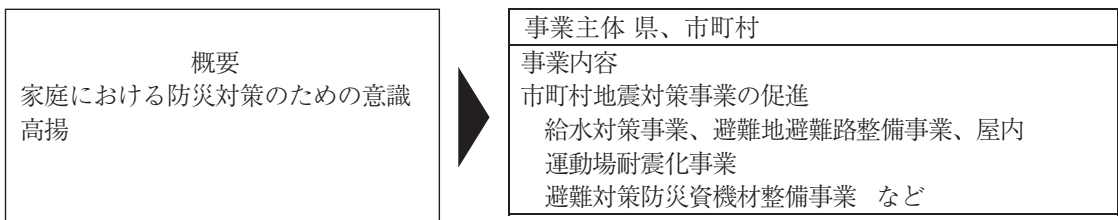
県対策本部の充実

概要	県庁別館の建設による防災本部機能の充実強化総合的な通信回線網の整備			事業主体	県
				建設場所	静岡市追手町 (県庁東館北側)
				構造	地下2階、地上21階、延面積約26,000㎡程度を予定
事業内容	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
	基本設計	実施計画	建設工事		

③防災対策の強化

市町村、家庭における防災対策の充実を促進するとともに、常に、地震などへの心構えを持つよう防災訓練を積極的に実施し、地域の防災体制の強化を図ります。

市町村地震等防災対策の充実



家庭における
地震等防災対策の充実

概要	家庭における防災対策のための意識高揚
事業主体	県、市町村
事業内容	ミニ地震防災展 中・高校生の防災講座 地震防災キャンペーン

〔後略〕

防災訓練の実施

概要	地震発生時などに、迅速かつ的確な防災措置を講ずることができるよう実践的訓練を実施
事業主体	県、市町村
事業内容	総合防災訓練（9月1日） 地域防災訓練（12月第1日曜日）

614 〔第2次被害想定〕 1993・10

県広報協会『平成5年版 県政概要』、79～91頁

第9節 地震・消防・防災

1 地震防災

〔前略〕

(4) 静岡県地域防災計画（東海地震対策編）の概要

〔前略〕

ウ 危険度の試算

東海地震によって県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを想定により定量的に試算した結果を示し、合理的な防災対策の樹立に資するものである。(1-31表、1-32表)

試算の概観

この試算は、御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフ沿いの線から西方の地域を震源域に、マグニチュード8程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をした。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をした。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と、警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれを試算した。

この試算は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助努力等を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

さらに警戒宣言が発せられ、行政及び地域住民が事前に的確な防災措置をとれば、火災の発生は激減し、死傷者も大幅に減少させることができると期待される。

1-31表 人的被害

被害要因	被害区分	予知なし	予知あり
建物倒壊	死者	540	109
	重傷者	1,568	228
	中等傷者	18,107	2,478
津波	死者	510	52
	重傷者	868	84
	中等傷者	3,630	339
山・崖崩れ	死者	487	202
	重傷者	820	317
	中等傷者	1,965	734
火災	死者	510	0
	重傷者	1,076	0
	中等傷者	2,729	0
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	104	6
	重傷者	264	17
	中等傷者	2,765	67
屋外落下物	死者	159	7
	重傷者	209	13
	中等傷者	2,051	77
屋内器物の移動転倒	死者	24	0
	重傷者	2,373	165
	中等傷者	27,229	1,719
道路への落石崩土	死者	240	0
	重傷者	81	0
	中等傷者	116	0
その他	死者	0	0
	重傷者	2,043	1,716
	中等傷者	23,454	19,590
人的被害合計	死者	2,574	376
	重傷者	9,300	2,540
	中等傷者	82,046	25,004
人口(平成4年4月1日現在)		3,686,090	3,686,090

(注) 死者 発表後24時間以内に死亡すると想定される者
 重傷者 手術等入院治療を必要とする者
 中等傷者 入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

1-32表 物的被害

(単位：棟)			
被害要因	被害区分	予知なし	予知あり
地震動・液状化	大破	82,357	82,357
	中破	272,860	272,860
	一部損壊	327,816	327,816
人工造成地	大破	4,376	4,376
	中破	13,123	13,123
津波	大破	4,878	4,878
	中破	9,379	9,379
	一部損壊	17,203	17,203
	床下浸水	6,537	6,537
山・崖崩れ	大破	2,943	2,943
	中破	6,872	6,872
延焼火災	焼失	67,014	81
建物被害合計	大破	155,253	93,777
	中破	278,302	292,017
	一部損壊	316,005	335,031
	床下浸水	3,664	3,918
建物棟数(平成2年4月1日現在)		1,425,814	1,425,814
建物罹災棟数		753,404	724,743
建物罹災率(%)		52.8	50.8
建物被害棟数		294,404	239,786
建物被害率(%)		20.6	16.8
建物罹災世帯数数(推計)		612,302	586,592
ブロック塀・石塀	全箇所数	257,293	257,293
	被害箇所数	26,634	26,634
屋外落下物	全箇所数	38,417	38,417
	被害箇所数	5,364	5,364

(注) 大破 倒壊及び復旧が困難と考えられる建物
 中破 柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物
 一部損壊 壁に複数の大亀裂、基礎の複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
 建物被害合計 要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数(ただし、焼失は大破に含む)

建物罹災棟数	建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
建物罹災率	建物罹災棟数÷全建物棟数
建物被害棟数	被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中波）
建物被害率	建物被害棟数÷全建物棟数
建物罹災世帯数	世帯数×建物罹災率

第3節 1990年代後半～2000年代（阪神・淡路大震災後、予知不能の議論）

615 〔地震対策300日アクションプラン〕 1995・10

県広報協会『平成7年版 県政概要』、98頁

第9節 地震・消防・防災

1 地震対策

〔前略〕

（13）地震対策300日アクションプラン

阪神・淡路大震災など最近の地震災害から得られた教訓に基づき、従前から進めてきた東海地震対策や神奈川県西部の地震に関する対策を原点から総点検し、現行の地域防災計画を見直し、ゼロベースでの取組みとする。

対策項目については、5月17日の公表の日から、原則として300日以内に具体化する。予算措置が必要なものについては、6月補正予算措置し、積極的に推進を図った。

〔総点検30項目〕

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 初動体制の確立 | 16 被災者に対する生活相談等 |
| 2 災害対策本部運営体制の強化 | 17 し尿、ごみ対策 |
| 3 被害状況の把握と初期情報の収集伝達 | 18 災害弱者対策 |
| 4 津波避難対策 | 19 外国人対策 |
| 5 救出救助対策 | 20 ボランティア対策 |
| 6 発災直後の医療救護 | 21 被災建築物の応急危険度判定 |
| 7 消火対策 | 22 教育再開対策 |
| 8 緊急陸海空路の確保 | 23 仮設住宅対策 |
| 9 ライフライン対策 | 24 建築物解体・がれき・残骸物対策 |
| 10 災害時の広報と生活情報の提供 | 25 被災者の救済・生活支援対策 |
| 11 避難所の確保 | 26 建築物等の耐震対策 |
| 12 避難所の運営体制 | 27 公共土木施設等の耐震対策 |
| 13 緊急物資対策 | 28 防災訓練 |
| 14 水確保対策 | 29 県民の意識啓発 |
| 15 被災者の健康対策・精神保健対策 | 30 自らの命と地域を守る日頃の備え |

〔後略〕

616 〔阪神・淡路大震災後の地震対策〕 1995・12・22

『静岡県新世紀創造計画 1995-2004 未来への挑戦 あふれる活力
輝く静岡』、1996・2、56～57頁

第5章 「輝く静岡」創造プログラム

10 あんしん、あんぜん 防災先進県プログラム

発生が予想される東海地震をはじめとする大規模災害に対し、安全が確保される県土の形成を進め、県民が安心して暮らせる社会を構築していきます。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、東海地震対策の総点検を行い策定した、300日アクションプログラムの施策や事業を着実に推進します。

地震防災対策強化地域の指定以来、県民が一体となって進めてきた地震防災対策に関する情報の蓄積などを生かして、静岡県地震防災情報財団を設立し、地震に関する調査研究や国内外への情報提供を進めます。自主防災組織の活性化を図るとともに、県立大学での防災総合講座の開設などを通して、地域の防災意識の高揚に努めます。

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、道路、河川、海岸、港湾などにおける耐震化と避難地や避難路の整備を図る地震対策整備事業や、防災拠点となる公共施設の耐震化を進めます。

災害発生時に早期対応ができるよう、被害状況を早期に把握し、的確な応急対策を進める防災対策支援システムを整備し、職員の迅速な参集体制を確立するとともに、防災航空消防隊の創設、災害警備拠点の整備、災害時のボランティア活動の拠点となる県民交流プラザの整備を進めます。

大規模災害時の広域的な支援体制を整えるため、隣県との協力・協調体制を強化するとともに、防災支援全国機構の設置を国や他の都道府県に働きかけ、全国規模で広域的に支援できる体制を整備します。

重点施策・事業名	内 容
静岡県地震防災情報財団の設立	本県の地震防災対策に関する情報の蓄積を生かし、地震に関する調査研究活動、国、民間研究機関との情報交換や交流を行います。
防災総合講座の開設	防災に関し、幅広い分野について、総合的、専門的知識を体系的に学ぶことのできる講座を県立大学に開設し、防災に関わる人材を養成します。
地震対策整備事業の実施	緊急輸送路の整備、山崩れ等防止、津波対策など、地震財特法に基づく地震対策事業などを実施します。
防災対策支援システムの整備	地震発生後早期に、被害情報を把握、解析できるシステムを構築し、短期間で応急対策活動を展開します。
防災航空消防隊の創設	災害即応体制を整えるため、ヘリコプターを活用した専門的な組織を創設します。
災害警備拠点の整備	東部、中部、西部、伊豆のブロックごとに、救出部隊や災害警備の拠点を整備します。
県民交流プラザの整備	地震などの災害時に、ボランティア活動の拠点となる施設を整備します。
防災支援全国機構の設置推進	広域的な大規模災害発生時の支援を行う、全国的な制度や組織を創設します。

617 〔第3次地震被害想定結果と地震対策アクションプログラム 2001〕 2001・9

静岡県『静岡県地震対策アクションプログラム 2001』、2～3頁、12～13頁

1 第3次被害想定の結果

第3次地震被害想定は、第2次地震被害想定に比べ、建物や人的被害が大幅に増加する結果となりました。(詳しくは、P29～P32を参照)

1 地震動

- (1) 地震は県内のほぼ全域で震度6弱～7の強い揺れが約1分間継続
- (2) 駿河湾岸では、地震発生直後から数分の間に津波の第1波、その後繰り返し襲来
- (3) 県中西部地域を中心に地震動が増大
 - ・震度7の区域は27%増
 - ・震度6強の区域は39%増

2 建物の被害

(1) 旧耐震基準の木造建物の倒壊等が増加（阪神・淡路大震災からの知見）

- ・地震動・液状化による大破被害
82,000 棟 → 131,000 棟（1.6 倍）

(2) 火災被害

- ・焼失建物（春・秋の昼）16,500 棟
（冬の夕刻）58,000 棟

3 人的被害

- ・倒壊建物の下敷き・生き埋め 2万人～2万8千人
- ・死者 2,600 人 → 5,900 人（2.3 倍）
- ・重傷者 9,300 人 → 19,000 人（2 倍）

* 建物の倒壊で、2万～2万8千人が生き埋めになりますが、全県で同時に発生するため、すべての救出を防災機関に頼ることは到底不可能です。

4 被害総額

- ・建物等直接被害＋小売額の減少など間接被害 26 兆 1 千億円
（県内総生産の 1.8 倍）

5 避難所生活者

- ・（1 日目）119 万人、（1 か月後）56 万人・18 万世帯

* 津波危険地域（27 万人）、山・がけ崩れ危険地域（11 万人）及び自宅の倒壊や大破などで、1 日目には 119 万人（県民の 3 人に 1 人）が避難所生活を強いられることとなります。その数は、1 か月後でも 56 万人に上ります。

6 仮設トイレの需要

- ・7,800 基

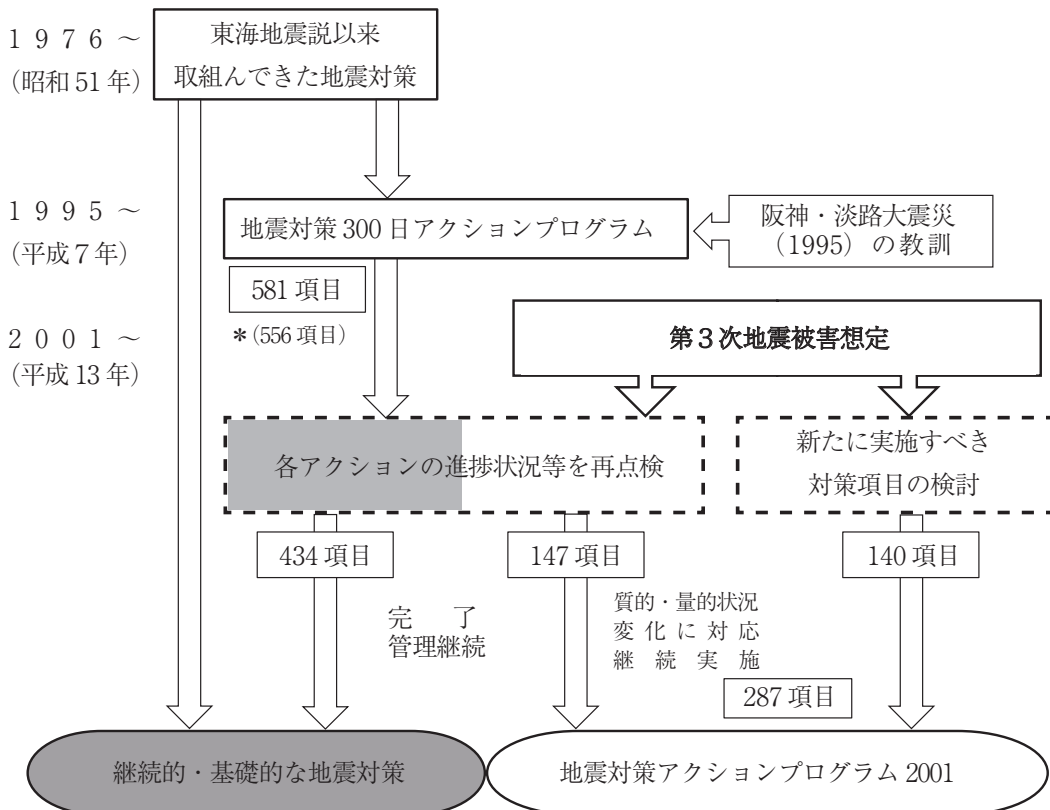
7 解体がれき、残骸物

- ・3 千 6 百万 m³（3 千 6 百万トン）（公共施設等の解体がれき・残骸物 6 百万トンを含む。）

2 「地震対策アクション 2001」とは

本県は、昭和 51 年の東海地震説以来、地震対策事業を着実に実施するとともに、平成 7 年の阪神・淡路大震災による教訓を踏まえ、556 項目にわたる地震対策 300 日アクションプログラムを策定し、必要な対策を実施してきました。

地震対策アクションプログラム 2001 は、今回の第 3 次地震被害想定を踏まえ、これまでの地震対策の総点検を行い、新たに 21 世紀の静岡県の戦略的な地震対策の施策体系として取りまとめたものです。



* () 内は、300日アクションプログラム策定時の数。その後の組織変更により、課から数室に業務を分割した例があるため、数が増えている。

[中略]

6 重点アクション

(32アクション)

アクション	内 容	関 係 部 局
カテゴリー1 建物等の耐震化を進めます		
プロジェクト「TOUKAI-0」の推進	・旧耐震基準の木造住宅60万棟の簡易耐震診断の実施。 必要な住宅への専門家による診断や相談の実施 ・耐震補強等に対する支援制度の創設	都市住宅部、防災局
公立・私立学校の緊急耐震化の促進	・公立・私立の高等学校、小・中学校等の耐震化を緊急に進める。	総務部、教育委員会
市町村管理跨道橋の耐震化の促進	・緊急輸送路の確保と安全のため、東名高速道路に架る市町村が管理する跨道橋の耐震対策を促進する。	土木部
広域の緊急輸送体系の確保WG	・緊急輸送体系（陸・海・空）の確認 ・緊急輸送の確保	土木部、企画部、県警本部、防災局
交通情報収集提供装置等の拡充整備	・交通情報の収集及び提供に威力を発揮するITVや交通情報収集提供装置の拡充整備を図る。	警察本部
重要文化財等の保全	・災害による県内の重要文化財や貴重資料等の損壊を防ぎ後世に伝える。	教育委員会
カテゴリー2 救出・救助体制を強化します		
他の機関からの応援に対する受援体制の整備	・緊急消防援助隊及び自衛隊等の受入れに対し、受入基地や情報連絡手段の整備、訓練の実施等受援体制を整備	防災局、県警本部
由比地すべり防止区域警戒配備体制の強化	・国直轄地すべり防止事業が完了し、防止区域及び防止施設の管理が本県に引き継がれたため、警戒配備体制等の見直しを行う。	農林水産部
障害者に対する災害情報の伝達方法の確立・支援WG	・聴覚障害者等に対する災害情報提供手段の検討、実現への支援 ・新技術等の導入	企画部、健康福祉部、教育委員会、県警本部、防災局
観光施設等に対する災害情報伝達体制の検討WG	・市町村や観光事業者等による観光客の災害時避難誘導体制の確立を図る (避難誘導マニュアルの整備、訓練の実施、情報伝達体制の確立、事業者の体制整備促進)	生活・文化部、県警本部、防災局
カテゴリー3 医療救護体制を強化します		
医療救護計画の見直しWG	・広域医療救護体制の構築 ・地域内医療の充実、重症患者の広域搬送体制の確立	健康福祉部、県警本部、防災局
遺体処理体制の確立支援WG	・市町村の遺体処理体制確立のための支援	健康福祉部、県警本部、防災局

カテゴリー4 地域の防災体制を強化します		
協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化	・防災士、災害ボランティア・コーディネーター、消防団などの協働による自主防災組織の活性化及びネットワーク化の推進	防災局
総合ハザードマップ作成支援WG	・市町村における地震動、津波危険予想、山崖崩れ、河川、高潮等の総合的ハザードマップの作成支援	農林水産部、土木部、都市住宅部、防災局
要介護者の避難計画作成WG	・要介護者の避難計画の作成(ソフト対策) ・避難体制の構築	健康福祉部、防災局
避難所生活マニュアル見直しWG	・避難所生活マニュアル(ハード編、ソフト編)の見直し ・災害弱者等の屋内避難の検討	健康福祉部、都市住宅部、教育委員会、防災局
大規模イベントにおける防災対策	・豊かな海づくり大会やNEW!!わかふじ国体等大規模イベントにおける観客等の避難誘導など防災対策の実施	生活・文化部、農林水産部、防災局、県警本部
津波災害などに対する市町村の避難計画の見直しWG	・津波災害等に対する市町村避難計画の見直し及び技術指針の改訂 ・水門、陸閘の操作基本原則の策定	農林水産部、土木部、都市住宅部、県警本部、防災局
防災教育の充実	・高等学校自主防災強化事業 ・防災教育基本方針の策定 ・児童生徒の地震防災教育の推進	教育委員会
カテゴリー5 ITの活用など災害情報伝達の支援体制を確保します		
民間による情報発信・収集システム構築の支援に関する検討WG	・民間による情報発信・収集システム構築のあり方に関する研究の実施 ・システム実現への県の支援のあり方の検討	企画部、生活・文化部、防災局
外国人に対する災害情報伝達方法検討WG	・外国人に対する、災害情報伝達手段の充実(CSのブラジル人向けチャンネルによる情報提供、外国語による啓発ビデオ作製)、研修の実施	生活・文化部、防災局
防災情報総合ネットワークの検討WG	・新たな情報伝達手段に基づく多部局にわたる防災情報の伝達体系の総合的な見直しと調整	企画部、健康福祉部、土木部、県警本部、防災局
カテゴリー6 避難生活を送る人たちなど被災者の支援を充実します		
応急住宅等確保計画見直しWG	・応急住宅(仮設住宅、民間賃貸住宅の活用等)確保計画の見直し	総務部、健康福祉部、都市住宅部、教育委員会、企業局、防災局
被災児童等の児童福祉施設への緊急入所及び被災者を含めた心のケア対策の整備・充実	・児童福祉施設における緊急入所枠の確保 ・緊急入所の際の入所手続の簡素化 ・被災者、被災児童に対する心の相談(カウンセリング)体制の整備検討 ・PTSD対策の充実	健康福祉部、教育委員会
災害時における広報のあり方の研究	・新たな広報媒体を研究し、県民の広報ニーズに的確に応える。	企画部
応急給水確保のための調整池等の整備	・大規模災害時における断水に備え、飲料水等の確保に努める。	企業局

カテゴリ7 緊急物資等の確保を図ります		
広域物資調達計画、地域内備蓄計画及び災害時における小規模小売店舗の営業継続に関する検討WG	・緊急物資調達の協定等の内容の検討、見直し ・緊急物資搬送業務マニュアルの作成 ・災害時における全国規模大規模小売店舗（GMS）及び小規模小売店舗（CVS）の営業継続に関する検討	健康福祉部、商工労働部、農林水産部、企業局、県警本部、防災局
カテゴリ8 がれき・残骸物などの処理を確実に進めます		
がれき・残骸物処理計画の見直しWG	・廃棄物関係マニュアルの見直し ・がれき、残骸物の処理シミュレーション検討 ・し尿処理に関する技術検討	環境部、土木部、都市住宅部、農林水産部、防災局
カテゴリ9 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます		
防災都市計画の推進	・円滑な都市基盤の復旧・復興を図るため、震災復興都市計画行動計画の見直しを行う。	都市住宅部
被災者住宅再建プランづくりの制度創設に関する検討WG	・被災者住宅再建プランづくりの制度のあり方に関する検討 ・被災度区分判定士の先行養成	健康福祉部、都市住宅部、防災局
未売却用地の有効活用についての検討	・大規模災害時に未売却用地の仮設住宅建設用地や物資集積用地等への活用を図る。	企業局
災害時の会計事務処理マニュアルの整備及び習熟	・災害時の確実な公金支払に対応するため、マニュアルの整備及びマニュアルに基づく処理の習熟を図る。	出納局

WG：ワーキンググループ 検討事項

618 【防災先進県としての充実した防災対策】 2002・4

『静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン
-富国有徳、しずおかの挑戦-』、2002・4、82～84頁

第3章 地震災害・事故・犯罪等に備えた“安全社会”づくり

1 防災先進県としての充実した防災対策の推進

(1) 地震・火山災害対策

[現状・展望と課題] [略]

[目的・目標] [略]

[施策の方向]

- 地震に備えた平常時対策の推進 [略]
- 平常時の地震災害予防対策の推進 [略]
- 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の推進 [略]
- 地震発災時の災害応急対策の推進 [略]

619 【地震対策アクションプログラム 2006】 2007・8

「静岡県地震対策アクションプログラム 2006」、
2006・6（2007・8修正）、1～4頁

1 基本的な考え方

(1) 地震対策アクションプログラム 2001 の実施

- ・県は、東海地震の第3次地震被害想定（平成13年5月）を踏まえ、平成13年9月に、「減災」（ミティゲーション）の考え方に基づき、287のアクションからなる「地震対策アクションプログラム 2001」（以下「A P 2001」という。）を策定し取り組んできた結果、平成17年度までの5年間で、185のアクション（約64%）を完了した。

(2) 新潟県中越地震等の教訓と国の地震防災戦略の策定

- ・この間、国内外では新潟県中越地震等大規模な地震が発生し、県は、地震対策を推進する上で参考となる多くの教訓を得た。
- ・国においては、東海地震対策大綱や減災目標を定めた地震防災戦略の策定など、新たな地震対策の方針が示され、平成17年7月には、国の防災基本計画が修正され、関係地方公共団体は、人的被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める、「地域目標」の策定に努めるものとされた。

(3) 地震対策アクションプログラム 2006 の策定

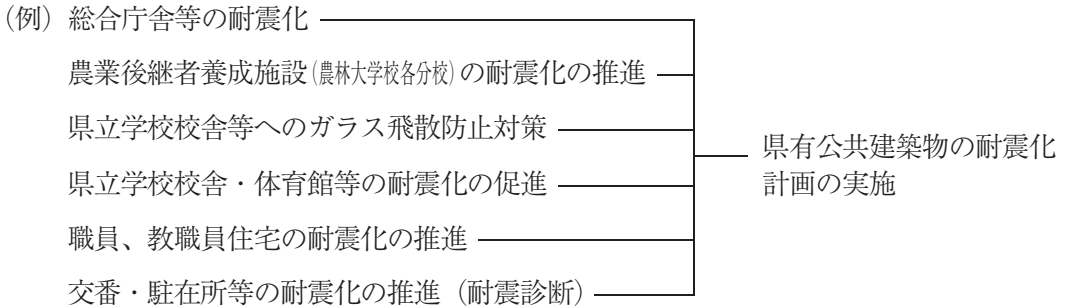
- ・県は、上記の状況を踏まえ、A P 2001 の総点検を実施し、静岡県の地域目標となる「地震対策アクションプログラム 2006」（以下「A P 2006」という。）を策定する。
- ・A P 2006 には、9つの施策分野、28の施策項目及び対策の内容、数値目標、達成時期等を明示した127のアクションを盛り込む。
- ・A P 2006 は、第3次地震被害想定 of 死者数を1,020人（△17.4%）軽減させたと推計されるA P 2001 の成果を引き継ぎ、平成18年度から10年間で、死者数をさらに1,877人（△32.1%）軽減し、平成27年度末までに、死者数5,851人（予知なし、冬5時の場合）を半減させることを減災目標とする。

(4) 今後の取組

- ・県は、平成27年度末までに、A P 2006 に示した減災目標を達成するため、県民の参画を進め、国、市町等と連携して、127のアクションに県庁全体で取り組む。
- ・A P 2006 は、3年ごとに達成状況の検証を行い、この結果を踏まえ、必要に応じて対策と目標の見直しを行う。
- ・県は、市町に対して、A P 2006 を参考として地域目標を策定するよう働きかけていく。

2 アクションプログラム 2001 の総点検

- ・ A P 2001 の 185 アクションについては、平成 17 年度末をもって完了した。
- ・ A P 2001 の未完了 102 アクションの内 75 アクションは、施策目標等を整理・統合し、60 アクションとして A P 2006 に引き継ぐ。



- ・ 未完了 102 アクションの内 27 アクションは、A P 2006 には引き継がず、各部局における基礎的な地震対策として継続する。

(例) 被害想定を取り入れたイメージトレーニングの実施

第 2 東名自動車道緊急昇降路の適所への配置 (中日本高速道路株への要望)

- ・ 各部局より新たに提案された 67 アクションは、新規のアクションとして盛り込む。

(例) 市町有公共建築物の耐震化計画策定の促進

孤立地域対策の促進

表1 点検結果

施策分野	A P 2001				A P 2006		
	H17 年度末				AP2001 引継 (D)	新規 (E)	計 (F=D+E)
	完了 (A)	未完了 (B)	計 (C=A+B)	進捗率 (A/C)			
1 建物等の耐震化及び施設整備を進めます (建物等の耐震化を進めます)	31	44	75	41%	30	25	55
2 救出・救助体制を強化します	35	15	50	70%	1	7	8
3 医療救護体制を強化します	17	7	24	71%	1	2	3
4 地域の防災体制を強化します	18	13	31	58%	6	13	19
5 災害情報伝達の支援体制を確保します (ITの活用など災害情報伝達の支援体制を確保 します)	12	3	15	80%	7	2	9
6 避難生活の支援体制を充実します (避難生活を送る人たちなど被災者の支援の充 実します)	33	8	41	80%	6	4	10
7 緊急物資等を確保します (緊急物資等の確保を図ります)	6	3	9	67%	4	8	12
8 がれき・残骸物などの処理体制を確保します (がれき・残骸物などの処理を確実に進めます)	20	1	21	95%	3	2	5
9 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実 な復旧・復興を進めます	13	8	21	62%	2	4	6
合 計	185	102	287	64%	60	67	127

注) () 書は、A P 2001 における施策分野の表記

[図略]

3 アクションプログラム 2006

(1) 減災目標

第3次地震被害想定 of 死者数が最大となる「予知なし、冬5時」の場合を基準とし、平成17年度末までのA P 2001の実施と、平成18年度から10年間のA P 2006の実施の効果を合わせて、死者数を半減する。

東海地震で想定される死者数の半減（達成時期：平成27年度末）

表1 死者数の軽減の推計結果（単位：人）

	第3次地震被害想定における死者数 (A)	H17年度末までのAP2001の実施によって軽減した死者数 (B)	H17年度末の推計死者数 (C=A-B)	H18年度からH27年度末までのAP2006の実施によって軽減する死者数 (D)	H27年度末までの地震対策の実施によって軽減する死者数 (E=B+D)	H27年度末の推計死者数 (F=A-E)	H27年度末までの減災効果 (G=E/A)
建物倒壊 (屋内収容物の移動転倒を含む)	4,822	△892	3,930	△1,689	△2,581	2,241	54%
津波	227	△31	196	△119	△150	77	66%
山崖崩れ	555	△39	516	△25	△64	491	12%
火災	117	△22	95	△39	△61	56	52%
その他	130	△36	94	△5	△41	89	32%
合計	5,851	△1,020	4,831	△1,877	△2,897	2,954	50%

表2 死者数の軽減に寄与するアクションのうち推計に用いたアクション（13アクション）

	方針	施策分野	施策項目	No	アクション
建物倒壊 (屋内収容物の移動転倒を含む)	I	1	(1)	1	住宅の耐震化の促進
	I	1	(1)	2	家庭内の地震対策の促進
津波	I	1	(3)	2	漁港海岸保全施設(堤防、護岸、胸壁、水門等)の整備
	I	1	(3)	3	防潮堤・津波対策水門・津波対策堤防施設の整備
	I	1	(3)	4	港湾海岸保全施設(堤防、胸壁、水門等)の整備
	I	4	(4)	5	津波避難対策の促進
山崖崩れ	I	1	(3)	6	急傾斜地崩壊防止施設の整備
	I	1	(3)	7	津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備
	I	1	(3)	8	避難所・緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設の整備
火災	I	1	(1)	1	(再掲)住宅の耐震化の整備
	I	1	(4)	4	緊急輸送路沿いの落下物対策の促進
その他	I	1	(4)	5	緊急輸送路沿いブロック塀の耐震化の促進
	I	1	(5)	3	緊急輸送路(県管理道路)の道路防災点検危険箇所の整備
	I	1	(5)	3	緊急輸送路(県管理道路)の道路防災点検危険箇所の整備

〔後略〕

第4節 2010年代（2011年3月11日東日本大震災と震災後の対応 最大規模の地震を想定）

620 〔第4次被害想定と地震・津波対策アクションプログラム 2013〕 2021・3

〔静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013〕、
2013・1（2021・3改訂）、1～5頁

はじめに

〔前略〕

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震と津波が発生したことを踏まえ、国では、今後の地震・津波の想定に当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきであるとの考え方の下、南海トラフの巨大地震に関する検討を行い、平成24年8月に人的・物的被害の想定等を公表しました。
- 県では、東日本大震災における甚大な津波被害を機に、これまでの津波対策の総点検を実施し、平成23年9月に当面実施すべき対策として「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を策定するとともに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）を平成25年6月に、同（第二次報告）を11月に策定しました。
- 静岡県第4次地震被害想定の特徴として、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いの双方について二つのレベルの地震・津波を想定しています。

区 分		内 容
駿河・南海 相模	レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
	レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

※ このうち、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波については、内閣府（2012）が示した南海トラフ巨大地震を対象としています。この地震では、30都府県734市区町村の超広域にわたる地震・津波被害の発生が想定されています。

〔中略〕

- 3つ目の特徴としては、東日本大震災において発生した福島第一原子力発電所の事故や、1707年宝永地震の49日後に発生した富士山の宝永噴火などを踏まえ、原子力災害との複合災害や富士山噴火が地震の前後に発生する連続災害が発生する可能性も考慮した被害・対応シナリオの想定を行っています。

- 本アクションプログラムは、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標を、平成25年6月に静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に合わせて策定し、平成25年11月に同（第二次報告）に合わせて、11アクションの追加等を盛り込み確定しました。
- なお、「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」は、本県経済発展を支える沿岸・都市部の高次都市機能を維持するため、ハード・ソフトの両面から災害による被害を減じるための施策を最優先としつつ、内陸・高台部の発展にも目を向け、有事に備えた防災・減災対策と地域成長を両立させる地域づくりを目指すものです。
- この防災・減災対策は、本プログラムの基本目標である「命を守る」、「生活を守る」、「迅速な復旧、復興」〔ママ〕を基本的な視点としつつ、計画的な土地利用など事前の復興の視点を加えたものとなっております。

（中略）

1 基本方針

〔前略〕

（3）減災目標

想定される犠牲者を2022年度までの10年間で、8割減少させることを目指す。

○軽減の内訳（単位：人）

被害要因	レベル1の地震・津波		レベル2の地震・津波	
	想定	取組後	想定	取組後
建物倒壊(※)	約5,500	約2,300	約7,800	約3,400
津波	約9,900	約100	約96,000	約16,000
山・崖崩れ	約200	約190	約200	約190
火災	約800	約400	約1,500	約700
合計	約16,000	約3,000	約105,000	約20,000

※屋内収容物移動・転倒、屋内落下物を含む

〔表略〕

○静岡方式による犠牲者8割減

平成30年1月の推進会議において、静岡方式による地域特性を踏まえた津波対策を更に推進させることで、レベル2の津波で想定される犠牲者に対し、ソフト（避難）で約63,000人、ハード（防潮堤）で約17,000人の減災効果を2022年度末までに目指すこととしました。〔後略〕

621 【大規模地震への万全の備え】 2014・3

『静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン

後期アクションプラン～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～』、2014・3、13頁

1 大規模地震への万全の備え

(狙い) あらゆる可能性を考慮した最大クラス（レベル2）の地震を想定した「第4次地震被害想定」を踏まえ、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から充実・強化することにより、想定される人的被害を可能な限り軽減することが最も重要である。

(方向) 「第4次地震被害想定」を踏まえ策定した「地震・津波対策アクションプログラム2013」による取組を着実に進める。具体的には、津波を防ぐ施設高の確保と質的強化を図るとともに、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げなどによる安全度の向上策「静岡モデル」による整備を推進する。また、津波警報等の情報伝達手段を強化するとともに、津波から逃げる意識の徹底や、津波避難施設の整備等による避難困難エリアの解消を図る。さらに、防災人材の育成や災害時要援護者の支援体制の整備など、地域の発災時における対応力の向上を図るとともに、富士山静岡空港の大規模な広域防災拠点としての活用など、広域支援が機能的に実施できる受入体制の整備を進め、超広域災害への対応を図る。加えて、オフサイトセンターの移転など、複合災害の可能性も踏まえた原子力防災対策に取り組む。

第3章 火山噴火と地域計画

第1節 1981～1990年：火山への注目はじまる

622 〔観光客1割減の要因とされる書籍『富士山大爆発』への対策が国会で議論〕

1983・10・5

国立国会図書館国会会議録検索システム

〔第100回国会 衆議院災害対策特別委員会議事録2号〕、1983・10・15、6頁

○堀内委員 最後に、河口湖の問題と続いているようではございますが、この夏から秋にかけて富士山ろくの観光に大きな打撃を与えたもう一つの問題について、国土庁と気象庁に御見解を承りたいと思います。時間もぎりぎりでございますので、質問を全部申し上げて後、御答弁をいただければというふうに思います。

それは、九月の十日から十五日にかけて富士山が必ず大爆発を起こすという、元気象庁職員の非常にいいかげんな著書がベストセラーになりまして、地元の観光面にもいろいろな形でマイナスの打撃を与えたという問題であります。すでに新聞等でも報道されておりますので、細かいことは省略をいたしますが、地元富士吉田市では市長が非常に怒りまして、刑法第二百三十三条の信用毀損業務妨害罪で著者あるいは場合によっては出版社を告発したいということで、私どもにも相談が来ているわけであります。

そうした中で、一昨日三日には三宅島で雄山の大噴火があったわけでありまして、先ほども火山の総点検をしたらということをお願いを申し上げましたが、逆に申しますと、こういう荒唐無稽な理論を言っている者よっての風説が人心を非常に惑わしているということもございまして、したがって、三宅島の雄山の噴火が、相楽正俊氏なる人の富士山大爆発説の根拠としたものとどういう関連があるか、全く関連がないものかどうかということ、同時に、相楽説というのは全く科学的根拠がない荒唐無稽なものであるということ、こういうような問題についての気象庁の御見解を承りたいと思いますし、同時に、そういう無責任な風説を流した人、非常に人心を惑わして金をもうけているというやり方には、本当に心から憤りを感じているわけでありまして、オオカミ少年というのはデマを流して人が騒ぐのを見て喜んでいたというのでありますが、それ以上にこれは金をもうけるというのですから、さらに悪い立場ではないかと思っております。富士吉田の市長の怒るのも十分理解ができるわけであります。

そこで、国土庁、気象庁に個別に御回答を賜りたいと思っておりますのは、富士吉田の市長が告発をした場合、これに関連して国側の富士山観測データというものの協力を求めてきた

場合には、国としてそれに対して協力する用意があるかどうか、こういう問題を承りたいと思いますし、最後に国土庁長官から、ベストセラーになって世を騒がした富士山大爆発説というものに対して、先に政府の答弁書が出ておりますが、科学的な根拠に乏しい、あるいは現在富士山には何らの異常徴候は見られない、そういうような問題について御見解を賜りまして、富士山大爆発説に対しては国土庁としては正式に考えられて問題はないのだという御答弁を賜り、だれもが安心して富士登山や富士山ろくに訪れられるような体制づくりをお願いできないかと思うものであります。

以上、取りまとめて質問を申し上げまして、御答弁をお願いする次第でございます。

○**山川説明員** ただいまの質問に関しまして、まとめて御説明申し上げます。

今回の三宅島噴火と富士山爆発との関連がどうかという御質問だったと存じますがけれども、火山はそれぞれ単独に活動する性質を持っておりますので、三宅島の噴火と富士山の噴火とは直接の関係は全くございません。

それから、富士吉田市の方で相楽氏の著書に対して告発する場合に、データの提供等について協力をするかどうかという御質問でございますが、気象庁といたしましては、提供できる観測データ及び資料につきましては極力御協力申し上げたいと思っております。

それから、現在富士山の爆発に結びつくような異常な徴候が果たしてあるのかというような御質問でございますが、富士山の周辺には気象庁の観測所といたしましては河口湖、三島、甲府、静岡、網代、鎌田、富士川等がございますし、また富士山頂そのものにも富士山測候所がございまして、常時観測を続けておりますけれども、富士山の爆発に結びつくような異常な徴候は全く認められておりません。〔後略〕

623 【富士山のハザードマップの原型が学術雑誌に掲載】

『Natural Disaster Science』, Volume5, Number2,
Japanese Group for the Study of Natural Disaster Science, 1984,pp.15-31

VOLCANO HAZARD ASSESSMENT OF MOUNT FUJI: Natural calamities strike at about the
time when one forgets their terror: a Japanese proverb.

Daisuke SHIMOZURU

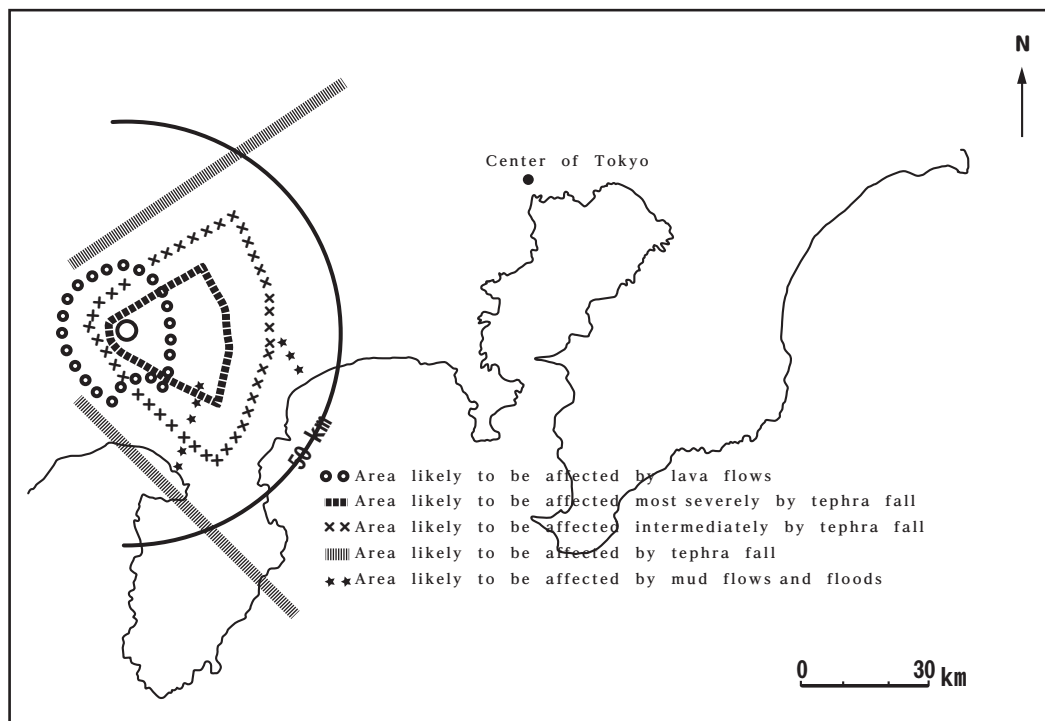


Fig. 15 A volcanic hazard map of Mount Fuji.

624 〔富士山の地下に火山性の地震活動が発見される〕 1984・3

『地震 第2輯』第37巻、公益社団法人 日本地震学会、1984、129～133頁

富士山直下の特異な微小地震活動について

鵜川元雄・大竹正和

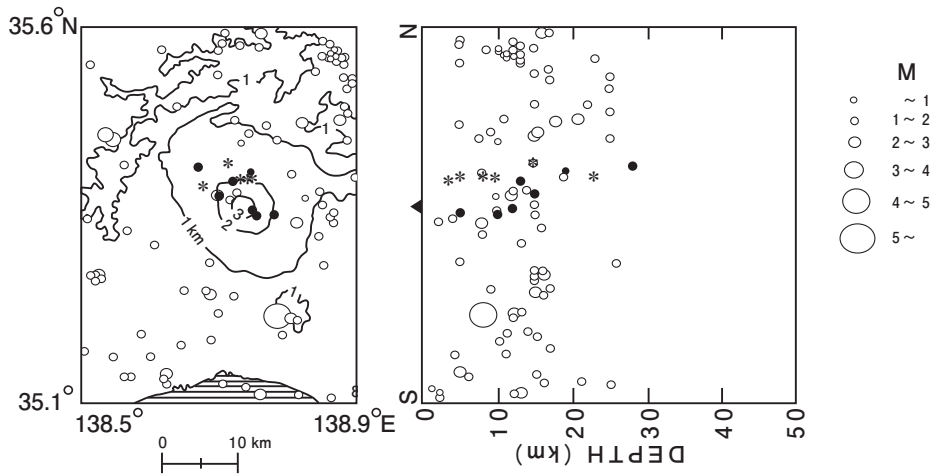
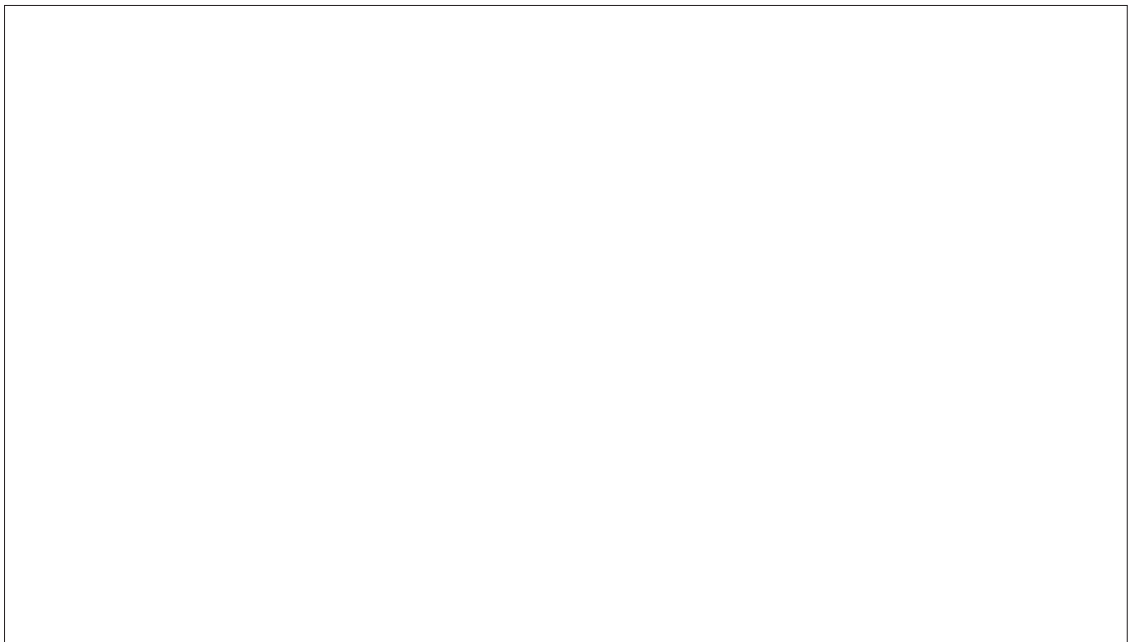


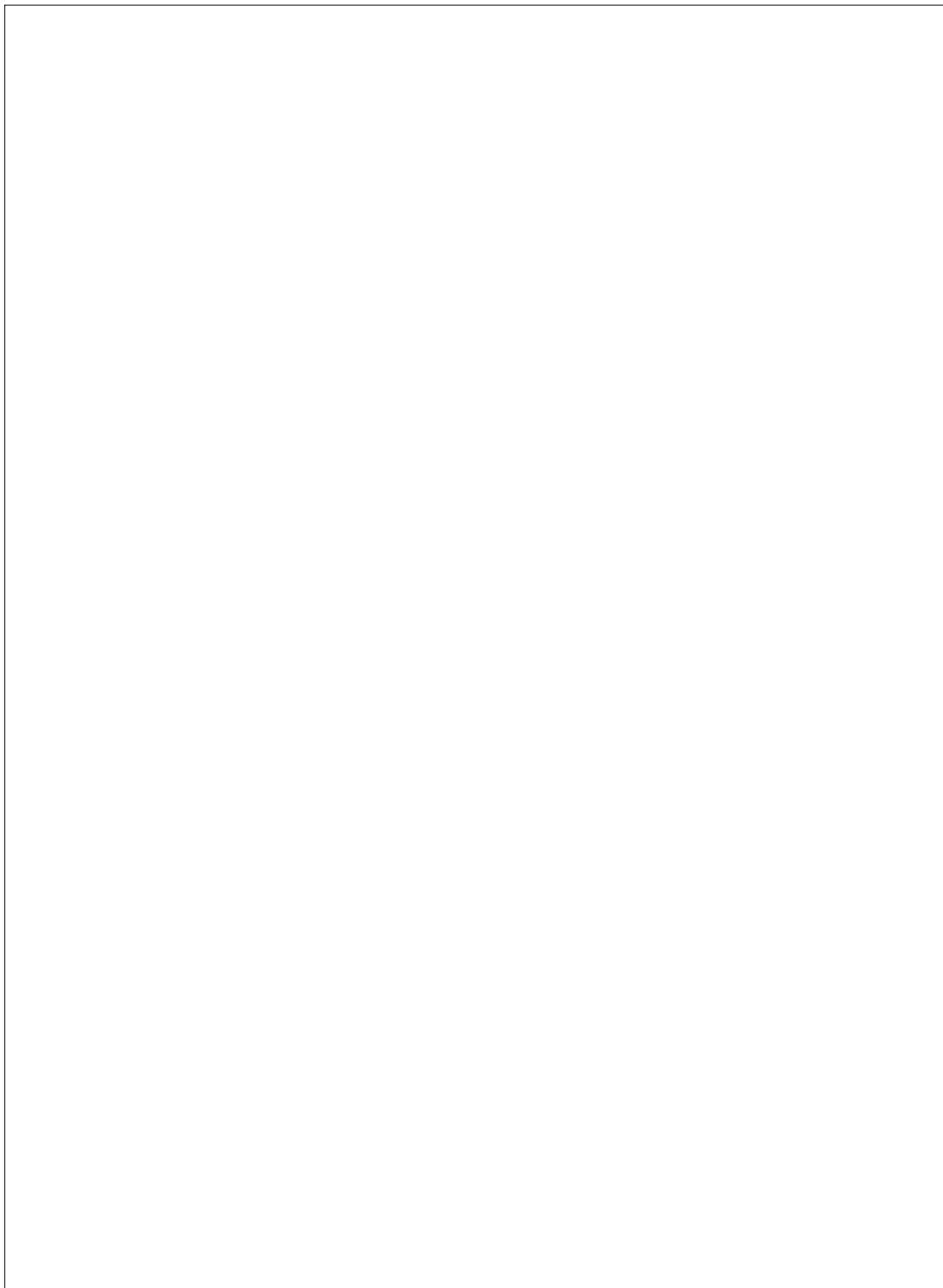
Fig. 3. Hypocenter distribution around Mt. Fuji from January 1980 to August 1983 (open and closed circles) and hypocenters of the earthquakes listed in Table 1 (asterisks). Open and closed circles respectively indicate the earthquakes of normal wavefrom and those of low frequency as similar to the event on September 16 of 1983.

625 〔富士山頂の直下を震源とする有感地震が発生し火山活動との関連性が疑われる〕

1987・8・26

『読売新聞』1987・8・26朝刊、26面・27面





**626 伊豆半島東方沖の海底噴火についての火山噴火予知連絡会統一見解** 1989・7・14

国土交通省気象庁ホームページ

気象庁『火山噴火予知連絡会会報』第44号、1989・10、162頁

7月13日18時33分頃、伊豆半島東方沖で海底噴火が始まった。海上保安庁測量船は18時33分頃に海底噴火と思われる衝撃音を感じ、その後、18時36分から45分まで、北緯34度59.5分、東経139度07.9分付近で海面の盛り上がりや灰黒色の噴煙を認めた。陸上の各観測点において、18時33分から48分まで大振幅の微動が観測された。

本日朝の上空からの調査の時点では、噴火活動の特に顕著な痕跡は認められなかった。

今回の噴火に先だって、M5.5（7月9日11時09分）を最大とする群発地震が、従来の群発地震発生域よりかなり伊豆半島東岸近くに発生し、また、震源の深さも極めて浅かった。群発地震活動が低下を示した後、11日20時38分頃から微動が観測されるようになり、21時20分頃から21時48分頃まで大振幅の微動が発生した。微動はその後、断続的な低レベルで続いていたが、12日09時09分頃より再び大振幅の微動が消長を示しながら、1時間程続いた。

その後、微動・地震活動は低いレベルであったが、顕著な変化も無く13日18時33分頃突然の噴火に至った。気象庁では、7月13日08時50分に臨時火山情報を発表して注意を促した。

これに先立ち、火山噴火予知連絡会は7月12日拡大幹事会を開催し、観測データをもとに検討し、マグマが関与している可能性があるとして会長コメントを発表した。また、13日にも拡大幹事会を開催し厳重な注意を促した。

なお、海上保安庁の13日の測量では、噴火地点付近の海底に高さ約25m、基底の直径約200mの海丘が発見された。この海丘の場所は7月8日、9日の測量時点では平坦な海底であった。

伊豆半島東部および東方海域には、約100個の単成火山があり、それらの噴火活動は今から数万年ないし2千年前位の期間にわたり、我が国でも特徴的な火山活動を示してきた地域である。

同地域では、かなりの期間にわたって群発地震活動や顕著な地殻変動が観測されているなど、特別な地殻活動の場にあると考えられる。今回の噴火活動は、今後も同じ場所でおこる可能性が高いと思われるが、噴火地点が移動する可能性も否定できない。今後の火山活動の推移については、厳重な警戒が必要である。

627 〔地震予知連絡会が1978年から始まった伊豆半島東方沖群発地震を総括〕

1990・3・30

国土交通省国土地理院ホームページ

地震予知連絡会『地震予知連絡会20年のあゆみ』建設省国土地理院、203～217頁

7. 伊豆半島東方沖群発地震

茂木清夫

(1) まえがき

伊豆半島では1930年代の活動後、約40年間静穏な状態が続いてきたが、1974年に伊豆半島沖地震(M6.9)が発生し、続いて伊豆半島中部で小群発地震が起り始め、冷川峠を中心としたドーム状の地殻の異常隆起が認められるなど活動が活発化した。続いて1976年8月に河津地震(M5.4)が発生し、1978年1月14日には最近の活動で最大の地震である伊豆大島近海地震が発生した。この地震後の同年末、これまで静かだった、川奈崎を中心とした地域、特にその東方沖合で活発な群発地震が起り始め、以降、繰り返し発生している。それと機を一にして、異常隆起の中心は伊豆半島中部の冷川峠付近から伊豆半島東岸の富戸付近に移り、今日までひき続き著しい隆起を続けている。特に、1989年7月には最も陸寄りの伊東・宇佐美沖で群発地震が発生し、震源域のほぼ中央で小規模な海底噴火が起り、海底に手石海丘が生じた。

この地域の活動は開始直後から注目され、各種の観測、測量が継続的に実施されてきた。特に、水準測量の繰り返し、高密度地震観測、地磁気の高密度観測など他の地域に比較して極めて充実した観測が行われ、その資料も膨大なものに達している。地震予知連絡会は強化地域部会(1981年以前は関東部会)を頻繁に開き、活動の経過の把握につとめると共に今後の見通しを論じ、必要と思われる時はその結果を公表し警戒を呼びかけてきた。但し、群発地震が海底で発生し続けたにも拘らず海域での観測が十分でなかったこと、著しい地殻変動が継続しているのに本格的な地殻変動連続観測が不十分であったこと等は反省すべき点である。しかし、これまでの観測資料の蓄積によって、活動の実体がほぼ的確に把握されてきたといつてよいであろう。例えば、これまで、伊豆半島東部の活動を説明する機構として、ダイラタンシー説、クリーブ・ディスロケーション説(例えば、

Ishibashi、1988) 等も提唱されたが、地震予知連絡会としては地下マグマ説を一貫して主張してきた。今回の噴火はその的確さを立証する結果となった。伊豆半島の活動についてはこれまでにいくつかの総合報告(例えば、津村、1977; 茂木、1979; 1982)がある。今回は紙数の関係もあるので、1978年以降の群発地震活動に焦点をしばって述べる。〔後略〕

628 〔静岡県が地域防災計画を改定し伊豆東部火山群の火山災害対策計画を追加〕

1990・5・25

『静岡新聞』1990・5・25朝刊、1面

地域防災計画 火山対策にも本腰 静岡県

県は二十五日の防災会議に諮る地域防災計画の修正案の中で、伊東市を中心とした「伊豆東部火山群」に対する初の火山災害対策計画を打ち出す。昨年七月に伊東沖で有史以来といわれる海底噴火が起こり、その後も再噴火の危険性が指摘されているため、噴火想定避難計画方針などを柱とした。火山活動の前兆現象と考えられる群発地震の段階から警戒態勢を取り、有感地震で一部避難を示唆するなど全国に例のない段階的指針も盛り込む。

新しい計画では、前兆を(1)数十日-十日ほど前に群発地震が始まる(2)十日前-数日前に有感地震が増える(3)数日前から火山性微動が始まる-と段階別に大別した上で、それぞれ(1)警戒態勢を取る(2)災対本部を設けて災害弱者ら一部住民を避難させる(3)状況により対象地区に避難の勧告または指示を出す-と対策方針を設定している。

また▽避難の手段としては徒歩によることを原則として、可能な場合はバスなど大量輸送手段を講じる▽避難者の受け入れなどについて事前に周辺市町村と協定を結んでおく▽噴火も想定した防災訓練を実施する-など具体的な対策にまで踏み込んでいる。

これまでの地域防災計画は地震などが中心で、警戒を要する活火山として「富士山」「大室山」と隣接する「箱根」の名前が記されていただけ。昨年の伊東沖海底火山噴火以後、火山対策の必要性を考えた県防災局が修正案を検討してきた。「伊豆東部火山群」は、大室山や海底火山など単成火山群の新しい総称。県防災会議は静岡市の県防災センターで開かれる。

629 〔伊東市長が「地震火山博物館」の調査費計上に言及〕 1990・6

『静岡新聞』1990・6・27朝刊、1面

地球のシグナル・伊東沖海底噴火(119=完)第9章 減災への道(9)地震火山博物館

「伊東にはこれといった特徴のある施設がない。噴火を逆手に取り、観光にも防災意識の

向上にも役立つ地震火山博物館のようなものがぜひ欲しい。伊東市のシンボルにもなりま
すよ」と、松原本町で製菓業を営む滝沢静夫さん（42）。

市民の間には今、全天候型の観光施設建設を望む声も高まっている。

市長、調査費を計上

今年二月、イタリアの火山地帯を視察して、「火山がもたらすデメリットをメリットに変
える必要性、重要性を痛感した」という芹沢昭三市長も、「地元への研究機関誘致と併せて、
観光防災都市づくりに役立つような地震火山博物館があったらいい。取りあえず調査費と
して五百万円ぐらいを計上し、具体的な青写真を描いていきたい」と意欲的だ。

伊東観光協会の牧野正専務理事も、「地震火山博物館ができれば、観光拠点の一つに加え、
災害にも強い安全なイメージをPRしていける。業界としても、イベントを組むなど、全
面的にバックアップする」と夢を膨らませる。

温泉と地殻活動に詳しい神奈川県温泉地学研究所の大木靖衛所長（57）のアイデアは、
温泉観光地にふさわしい博物館の建設。「伊東だけにこだわらず、視点を伊豆全体に置き、
伊豆半島の誕生と災害史、地下資源にまで広げたら魅力的なものになる」と話す。〔後略〕

630 【建設省富士砂防工事事務所が富士山火山砂防基本計画の検討業務を開始】 1991・3

国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所所蔵
建設省中部地方建設局、富士砂防工事事務所、アジア航測株式会社
「平成2年度富士山火山砂防基本計画検討業務委託 報告書」

はじめに

富士山は、日本の最高峰（標高 3,776 m）であるのみでなく、日本の火山の中で最大の体
積（200km³以上）をもっている。また、火山噴出物の噴出率においても、日本の火山の中
では最も大きい。

このような富士山ではあるが、最近では1707年以來噴火がなく、不気味な沈黙を保って
いる。しかし、ひとたび火山噴火が発生した場合には、土地利用の高度化が進んでいる現在、
甚大な被害の発生が危惧される。

火山砂防計画は、このような将来の噴火に備えて策定されるものである。あらかじめ過
去の火山活動の傾向を踏まえた、ハザードマップを作成しておき、ハード対策およびソフ
ト対策の検討を行ない、総合的な火山砂防計画策定を目的としたものである。

本年度は、その初年度調査であり、おもに既往文献に基づく過去の火山活動の整理と、
空中写真判読等による火山地形分類図の作成を実施した。さらに、従来なかった精度で富
士山および周辺の水系に検討を加えた。〔後略〕

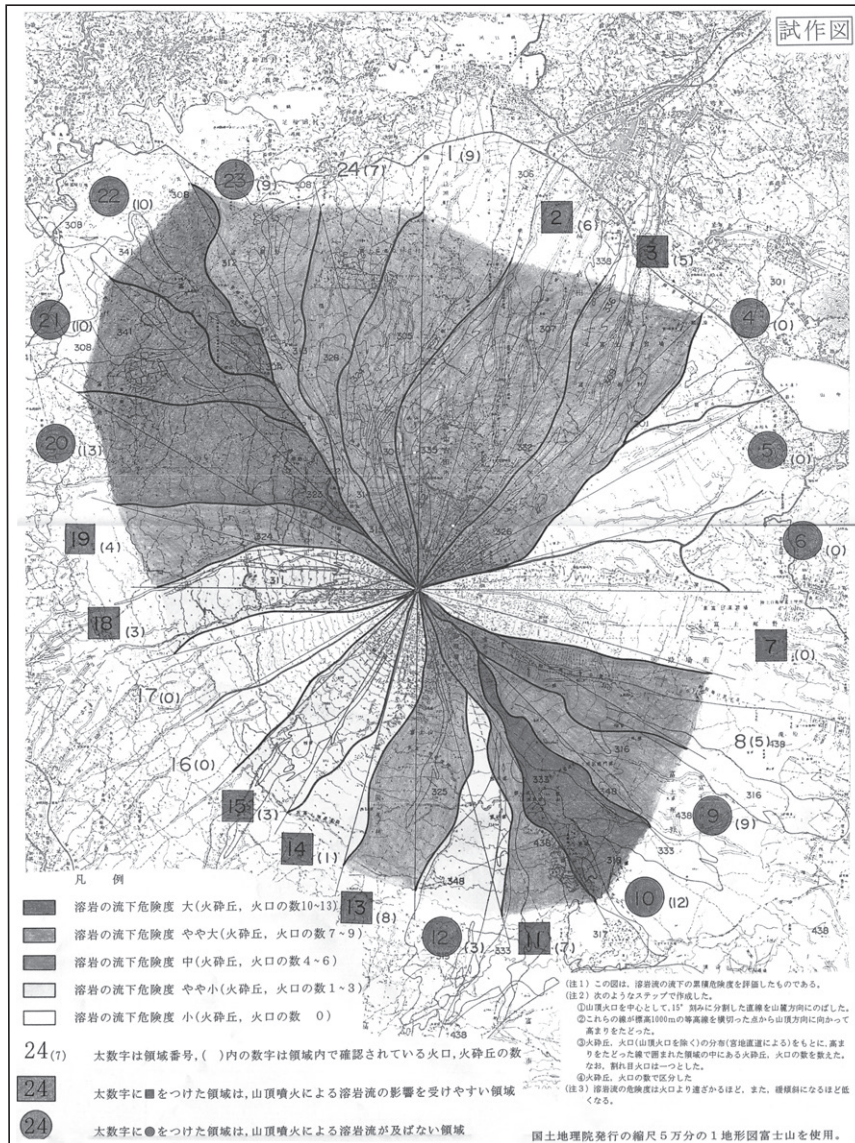
第2節 1991～2000年：火山防災対策忌避の時代

631 〔国の火山噴火災害危険区域予測図作成指針に富士山ハザードマップ試案が掲載される〕 1992

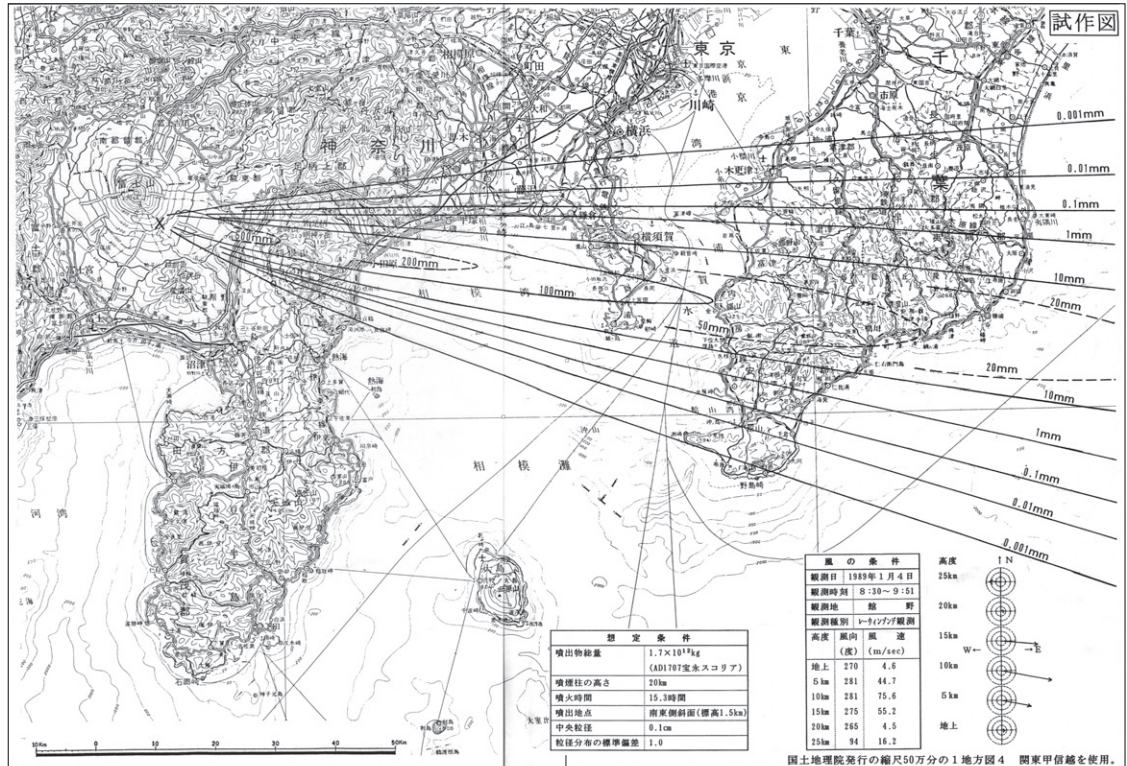
国立国会図書館所蔵

国土庁防災局「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」1992・3

⑤富士山 溶岩流による災害危険区域予測



②富士山 降下火砕流の地域別分布予測



632 〔伊東沖の群発地震に伴い火山性微動が観測される〕 1995・10・4

『静岡新聞』1995・10・5朝刊、1面

火山性微動を観測 - 伊東沖の群発地震、89年の海底噴火以来

伊東沖の群発地震で気象庁は四日、火山性微動と思われる波形を観測したと発表した。火山性微動はマグマや熱水など地下の流動体の移動を示唆する地震波形の一種で、伊東市周辺で観測されたのは海底噴火が起こった一九八九年以来。現時点では八九年に比べて波形の振幅が約二百分の一と小さいが、記者会見した沢田可洋火山課長は「微動が大きくなったり、頻繁になったりしたら危険だ」と噴火の危険性を含めて注意を促した。地震も夕方から活発化。静岡県は災害対策本部を設置し、静岡県警も警戒警備本部を設けた。また伊東市は第一次配備体制に準じる態勢を取り、同報無線で市民に警戒を呼び掛けた。=関連記事 22、23 面へ [略]

気象庁によると、火山性微動は午後一時二十九分から三時九分にかけて四回、伊東市大崎の地震計で観測された。微動は三分から長いもので六分余り続いた。また、これに先立

ち同日午前五時台から通常地震波とは異なる周期の長い地震波形が観測され、火山性微動を含めた回数は午後四時までに十回を数えた。

長周期波形や火山性微動は、マグマの活動と関連する震動ととらえるのが一般的。特に火山性微動はマグマや熱水、火山性ガスなど流動的な物体が移動したり地上に出口を求めて動く際に観測されるケースが多いため、気象庁は警戒している。ただ、伊東市鎌田の地震計の観測値で比べると、微動の振幅が八九年が二〇ミクロンだったのに対して現時点で〇・一ミクロンと規模が非常に小さい上に、発生頻度も低く、「今後どうなるかは分からない」（内池浩生地震予知情報課長）という。

八九年の噴火に至ったケースでは、七月九日にマグニチュード（M）5.5の地震が起こった後、十日に長周期波形が現れ、十一日から火山性微動が始まり、十三日に噴火している。このため気象庁は今後の段階的な変化として（1）火山性微動の振幅が大きくなる（2）発生回数が増える－二点を警戒し、一般市民に地震と火山の情報に注意するよう呼び掛けている。〔後略〕

633 【伊東市の観光業者らが気象庁に情報発表の制限を要望】 1995・11・2

『静岡新聞』1995・11・2朝刊、23面

無感地震を発表しないで－伊東市の業者らが気象庁に要望

群発地震で大きな打撃を受けた伊東観光協会と伊東温泉旅館協同組合はこのほど、気象庁に「無感地震の回数発表に配慮してほしい」との要望書を提出した。下田市の観光、商工関係業界も同様の要望を行った。

要望書では「気象庁から発表される無感を含めた地震回数はマスコミで報道され、旅行者は無感地震を有感地震と同じように受け止め、回数の多さに驚き、いたずらに不安を増大する結果となった」とした上で、「無感地震の回数の発表には特段の配慮を要望する」としている。

さらに、要望書では伊東温泉の宿泊予約キャンセルは十二万人に上り、伊豆半島全体では四十万人のキャンセルと七十二億円の経済的損失を受けた、としている。

伊東観光協会の稲葉悦一会長らが東京の気象庁を訪れ、二宮洸三長官に現地の状況を説明するとともに要望書を提出した。気象庁によると、二宮長官は「地震活動の現状や経過を明確に知ってもらい、的確な防災対応をするために無感地震の回数を発表している。今後はマスコミとも協議し、表現などを工夫したい」と対応した。

伊東市の観光業界は十月九日、群発地震が沈静化する中で市にも同様の要望をした。鈴木藤一郎市長は「観光業界の気持ちは理解できるが、市としては市民や観光客の安全のた

めに気象庁からの的確な情報は必要」と話している。

634 〔静岡県知事が移動知事室で伊東の火山博物館構想に言及〕 1998・11・28

『静岡新聞』1998・11・29朝刊、23面

新しい魅力づくりを紹介 伊東で移動知事室

石川嘉延知事が県民と語り合う移動知事室「さわやか緑飲フォーラム」が二十八日、伊東市の生涯学習センターひぐらし会館で開かれた。約二百人が集まり、地元の観光関係者や高校生を交えたミニシンポジウム、知事と会場参加者とのフリートークが繰り広げられた。〔中略〕

フリートークでは観光関係者から群発地震の影響の大きさを訴えるとともに「(知事自身が提唱した)火山博物館を早くつくってほしい」という声があがり、石川知事は「自分が言い出した以上は中身も含めて研究していきたい」とこたえた。そのほか「新幹線『のぞみ』を県内の駅にも止めてほしい」「文化施設が県の中心部にかたよりすぎている」「伊豆新世紀創造祭は地域間の意識の隔たりを縮めるのにも貢献している」などの発言があった。

635 〔富士山火山災害実績図の公表が見送られる〕 1999・3

『国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所所蔵
アジア航測株式会社

「平成10年度富士山火山砂防基本計画検討業務報告書」、106～109頁

4.1 モデル地域防災担当者ヒアリング

〔前略〕

②モデル地域防災担当者ヒアリング

モデル地域として選定した市町村の防災担当者に、実績図公表に関するヒアリングを行い、以下の項目について意見を聴取した。ここで、静岡県の3市については、各市に個別にヒアリングを行い、山梨県の3市町村については、合同説明会の形式をとり、その中で、意見聴取を行った。

- ・火山災害実績図を公表することに対する意見（地域に与える影響など）、また公表するとした場合の対象・方法・表示項目などに関する意見。
- ・その他（地域防災計画における火山災害の位置づけや、他の土砂災害に関する実績図や予想区域図などの公表状況など）

また、実績図の公表に関する地元住民の意向を確認する目的でアンケート調査を企画し

たので、その趣旨説明を行うとともに、アンケートを実施することに関して市町村の意向を確認した。

静岡県3市のヒアリング結果を表4.1.2に、山梨県3市町村のヒアリング結果を表4.1.3に示す。実績図の公表に関しては、各市町村とも消極的であった。これは、公表により住民や観光客に与える社会的影響が大きいことが予想されること、市町村に火山災害の対応体制が整っていないことなどが理由としてあげられる。住民アンケートについては、静岡県3市では、実施することに反対はしないし、対象者の人選などには協力するが、問い合わせには対応できないので、市の名前を連名にしたくないとのことだった。山梨県では、博物館等でも見られる実績図に関して、アンケートをする必要性を感じないとの意見も見られ、アンケートを実施することについて消極的であった。

以上のように、両県で意見の食い違いが見られたが、足並みをそろえるために住民アンケートは実施しない方針に決まった。また、実績図は博物館等でも見られるものだという意見があったことから、現在住民に対して博物館等からどのような情報が提供されているのか、また住民はそれらの情報を利用しているかどうかを把握する必要性が示唆された。

表4.1.2 静岡県モデル3市のヒアリング結果〔抄〕

	〔自治体A〕
火山災害実績図の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ○地震(東海地震、神奈川県西部地震)への対応だけで手いっぱいなのに、これに火山噴火が加わるとなると、とても手が回らないし金もない。 ○寝た子を起こすようなことはしないでほしい。 ○火山の活動が実際にあった時に公表するなら良いが、何もないのに突然公表するのはタイミングが悪い。〔中略〕 ○ただ、何か変動があったときには市役所に問い合わせが来る事が予想され、その場合には市としては、広報誌か何かで情報提供をしなければならない。その時には情報を頂きたい。
その他	〔略〕

	〔自治体B〕
火山災害実績図の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ○今現在特に火山の動きがなく、さらに仮に噴火したとしても〔自治体B〕にまで影響が及ぶ確率は低いのに、わざわざ不安を与える必要はないのではないか。 ○実績図を改めて出さなくても、ガイドブックなどに富士山の噴火の歴史、例えば小御岳・古富士の上に新富士火山体がのっていることなどは記載されており、少しでも興味を持つ人ならば知ることにはできる。それなのにわざわざ改めて実績図を公表し、不安をあおる必要が本当にあるのか。なぜ改めて出すのかという問に対する答えが見つからない。 ○地震への対応で手一杯なので、これ以上負担が増えるのは避けたい。 ○なぜ市町村に押しつけるのか、市町村に金を出せと言うことか。これは市町村で対応できるレベルではない(対応できる人間がいない)。 ○火山灰は偏西風によって神奈川方向に流されるに決まっているので、神奈川県も考慮に入れた方が良くはないか。〔自治体B〕よりむしろ、神奈川県の方が影響が大きいのではないか。

表4.1.3 山梨県モデル3市町村のヒアリング結果〔抄〕

	〔自治体C〕
火山災害実績図の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ○市史にも富士山の噴火に関する記述はあり、実績図とはそれを図にしただけのもだから公表しても問題はない。 ○実績図を公表するならば、「なぜ今、実績図を公表するのか。」と住民に聞かれたときに答えられるように、公表のタイミングの理由付けや目的をはっきりさせてほしい。答えがなければ住民を不安にさせる恐れがある。 ○現在噴火の兆候のある火山ならまだしも、何の兆候もない富士山の火山災害実績図を積極的に配布してもしかたがない。興味のある人だけが見ればいい。 ○実績図を公表した後、住民から今後の対策に関する問い合わせがあっても何も答えられない。今後の対策が決まっていなくてもかかわらず、とりあえず実績図を公表するというのでは、噴火の危険性が間近にせまっていることを行政が隠しているのではないかなどと住民が勘ぐる可能性がある。 ○実績図を作成してもらうのはかまわない。また、今後災害予想区域図も作成するならば、市町村には提供してほしいが、公表することは、住民の混乱を招きそうなので避けたい。
その他	○以前、相楽さんが書いた噴火予想に関する本が発表されて、住民が動揺した。

	〔自治体D〕
火山災害実績図の公表について	○住民に実績図を配布すると、マスコミに流れて騒ぎが大きくなるのが心配される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山火山災害に関する最新の情報が市町村にあるだけでいいのではないか。 ○避難対策を考えたところで、富士山が噴火したら避難のしようがないのではないか。

636 〔伊東沖の群発地震の発生頻度が低下し地元の防災意識が後ろ向きとなる〕

2000・5・15

『静岡新聞』2000・5・15夕刊、1面

沈黙続く伊豆東方沖一群発地震の「空白」が過去最長に並ぶ713日に

▼「備え怠らぬよう」－気象庁

伊豆半島東方沖で一九九八年春以降、群発地震活動がない状態が続き、活動の「空白期間」は十五日で七百十三日と、現在のように群発地震活動が活発になったここ二十年余りでの最長記録に並んだ。気象庁は「現時点では七〇年代半ば以降の活動パターンが変化したかどうかは分からない」（地震予知情報課）としているが、活動が観光や経済に及ぼす影響に悩まされ続けてきた地元関係者らには歓迎すべき記録の達成となった。

気象庁によると、伊豆東部火山群を形成している伊豆半島東部・東方沖では古くから地震が群発したとの記録が残るが、一年から数年ごとに群発地震を繰り返す現在の「活動期」に入ったのは石廊崎付近を震源とする伊豆半島沖地震（マグニチュード＝ $M=6.9$ ）があった七四年以降。観測体制が整備された七八年以降だけでみても、同庁が「群発地震」に数える活動は四、五日程度の活動を含め三十七回を数える。

この三十七回の活動のうち、これまでに前の活動の終わりから次の活動までの「空白期間」が最も長かったのは、手石海丘の海底噴火を伴った八九年六－九月の活動から九一年八月に活動が始まるまでの間の七百十三日。今回は九八年四月二十日－六月二日の活動以降、活動が途絶えていて、十五日で最長記録に並んだ。

気象庁の観測によると、特にここ数カ月はごく小さな無感地震が月に十数回程度と極めて静穏な状態が続いている。有感地震もほとんどなく、最近では賀茂郡河津町で震度1を観測した三月五日深夜の $M3.1$ の地震以降はない。地殻変動の観測計器にも、現時点で特に活動の活発化を予兆させるような変化はみられないという。

ただ、この静穏期がいつまで続くかは不明。群発地震が地下のマグマ活動の影響とみられることや、七四年以前には空白期間がもっと長かった時期もあり、気象庁は「間隔はともかく、今後も繰り返し群発地震は起きる」とみている。同庁は「従来通り二十四時間態勢での監視を続け、必要な防災情報を的確、迅速に出せるようにしている。住民も心構えと備えだけは怠らないようにしてほしい」と呼び掛けている。

▼「このまま永遠に来ないでほしい」－観光関係者

群発地震が発生しなくなってからまもなく二年。伊東観光協会の山田勇一郎会長は「もうすっかり忘れかけていた。このまま永遠に来ないでほしい。過去のものになってくれれば」と祈るように語る。伊豆新世紀創造祭のまっただ中だが、長引く不況で観光地・伊豆を取り巻く環境は依然、厳しい。「こんな時に群発地震が起きることなど考えたくもない」というのが観光関係者の共通の思いだ。

伊東市が最後に伊豆東方沖の群発地震に見舞われたのは九八年四月二十日。大型連休の直前だった上、同月十八、十九日に日口首脳会談が伊東市で開催され、観光地としてのP

R効果への期待も大きく膨らんだ矢先の発生ただけにショックは大きかった。

九八年の大型連休（四月二十九－五月五日）に同市を訪れた観光客は約十万二千人。九九年の同時期が十三万人、今年が十三万三千人。群発地震による影響は数字にもはっきり表れる。

大室山リフトは前回の群発地震の後、不況の中でも乗客を着実に増やしている。リフトを経営する池観光開発の稲葉富男社長は「地震がないことは本当にありがたい。ただ災害は忘れたところにやってくる－という。安全面の備えだけは心がけている」と話した。

637 【山梨県議会で知事が富士山ハザードマップ作成に前向き答弁】 2000・7・10

『山梨県議会平成12年6月定例会会議録』第3号

○渡辺巨人議員 私は、自由民主党の立場から、今定例県議会に提出されました案件並びに県政一般について質問をいたします。〔中略〕

次に、富士山の火山防災についてお伺いいたします。

我が国には、現在、富士山を初め八十六の活火山が存在しており、平成になってからも、雲仙普賢岳や桜島の噴火など、幾つかの活火山で噴気や群発地震が発生しております。

特に、ことし三月に起こった北海道有数の観光スポットである有珠山の大噴火では、家屋の倒壊や道路・橋梁の損壊など大災害に見舞われたところでありますが、日本の火山対策史上初めて、火山噴火前に一万人以上の住民が大規模避難をしたため、人的被害はありませんでした。

また、六月には、三宅島におきましても、有珠山と同様に島民の避難がスムーズに行われたところであります。

これは、日ごろから地域住民が高い防災意識を持っていたことと、防災関係機関相互の連携が図られた結果であり、大いに称賛すべきものであります。

こうした中、日本のシンボル富士山を抱える本県、特に私の地元富士吉田市を初めとする富士山周辺市町村の住民にとっては、有珠山の大噴火は人ごとではない状況であり、危機感を持っております。

富士山は、一七〇七年の宝永噴火以降は静穏な状態を保っており、この地域に美しい風景や温泉など多くの恩恵をもたらしているところであります。

しかし、もし富士山が一たび噴火を引き起こせば、私たちの生活に大きな脅威となって降りかかってくるはずであります。

このような中、富士山が静かなとき、つまり、平常時に何をしておくかが極めて重要であり、平常時における火山防災への対応の重要性を改めて認識するものであります。

そこで、富士山の火山防災について、県としてはどう考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。〔以下略〕

○天野 建知事 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。〔中略〕

次に、富士山の火山防災についてであります。

火山噴火にかかる防災は、噴火予知観測や情報受伝達・避難体制の整備、さらには、住民の防災意識の高揚などを平常時に備えておくことが重要であります。

こうした中、科学技術庁や東京大学などの研究機関において、富士山は、「現在、火山性地震なども少なく、静穏な状況にある」との報告がなされております。

しかしながら、火山噴火の可能性は低くとも、一たん発生すると大きな被害をもたらすため、総合的な火山観測体制の強化が必要であります。

このため、静岡県とともに、全国知事会などを通じ、国に強く要望しているところであります。

また、有珠山の噴火では、防災担当者を現地に派遣し、避難住民への救援活動などの調査を行っており、火山噴火災害による被害を最小限に食いとめるためには、日ごろから行政と住民が連携を図り、万が一に備えた火山防災体制の確立が重要であると考えております。

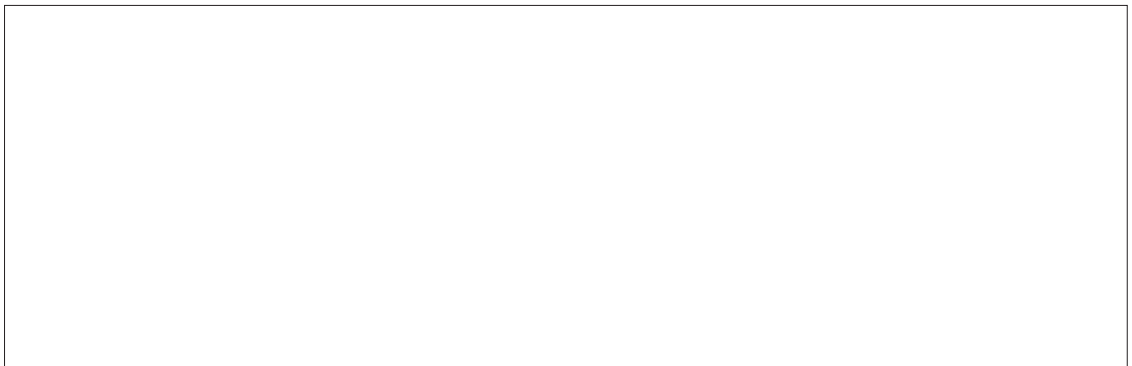
このため、頻発している火山噴火災害を教訓に、昨年から富士山周辺市町村や消防機関を対象に、火山防災講演会や勉強会を重ねてきており、ことしは、富士山の火山噴火歴史図を配布するなど、防災意識の向上に努めているところであります。

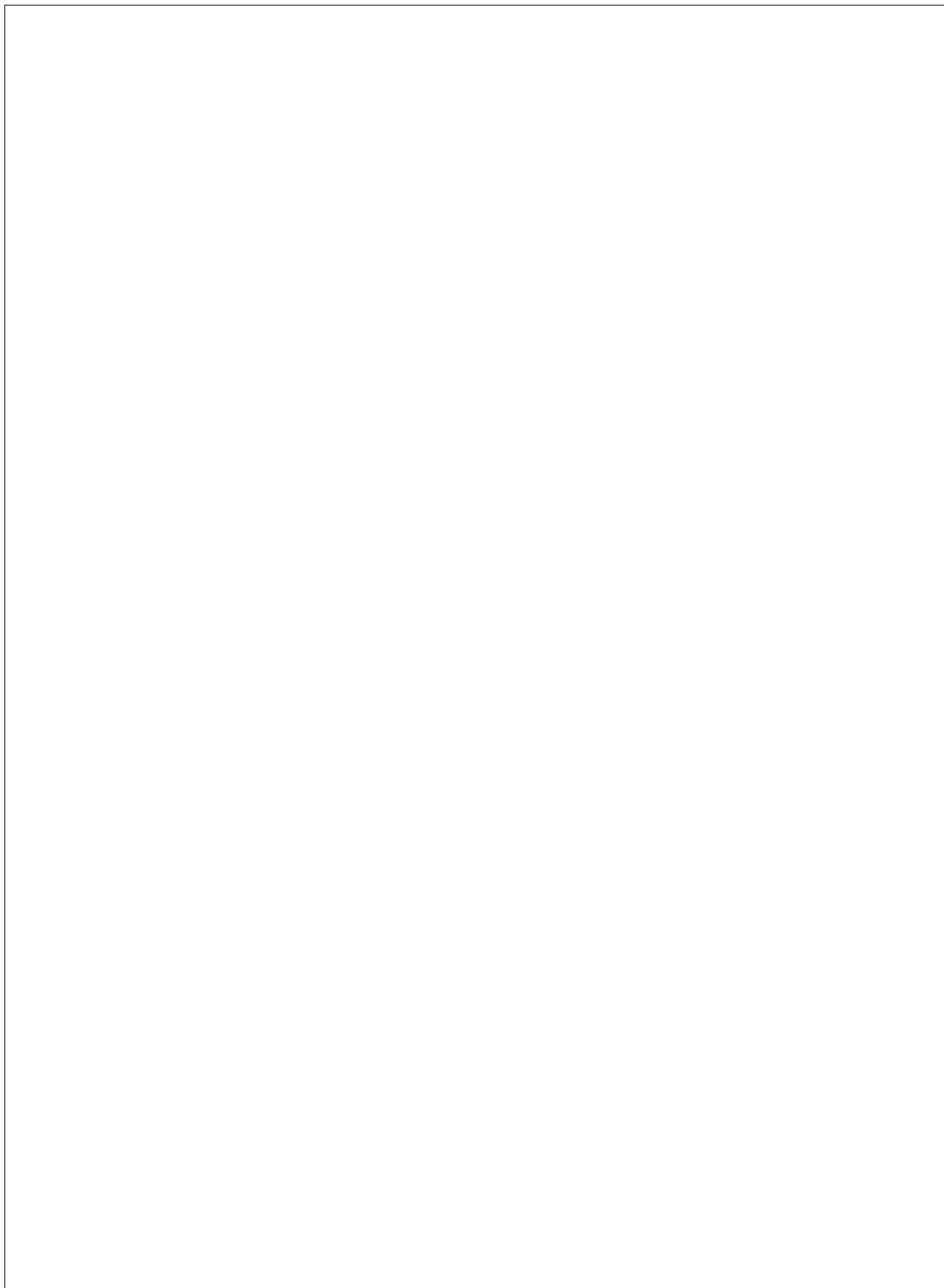
今後は、富士山周辺市町村の地域防災計画の見直しの推進を図るとともに、富士山の火山噴火を想定した総合防災訓練や火山防災セミナーを開催するなど、行政と住民が一体となって広域的な火山防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。〔後略〕

638 〔建設省富士砂防工事事務所が富士吉田と静岡で富士山火山防災シンポジウムを開催〕

2000・11

『山梨日日新聞』2012年7月29日朝刊、4面





**639 〔富士山の地下で火山性とみられる低周波地震が増加〕** 2000・12・14

『静岡新聞』2000・12・14 朝刊、24 面

富士山で微小な低周波地震が頻発 火山学者ら今後の活動に注目

富士山の山頂直下付近でことし秋以降、火山活動の前兆ともいわれる微小な「低周波地震」が頻発している。十月には月間で百回を超え、「現在の観測体制を整えた一九九五年以降では例のないレベル」と気象庁。最後の噴火から三百年近く沈黙が続き、静かな山というイメージの強い富士山だが、活火山であることをあらためて示した形だ。地殻変動など火山活動の活発化をうかがわせるデータは観測されていないが、火山学者や防災関係者らも、今後の活動の推移に注目している。

気象庁火山課によると、富士山の低周波地震は、八月までは一カ月に一けたから十数回と通常レベルで推移していたが、九月に三十二回を記録。十月は一気に百三十三回、さらに十一月には二百二十一回に達した。十二月はやや落ち着いたものの、十一日現在で約五十回に及んでいる。震源は山頂北東側の深さ十五キロ付近。規模は最大でもマグニチュード(M) 2程度と小さく、有感地震もない。

回数は観測史上最多のレベルだが、まだ震源が通常の活動域で深いこと、地殻変動や地熱の変化が見られないことなどから、すぐ噴火につながるような緊急性は薄いとの見方で、関係者はほぼ一致している。

とはいえ、これを機に富士山が活火山であることを再認識すべき、との意見は多い。

静岡大教育学部の小山真人助教授(地質学)は「今はまだ富士山噴火のリスク評価がきちんとできていない。ハザードマップ(災害予測図)も必要だが、つくるには時間がかかる。今から考えていかないと」と指摘する。

富士山対策は県にとっても重要課題。噴火した場合は広範囲に被害が及ぶと予想され、県防災局の小沢邦雄観測調査室長は「ハザードマップを作るならばどんなものが考えられるか、防災の視点も盛り込めるかなど、来年度はぜひ富士山について取り組みを始めたい」と話している。

第3節 2001～2010年：火山防災対策の夜明け

640 〔静岡県議会で富士山の火山ハザードマップのことが議題に上る〕 2001・3・2

『県議会平成13年2月定例会会議録』

○五十一番(秋鹿 博君)〔前略〕次に、富士山の火山防災と保全についてであります。

まず、火山防災計画についてお伺いいたします。

富士山は言うまでもなく本県の象徴であると同時に日本を代表する山であり、日本人の心のふるさとでもあります。しかし、気象庁の観測によれば、昨年の秋ごろから、その地下では微小な低周波地震が急増し、体には感じないものの、一時期は一日当たり三十回を超える日が続き、ことしに入り地震回数はかなり少なくなってきたとのことでありますが、富士山が活火山であることを、改めて私ども県民が認識させられたところでもあります。最近でこそ、富士山の頂から噴煙のたなびいている姿を見ることはありませんが、過去を振り返れば、約三百年前の一七〇七年には、富士山の中腹に新たに宝永火口を生じる大噴火を起こし、静岡県の東部地域だけでなく、遠くは江戸の町にまで火山灰を積もらせるなど、大きな被害が発生しました。

先日の二月五日に気象庁で開催された火山噴火予知連絡会では、富士山には噴火する直接の兆候があるわけではないとの見解が示されていますが、今、火山として富士山を見れば、地震計などの火山の観測施設もそれほど充実しているとは言えません。また、最近話題になっているハザードマップや火山の防災計画も作成されていないのが現状であります。静かな今こそ、富士山が活火山であることをきちんと見据え、日常の備えという観点から、観測体制の整備、火山の防災計画の樹立を図るべきと考えますが、知事の御所見を伺います。〔以下略〕

○知事(石川嘉延君) 秋鹿議員にお答えをいたします。〔中略〕

次に、富士山の火山防災と保全についてのうち、ハザードマップについてであります。

去る二月五日開催の気象庁の火山予知連絡会で、最近の低周波地震の活動が議論になりましたが、現時点では、すぐに噴火に結びつく兆候はないとの評価がされたところでございます。しかしながら、現在富士山は気象庁の常時観測火山として指定されておらず、火山の大きさに比べ、必ずしも観測機器が十分に整備されている状況ではないことから、県といたしましては、国の関係する機関に対して、観測体制の充実強化が早急に行われるように要望しているところでございます。

ついこの間の日曜日にも、教育改革の問題で来静されました町村文部科学大臣にも、その機会をとらえて要望したところでございます。また、秋鹿議員御指摘のように、今のよ

うなこの時期をとらえまして、富士山の火山防災対策に取り組むことが非常に重要だと考えまして、去年十一月には、富士山周辺の市町村や国などの関係機関と十分な連携をとるために、連絡会を立ち上げて情報の共有化を図ってまいっております。今後は、火山防災対策を具体的に推進するために、火山情報の伝達や住民の避難対策などの基本的な事項について整理を行いまして、国の火山噴火予知連絡会に設置される富士山の検討部会での作業内容も反映しながら、それもくみ取りながら、富士山の火山防災計画の策定や火山防災ハザードマップの策定にも取り組んでまいる考えでございます。〔後略〕

641 【伊東市史編さん事業の研究紀要に伊東を火山観光都市とする提案が掲載】 2001・3
 県立中央図書館所蔵
 伊東市史編さん委員会
 『伊東の今・昔—伊東市史研究—』創刊号、伊東市教育委員会、21～41頁

火山がつくった伊東の大地と自然—火山の恵みを生かす文化構築の提案—

(中略)

十一 火山観光都市伊東の提案

前節で述べたような例を、私はフランスでいくつも見て非常にショックを受けて帰ってきたのですが、その後日本もよく頑張っていると思う事例をいくつかみつけ、少し気が楽になっています。

たとえば、淡路島の北淡町にある「野島断層保存館」という施設が、フランス人顔負けのことをしています。ここは一九九五年兵庫県南部地震による活断層のずれが出現した町として有名です。活断層のずれがはっきり現れた区画について国の天然記念物としての指定を受け、断層のずれを保存するために屋根をかぶせた施設としてオープンさせています。観光バスが何台も駐車できる立派な施設で、観光ルートにのって繁盛しています(写真10〔略〕)。

その横にある売店で「野島活断層マーブルケーキ」というお菓子(地層が液状化したような模様が入ったもの)を売っているのを見つけて、私は愕然としました(写真11)。さすがのフランスでも災害ネタをお菓子にした例は見ませんでした。災害体験を積極的に観光資源として生かす「地震の文化」が、被災地に根つき始めたひとつの証拠だと思えます。日本人もフランス人と同じような発想の転換ができるじゃないかと驚いた次第です。

静岡県にも積極的な自治体があります。一九九八年に浜松市とその周辺の自治体が共同で「浜名湖開湖五百年祭」という観光イベントを実施しました。何が「開湖五百年」というと、実は一四九八年の明応東海地震のさいに起きた津波によって、それまで淡水湖だった浜名湖が外海とつながるといふ大事件がありました。その事件(開湖)から数えて五百年目が一九九八年だったというわけです。つまり、過去の津波災害をネタとして観光客を

呼び込むという、発想の転換をおこなったイベントです。伊東市と同じ伊豆半島の函南町でも、一九三〇年北伊豆地震の時にずれた丹那断層を整備・公園化し、観光・社会教育施設としています。

だから、その気になれば私たちはできるのだと思います。過去の災害履歴は観光資源としても使えるし、自然の成り立ちや保全についての学校教育・社会教育にも使えます。とにかく発想の転換とアイデアさえあればそのような試みが可能であり、現実には伊東市は世界に誇ることのできる火山観光資源をもっているわけです。

火山観光都市伊東を実現するための、いくつかの具体的な提案を以下にあげて、本稿のまとめとしたいと思います。簡単に実現可能と思われるものから順に書きました。

〔後略〕

642 〔富士山ハザードマップ作成協議会ならびに検討委員会の設置決定〕 2001・6・5

〔記者発表資料 富士山ハザードマップの作成について〕

内閣府（防災担当）、総務省消防庁、国土交通省

(<https://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h13/010605-1.html>)

富士山においては、昨年10月から12月にかけて、低周波地震が100～200回観測され、その後30回程度まで減少していましたが、4月以降再び多発しました。震源は深さ15km程度で特に変化はなく、地殻変動の変化が特に観測されておらず、5月28日に開催された火山噴火予知連絡会において、ただちに噴火等活発な火山活動に結びつくものではないとの見方が示されています。

政府としては、火山活動状況を踏まえた効果的な防災機関の活動や、住民等への正しい情報の提供等により、的確な防災対策を進めるため、平成3年度に国土庁（現・内閣府防災担当）での火山ハザードマップ（被害想定区域や避難地・避難路などの防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項等を総合的に表示した地図）の作成指針の策定や地元自治体での作成費に対する補助、建設省（現・国土交通省）による地元自治体への支援・協力など、全国の火山ハザードマップの作成を推進してきたところです。地元自治体と国等の関係機関が協力して、これまでに、全国の主要29活火山のうち18火山でハザードマップが作成され、昨年の3月の有珠山の噴火の際にも事前に住民や防災機関にハザードマップが周知されていたため、住民避難などが円滑に行われるなど有効活用されてきました。

富士山においても、同様の観点から、平成2年度から国土交通省富士砂防工事事務所が山梨県、静岡県とともに、調査・研究し、「富士山火山防災ハンドブック」を作成し公表するなど、火山防災知識の周知を積極的に進めてきたところです。

このたび、関係機関が協力して富士山の火山ハザードマップの作成に着手することとなりました。富士山は国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要であるほか、次期噴火形態の想定等技術的課題が多くあることなどから、地元自治体と国が富士山ハザードマップ作成協議会を設立し、協力してハザードマップの作成を進めることとしています（別紙－1〔略〕）。

また、富士山ハザードマップの作成にあたっては、さまざまな見地から十分検討する必要があり、学識者等から構成される富士山ハザードマップ検討委員会を設置し、委員会における検討結果を踏まえ、ハザードマップを作成することとしています（別紙－2〔略〕）。なお、検討委員会は、噴火規模・様式や火山活動異常時の対応等についての検討を、火山噴火予知連絡会富士山ワーキンググループと連携して進めることとしています。

また、これまで作成された火山ハザードマップでは、被害予想区域を示すにとどまっているものもありますが、富士山ハザードマップでは、一般への周知、防災機関での活用や、火山と共存する安全で活力のある地域づくりに十分配慮したものを目指すこととしています。
〔後略〕

643 【富士山ハザードマップ検討委員会の最終報告書と富士山ハザードマップ試作版が公表される】 2004・6

「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」
内閣府（防災担当）・総務省消防庁・国土交通省
(https://www.bousai.go.jp/kazan/fuji_map/pdf/report_200406.pdf)

はじめに

富士山は、1707年（宝永四年）に噴火した後、約三百年間表面的には沈黙を守ってきた。この間、富士山周辺では様々な開発等が行われ、現在、広大な裾野では多くの人々の生活や経済活動が営まれているほか、周辺には我が国の東西を結ぶ重要な道路や鉄道の幹線が存在している。また、その雄大な姿などから古くから我が国の象徴的存在として親しまれ、豊かな自然環境等と相まって、年間約二千万人の観光客や登山者が訪れている。

平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下で低周波地震の多発が観測された。浅い地震活動や地殻変動の異常は観測されなかったため、直ちに噴火等の発生を懸念するような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが再認識された。

現時点では、富士山について、将来の噴火の時期や規模を確定的に予測することは困難である。しかしながら、広大な山麓では多くの人々の生活や経済活動が営まれ、交通の幹

線や首都圏も直近であるため、仮に噴火した場合には他の火山とは比較にならない多大な被害や影響が生じる恐れもあることから、防災対策に特に万全を期しておく必要がある。また、防災対策の内容においても、噴火の影響範囲が広大な場合もあることから、他の火山に比べ広域的な防災対策の確立が必要である。

一方、近年の雲仙普賢岳、有珠山、三宅島の火山災害等も踏まえ、噴火した場合の影響範囲や避難施設等の防災情報を記した火山ハザードマップ¹⁾や火山防災マップ²⁾が、住民や防災機関の火山防災対策の基礎として重要であることが認識され、全国的な火山防災対策の展開の中で、主要な活火山を対象に整備が進められている。富士山においても、住民や防災機関等が平常時からの確かな情報を共有することにより、万一の場合の被害を可能な限り減少させるとともに、平常時も含めた風評被害等の防止に繋げるために、火山ハザードマップや火山防災マップの整備が重要である。

こうしたことから、平成13年7月に国及び関係する県、市町村により「富士山火山防災協議会」が設置（平成14年6月名称変更）され、火山防災対策の確立と、それらの基礎となる火山ハザードマップや火山防災マップの作成等を行うこととなった。また、これらの内容を専門的見地から検討するため、同年7月に「富士山ハザードマップ検討委員会」が設けられた。

本委員会では、火山としての富士山の性状をよりの確に把握するために必要な調査・分析、火山噴火や関連する土砂災害の影響範囲や程度等の図示、それに伴う被害の様態、それらを踏まえた広域的な火山防災対策、火山防災情報の内容や伝達、及び火山と地域社会との共生について検討し、「富士山火山防災マップ」作成を主たる検討課題として、「富士山の火山防災対策」や自治体が策定すべき「地域防災計画」の内容についても検討を行った。

〔後略〕

* 1) 火山ハザードマップ

危険な状況や破壊を引き起こす可能性のある火山噴火あるいは関連する事象を火山ハザードといひ、これを図示したものを火山ハザードマップとよぶ。火山ハザードマップには、ドリルマップと可能性マップがある。

2) 火山防災マップ

火山ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先や災害発生時にとるべき行動等）を記載したマップ。

644 〔静岡県地域防災計画が改訂されハザードマップにもとづく避難対策が盛り込まれる〕

2005・6・6

『静岡新聞』2005・6・7朝刊、26面

避難対象地域を3区分-県の「富士山防災計画」 火山情報基準に段階的対応定める

県が六日、県防災会議に示し、承認された富士山の火山防災計画は、昨年六月の富士山火山防災協議会で富士山火山ハザードマップ（災害予測地図）と火山防災対策の基本的な考えが承認されたことを受けて、県防災局が策定した。富士山噴火を想定した避難対応を中心に防災対策をまとめ、県地域防災計画の一般対策編に追加した。

計画は国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された影響予測範囲を基に、噴火前に避難行動をすべき避難対象地域を第一次から第三次までの避難対象地域に区分した。その上で、各地域の住民と観光客など一時滞在者に対する、火山情報を基準にした段階的な避難対応を定めている。〔後略〕

645 【火山を活用したまちづくり構想に対し伊東市議会で市長が前向き答弁】 2005・12・7
『伊東市議会 12月定例会会議録（第14日）』

◆7番（西島彰 君）〔前略〕2項目めとしまして、火山の恵みを生かしたまちづくりについて、2点お伺いいたします。

広報いとう 12月号にも、富士箱根伊豆国立公園指定50周年の特集として、「伊東の自然は市民の宝」として、火山によって与えられたすばらしい自然環境の保全と活用が述べられておりましたが、平成16年3月に向こう10年間の伊東市観光基本計画、これが策定されました。その中、第1章の中の観光資源の課題の一節に、人々の自然志向や本物志向の中で、自然が本来持っている魅力を輝かし、その上で観光客が自然に親しむことのできる環境を充実していく云々と書かれておられます。また、第2章の観光振興の目標の中、観光地の将来像イメージでは、この地域ならではの動植物や風景に出会うと記載されております。また、第3章 観光振興プログラム内の自然に親しみやすらぐ拠点づくりでは、生態系、火山、動植物等の自然散策プログラムや拠点づくり、その拠点による地元や都会の子供への環境教育、さらには、市民による観光ガイドの実施の中、火山の恵みツアーも内容に組み込まれた大変充実した計画が示されております。

この観光基本計画の1章から3章までの36ページの間に、生かすべき自然資源の象徴的引用場所が、大室山、城ヶ崎海岸、小室山、一碧湖、計16回の掲載に及んでおります。これらのすべてが伊豆東部火山群によって形成された単成火山の形状であり、恩恵でもあるわけです。まさに伊東温泉そのものが約100個の伊豆東部単成火山群からの贈り物であるとともに、先人の知恵とご努力によって今日の礎がつくられてきたのですから、全国第4位の湧出量を誇る温泉と火山によって形成された自然の形状を大いに活用することが必然と考えるものです。〔中略〕

そこで、1点目の質問ですが、これら火山の恩恵によって与えられた自然や顕著な形状を伊東市の記念物として文化財指定したらどうかということでございます。具体的には、さくらの里にある露頭でスコリアラフトがございます。噴火によって吹き飛ばされたスコリアを流出した溶岩がくるんだ、ちょうどオムライスのような珍しい形状を大変わかりやすい状態で見ることができます。このスコリアラフトを天然記念物に指定したらいかがなものでしょうか。

また、大室山、城ヶ崎海岸を名勝として指定することを提案するものです。名勝や天然記念物に指定するという事は、その地域や場所、その形状、そして、それらの希少性、地学的価値、認識の向上や地球の歴史の中で自然から与えられた誇るべき景観を胸を張って本市のお国自慢として発信することであり、市民一人一人が我がまちを知ることへの意識づけにつながるものと考えます。

ちなみに平成14年度資料による静岡県在全市町村指定の文化財の中で、天然記念物指定は642件であります。当市の記念物は23件となっております。その中で天然記念物が9件であり、一番新しい指定が城ヶ崎海岸のポットホールでございます。また、本市における名勝指定はまだございません。これらの記念物指定につきましてご見解をお願いいたします。

続いて2点目の質問でございます。大室山周辺及び城ヶ崎海岸周辺には、地学や火山研究に大変興味深い露頭が点在しております。これらのポイントを自然の博物館、オープンエアミュージアムとして位置づけ、保全、整備とともに、地学的郷土の学習や健康ハイキングコースとしての活用において説明看板の設置が必要と思われます。現状における火山の恵みを説明する看板は大室山リフト入り口付近に市内NPO団体が設置しました1件のみと認識するところでございます。しかるべき火山の恵みへの説明看板設置についてお伺いするものです。〔以下略〕

◎市長(佃弘巳 君) 7番 西島議員にお答えをいたします。〔中略〕

次に、火山の恵みを生かしたまちづくりについてのうち、文化財指定についてであります。

大室山、城ヶ崎海岸及びさくらの里にあるスコリアラフトは伊豆東部単成火山群の活動を示す貴重な標本でもあり、文化財保護法の文化財区分によると、大室山及び城ヶ崎海岸は名勝、さくらの里のスコリアラフトは天然記念物となります。城ヶ崎海岸につきましては、第1種国立公園として、自然公園法によって既に保護されております。また、大室山につきましては、所有者である池総有財産管理会によって十分保護されております。

文化財としての名勝指定をすると、文化財保護法に準じた現状変更の制限等規制が及ぶ範囲が拡大して、その土地利用に制約が多くなることから、地権者が利用する際の影響も大きいことが考えられますし、また、使用する人たちに対しましても制限が及ぶということで、さくらの里を利用したいろいろなイベント、そういうものも制約をされるというこ

とも出てきますので、慎重にここは考えていかなければならないと思っております。

また、指定するにおきましても、地権者の方々といろいろ話し合いをする中で、特に池総有財産管理会の理解を得る中で、民間の方々の理解も得ていかなければならないというふうにも考えておりますので、今後こういう問題においてどういうところに支障を及ぼすかというような問題が多々あるというふうにも考えておりますので、そこらはこれからいろいろと文化財保護法に準じた協議、そういうものもしていきたいというふうに思っております。

次に、火山の恵みある場所の保全と整備に伴う説明看板の設置と地学的郷土の歴史や健康ハイキングコースとしての活用についてであります。

議員、ご承知のとおり、本市は火山の恵みから生まれた城ヶ崎海岸、大室山、小室山、一碧湖などの伊東のシンボルとなっている自然資源が伊豆の代表的な観光名所となっており、富士箱根伊豆国立公園に指定をされております。本市といたしましても、豊かな自然の利活用を図るため、既存の観光スポットについては、自然の美しさなど、その資源が持つ本来の魅力を輝かせる景観の改善に努め、美しい景観づくりや火山ウォッチングなどの体験プログラムづくりを推進するとともに、必要に応じて施設の利用内容の見直しや新たな施設の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、特に火山の恵みから生まれたすばらしい自然環境を紹介、案内する広報活動、また、民間で行っております城ヶ崎ネイチャースクール、名勝ネイチャーウォッチングなど、民間に協力を得ており、説明看板を設置することや、自然資源を活用しての地学的な郷土の学習や健康ハイキングなどを行い、情報発信することが多くの方々に訪れていただくことにつながると考えております。自然資源を利活用しての魅力ある観光スポットの創出や自然に親しむ環境づくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますが、国立公園法、そういう法律もかぶっておりますので、そこらも考える中で進めてまいりたいと思っております。〔後略〕

646 〔富士山火山広域防災対策基本方針の公表〕 2006・2

中央防災会議「富士山火山広域防災対策基本方針」、1～2頁
 (https://www.bousai.go.jp/kazan/fujisan/pdf/fuji_kihon.pdf)

前文

1. 本基本方針策定の背景

(1) 富士山は、1707年(宝永四年)に噴火した後、約三百年間沈黙を守っている。この間、富士山周辺では様々な開発が行われ、現在、広大なすそ野では多くの人々の生活

や経済活動が営まれて、周辺には我が国の東西を結ぶ重要な道路や鉄道の幹線が存在している。また、その雄大な姿などから古くより我が国の象徴的存在として親しまれ、豊かな自然環境と相まって、富士箱根伊豆国立公園に指定されており、年間約二千万人の観光客や登山者が訪れている。

- (2) 平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

現時点では、富士山について、将来の噴火の時期や規模を予測することは非常に困難である。しかしながら、広大な山麓では多くの人々の生活や経済活動が営まれ、交通の幹線や首都圏も直近であるため、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範囲かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあり、広域的な防災対策に特に万全を期しておく必要がある。

- (3) 近年の雲仙普賢岳、有珠山、三宅島の火山災害における教訓も踏まえ、噴火した場合の影響範囲や避難施設等の防災情報を記した火山防災マップ（以下、「ハザードマップ」という。）について、火山防災対策の一環として、主要な活火山を対象に整備が進められており、住民等への配布も行われている。富士山においても、平常時から住民と防災機関が的確な情報を共有することにより、万一の場合の被害を減少させることができるだけでなく、風評被害の防止にも繋がることから、ハザードマップの整備が必要と認識されてきた。

- (4) 以上のような状況から、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に富士山のハザードマップの作成が行われた（図1、2〔略〕参照）。

ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といったそれぞれの現象について数値シミュレーション等により各現象の到達範囲等を求めた。

さらに、平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年9月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告されたところである。

- (5) 富士山が噴火した場合、噴火に伴う様々な火山現象が発生する可能性があり、大規模噴火の場合は、広域かつ甚大な被害が発生する可能性がある。多種多様な噴火形態

を示す全国の活火山においても、今後火山防災対策を確立していくことが望まれるところであるが、今回とりまとめた富士山の火山広域防災対策は、その際に参考になる多くの知見を含むものとする。

本基本方針は、このような富士山火山広域防災対策の意義に鑑み、上記報告における「国が富士山火山広域防災に関する基本的方針を定める必要がある」との提言も踏まえ、関係地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見を十分に反映してとりまとめたものである。〔後略〕

647 【噴火警戒レベルの富士山への導入】 2007・11・26

気象庁地震火山部「報道発表資料」

(<https://www.jma.go.jp/jma/press/0711/26b/hunkakeihou071126.pdf>)

12月1日に発表する噴火警報及び噴火予報について

— 発表対象火山及び発表時刻のお知らせ —

気象業務法等の改正により12月1日から噴火警報及び噴火予報を運用開始すること、同日から噴火警戒レベルの導入を開始することは既にご案内したところですが、運用開始当日の噴火警報及び噴火予報の発表対象火山及び発表時刻についてお知らせします。

○ 全ての活火山に噴火警報及び噴火予報を発表します

全ての活火山（108火山）に噴火警報及び噴火予報を発表します（噴火警戒レベルは、12月1日時点は16火山に導入予定）。

運用開始当日に発表する噴火警報及び噴火予報は、現在の火山活動の状況に特段の変化が無い限り、次のとおりとなります（別紙〔略〕参照）。

〔噴火警戒レベル導入火山の噴火警報及び噴火予報〕： 16火山（予定）

・火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）：・・・4火山（予定）

桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

・噴火予報（噴火警戒レベル1、平常）：・・・12火山（予定）

樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、富士山、伊豆大島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳）〔後略〕

648 【地元新聞のコラムに伊豆半島の火山観光と防災を融合する提案が掲載】 2009・6・25

『静岡新聞』2009・6・25朝刊、9面

時評 伊東沖海底噴火20年 火山観光と防災を融合

今年の7月13日で、伊東市の沖3キロメートルほどの場所で海底噴火が起きてから、ちょうど20年になる。この噴火は、気象庁が活火山指定している伊豆東部火山群が起こしたものであり、噴火場所の海底に手石海丘と呼ばれる小さな火山が誕生した。伊豆東部火山群は、およそ15万年前から噴火場所をあちこちと変えながら、伊豆市・伊豆の国市・伊東市・東伊豆町・河津町とその沖合いの海底に、合計100個ほどの小火山を次々と生じさせてきた。伊豆有数の観光地である大室山、伊豆高原、城ヶ崎海岸、一碧湖や、浄蓮の滝、河津七滝などの名勝は、すべて伊豆東部火山群の噴火によって作られたものである。

伊豆東部火山群は、陸上では平均して3000年に1度程度しか噴火していないが、徐々にその性質を危険なものに変えつつある。大室山が噴火した4000年前以降は、一度の噴火で噴出するマグマの量が多くなり、しかも爆発的な噴火を起こしやすい性質のものが増えてきた。手石海丘の噴火が、あの程度のごく小規模なもので済んだことは、本当に不幸中の幸いであった。しかし、その後も伊東沖の地下ではマグマが時おりうごめき、群発地震を起こしている。このマグマが、もう噴火を起こさないだろうと考えるのは、人間側の勝手な願望に過ぎない。

大変残念なことに、伊豆東部火山群のハザードマップ（火山災害予測地図）は、噴火後20年たった今でも未作成のままである。これは、近年噴火した火山の地元自治体で唯一という、まことに恥ずべき例である。はっきり言うておくと、避難地図のない旅館にお客を泊めているようなものであり、地元の行政や観光業関係者の猛省をうながしたい。今までは単に幸運だったに過ぎない。今後の噴火場所が伊東沖に限定される保証もないため、上に挙げた5市町すべてが真剣に考えるべき問題なのである。地下のマグマ活動が若干衰えている今が、抜本的な防災対策を整える最後のチャンスかもしれない。

このような防災への取り組みが観光にマイナスだと思うのは、時代遅れの悪しき幻想である。温泉や名勝などの火山の恩恵を一方的にむさぼるのではなく、火山の危険と真摯に向き合い、いざという時の万全な対策をとっておくのが、火山と共に生きる観光地の正しいあり方である。さらに、火山が生んだ大地の魅力を積極的に売り出し、意識啓発とともに新たな観光需要を発掘していくことも、きわめて重要である。最近ユネスコは、世界各地の地形・地質遺産を「ジオパーク」として指定し、地域の自然の保全と観光振興に生かしていく仕組みをスタートさせた。日本でも、洞爺湖、島原、箱根、霧島などの名だたる火山観光地が、地域一丸となって指定をめざした活動に取り組んでいる。伊豆も、この流れに乗り遅れてはならない。小山真人（静岡大学防災総合センター教授）

649 【静岡県知事が県議会の答弁で「伊豆半島ジオパーク構想」の推進を表明】 2009・7・29

『県議会平成21年6月定例会会議録』

○**五十五番（豊岡武士君）** 私は自民党県議団所属議員として当面する県政の諸課題について通告に従い、県知事、関係部局長及び教育長に質問いたします。〔中略〕

次に、伊豆地域の観光振興について伺います。

バブル経済崩壊後、本県の観光を取り巻く状況は厳しいものとなりました。とりわけ伊豆地域においては平成十九年度の宿泊客数は一千二百二十万人と、ピークであった平成三年度の一千九百九十万人と比べ六一％にまで落ち込んでいます。さらに昨年以来の世界同時不況や新型インフルエンザ等の影響を受け、伊豆地域の観光産業はこれまで以上に厳しい状況下にあります。宿泊客数の減少は単に宿泊施設だけの問題ではなく、周辺の飲食店、土産物店、観光施設そして料理の素材提供もとである第一次産業にも影響があり、広く伊豆地域の経済の低迷につながっております。

こうしたことから、伊豆半島地域の県民所得を見ると、平成十八年度で二百五十九万二千円と県内他地域に比べ九十万円程度低くなっており、また若い人たちが流出し、高齢化率が平成二十一年四月現在で三一％と県内他地域に比べ大幅に高くなっております。このように観光産業を主要産業とする伊豆は、地域全体に全く元気がなくなっている実態にあると言っても過言ではありません。

一方、六月四日に富士山静岡空港が開港し、これまで本県にとって未開拓であった国内外の就航先を中心とした新たな観光マーケットが生まれるという期待もあり、川勝知事も北海道、九州などの市場開拓やPRを約束され早速活動を始められており、敬意を表するところであります。また国においては、二泊三日以上の滞在を促進するため観光圏の整備を推進しております。これまでに全国で三十の観光圏整備実施計画が国土交通大臣から認定を受け、本県内でもこの四月には浜名湖観光圏整備実施計画が認定されたと聞いております。

私は、伊豆地域においても積極的に観光圏の整備に取り組むべきであると考えておりましたが、県でも今年八月には地元の首長や観光関係団体の幹部等を対象に、伊豆地域の観光圏整備実現に向けたトップセミナーを開催したと伺っております。

川勝知事も、伊豆についてこの観光圏指定を得ることも大切と述べており、また伊豆半島の世界遺産登録を目指すともおっしゃっております。今こそ「伊豆は一つ」を合い言葉に、伊豆地域の市町や観光関係者と県が一体となって、首都圏を初め国内外からの観光客誘客に積極的に取り組むべきであると思います。そこで知事は伊豆地域の観光振興を図るためにどのように取り組んでいくのか、改めてその決意と方策を伺います。〔以下略〕

○**知事（川勝平太君）** 豊岡議員にお答えいたします。〔中略〕

次に、伊豆地域の観光振興についてであります。

伊豆半島は多くの観光客が訪れる全国有数の観光地として発展してまいりましたが、最

近の旅行形態は団体旅行から個人・グループ旅行へ、また、体験型、目的指向型へと移行しており、伊豆の観光においても変革を求められています。この地域は温泉、海の幸、山の幸、豊かな自然、美しい風景に加え、武家政権の祖たる源頼朝の旗上げやペリー来航など時代の転換に大きな役割を果たした歴史の舞台であり、川端康成や井上靖などの文豪の足跡もあり世界に誇れる資源の宝庫であります。

伊豆半島の観光振興を図るためには、これら豊富な資源に満ちた地域の魅力を住む人々が再認識し、みずから観光に生かす方策を考え実行し、国内に誇れるブランドを創出することが重要であると考えております。これまでも県では観光カリスマ育成講座など観光地づくりを牽引する人づくりのほか、温泉を生かしたウエルネス体験プログラム、井上文学ゆかりの地を訪ねる旅など地域が取り組む新たな旅行商品の開発、販売に対して支援してきたところでございます。

ということなんです。そのとおりであります。そういうことで伊豆半島はビジット・ジャパンの、最も何ていいますか夢のある地域です。

それで、空港のことを議員言われましたけれども、この間福岡に行ってみましてこの静岡県が向こうに出している支店、そこを訪れて聞きましたら商圈が拡大していると。どうしてですかという伊豆半島の温泉の割引券を配っている。伊豆半島の方々はその空港は何のためにつくったかと思われる方が多いのですが、実は九州の人にとっては富士山や伊豆半島 伊豆の温泉に行けるといえるのは本当に夢のような旅行になるわけですね。そうしたことがありますので空港も確実にきつといい形で伊豆半島の観光の魅力を高めるために使えるだろうということなので、伊豆半島の方々もそのつもりで地域力の魅力を高めるためにやっていただきたいと思えます。

それから「伊豆は一つ」と言われました。これはどういうふうにしたら一つになるかもちろん大事なのは、千石議員が言われましたような道路の問題というのは重要です。これは先ほど御答弁さしあげましたので……。

もう一つ、伊豆半島は一つだというためにどうしたらいいか。これは伊豆半島を一つの世界の遺産にできると、これは根拠なく言っているのではありません。六月二十五日付の静岡新聞に静岡大学の小山教授が、ユネスコが地球における非常に際立った地形とか地質を認定してジオパークとするということを発表しました。日本では洞爺湖と島原と箱根と霧島がそれで動いているわけです。どうして一緒に伊豆半島がやらないのですか。そういう根拠に基づいて言っているわけです。私はこのフィリピン海のプレートですから、それがひょっこりひょうたん島よろしく波にちゃぷちゃぷ洗われて本州にお越しになったお客様であるというだけでも夢があります。

ですから伊豆半島を一つと考えると 中でいろいろと合併などでそれぞれのしがらみがある

かもしれませんが、まあ世界で最も美しい半島なのだと、そしてそれは富士箱根、伊豆半島、この三つの中でやるともっと魅力を増します。言ってみれば神奈川県も含めてですけれども、静岡県東部の最も魅力のある一つということで伊豆半島の方々がそのジオパーク認定に向けて動き出されたらどうですか。

ですから私はそれ支援しますから、そのために余り小さな地域におけるこれまでのしがらみを言わないで大きくやっていると、こちら支援しやすいということでございます。よろしく願いを申し上げたいということでございます。〔後略〕

650 〔富士山のハザードマップ作成が過去に何度も挫折した経緯の回想〕 2009・7

静岡県立中央図書館所蔵

小山真人『富士山噴火とハザードマップ—宝永噴火の16日間—』古今書院、120～122頁

コラム6 難産だった富士山のハザードマップ

富士山のハザードマップが日の目を見るまでには、長い道のりがあった(表2.1〔略〕)。日本の火山で初めてハザードマップが公表されたのは、函館の北にある北海道駒ヶ岳火山であり、1983年のことである。同じく北海道の十勝岳火山のハザードマップも1986年に刊行された。どちらも、地元各市町村が、火山学者の協力を得て作成したものである。実は、この2つのハザードマップの刊行と同時期に、富士山のハザードマップの原案が学術論文(Shimozuru, 1983)に載せられていた。つまり、かなり初期のころから、学者の間では富士山のハザードマップの必要性が認識されていたのである。

1991年6月に雲仙普賢岳の火砕流災害で43人の人々が亡くなるという事件が起き、長い間噴火を休止している活火山であってもハザードマップを準備しておくことの重要さに、多くの人々が気づくことになった。そして、翌年の1992年に当時の国土庁が学者たちと協力して「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」という冊子を作成した(写真2.1)。これは「ハザードマップの作成マニュアル」と言ってもよい資料であり、ハザードマップをつくるために必要なデータ、調査・分析方法、具体的な作図方法や作図例などが豊富に掲載され、作図例の中には富士山を扱ったものも含まれていた。

さらに、国土庁は、火山のハザードマップを作成しようとする市町村に対して補助金を支給する方針を打ち出した。こうして1996年までに全国の11火山のハザードマップが刊行された。ところが、「作成マニュアル」の作図例にもあった富士山のハザードマップは、なぜか作成が見送られたのである。

一方、当時の建設省は、1992年から専門家を集めた「富士山火山防災ソフト対策検討委員会」を立ち上げ、長い時間をかけて富士山のハザードマップ作成のための検討を続けた。

そして、その成果のひとつとして「富士山火山災害履歴図」を1999年3月に完成させ、それを公表しようとした。この地図は、富士山が過去2000年間に起こした噴火災害の被災範囲をまとめた図であり、ハザードマップを作成するための基礎資料となるはずの図であった。しかし、この履歴図の公表の是非を事前に地元の関係者に打診したところ、観光に悪影響があるという意見が特に山梨県側から多数寄せられ、結局公表が見送られた。このように富士山のハザードマップの作成は、過去途中で何度も挫折していたのである。

こうした挫折の背景には、1983年9月に富士山が噴火するという予言が書かれた「富士山大爆発-運命の1983年9月X日」という書籍（トクマブックス1982年刊）がよく売れ、そのために観光客が1割減ったとの苦い記憶があったとされている（荒牧、2002；次に述べるNHK甲府放送局作成の番組中でも関係者の談話として語られている）。また、1999年にはNHK甲府放送局が富士山の火山防災の現状を扱った短時間の特集を作成し、それが朝のニュースの特集枠を使って6月に関東甲信越地区限定で放映された。さらに、複数の関係者の談話によれば、この特集の内容は1999年7月7日に放映されたNHKクローズアップ現代の「どう生かす 火山災害予測図～防災と観光の両立は～」の中に組み入れられる予定であったが、その情報を事前に知った山梨県側の有力者たちの抗議によって自主的に内容が差し替えられたという。実際に放映された上記番組は、岩手山と十勝岳の話題だけを扱っていた。こうした事件によって、当時の地元関係者がもっていた根強いハザードマップへの偏見をうかがい知ることができる。

こうした雰囲気は180度変化したのが翌2000年であった。おそらく同年3月と6月にそれぞれ始まった有珠山と三宅島の噴火災害によって、再び事前の防災対策の重要性が再認識されたためと予想される。同年11月6日に富士吉田市内で開催された富士山火山防災シンポジウム（建設省富士砂防事務所主催）に登壇した山梨県内の行政関係者たちが、口々にハザードマップの積極的な整備を訴えていたことが印象的である。ちなみに、この時点では富士山の深部低周波地震の活発化はまだ始まったばかりであり、それが広く知られる事態には至っていなかった。つまり、低周波地震の活発化以前に、すでに関係者の意識は富士山のハザードマップ作成に向かっていたのである。

651 〔静岡県が「伊豆半島ジオパーク構想指針書」を公表〕 2011・1

静岡県「伊豆半島ジオパーク構想指針書」、1頁
(https://izugeopark.org/wp/wp-content/uploads/2018/01/izugeopark_plan.pdf)

はじめに

本指針書は、伊豆半島ジオパーク構想の骨格となる指針や、ジオパークとしての具体的

な資産候補のリストアップ等について、静岡県から依頼されたものを報告する。

「伊豆半島全体が一つの大きい公園である。一つの大きな遊歩場である。つまり、伊豆は半島のいたるところに自然の恵みがあり、美しさの変化がある。」

伊豆の自然と風土をこよなく愛した作家、川端康成は、かつてこう述べた（『日本地理大系』第6巻、昭和6年2月）。同じ文章の中で彼は次のようにも述べている。

「面積の小さいとは逆に海岸線が駿河遠江二国の和よりも長いのと、火山の上に火山が重なって出来た地質の複雑さとは、伊豆の風景が変化に富む所以（ゆえん）であろう。」

つまり、彼は地形・地質の多様さ・複雑さが、伊豆独特の自然の美しさの原因であることを見抜いていた。とくに、「火山の上に火山が重なって出来た」という表現は、伊豆の大地の本質を見据えたものであり、現代の専門家も脱帽せざるをえない。「伊豆半島全体が一つの大きい公園である」も卓見である。現在に80年先立って天才文学者・川端は、地形・地質の美しさに彩られた「ジオパーク」として伊豆半島全体をとらえていたことになる。

ジオパークが何であるかは本書の第1章で説明するが、ジオパーク構想のスタート以前の20世紀末から、伊豆半島（主に伊東市）では筆者も関係したジオパーク的な活動が進められていた（次ページの表を〔略〕参照）。とくに、現在では日本のジオパーク（候補地も含む）における学童向けのジオツアーとしても位置づけられて毎年開催されている「地震火山子どもサマースクール」の第1回が1999年8月に函南町で開催されたこと、ジオパーク活動の根幹とも言える市民主体の講演会や公開講座がNPO法人まちこん伊東の手によって2000年から開催されていること、ジオガイド養成講座の原型とも言える伊東市と市民団体の共催による「伊東自然・歴史案内人養成講座」が2005年から開催されていること、ジオパークのガイドブック的な性格をもつ「伊豆の大地の物語」が2007年から伊豆新聞に連載されたことなどが特筆すべきである。つまり、伊豆半島のジオパーク構想は今日になって突然出現したものではない。その素地は早いうちから育っており、今回ようやく発展の機が熟したのである。

そもそも伊豆半島以外にも、静岡県には南アルプス、富士山、富士川河口断層帯、掛川周辺、奥浜名湖地域などを始めとする、世界に誇る大地の遺産が複数ある。本指針書が端緒となって、県内の他の貴重なジオパーク資産に関しても地域での理解が進み、いずれは世界の脚光を浴びていくことを願う。〔後略〕

第4節 2011～2015年：火山防災対策の本格化

652 〔伊豆東部火山群への地震活動の見通し情報と噴火警戒レベルの導入〕 2011・2・28

気象庁「報道発表資料」

(<https://www.jma.go.jp/jma/press/1102/28a/izu0228.html>)

伊豆東部火山群における「地震活動の予測情報」と「噴火警戒レベル」の導入について
報道発表日

平成23年2月28日

本文

伊豆東部火山群では、地下のマグマ活動に関連した活発な群発地震活動が発生し、そのマグマがごく浅部へ上昇すると、平成元年（1989年）7月のように、噴火に至ることがあります。

静岡県では、これら群発地震活動と噴火に対する防災対応を検討するため、平成21年1月、気象庁等の関係機関も参加した「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」（会長：土屋智静岡大学教授）を設置しました。この検討会には気象庁も参加し、気象庁が発表する情報と具体的な防災対応等について検討が進められてきました（別紙1〔略〕参照）。

本日（28日）開催された第4回の検討会において、気象庁が発表する「地震活動の予測情報」（平成22年9月9日報道発表〔略〕参照※）及び「噴火警戒レベル」と、それに対する避難行動等の防災対応について、委員の意見がとりまとめられました。今後、この結果をふまえ、静岡県、伊東市及び伊豆市において防災対応の方針が決定され、本年3月31日から実施される予定です。

気象庁では、これに合わせ、伊豆東部火山群における「地震活動の予測情報」及び「噴火警戒レベル」を本年3月31日から導入する予定ですのでお知らせします（別紙2〔略〕）。

今後、気象庁としても、本庁及び静岡地方気象台ホームページに「伊豆東部火山群における地震活動の予測情報と噴火警戒レベル」のコーナーを開設するとともに、静岡県、伊東市及び伊豆市等と共同し、住民等への説明会の開催等、運用開始に向けて広く周知を図っていきます。〔後略〕

653 〔富士山の直下で発生した地震により富士宮市で震度6強〕 2011・3・15

静岡県立中央図書館所蔵

市史編さん委員会『富士宮の歴史 自然環境編』静岡県富士宮市、2023・3、180～181頁

2011年静岡県東部の地震

2011年静岡県東部の地震（M6.4）は平成23年（2011）3月15日の22時31分に、富士山頂の南5km付近（図2-1〔略〕）の地下15kmを震源として発生し、その4日前に起きた平成23年（2011）3月11日の東北地方太平洋沖地震（M9.0）が起こした誘発地震の一つと考えられている。富士宮市役所の震度は6強、富士市・御殿場市・小山町でも震度5弱を観測した（図2-2〔略〕）。富士宮市の被害状況は、軽傷33名、家屋被害は半壊1戸、一部損壊545戸のほか、公共施設13カ所、文教施設24カ所、道路32カ所、河川2カ所、水道500戸、ブロック塀99カ所、崖・山崩れ9カ所の被害があった（写真2-1〔略〕）。なお、地震の震源が富士山のマグマだまりの直上付近にあったため、噴火を誘発する可能性が心配され、富士山火山防災対策協議会が設立されるきっかけとなった（本章第7節〔略〕）。

654 〔伊豆半島ジオパーク推進協議会の設立〕 2011・3・28

『静岡新聞』2011・3・29朝刊、22面

ジオパーク推進協設立 計画策定、普及に着手ー伊豆7市6町が賛同

地球活動によって生まれた貴重な地形や地質、自然環境を生かした地域づくりを進める「ジオパーク」の認定を目指し、伊豆地域7市6町や県、民間組織などで構成する「伊豆半島ジオパーク推進協議会」の設立総会が28日、沼津市内で開かれた。今後は同協議会としてジオパークの整備計画策定や普及活動などに取り組み、認定に向けた環境整備を進める。

役員人事では同協議会長に佃弘巳伊東市長を、名誉会長に川勝平太知事を選任。2012年4月に「日本ジオパークネットワーク」への加盟を目標とした11年度の事業計画を承認した。事業予算案ではこれまで、参加市町ごとに異なる負担金割合をめぐって首長間の意見が割れていたが、設立総会では可決された。

佃市長は「伊豆半島の市町が一致団結し、世界に認められる地域を目指して努力する」とあいさつ。川勝知事は東日本大震災の影響などに触れながら「ジオパーク活動は災害対策にもつながる。伊豆の地域力を上げるきっかけとして、県も全面協力したい」と話した。

伊豆半島にはプレートの衝突や火山活動で生じた貴重な地質や景観、温泉などの自然資源が豊富なため、川勝知事は一昨年前からジオパーク認定に向けた活動を提案。地元市町も1月以降の準備会などを通じ、同協議会の設置に向けた調整を続けていた。

655 〔伊豆東部火山群の火山防災対策検討会が最終報告書を公表〕 2011・10

県危機管理部危機情報課

「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」、2011・10

はじめに

わが国には数多くの活火山があり、これまでに幾多の火山噴火災害を経験してきた。火山噴火に伴う現象は多様であり、噴火後短時間のうちに住民や観光客の生命に危険が及ぶことも少なくない。このため噴火時の火山防災対策では、噴火の危険性がある地域に対し事前の避難や行動規制を短時に行う必要があり、これには適切な情報提供と噴火時に備えた避難体制の整備が重要である。

この背景から、内閣府は「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」において、噴火時等の避難体制に関する効率的な火山防災体制を構築するため、住民がとるべき避難準備や避難等の防災的対応に応じて5段階区分した噴火警戒レベルを設定した「噴火時等の避難体制に係る火山防災対策のあり方骨子」を平成19年（2007）年3月22日に公表した。この検討会の提言を受け、気象庁では平成19年（2007）年12月1日の富士山等16火山を皮切りに、平成23年度（2011）年3月1日現在、26火山において新たな噴火警戒レベルを導入している。

伊豆東部火山群においては、伊東市周辺の海域で地下からのマグマの貫入による群発地震がたびたび発生しているものの、平成元年（1989）7月の海上噴火以降今日まで噴火するまでには至っていない。最近約30年間をみると、これらの群発地震活動はほぼ川奈崎沖の北西－南東に伸びる領域に限られている。

伊豆東部火山群が位置する箇所は、国際的な観光地でもあり防災対応を早急に整備しておく必要がある。このことから、平成21（2009）年1月28日に静岡県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方气象台および関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」を設置し、伊豆東部火山群の噴火警戒レベル導入に向けた検討をすすめることとなった。

このたび、当該検討会において、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動した防災対応について関係機関の合意を得ることができた。

本報告書は、検討会でまとめた伊豆東部火山群の噴火警戒レベル及び地震活動の予測情報導入にあたっての考え方、これらの情報発表に対応した防災対応の考え方等について取りまとめた。

今後は、当該検討会で示した事項に基づき、県・市の地域防災計画及び関係機関の防災マニュアル等に反映するとともに、火山防災訓練等で内容を検証し、必要に応じ見直していくものとする。

656 【伊豆東部火山群防災協議会の設立】 2012・3・28

伊豆東部火山群防災協議会「伊豆東部火山群防災協議会規約」

(目的)

第1条 伊豆東部火山群防災協議会（以下「協議会」という）は、伊豆東部火山群による噴火等の防災対策に関する情報交換・対策検討を行うことにより、伊豆東部火山群に対する防災体制の構築、的確な初動対応及び地域住民等の防災意識の向上を資することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は上記目的のため以下の事項を行う。

- (1) 噴火等による警戒対策に関すること。
- (2) 噴火等による避難対策に関すること。
- (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する助言
- (4) 防災訓練等の活動等に関すること。
- (5) 活動・防災対策等の情報交換に関すること。
- (6) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (7) その他、必要と認められること。

(後略)

657 【富士山火山防災対策協議会の設立】 2012・6・8

富士山火山防災対策協議会「富士山火山防災対策協議会規約」

(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/022/11.pdf)

(目的)

第1条 富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）は、山梨県、静岡県、神奈川県（以下「三県」という。）の地域防災計画に基づき、三県及び三県内の関係市町村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う。

・計画に関すること

- (1) 防災対策等の情報交換に関すること
- (2) 広域避難計画の策定に関すること
- (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言

- (4) 三県及び関係市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関すること
- (5) 大規模災害時の非常現地災害対策本部の検討に関すること
 - ・訓練に関すること
- (6) 防災訓練等の活動等に関すること
 - ・啓発に関すること
- (7) 火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること
- (8) 防災意識の啓発活動に関すること
 - ・その他
- (9) 必要と認められること〔後略〕

658 【伊豆半島ジオパークが日本ジオパークとして認定】 2012・9・24

『静岡新聞』2012・9・25朝刊、1面

伊豆半島、日本ジオパークに 県内初認定、地元ガイドを評価 15年「世界」目指す

貴重な地形や地質を楽しむ「日本ジオパーク」の認定地域を審査していた日本ジオパーク委員会（尾池和夫委員長）は27日、伊豆半島など5地域を新たに認定したと発表した。県内のジオパーク誕生は初めて。国内のジオパーク加盟地域は計25カ所になった。＝特集5面〔略〕、関連記事27面〔略〕へ

尾池委員長は、伊豆半島の認定理由について「本州の中で一番新しい大地という、非常に面白い仕組みを持っている」と述べ、「その点を地元の人がよく理解している」とガイドの質を高く評価した。

県と伊豆13市町、関係団体が2011年3月に伊豆半島ジオパーク推進協議会を設立し、認定に向けた準備を進めていた。会長の佃弘巳伊東市長は認定を受け伊東市役所で会見し「市民の協力を仰ぎ、官民一体となって取り組んできた成果」と喜びを語った。今後は2015年中の世界ジオパーク認定を目指す。〔後略〕

659 【伊東市が地域防災計画を改訂しジオパークとの連携を盛り込む】 2013・3

「伊東市地域防災計画 伊豆東部火山群対策編」平成25年度修正 伊東市防災会議
2013・3

第1節 伊豆東部火山群について

(中略)

2 伊豆東部火山群と伊豆半島ジオパーク

伊東市をはじめとする伊豆半島の各市町では、火山と地殻変動による伊豆半島の成り立ちを地域発展に結びつける「ジオパーク」の取り組みを行っている。

ジオパークは、地球科学的に見て重要な自然遺産を含む、自然に親しむための公園を指し、「大地の公園」とも言われている。

伊東市は、大室山、小室山、城ヶ崎海岸など、過去の火山活動によってできた自然遺産が数多くあり、まさに「大地の公園」である。

また、火山活動を抱えている地域の多くは、温泉をはじめとする“観光”と“防災”の両立が不可避であるが、それらを解決するため、ジオパークの取り組みは非常に有効であり、火山防災の方策の一つとして期待できるものである。

このようなことから、観光事業を含めたジオパーク関係者と密に連携を図ることは、火山災害に強い“観光地”になるため重要である。

(後略)

660 【静岡県が地域防災計画を改訂しジオパークとの連携を盛り込む】 2013・5

静岡県立中央図書館所蔵

「静岡県地域防災計画 火山災害対策の巻 I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画」

平成25年度修正 2013・5

第2章 災害予防計画（平常時対策）

第1節 平常時対策

1 防災思想の普及

- (1) 防災思想の普及の基本方針 火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、伊豆市をはじめ、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。また、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。(後略)

661 【伊東市と伊豆東部火山群防災協議会が伊豆東部火山群避難計画を策定】 2015・3

「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」 伊東市・伊豆東部火山群防災協議会 2015・3

伊豆東部火山群の伊東市避難計画について

(中略)

2 対象とする想定火口域及び避難対象エリア

今回策定する避難計画では、「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」(平成23年

10月、静岡県作成)で示された想定火口域のA1～G3までの21ブロックのうち避難対象地域の住民が多い、「A1、B1、C1、A3」を想定火口域とした。(10 想定火口域の項参照〔略〕)

噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲(以下「噴火による影響範囲」という。)については、大きな噴石の飛散範囲、ベースサージの影響範囲ともに噴火地点から2kmとし、想定火口域から周囲2kmを避難の対象エリアとした。

ただし、降灰が厚さ30cmを超える場合は、噴火による影響範囲外において木造建築物が倒壊する危険があるため、噴火による影響範囲外においても避難の必要がでる場合もある。

3 考え方

- (1) 人命を最優先として、噴火による影響範囲の外に最短時間で避難することを最優先に考える。
- (2) 避難対象者は、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「旅行者」の3つに区分する。避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、別に作成する避難行動要支援者個別計画に基づき、一般住民より早い段階での避難準備、又は避難とする。また、旅行者は、一般住民が噴火による影響範囲において避難準備となる段階で、当該区域からの退去又は帰宅させることを原則とする。
- (3) 避難対象者を噴火による影響範囲の外に搬送する手段(バス・鉄道等)の確保に時間を要する可能性があることから、居住地から噴火による影響範囲の外までの移動は徒歩を基本とする。(ただし、居住場所や近くの避難所が噴火に対して堅牢と判断される場合、悪天候等の他の危険がある場合、噴火が差し迫っていると判断される場合、噴火がすでに始まっている場合、避難行動要支援者がいるなどの理由で体力的に徒歩移動が困難と判断される場合等においては、この限りでない。)
- (4) 避難対象者が噴火による影響範囲の外において一時的に身の安全を確保する場所を「1次避難場所」、身の安全を確保した後、避難生活を送る場所を「最終避難場所」とする。
- (5) 「1次避難場所」から「最終避難場所」までの移動については、「公的機関」等により用意した車両にて移動する。ただし、速やかに移動できるよう配慮するものとする。
〔後略〕

662 〔富士山火山防災対策協議会が富士山火山広域避難計画を策定〕 2015・3

富士山火山防災対策協議会「富士山火山広域避難計画」、1～2頁
(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/022/2-1-1.pdf)

第1編 総論

〔前略〕

2. 広域避難計画の位置付け

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、山梨、静岡両県の複数の市町村に及び、降灰による影響は神奈川県や東京都を含む首都圏まで拡大する可能性がある。

本計画では、富士山が噴火した場合に、協議会に参加している地方公共団体の管内（山梨県、静岡県、神奈川県）における、緊急的または、広域的な対応が求められる火山現象からの避難を対象としている。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は当面对象としていない。

また、本計画は、県及び市町村の地域防災計画の基礎となる避難に関する原則的な事項を示したものであることから、発災時には、噴火の状況や地域特性に応じ、臨機かつ柔軟な対応が求められる。

協議会では、構成機関が共同して検討を行い、総合的な避難対策を目指して、様々な火山現象から生命、身体を守ることを主眼に、対象地域に共通する事項を本計画に盛り込んだ。今後、本計画を円滑に実施するための対策については、各県の地域事情等を踏まえつつ、共同で整理検討していく。〔後略〕

第4章 原子力発電と地域防災の展開

第1節 県総合開発計画と原子力発電所問題

663 〔第7次県総合開発計画と原子力発電所の建設〕 1969・3

『第7次静岡県総合開発計画』、1969・3、218～219、255～257頁

IV 交通通信基盤整備計画

1 総説

(8) エネルギー源の確保

エネルギーの確保は、経済の発展と県民生活の向上にとって不可欠の基礎要件である。本県はかつての電力供給県から一転して受電県に転落した。県民生活の向上と経済拡大により50年の電力需要量は年間152億KWHと考えられるが、かかる増大する電力需要に対しこれが電源の確保は緊急を要することである。しかも電源については、これまでのような他県からの受電に限界のある今後は、県内発電が要求される事態に至っている。このため、大規模火力発電所や原子力発電所等約180万KWの電源を開発するが、建設に当たっては、地域住民の福祉を守るため公害の発生の防止や、安全性の確保について最大限の配慮のもとに設置を促進し、将来への禍根を残すことのないよう慎重に対処する。

また、以上の電源開発と並行して、電力の安定的供給と良質電力の確保をはかるため、変電所や送電線等の整備を促進する。

なお、エネルギーのうち、最近の都市化に関連して急激な需要増をきたしている都市ガスについては、保安に十分配慮しつつ供給体制の強化をはかるため、製造工場の新設と広域供給体制のための都市間輸送導管を布設する。

[中略]

7 エネルギー源の確保

[中略]

(2) 開発の方向

(2-1) 東西両地域における電源の開発

本県は富士川を境に東部地区が50サイクル、中部地区が60サイクルの電力需給地帯となっているため、両地区間相互の電力融通は極めて困難であり、両地区それぞれで電力の需給をまかなわなければならない。

東部地区は東京電力沼津支店の供給区域で、芝川、仁科川、深良川各水系等に28か所、認可出力2万9,000KWの発電施設を有しているが、小規模のため、昭和40年度の使用電

力量 23 億 6,200 万KWH のうち 50 サイクル地区内で供給できた発電量は 1 億 6,700 万KWH で不足分の 22 億 9,300 万KWH（送電損失を含む）は、佐久間発電所からの送電と京浜方面の火力電源に依存している。

ことにこの地区は富士、沼津などに紙パルプ、化学工業など電力多消費型の工場が多く、加えて熱海、伊東、下田などの観光地をひかえ、人口規模、工業出荷額に比べ電力の多消費地区となっている。昭和 50 年度に予想される本地区の電力使用量は昭和 40 年度の 2.6 倍に当たる 62 億KWH、最大電力は 120 万KW となる。このため最低限 100 万KW 程度の新規電源の開発が必要となる。

中部電力静岡支店が供給区域とする中、西部地区は、戦後天竜川、大井川水系を主体に電源開発会社の佐久間、秋葉発電所を始め、中部電力の畑薙発電所など比較的大規模な発電所が建設され、21 か所、100 万KW の発電施設を有しているが、水力電源のため常時出力は 33 万KW 程度で、このうち電源開発会社の発電分は一部東部地区に送電されるので、昭和 40 年度の最大電力 55 万 5,000KW をまかなうためには、清水共同火力からの受電を入れてもピーク時には中京方面の電力に依存している。また、本地区の昭和 40 年度の使用電力量は 26 億 4,000 万KWH で、このうち本県にある中部電力の発電施設からの供給量は 23 億 4,900 万KWH である。

本地区の昭和 50 年度における電力使用量は昭和 40 年度の約 3.1 倍に当たる 82 億 6,000 万KWH、最大電力は 170 万KW と想定されるので、現在の不足分を加味して 120 万KW 程度の新規電源の開発が必要となる。

全国の電力消費量にしめる本県の割合は、昭和 35 年度の 3.47% から昭和 40 年度には 3.86% と、その構成比は増大したが、東海道メガロポリスの中核としてその発展が予想される本県では、さらにこの傾向が強まると思われるので、安定した電力を大量に確保することが必要となる。

大規模な水力発電所の開発は開発地点の枯渇により奥地に求めざるを得ないので、送電損失や建設単価が増大し、安価な料金と安定した良質な電力を維持することが困難となった。そのため、本県の宿命ともいえるべき東西両地域における電力融通の困難と不安定な水力に依存する電力構成から脱皮し、県内需要はつとめて県内電源でまかなうため、経済性が高く大容量化の可能な火力および原子力発電の電源を東部地区に 105 万KW、中西部地区に 65 万 6,000KW 開発し、一方中西部に県土保全と水資源の確保、電源開発など多目的ダムの建設に伴う水力発電施設 8 万 2,000KW の開発とあわせ計 178 万 8,000KW の電源を開発するが、なお、中西部地区では 50 万KW の電源を開発しなければならない。

この場合公害、災害の防止について、科学的調査に基づく安全対策を実施するとともに、地域住民の十分な理解と協力を得なければならない。

[中略]

(3) 事業計画

(3-1) 電源開発 97,600 百万円

[中略]

イ 浜岡原子力発電所建設 (中部電力)

中西部地区の電力需要に対処するため、出力50万KWの原子力発電所を建設する。〔後略〕

664 〔第8次県総合開発計画の電力事情と原子力発電〕 1972・3

『第8次静岡県総合開発計画』、1972・3、387、447～455頁

第2編 各論

V 交通・通信・エネルギー基盤整備計画

〔1〕 総説

3 生活と産業の活力をささえるエネルギー源の確保

3-1 電力供給体制の整備

電力に対する需要は著しく高まっているので、本計画においては、自給度の向上による電力供給の安定的な確保を第1の目標とする。このため、富士川以東の東部地区には富士火力発電所、富士川以西の中・西部地区には新清水火力発電所、浜岡原子力発電所および船明発電所の建設がすすめられる。これらの建設に当たっては、公害の防止と安全性の確保に万全を期する。

また、発電された電力が需要者に安定して供給されるために、送変電システムの整備を促進する。

[中略]

〔7〕 電力

1 現状と問題点

1-1 推移と現状

(1) 電力需要の推移

所得水準の向上や経済の高度成長に伴って電力需要は急激に増加し、電力への依存度は急速に高まりつつある。

すなわち、電灯用の電力消費は、家庭電化を背景にして、昭和35年から45年にかけて4.1倍の高い伸びを示した。また、産業用の電力消費も10年間で3.3倍の伸びとなったが、これは、産業活動の急速な拡大によるものである。

この間、最大需要電力（ピーク電力）も、使用電力量の増加に並行して急激な上昇を示

しているが、これは、文化生活、とくに冷房設備の普及によるものといえよう。

(2) 電力供給の動向

これらの需要に対する電力供給をみると、まず電力供給施設は、全国の火主水従に対し、本県は水主火従の構成となっているのが大きな特色である。また、県内における発電電力量が38年度以降はほぼ頭打ちになっているのに伴い、県外への依存度が急増しているのも目立っている。

(3) 需給の状況

以上のことから、県内における電力事情は悪化の一途をたどっていることがわかる。すなわち、電力量の自給率は39年を境にマイナスに転じ、近年、需給差が急速に拡大しており、また最大需要電力も、現有の供給能力を大幅に上回っているのが実状である。

[以下略]

1-2 問題点

(1) 電力需給のひっ迫

電力需要の伸びがきわめて高いため、需要が供給を大幅に上回り、需給間に著しい不均衡を生じている。そのため、需要の急増、事故、異常温水などが生じた場合における停電などの危険性が増加してきている。

(2) 電力融通性の障害

本県では、富士川を境に東部地区と中・西部地区で周波数が異なるため、両地区の電力融通性が障害されている。したがって、それぞれの地区ごとに電力供給体制を整備しなければならない。

(3) 水主火従の供給構成

本県の電力供給構成は、水力88%、火力12%となっており、全国に比べて水力発電の比率が非常に高い。このため、供給力は豊温水によって左右されやすく、常時出力が不安定となっている。

(4) 新規電源の立地難

電力需給は年ごとに悪化している。そのため、新規電源の開発が急務となっているが、これには多くの問題がある。火力発電の場合、公害防止技術の開発および実用化の立ち遅れとそれに伴う用地の取得難などがあげられる。

また、水力発電の場合をみると、水資源の枯渇と相まって開発地点の奥地化による発電コストの上昇などの問題が提起されている。

2 展望と目標

2-1 展望

(1) 電力需要のいっそうの増加

わが国のエネルギー需要の将来は、1次エネルギーで消費する形態よりも、これらを2次的エネルギー源に変換したかたちで用いることがより多くなるといわれている。

すなわち、石油や石炭を直接消費するかたちから、電力やガスに変換して使うようになると予想されるので、電力エネルギーに対する依存度は相対的に高まるものと考えられる。

一方、生活様式の近代化、高度化や経済成長は、今後もさらにすすむものとみられ、その点から、家庭用電力消費、産業用電力消費ともいっそう増加するものと予測される。このような背景のなかで、55年における本県の電力消費量は45年度の約2.5倍程度の増加になると推計されている。

(2) 最大需要電力の急上昇

使用電力量の増加に伴って、最大需要電力も急激な上昇を続けてきたが、将来とも上昇するものとみられる。

つまり、近年、冷房設備の普及により夏季の最大需要電力が急激に伸びているが、この傾向は今後もさらに続くと予想されるからである。したがって従来、最大需要電力の発生時期は冬季であったが、間もなくそれは夏季へ移行するとみられる。

(3) 新発電方式の普及と大容量送電設備の実用化

最近における需給のひっ迫に対して、電力業界は、新規発電所の建設とともに、送変電システムの強化、ピーク時における使用制限、大口需要者の休日振り替えなどの対策を講じているが、なかでも原子力発電、揚水発電および大容量送電が注目を浴びている。原子力発電は、大容量化などの技術進歩により、エネルギー資源のとほしいわが国において、将来の電力供給源として期待されているものである。また、揚水式発電は、軽負荷時における火力などの余剰電力を利用して揚水ポンプを運転し、重負荷時に発電を行なうことにより水を何回も有効に利用しようとするもので、これにより火力、原子力の運転効率を向上させ、あわせて発電設備全体の経済性を高めるものである。

さらに、大容量送電時代も間近い。すなわち、電力需要の増大、公害防止の要請に対応して、発電所は大型化、立地の遠隔化の傾向にあり、また、最近における地価の高騰による用地取得難もこれを助長している。そのため、大容量送電により大電力の輸送と送電コストの軽減をはかろうとするものである。

現在、27万5,000Vの送電線が実用化されているが、近い将来50万Vの時代がくると思われ、これにより電力の安定供給体制が大幅に整備されるといえる。

(4) 公害問題への関心の高まり

近年公害に対する関心が急速に高まりつつある。電力における公害問題をみると、たとえば火力発電の場合、亜硫酸ガス、煤煙などによって環境汚染が生じ、それに伴って生活環境が悪化するという現象が起こっている。

公害問題は、生活環境整備の諸課題と相まって今後解決しなければならない大きな問題のひとつであり、したがって将来の電源立地に当たっては、これらの問題の解決が不可欠である。

このような意味から、水力発電が再認識されるようになることも予想される。

[以下略]

2-2 目標

電気は、われわれが日常なにげなく使っているものであり、その存在はあたり前となっ
てしまっている。しかし、その電力は需給が極度にひっ迫しているのが実状である。その
ため、「良質で安定した電力を供給する体制の確立」を目標とする。

(1) 電力自給度の向上

県民生活や産業活動の質量両面における著しい変化に対応し、全国需要の見通し、消費
水準、工業出荷額などを勘案するとき、電力使用量は、今後も年率約10%で増加するもの
とみられる。この結果、55年には年間260億Kwhの電力が消費されるものと予測され、そ
れに伴って最大需要電力も同じく476万Kwに上昇すると想定される。

これらの需要に対応するには、県外への電力依存にも限界があることからみて、県内に
おける新規電源の開発を行ない、電力自給度の向上をはかる必要がある。

(2) 電力の安定供給

電力自給度の向上とともに、停電あるいは周波数、電圧などの変動のない電力を広域的
かつ豊富に安定して供給することが重要であり、このための送変電システムの確立が急がれる。

(3) 公害防止対策の確立

電源開発における公害に対して電力業界は、低硫黄重油の使用、煙突の集合化、高煙突化、
排煙脱硫装置の取り付けなど燃料面、排出面のそれぞれから防止のための努力を行ない、
相当な成果をおさめている。しかし、なおいっそうの努力と研究が期待されるが、同時に
施設の整備と体制の強化を積極的に行ない、公害防止に万全を期さなければならない。

3 対策

3-1 開発の方向

(1) 新規電源の開発

本県の場合、富士川を境に東部と中・西部に分かれるが両地区で周波数が異なり、電力
融通が困難なため、それぞれの地区で独自に電源の開発を行なう必要がある。

- ① 東京電力が供給する東部地区では、現在、富士川水系13か所、狩野川水系8か所な
ど地区内に28か所の水力発電所があるが、その出力はきわめて小さい。

本地区の45年度中における電力需給の状況は、使用量で39億2,300万Kwh、最大
電力で65万Kwの不足が計測され、これらの不足分は、京浜方面の火力電源および佐

久間発電所に依存せざるをえない状態となっている。

本地区は、富士、沼津などに紙・パルプ、化学工業など電力消費型の工場があること、人口の増加が予想されること、さらには伊豆などの観光地をひかえていることなどから今後とも電力消費量は増加すると予測され、55年度における電力使用量および最大需要電力は、45年度のそれぞれ2.6倍、2.7倍に当たる105億3,800万Kwh、178万Kwになると推計される。

このため、本地区では、110万Kw程度の電源開発が必要となってくる。

- ② 中部電力が供給する中西部地区をみると、戦後、本地区では、天竜川水系、大井川水系を中心に電源開発会社の佐久間発電所など比較的大規模な発電所が建設され、現在、水力発電所数は21を数え、また本県唯一の火力発電所もこの地区にある。しかし、本地区の電力需要の伸びはとくに高く、45年度には使用量で約10億Kwh最大電力で約10万Kwの不足をきたす状態となった。しかも、電源開発会社の発電分は、東部地区へその一部が送電されるため、実際の不足部分は約30万Kwになり、これは中京方面の火力発電に依存せざるをえない状況となっている。

本地区の将来の電力使用量を展望すれば、静岡、浜松両地区における既存工業の発展、大井川から浜名湖にかけての工業開発、また奥浜名湖周辺の観光開発など電力需要の伸びる要因が種々想定され、したがって、55年度に予測される使用電力量は、45年の約2.7倍に当たる154億4,900万Kwh、また最大需要電力は、2.9倍の298万Kwが推計される。

この点から、本地区では約220万kwの電源開発が必要となる。

- ③ 全国の電力消費に占める本県の割合は、過去3.5～4.0%の間を推移してきたが、今後もこの割合は維持されるとみられ、安定した電力を大量に確保していく必要がある。

新規電源の立地がいろいろな問題で困難な状況にあり、また、地域内電力自給主義の声も聞かれる現在、県内における電源を確保するには、大容量発電所の建設が重要な課題の一つといえよう。そのため、東部地区には火力電源を、また、中・西部地区には原子力電源を中心に中規模程度の火力電源および県土保全と水資源の確保、電源開発など多目的ダムの建設に伴う水力電源などの開発を促進する。

〔中略〕

(3) 公害防止施設と体制の整備

電源立地に伴って発生する公害は、火力発電の場合、大気汚染が最大の問題となっている。その対策としては、燃料面からは、低硫黄重油やナフサ（粗製ガソリン）の使用などがあり、また排出面からは、高性能排煙脱硫装置の早期実用化などがあげられる。東部地区における火力発電所の建設が焦眉の急となっている現在、良質燃料の確保、脱硫装置の

開発などの対策を積極的に行なう方向で検討していかなければならない。

一方、原子力発電の場合をみると、温排水の問題などもあるが、何といたってもその最大の課題は安全性の確保であり、国においてもこのためのきびしい規制を設けている。しかし、地域住民の放射能に対する不安感が大きく、容易に立地への協力はえられない実状にある。

このような点から、安全性確保のための万全の対策を実施すると同時に、地域住民の理解と協力を得るための広報活動、あるいは地域開発に対する協力などを積極的にすすめていかなければならない。

3-2 事業計画

(1) 新規電源の開発(民間) 166,390百万円(前期 151,390百万円)

ア 富士火力発電所

県外にそのほとんどを依存している東部地区の電力を確保するため、出力105万Kwの火力発電所を建設する。

イ 新清水火力発電所

静岡、清水など中部地区の電力需要に対処するためのローカル電源として、出力15万6,000Kwの火力発電所を建設する。

ウ 浜岡原子力発電所

中西部地区の電力需要に対処し、あわせて電力自給度の向上をはかるため、出力139万Kw(1号機54万Kw、2号機85万Kw)の原子力発電所を建設する。

エ 船明水力発電所

船明ダム利用の一環として、出力3万2,000Kwの水力発電所を建設する。

オ 新豊根水力発電所(参考)

佐久間ダムの貯水池を利用して、揚水発電所としては東洋一の新豊根水力発電所(112万5,000Kw)の建設が愛知県下においてすすめられている。〔後略〕

665 〔1970年代後半以降における県の原子力発電に関する方針〕 1977・2

『静岡県総合計画』、1977・2、134頁

第2部 各論

第3章 県民生活の向上をはかる

第3 交通・通信・エネルギー基盤の整備

〔電力・ガス・石油〕

2. 施策の方向

(1) 供給体制の整備

ア 新規電源の確保と電力供給力の増強

新しい電源の開発構想を検討するとともに電力の供給力を増強するため送変電や配電施設の整備、拡充を行う。〔中略〕

(2) エネルギー源の多様化の促進

ア 電力や都市ガス製成原料の転換

原子力やLNG(液化天然ガス)を新原料として利用することについて検討する。〔後略〕

第2節 浜岡原子力発電所設置と稼働の本格化

666 静岡県原子力発電所環境安全協議会規程 1971・12・21

県立中央図書館所蔵

県総務部防災局原子力安全対策室『静岡県の原子力発電』、2003・3、57～58頁

(名称)

第1条 本会は、静岡県原子力発電所環境安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、浜岡原子力発電所の周辺地域における環境の安全を確認し、その周知を行うとともに原子力平和利用の健全なる発展を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、委員40人以内で組織し、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 委員は知事が任命し、又は委嘱するものとする。

(役員)

第4条 会長は、知事をもって充て、副会長及び監事は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、あらかじめ会長の指定した副会長がその職務を代理する。

4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は6ヶ月ごとに、臨時会は会長が必要と認めるときに開催する。

(幹事会)

第6条 協議会の会議に付議する事案をとりまとめるため幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、負担金その他をもってあてる。

(会計)

第8条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、静岡県総務部防災局原子力安全対策室において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、昭和46年12月21日から施行する。〔中略〕

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

667 静岡県環境放射能測定技術会規程 1972・1・17

県立中央図書館所蔵

県総務部防災局原子力安全対策室『静岡県の原子力発電』、2003・3、59～61頁

(名称)

第1条 本会は、静岡県環境放射能測定技術会（以下「技術会」という。）と称する。

(目的)

第2条 技術会は、浜岡原子力発電所の周辺地域の環境放射能について、静岡県及び中部電力株式会社が実施する環境放射能調査を技術的に検討し、その状況を常時は握することを目的とする。

(業務)

第3条 技術会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 環境放射能調査の基本計画の策定
- (2) 環境放射能測定法の検討
- (3) 環境放射能調査結果の評価並びに取りまとめ
- (4) その他環境放射能調査に関する技術的事項

(構成)

第4条 技術会は、次の者をもって構成する。

- (1) 静岡県副知事
- (2) 次の機関の職員

静岡県総務部

静岡県環境放射線監視センター

静岡県環境衛生科学研究所

静岡県水産試験場

静岡県農業試験場

静岡県茶業試験場

静岡県畜産試験場

静岡県静岡工業技術センター

静岡地方气象台

浜岡町

御前崎町

相良町

大東町

小笠町

中部電力株式会社

- 2 技術会は、必要に応じて学識経験者の意見を求めることができる。

(会長及び副会長)

第5条 技術会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、静岡県副知事、副会長は静岡県総務部防災局技監をもって充てる。

(顧問)

第6条 技術会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が委嘱するものとする。
- 3 顧問は、技術会の目的を達成するために、必要な助言を行う。

(会議)

第7条 技術会は、定例会及び臨時会とし、定例会は4半期ごとに、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。

(庶務)

第8条 技術会の庶務は、総務部防災局原子力安全対策室において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、技術会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、昭和47年1月17日から施行する。〔中略〕

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

668 使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書 1980・1・14

県立中央図書館所蔵

県総務部防災局原子力安全対策室『静岡県の原子力発電』、2003・3、62～65頁

静岡県、浜岡町及び御前崎町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の使用済燃料の輸送に関して、周辺の住民の安全確保及び環境の保全を図るため次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）使用済燃料 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉の燃料として使用した同法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- （2）輸送 使用済燃料の運搬の用に供する容器（以下「輸送容器」という。）を、発電所の構内に搬入すること及び発電所から構外に搬出すること、並びに輸送容器により使用済燃料を、発電所から構外に搬出すること及び発電所の構内に搬入することをいう。
- （3）運搬船 使用済燃料及び輸送容器の運搬の用に供する船舶をいう。
- （4）御前崎港の区域 港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条の別表第1に規定する区域をいう。
- （5）輸送の開始 運搬船が輸送容器を積載して、御前崎港の区域に入港した時をいう。
- （6）輸送の終了 運搬船が使用済燃料を収納した輸送容器を積載して、御前崎港の区域を出港した時をいう。

（輸送の範囲）

第2条 輸送の範囲は、輸送の開始から輸送の終了までをいう。

ただし、発電所の構内での作業は除くものとする。

（輸送に使用する施設）

第3条 乙は、輸送を行う場合には、次の各号に掲げる施設を使用するものとする。

- （1）御前崎港の東防波堤、東防波堤荷役施設並びに港内道路1号及び4号
- （2）御前崎町道元根御前崎港線

(3) 一般県道佐倉御前崎港線

(4) 浜岡町道 3007 号線

(輸送の責任)

第4条 乙は、輸送を行う場合には、関係法令を遵守し、所轄の官公署の指示に従うとともに、この協定に基づき周辺の住民の安全確保及び環境の保全を図るものとする。

2 乙は、輸送の業務を第三者に委託したときは、当該輸送の業務の受託者に対しても関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行わなければならない。

3 乙は、乙又は前項の受託者が輸送を実施するに当たり、不測の事態が発生した場合には、直ちに、その原因の除去その他適切な措置を講ずるものとする。

(輸送の安全対策)

第5条 乙は、輸送に関し管理体制、運搬作業、放射線管理、事故対策その他必要な事項について、使用済燃料安全輸送要領（以下「輸送要領」という。）を定め、当該輸送要領に基づき輸送を行わなければならない。～

2 乙は、輸送要領を定めるときは、事前に甲と協議しなければならない。

3 前項の規定は、輸送要領の変更をする場合に準用する。

(輸送の計画)

第6条 乙は、輸送を行う場合には、輸送計画書を作成し、当該輸送計画書に基づき実施しなければならない。

2 乙は、輸送計画書を作成するときには、甲と協議しなければならない。

ただし、この協議は輸送の開始の2週間前に終了していなければならない。

3 乙は、第1項に規定する輸送計画を変更しようとする場合には、変更計画書により事前に甲と協議しなければならない。

ただし、輸送の開始後に生じた変更のうち軽微なもの、又は止むを得ない事由により事前に協議するいとまのない場合には、速やかにその旨を甲に連絡しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、第1項又は前項に規定する協議に際し輸送計画の変更を求めることができる。この場合において、乙は、誠意をもってこれに応じなければならない。

(放射線の管理)

第7条 乙は、輸送容器を発電所の構外に搬出しようとするとき及び当該輸送容器を運搬船に積載しようとするときには、当該輸送容器の表面の線量当量率及び放射性物質の密度を測定し、その結果を記録するとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により測定した結果、異常値を検出したときは、直ちに輸送の中止、その他適切な措置を講ずるとともに、かつ、速やかに甲に報告し、事後措置について協議しなければならない。

(輸送の終了の連絡)

第8条 乙は、輸送が終了した時は、遅滞なく甲に連絡しなければならない。

(事故の報告)

第9条 乙は、その輸送について事故が発生したときは、輸送要領に定める措置を講ずるとともに、直ちに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項に規定する報告を受けたときは、乙に対して必要な措置を求めることができる。

この場合において、乙は誠意をもってこれに応じなければならない。

(立会い及び調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、その指名した職員を輸送に立会わせ、又は当該輸送について調査させることができるものとする。

(措置の要求)

第11条 甲は、前条に規定する立会い又は調査に基づき必要があると認めるときは、乙に対して適切な措置を求めることができるものとする。

2 乙は、前項に規定する措置を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるとともにその結果を甲に報告するものとする。

(損害の賠償)

第12条 乙は、輸送に直接起因して周辺の住民に損害が生じた場合には、賠償の責めを負うものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義を生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和55年1月14日

平成元年4月1日一部改正

甲 静岡県知事
浜岡町長

御前崎町長
乙 中部電力株式会社
取締役社長

669 使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定運営要綱 1980・1・21

県立中央図書館所蔵

県総務部防災局原子力安全対策室『静岡県の原子力発電』、2003・3、66～67頁

(要旨)

第1条 この要綱は、使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）

第13条の規定に基づき協定の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(発電所の構内)

第2条 協定第2条ただし書にいう「発電所の構内」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第1条第2項に基づく浜岡原子力発電所の「管理区域」及び「周辺監視区域」をいう。

(輸送の協議)

第3条 協定第6条第2項に規定する輸送計画の協議は、使用済燃料輸送計画書（様式第1号）によるものとする。

(軽微な変更)

第4条 協定第6条第3項ただし書にいう「軽微なもの」とは、輸送計画書に記載した再処理工場到着日時及び輸送車両のナンバーをいう。

2 同ただし書にいう「止むを得ない事由」とは、天災地変又は協定第3条に規定する施設の周辺の事故等により、緊急避難の措置を講ずる必要が生じ、輸送を中止する等の場合をいう。

この場合は、速やかに静岡県、浜岡町及び御前崎町に連絡し、その後の輸送の実施について協議するものとする。

(輸送終了の連絡)

第5条 協定第8条に規定する輸送終了の連絡は、使用済燃料輸送終了連絡書（様式第2号）により行うものとする。

(放射線の管理)

第6条 協定第7条第1項において行う線量当量率及び放射性物質の密度の測定は、原子炉建屋入口付近又はキャスク置場において輸送を開始する直前並びに岸壁において運搬船に積載する直前にそれぞれ実施するものとする。

なお、静岡県、浜岡町及び御前崎町は必要に応じ、この測定について確認するものとする。

2 測定結果の報告は、放射線管理報告書（様式第3号）により行うものとする。

（異常値）

第7条 協定第7条第2項の「異常値」とは、次の表に掲げる値を超えた場合、又は超えるおそれのある場合をいう。

線量当量率	輸送容器表面	2ミリシーベルト (2,000マイクロシーベルト) 毎時
	輸送容器表面から 1メートル離れた位置	100マイクロシーベルト毎時
輸送容器表面の 放射性物質の密度	アルファ線を放出しない 放射性物質	4ベクレル毎 平方センチメートル
	アルファ線を放出する 放射性物質	0.4ベクレル毎 平方センチメートル

（事故の報告）

第8条 協定第9条第1項に規定する事故の報告は、直ちに口頭又は電話により連絡した後、使用済燃料輸送事故報告書（様式第4号）により行うものとする。

（通報連絡の責任者）

第9条 静岡県、浜岡町、御前崎町及び中部電力株式会社は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡するものとする。

附則

この要綱は、昭和55年1月21日から施行する。〔中略〕

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

670 浜岡原子力発電所の安全確保等に関する通報措置要領 1981・9・18

県立中央図書館所蔵

県危機管理部原子力安全対策課

『静岡県の原子力発電－平成23年度版－』、2012・3、95～96頁

第1 目的

この要領は、浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書（以下「協定」という。）

第5条の規定に基づく通報について必要な事項を定める。

第2 通報事項等

乙〔中部電力株式会社〕は、甲〔静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市及び菊川市〕

に対し次の各号に掲げる事項等については、事前若しくは定期的、又はその都度通報するものとする。

1 事前の通報

- (1) 原子炉施設に関して設備変更を行うとき
- (2) 原子炉施設の安全管理に関する規定を制定又は改廃するとき
- (3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物を発電所外において運搬するとき
- (4) 上記(3)を除く核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを発電所外において運搬するとき

2 定期的通報

- (1) 原子炉施設の設置工事の進捗状況
- (2) 原子炉施設の運転状況
- (3) 原子炉施設の廃止措置状況
- (4) 放射性廃棄物の放出及び保管状況
- (5) 放射線業務従事者の放射線被ばく管理状況
- (6) 原子炉施設の定期検査の実施計画及び結果

3 その都度の通報

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき
- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき
- (3) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき
- (4) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき
- (5) 気体状又は液体状の放射性物質で汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき
- (6) 放射性物質によって汚染された物が、管理区域内で漏えいした場合において、人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき
- (7) 放射線業務従事者が法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき
- (8) 原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (9) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき

- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき
- (11) 発電所敷地内において火災その他の災害が発生したとき
- (12) 原子炉施設保安規定により、乙が緊急事態を発令したとき
- (13) その他原子炉施設に関し、軽微な故障が発生したとき

第3 通報の体制

1 通報の方法及び期限

乙は、甲に対し次の各号に定めるところにより通報しなければならない。

- (1) 第2の1に掲げる場合については、(1)及び(2)は申請時に、(3)は実施の2週間前までに、(4)は実施の前日までにそれぞれ文書をもって通報するものとする。
- (2) 第2の2に掲げる事項については、(1)及び(2)は毎月、(3)は四半期毎、(4)及び(5)は四半期毎及び年度毎、(6)は実施の2週間前まで及び完了の2週間後までにそれぞれ文書をもって通報するものとする。
- (3) 第2の3に掲げる場合については、速やかに電話により連絡し、事態の経過に応じ遅滞なく文書により通報するものとし、その措置状況についても報告するものとする。

2 通報の責任者等

甲及び乙は、通報を円滑に処理できるようあらかじめ通報責任者及び通報担当者を定めるものとする。

附則

- 1. この要領は、昭和56年9月18日から施行する。
- 2. 昭和48年11月10日施行した原子力発電所に関する通報連絡措置要領は、昭和56年9月17日限り廃止する。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年3月5日から施行する。

第3節 チェルノブイリ事故と原発問題

671 〔原子力発電と安全性の確保〕 1987・1・29

『静岡県総合計画 豊かな心と活力ある社会をめざして
- 21世紀へのみちづくり-』、1987・3、80～81、97頁

第2章 基本計画

I 快適で安全な県土を築く -より便利で、安心して暮らせる静岡県へ-

第3節 生命・身体・財産の安全確保

(2) 消防・防災対策の強化

II 施策の方向

③ 危険物、ガス等による災害防止

石油類、高圧ガス、火薬など危険性物品の安全対策を強化し、火災、爆発、漏洩等災害の防止を図る。

また、原子力災害については、災害の特殊性に鑑み、その予防に万全を期する。さらに、防災関係機関及び事業所の連携により防災体制を強化し、情報伝達、医療対策、避難対策など防災対策の充実を図る。

(主要施策)

- ・危険物施設の多様化に対応し、専門的知識を備えた職員の養成及び指導と査察の強化
- ・浜岡原子力発電所に係る防災計画に基づく緊急時モニタリング体制や緊急時医療活動体制の強化

緊急時モニタリング体制 原子力発電所で、放射線が放出されるおそれがある場合、または、放出された場合に周辺部において、放射線の濃度等を連続的、あるいは一定の頻度で測定・監視し、住民の迅速な避難誘導などを行う体制。

[中略]

第4節 豊かな資源の有効活用

[中略]

(3) エネルギー対策の推進

[中略]

II 施策の方向

① エネルギーの安定供給体制の整備

今後、予想されるエネルギー需要の増加に対応して、エネルギー源の多様化を進めながら、電力・ガス・石油など各部門におけるエネルギー供給体制を強化し、エネルギー

供給の一層の安定を図る。

(主要施策)

- ・ 浜岡原子力発電所3号機の建設促進等新規電源の確保と安全対策の確立
- ・ 赤石発電所等水力発電所の整備など電力供給力の増強促進
- ・ 石油代替エネルギーとしての石炭利用の促進
- ・ 需要の増加に対応した都市ガス・LPガスなどの供給力の増強促進〔後略〕

672 〔原子力依存とソ連、米国の原発事故に鑑みて〕 1986・7・18

『県議会昭和61年6月定例会会議録』

○三十一番(滝田光男君)〔前略〕次に、原子力発電所についてであります。これまた昨日の質疑があったところでありますが、エネルギーの消費量は文化のバロメーターの一つとも言われ、経済的にも、文化的にも、豊かな社会になればなるほどエネルギーをより必要とすることは当然であります。しかも、その電源はますます原子力に負うところが大となる現況から、原子力発電所の十分な安全対策を強く要望いたしておくとところであります。

〔以下略〕

○知事(斉藤滋与史君)〔前略〕原子力発電につきましても、種々御見解があり、御要望でございますが、ソビエト、アメリカの事故をこれからの不幸とせず、万全を期して対処してまいりたいと思います。〔後略〕

673 〔原子力防災とエネルギーの安定供給〕 1992・1・28

『静岡県新総合計画 中期発展プラン』、1992・3、80、90頁』

第2章 基本計画

I 快適で安全な県土を築く

第6節 安心して暮らせる社会づくり

(2) 消防・防災対策の強化

〔前略〕

③危険物やガスなどによる災害の防止

- ・ 火薬、高圧ガスなどの保安対策の推進
- ・ 消防学校における危険物課程などの充実
- ・ 原子力発電所の防災対策の強化

〔中略〕

第7節 豊かな資源の有効活用

〔中略〕

(2) エネルギー対策の推進

電力、石油、ガスなどのエネルギーの安定供給に努めるとともに、クリーンエネルギーなどのローカル・エネルギーの開発・導入を進めます。

① エネルギーの安定供給体制の整備

環境に配慮した安全な電力や石油、都市ガス、L P ガスなどの安定供給に努めます。

環境に配慮した電力の供給促進

概要	今後のエネルギー需要の増大に対応した電源の確保、発電所周辺の安全対策の確立による電力の安定的な供給の促進			
建設中の主な発電所	発電所名	事業主体	出力	運転開始予定
	赤石沢（水力）	中部電力（株）	19 千KW	平成6年度
	二軒小屋（水力）	〃	26 千KW	平成6年度
	浜岡原子力4号機	〃	1,137 千KW	平成5年度
発電所周辺の安全対策	主な事業		事業主体	事業内容
	環境放射能対策の推進		県	環境放射能の常時監視など
	温排水対策の推進		県	原子力発電所の温排水の影響調査、有効活用など

674 〔原子力防災体制〕 1995・12・22

『静岡県新世紀創造計画 1995-2004 未来への挑戦 あふれる活力輝く静岡』、1996・2、96 頁

第2部 基本計画

第1章 健康で心ふれあう安心社会

4 災害に強い安全な地域づくり

(2) 消防・防災対策の推進

主要施策

③ 原子力防災体制の整備

原子力発電所の万一の事故への対応を図るため、防災関係機関などとの連携により、監視や情報伝達体制の強化を進めるとともに、緊急時の医療対策や避難対策などの防災体制の整備を進めます。〔後略〕

675 〔浜岡町を中心とした電源立地地域への支援拡大提案〕 1999・9・29

『県議会平成11年9月定例会会議録』

○五十九番(大場勝男君)〔前略〕第二は、電源立地地域の振興についてであります。

昭和四十二年、中部電力が県と浜岡町に対し、原子力発電所を設置したいと申し入れて以来、地元住民の御理解をいただき、昭和五十一年に一号機が運転を開始し、その後、四号機までの出力は三百六十二万キロワットが現在運転中であります。また現在は、平成十七年一月の運転開始に向けて、五号機の増設工事が鋭意進められていることは御案内のとおりであります。

現在、全国では、五十一基、合計出力四千四百九十二万キロワットの原子力発電設備があり、さらに浜岡五号機を含む六基、六百八十七万キロワットが建設中ないし準備中あります。この点からすると、本県は基数で全国の八・八%、出力で九・六%のウエートを担っております。県別に見ますと、福井、福島、新潟に次いで貢献していることとなります。

昨年四月、これら原子力発電所を立地している北海道を含む十三道県で組織する自民党道県連原子力発電立地振興協議会が、会長に桜井新代議員、事務局長に細田博之代議員をお願いし、発足をいたしました。私も数回出席いたしました。そこで大きく取り上げられますのは、電源地域の振興特別措置法の制定をせよとの声であります。本年も、十一月二日に総会を開き、法制定を求める要望を、我が党国会議員に働きかけることになっております。

私は、この電源立地振興策について、一昨年も質問をし、提言もさせていただいておりますが、原発のいわゆる三法交付金の使途のうち、電源立地地域に対する支援制度を質的にも量的にも充実改善すべく、県が積極的に国に働きかけるべきだと考えます。

さらに一昨日、二十七日の本会議では、核燃料税の更新について前向きな答弁をいただいたところでありますが、電気事業者としても貴重な電力の供給地となっている地元を抱える事情を十分認識され、来る二〇〇一年に一号機の運転開始以来二十五年の節目を迎え、また、中部電力も創立五十周年を社史に刻もうとするこの時期は、電源地域や周辺地域の広いエリアに対して、具体的な地域貢献策を実施する好機だと思っておりますが、いかがお考えか、お伺いをいたします。〔以下略〕

○知事(石川嘉延君)〔前略〕次に、電源立地地域についてであります。

長期的な視点に立った国のエネルギー政策は、国民生活の向上や経済活動の発展の根幹をなすものであり、県といたしましても、原子力発電の立地に当たり、浜岡町を初め、周辺町が重要な役割を果たしているものと認識をしております。

お尋ねの電源立地地域につきましては、いわゆる電源三法によりまして、従来から、種々

の交付金、補助金が手当てされているところでありまして、浜岡町及び隣接四町におきましても、この制度を活用して、道路、上水道、病院、町民会館等の公共施設が計画的に整備され、まちづくりが着々と進められてまいりました。また、電源地域のこの間の貢献度や今後の重要性を考慮いたしますれば、地元の要望にこたえて各種施策を充実していくことが必要と考えておりますので、県といたしましては、全国の都道府県で組織をいたします原子力発電関係団体協議会と密接な連携を図りまして、交付金の単価の改定や用途の拡大、さらには、地域振興を総合的に展開するための法制度の確立等を、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

また一方、中部電力も、この地域に展開する企業として、地域の発展や振興に重要な役割を有しているわけでありまして、具体的な地域振興策を実施する好機であるとの御提案もいただいたわけですが、今後も各界の御意見も伺いながら、できたら県と地元と一緒に、具体的な提案ですね、中電に、ただ空手でやれやれやれと言っておったんでは、なかなか前に進まないと思いますので、具体的な提案を持って対応していくということもやってまいりたいと考えております。〔後略〕

第4節 東海村臨界事故と浜岡原子力発電所

676 〔東海村臨界事故に対する知事の認識〕 1999・12・1

『県議会平成11年12月定例会会議録』

○知事（石川嘉延君） ただいま提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、当面する県政の課題について、所信並びに諸般の報告を申し述べたいと存じます。〔中略〕

次に、防災対策の推進についてであります。

去る九月三十日、茨城県東海村の核燃料加工施設で発生した国内で初めての臨界事故は、決して起こってはならない重大な事故であり、原子力施設全体の安全性に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは極めて遺憾であります。

県では、この事故を重く受けとめ、国に対し、事故原因の徹底究明、再発防止策の確立など、安全確保に万全を期すことを緊急要望するとともに、調査のために職員を現地に派遣したところであります。

現在、国において、原子力災害対策特別措置法の制定を含めた原子力防災対策等の拡充、強化が進められているところであります。

今後、こうした国の動向や現地調査結果を踏まえ、県の原子力防災対策に反映してまい

る所存であります。

また、本年度実施をいたします原子力総合防災訓練においても、今回の事故の教訓等を踏まえ、関係五町とも協議しながら、住民の避難等を含め、国や防災関係機関と連携した、より実践的な防災訓練を実施してまいりたいと考えております。〔後略〕

677 〔東海村臨界事故後における県の安全審査への指摘〕 1999・12・8

『県議会平成11年12月定例会会議録』

○三十三番（花井征二君）〔前略〕第三に、原発問題です。東海村のJCO臨界事故により、今や原発神話は完全に崩壊しているのに、浜岡では、相変わらず東海地震の震源域の真上に五号機の建設が進められ、九八年度には地元対策として、原子力発電施設等周辺地域対策事業九億四千五百五十万円余、特定発電所周辺地域振興対策事業一億八千九百四十五万円余が支出され、また、国の安全審査とは別に県独自の判断をするため設置されたはずのアドバイザーは、単なる国のPR係としての役目しか果たさず、むだ遣いとなっています。〔後略〕

678 〔浜岡原発の事故対処に関する県議会質疑〕 2001・12・7

『県議会平成13年12月定例会会議録』

○三十二番（酒井政男君）〔前略〕次に、浜岡原発について伺います。

十一月七日、浜岡原発一号機での緊急炉心冷却系の配管破断事故、続く九日に発見された原子炉から放射能を含んだ水が格納容器内に漏れていた事故は、いずれも原子炉の安全性にかかわる重大事故であります。我が党は重く受けとめ、中部電力や国、県等に原因の徹底究明とその公開及び浜岡原発一号機から四号機までの総点検を求めるとともに、十一月十四日、早速現場確認のため現地の視察をいたしました。当日見ての感想で私どもは、「これは爆発だ」と記者に語ったほどであります。

昨日の経済産業省原子力安全・保安院の調査報告では、短時間に強い力で引っ張って切れる延性破壊が起きたことが明らかになり、水素爆発カウオーターハンマー現象の可能性と報じられ、それを裏づけているのであります。県の原子力アドバイザーの班目春樹東大教授も、「世界的に例のない事例」、「今後の原因究明の結果によっては、設計上同様の構造を持った他の原発にもかかわる根本的な問題になるかもしれない」と語っています。

このように、今回の事故は極めて深刻で、昨日の知事の「一号機から三号機全部とめての点検は初めてのことで評価できる」とか、「県への報告スタンスが変わってきた」などと

いった、いかにも甘いあのような答弁では、県民は決して安心も納得もできないのであります。

そもそも浜岡原発では、七〇年代の運転開始時から制御系のトラブルが続き、一号機だけでも今回を含め、手動、自動を合わせて原子炉を十一回も停止せざるを得ない重大事故を起こしているのであります。そのほかにも格納容器内でのぼや、再循環ポンプの故障、異常に気づきながら原子炉を停止せず運転し続け、あとからの定期検査で燃料棒の被覆管が剥離して放射能漏れをしていたことが見つかるなど、事故が頻繁に起きているのであります。また二号機でも五回、三号機でも二回、原子炉を停止せざるを得ない重大事故がこれまで起きています。

三年前の九八年十一月三日に二号機での漏水事故がありましたが、その際の県の要請に対し、中部電力は「今回のトラブルにかんがみ、浜岡一号機から四号機の配管等について、減肉に関する総点検を実施し、異常のないことを確認いたしました」と報告しながら、今回の配管破断事故では、この配管は八年前に取りかえて以降、通産省告示で点検対象外を理由に全く減肉等の点検をしてこなかったというのであります。このうそ報告について、県はどのように中電に対して物を言ったのか、まずお伺いをいたします。

第二に、知事はこの安全装置にかかわる二つの事故に関し、どのような所見を持たれ、また中部電力のこれまでの対応について、どのような所見と評価をお持ちか伺います。

第三に、原発事故の多くはシステムそのものの欠陥とか応力腐食割れといった機器の老朽化のほか、ヒューマンエラー——操作ミスの可能性も大きいのであります。そうした視点からの原因追及も必要なのではないでしょうか、知事の所見を伺います。

第四に、原因究明は中電や国の機関任せでなく、県民の安全確保の立場から県自身が独自に調査し自主的判断を持つべきで、そのため客観的な第三者機関による調査や検証が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

第五に、何よりも県民の安全確保の視点からは、老朽化した危険な一、二号炉の廃炉、そして最新の知見を反映させての三、四号機の総点検、その結果いかんでの廃炉を含む安全対策、五号機建設は即刻中止が必要であります。

また、住民投票で反対派が圧倒的に勝利して原発増設の見通しが全くなくなった中部電力は、浜岡に六号機増設をねらっているといわれていますが、この際、きっぱりと反対の意思表示をしておくことが必要と考えますが、知事の所見を伺います。〔以下略〕

○知事(石川嘉延君)〔前略〕次に、浜岡原発についてであります。

まず、事故に関する中部電力の対応と安全に対する考え方についてであります。原子力発電所は、安全の確保と周辺環境への悪影響がないという二つの条件が満たされて初めてその存在が容認されるものであります。こういう意味で言いますと、今回の浜岡原子力発

電所一号機における相次いだ事故は、大変遺憾なことでありまして重く受けとめております。また、その事故に関して通報が大幅におくれるなど、迅速的確な連絡が実現されなかったことも問題と考えます。

次に、浜岡原発の廃炉、総点検等についてであります。今回の事故にかんがみまして、国及び事業者に対して、直ちに徹底した原因の究明と再発防止対策の確実な実施及び他の原子炉についての緊急かつ徹底的な点検の実施を要請いたしました。さらに、国に対しては加えて、浜岡原子力発電所の他の原子炉の安全性について、国の見解を示すよう要請をいたしましたところであります。

五号機の問題であります。現在国の厳しい審査を受けながら建設途上にあるわけがあります。また、六号機の増設云々というお尋ねがありましたが、六号機のこととは私は存在すら確認をしておりませんし、増設の考えさえ聞いてないわけがあります。また、昨今のいろいろ電力事情を見ますと、単純にこれまでのように電力会社が次から次へ増設計画を企画をし、実現を迫られるというような情勢にないということも一方であるように私は思います。そういう情勢の中で、これについて今からあえて云々する必要はないものと考えます。

県といたしましても、私は今後とも、先ほど冒頭に申し上げました県民の安全確保と周辺環境への悪影響がないと、こういうことを最重点、最優先にして、この原子力発電所問題には対応してまいります。

〔以下略〕

○総務部長（望月圭二君）〔前略〕次に、浜岡原発についてであります。

原子力発電所については、原子炉等規制法や電気事業法に基づき、設置時における厳重な審査と稼働後における安全確保のための規制と指導が国により行われることとなっております。

まず、配管破断箇所の点検についてであります。今回の事故に当たって、県は、原子力安全行政及び安全確保の観点から非常に遺憾と考え、事業者に対し事故の原因究明のための徹底した調査の実施と事故の再発防止の徹底を要請しております。

今回破断した配管は経済産業省が示す点検基準で点検を必要とする箇所とされていないため、中部電力は点検を実施していなかったものであります。今回の事故はまさにその部分で発生したこともあり、県としては国に対し、施設点検の基準等の抜本的な見直しを要請したところであります。

次に、原因追求の視点についてであります。現在、事故原因の調査が国及び事業者において進められており、国は予断を持たず、事故の原因追求と再発防止のための作業を着実かつ的確に進めるとともに、適時的確に調査等の進捗状況について公表をしていくこと

としております。

次に、第三者機関による調査、検証についてであります。原子力発電所は国により直接規制と指導がなされているものであります。今回の事故に当たって、監督官庁である経済産業省の原子力安全・保安院においては、タスクフォースを設置して調査を進めており、また原子力の安全確保の中心として内閣府に設置されている原子力安全委員会においても、原子力事故・故障専門部会による現地調査を実施しております。

県といたしましては、今回の相次いだ事故に当たって要請した事項が、国及び事業者により確実に実施されることを厳しく注視してまいりたいと考えております。

〔中略〕

○三十二番（酒井政男君） 再質問をしたいと思えます。

まず知事、伺って感想をまず申し上げますと、大変あなたのこれまでの議会答弁を踏まえて、知事にお伺いをしながら、合併等ですね、それらの答弁がされない。何か逃げられている、そういう感想を持ったということをまず最初に申し上げておきます。

まず、浜岡問題から伺います。

今、知事と総務部長等の答弁を伺っていて、相も変わらず国と中電にすべてお任せ、信頼をするという姿勢だということが明らかになった。そういう点では、今回の事故をですね、その事故の内容についての厳しい認識が欠如していると言わざるを得ない。そのことが明らかになったというように思います。それで、県民の安全の確認、そして周辺五町を含めた悪影響、こうした点で心配になるわけでありますけれども、今回のこの二つの事故に対する事故の評価ですね、その所見、これをぜひひとつ知事、改めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

というのは、今回の事故は、国内ではもちろん例がない、想定外、異例な判断が必要だというふうに言われております。そして今回の事故は、この浜岡だけの問題ではなくて、世界でも、海外でも例がない事故なんだと。これはもしこのままいくなれば、原発が制御し切れなくなる、制御不能になる。そういう意味では今回の事故は、この原発の技術がまだ未確立のものであるということが明らかになったというふうに思うんですけれども、知事はどのようにお考えかお伺いをします。

そして、その調査の結果ですね、原因が配管の材質や経年劣化等、あるいはそういう問題ではなくて、このシステム自体にあるということになるならば、ましてやECCS、この原子炉の冷却水が失われたとき、いわゆる空だきになるわけで、それを防ぐためにも重要なこのECCS装置なんで、そういう点ではこの原因がはっきりしない段階では、運転を引き続き停止をする、稼働を中止をさせておく、そして徹底的な原因究明をする必要があると。その上で必要ならば廃炉ということを求めるべきではないかというふうに思うん

ですけれども、知事の見解を伺います。〔後略〕

○知事(石川嘉延君) 酒井議員にお答えをいたします。

まず、浜岡原発の問題であります。国、中電にお任せしてるという態度はおかしいという御主張っていうか、お尋ねでございますけれども、お任せではないわけでありまして。本来この種の問題については、まず国の責務でやるべきこととあります。国がやらないから県がやるというふうに安直にいかないで、やるべきことはやらせるところに力を入れるのが、本来の県のとるべき態度であります。私はそう思う。何も国の肩がわりをしてですね、県がその費用をかぶる必要は全然ないわけです。(発言する者あり) いや、そういうことと等しくなるわけです。それから、事業者がやるべきことをきちんとやらせる。やってるかどうかを追求〔及〕することこそ大事であって、国や中電がやらないから全部県がかかってやりますなんていう、そんなあほなことをできますか。やるべきではないと私は思うんです。ですから私は、国や中電にきちんとやらせると、やった結果についてきちんと追及すると、そういう態度でいきたい。今回もそういうふうに使っております。今後もそのようにやってまいりたいと思います。

事故の評価につきましては、そういう観点から、国、中電に対して厳正な調査分析を今要求してるわけでありまして。昨日もその中間報告に原子力安全・保安院がやってまいりました。我々はそのような途中経過も含めて、きちんと国の作業をトレースし、きちんと国の責務が果たされるように。で、果たしているかどうかは、先ほどの答弁で申し上げましたように、我々の安全、それから周辺環境への悪影響がないかどうか、その心配がないかどうか。生半可にですね、わかりもしない専門的な言辞を弄するよりは、我々の極端に言ったら皮膚感覚、それをベースに徹底して国や中電の責務を追及する。それこそ我々のとるべき態度ではないかと思うわけでございます。そういう観点で対応してまいりたいと思います。

679 浜岡原子力発電所1、2号機の事故・トラブル等に対する県の対応〔抄〕

(Rev2002年08月23日Fri)

Last Update : 2002/08/23 (Fri)

(概 要)

平成13年11月7日及び9日に中部電力浜岡原子力発電所1号機で発生した配管破断事故、原子炉下部からの水漏れ事故、及び平成14年5月25日に2号機で発生した配管からの水漏れに関し、県では、国及び中部電力に対して原因究明のための徹底した調査の実施と事故の再発防止等について要請している。

なお、これらの事故、トラブルによる外部への放射能の影響はなく、県は環境放射線監視データに異常がないことを確認し、インターネットを通じて公表している。

(事故の概要)

1. 非常用炉心冷却系に関係する配管の破断

11月7日 17時02分 浜岡原発1号機の非常用炉心冷却装置の定期試験中、配管の屈曲部が破断し、放射能を帯びた蒸気が原子炉建屋内に漏えいしたが、外部への放射能の影響はなかった。

11月7日 17時35分 県は、中部電力からの通報を受け、直ちに環境放射線監視センターにおいて環境放射線監視データに異常のないことを確認するとともに、情報の収集にあたった。

2. 原子炉下部からの水漏れ

11月9日 15時30分 中部電力が停止中の1号機を点検中、圧力容器下部の制御棒駆動機構の下から水が滴下しているのを発見。この水が原子炉水であることが確認された。

11月9日 23時40分 中部電力から県へ通報。県は通報の遅れを嚴重に注意した。

11月10日 22時 この水は圧力容器下部と制御棒駆動機構を包むハウジングの隙間からハウジングの表面を伝わるものであることが確認された。

3. 2号機低圧注入管ドレン配管からの水漏れ

平成14年5月25日 2時20分 原子炉起動中、中部電力が余熱除去系低圧注入管第2隔離弁のドレン配管からの水漏れを発見。点検調査のため原子炉を停止した。

4. その後の経緯

- | | | |
|-----|-----|---|
| 11月 | 8日 | 1号機原子炉を停止 |
| | 10日 | 原子力安全・保安院タスクフォースチーム長（広瀬審議官）が国の対応の説明のため来庁・現地調査 |
| | 13日 | 中部電力が2号機停止を発表
配管の切断を開始 |
| | 14日 | 2号機原子炉停止 |
| | 16日 | 原子力安全委員会による現地調査 |
| | 21日 | 配管破断面のテストピース採取を終了、調査のため日本原子力研究所等へ搬送 |
| | 22日 | 浜岡原子力発電所に関する県及び関係町連絡会の設置 |
| | 26日 | 中部電力が漏水個所の溶接部の亀裂確認を発表 |
| 12月 | 3日 | 浜岡原子力発電所に関する県及び関係町連絡会開催 |
| | 6日 | 配管の破断事故の破断面の調査結果について国及び中部電力が発表 |

- 原子力安全・保安院タスクフォースメンバー（古西統括安全審査官）が配管破断部の破面・断面の調査結果について説明のため来庁
- 13日 原子力安全・保安院タスクフォースサブチーム長（中村首席統括安全審査官）が配管破断事故調査の中間とりまとめの説明のため来庁
- 25日 中部電力がCRDハウジング部からの漏えいについての調査状況を中間報告として国に提出し、内容を発表
中部電力社長が炉水の漏えいについての中間報告のため来庁、副知事と面談
- 26日 原子力安全・保安院タスクフォースサブチーム長（中村首席統括安全審査官）が炉水の漏えいについての調査報告に対する国の見解と対応についての説明のため来庁
浜岡原子力発電所に関する県及び関係町連絡会開催（第2回）
- 1月 8日 定期検査の最終項目の総合負荷性能検査等に向けて、3号機の原子炉を起動
- 17日 原子力安全・保安院タスクフォースサブチーム長（中村首席統括安全審査官）が配管破断事故の今後の調査検討についての説明のため来庁
- 31日 中部電力が3、4号機の緊急点検の結果を県及び国に提出
- 2月 5日 原子力安全・保安院の本部原子力発電安全審査課長が来庁し3、4号機の安全性に関する国の見解及び対応について説明
- 7日 3号機営業運転開始
- 20日 原子力安全・保安院タスクフォースチーム長（広瀬審議官）が炉水の漏えいに関する金属調査及びスタブチューブ下部溶接部の点検結果について説明のため来庁
- 4月 4日 中部電力が2号機スタブチューブ下部溶接部の水中カメラによる点検結果を発表
- 24日 中部電力が配管破断事故、原子炉下部水漏れ事故の原因と対策、1、2号機の耐震チェック結果、及び2号機の点検結果を県及び国へ提出し、内容を発表。
- 25日 「浜岡原発とめよう裁判の会」が静岡地方裁判所に、浜岡原子力発電所の運転停止を求める仮処分命令を申立
- 5月 13日 原子力安全・保安院タスクフォースサブチーム長（中村首席統括安全審査官）が来庁し、配管破断事故、原子炉下部水漏れ事故の原因

- と対策、1、2号機の耐震性及び2号機の点検結果について、国の見解及び対応について説明
- 23日 原子力安全委員会事務局野口管理環境課長が来庁し、配管破断事故、原子炉下部水漏れ事故に関する原子力事故・故障調査専門部会の最終報告が妥当であるとする原子力安全委員会の審議結果について説明
- 24日 2号機原子炉起動
- 25日 低圧注入系隔離弁ドレン管溶接部からの水漏れにより2号機原子炉停止
- 26日 原子力安全・保安院 山下原子力防災課長が国の対応の説明のため来庁・現地調査
- 6月 20日 2号機配管からの水漏れの原因調査結果について、国、中部電力が発表
- 7月 26日 2号機配管からの水漏れの類似箇所の選定と対策などについて、中部電力が発表、これらに対する国の見解を原子力安全・保安院が発表
- 29日 原子力安全・保安院 広瀬審議官らが来庁し、2号機配管からの水漏れの類似箇所の選定と対策、1～4号機の状況などについての国の見解を説明
- 8月 23日 中部電力が、浜岡原子力発電所の保全活動の再確認について発表、原子力安全・保安院及び県に報告

(県の対応)

○ 国、中部電力への原因究明等の要請

- 知事名で経済産業大臣及び中部電力社長に対し、原因究明のための徹底した調査の実施と事故の再発防止について2度にわたり要請(11月8日、11月12日)するとともに、他の原子炉の安全確保等についても強く要請(11月12日)
- 国の対応についての説明のため来庁した原子力安全・保安院の広瀬審議官に、事故の原因究明のため、徹底した調査や具体的再発防止策を早期に実施すること、他の原子炉の安全性について国の見解を早期に示すことなどを要請(11月10日)
- 原子力発電関係団体協議会として国に対して要望(11月16日)
- 2号機トラブルについて中部電力及び経済産業省原子力安全・保安院に対し、徹底した原因究明と再発防止措置の確実な実施について要請(14年5月25日)

○ 知事談話・コメント

- 今回の一連の事故を遺憾とし、国及び中部電力にあらためて原因の徹底究明と再発防止対策の確実な実施を要請（11月12日）
- 稼働中の浜岡原発2号機を停止することを受け、県民の不安を十分考慮して安全確保を最優先に、原因調査や再発防止対策の実施を要請（11月13日）
- 中部電力社長からの報告を受け、原因調査や再発防止対策の着実な実施を要請（12月25日）
- 2号機トラブルに関する知事コメント「今回発生した中部電力浜岡原子力発電所2号機のトラブルは、外部への影響はなかったとはいえ、原子力発電所の安全に対する県民の信頼を揺るがすもので、極めて遺憾であります。このため、中部電力に対しては、トラブルに対する原因の徹底究明と再びこのような事態が起きないように万全の措置をとることを、また、国に対しては事業者への厳しい指導を併せて要請したところであります。県といたしましては、なによりも県民の安全を再優先に考え、対処してまいります。」（14年5月25日）

○ 立入調査等

- 職員を派遣し現地調査を実施（11月8日）
- 安全協定に基づき、関係5町とともに立入調査を実施（11月16日）
- 知事が現地視察（11月28日）
- 県議会議長や各会派代表らによる現地視察（11月29日）
- 職員を派遣し2号機水漏れ箇所等の現地確認を実施（14年5月25、26日）
- 安全協定に基づき、関係5町とともに2号機に立入調査を実施（6月7日）

○ 県からの情報提供

- 環境放射線監視データについては、インターネットで常時公表している。
- 浜岡町原子力委員会、町議会全員協議会において、環境放射線監視センターからデータについて説明（11月9日）
- インターネットホームページに事故の概要を掲載（11月12日）
- 静岡県原子力発電所環境安全協議会において、県の対応と環境放射線監視データについて説明（11月19日）
- 県議会地震対策特別委員会において説明（11月30日）
- 配管の破断事故の破断断面についての国及び中部電力の調査結果について、県議会、周辺町等関係機関に情報提供（12月6日）
- 県議会総務委員会において説明（12月12日）
- 国及び中部電力の配管破断事故調査の中間とりまとめについて、県議会、周辺

町等関係機関に情報提供（12月13日）

- インターネットホームページに配管破断事故調査の中間とりまとめについて掲載（12月14日）
- CRDハウジング部からの漏えいについての中部電力の調査状況について、県議会等関係機関に情報提供（12月25日）
- 炉水の漏えいについての調査報告に対する国の見解と対応について、県議会、周辺町等関係機関に情報提供（12月26日）
- インターネットホームページに炉水の漏えいについての中間的な調査状況について掲載（12月27日）
- 静岡県原子力発電所環境安全協議会において、2号機トラブルについての県の対応と環境放射線監視データについて説明（14年6月13日）
- 安全協定に基づく通報に係る県から関係町、報道機関等への情報提供を開始（14年6月13日）

第5節 浜岡原発運転停止とエネルギー問題

680 【県総合計画のエネルギー多様化構想】 2011・2

『静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”の
グランドデザイン 基本構想』、2011・2、5、14頁

基本構想

1 計画の基本方針

2 富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり

（4）計画期間

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成する。

基本構想は、平成22年度から概ね10年間を想定し、本県が目指す姿を描く。

基本構想をホップ、ステップ、ジャンプで実現していくため、最初の4年間における具体的な取組を基本計画の中で明らかにしていく。

2 “ふじのくに”づくりの戦略体系

[中略]

3 “ふじのくに”の豊かさの実現

[中略]

（2）「和」を尊重する暮らしの形成

[中略]

③地球を守る低炭素・循環型社会の構築

人類は地球環境やその恵みにより生命を育み発展を遂げてきた。しかし、人口増加や大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムによる地球温暖化、環境破壊などが世界共通の課題となっており、その解決に向けて英知を結集し対処していかなければならない。

県民や事業者がモノを使い、モノを作る姿勢や仕組みを、温室効果ガス排出削減や3Rを通じて見直していくとともに、太陽光やバイオマス、温泉といった再生可能エネルギーの有効利用など、地域の自発的な活動を促し、低炭素・循環型社会を構築する。〔後略〕

681 【県総合計画の原子力発電所の安全対策】 2011・2

『静岡県総合計画 富国徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン 基本計画（平成22年度～25年度）』、2011・2、191頁

○基本計画の数値目標

基本計画の数値目標一覧 計161（再掲は除く）

政策（施策）分野	指標名	指標の意味 （出典、調査機関等）	現状値	平成25年度 目標
----------	-----	---------------------	-----	--------------

1 「命」を守る危機管理

1 減災力の強化

〔前略〕

(4)	原子力発電所の安全対策	人為的ミスによる事故の発生件数	原子炉等規制法、電気事業法に基づく国への「報告事項」（事故・トラブル）、及び県市との安全協定に基づき「通報」される事項のうち、その原因が人為的ミスであるものの件数 (県原子力安全対策課調査)	-	0件
		事故・トラブルに関する情報公開率	国への報告事項（事故・トラブル）と、県市との安全協定に基づく通報事項のうち、事業者から、公開の場で報告や説明を得たものの件数の比率 (県原子力安全対策課調査)	-	100%

〔後略〕

682 【東日本大震災以降の原子力発電管理】 2014・3

『静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン 後期アクションプラン～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～』、2014・3、3～33頁

社会経済情勢の変化

平成23年2月に策定した総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」に描く、本県が目指す姿を実現するためには、計画策定後の状況や今後の動向を把握し、的確に対応することが必要である。

人口減少と少子高齢化の進行、先行きが不透明な経済・雇用情勢、東日本大震災発生後の状況など、施策を推進する上で、踏まえるべき社会経済情勢の変化を取りまとめた。

〔中略〕

3 安全・安心な社会づくり

(大規模地震等の有事に備えた地域づくり)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、世界の観測史上最大級のマグニチュード9.0の地震と国内観測史上最大の遡上高の津波が、東北地方を中心とした太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。この大震災による死者・行方不明者は1万8千人を超え、社会インフラ等の直接的被害額は約16.9兆円に上り、震災からの復旧・復興は我が国全体の喫緊の課題である。

南海トラフ巨大地震については、内閣府が震度分布や津波高、浸水域、施設や経済的な被害等の想定を公表しているが、この想定によると全国での死者数は約32万3千人、建物・インフラ等の直接被害は約170兆円など、東日本大震災を大きく上回っている。このような国難とも言える巨大災害が想定される今、我が国全土にわたって災害に強い強靱な国づくり、地域づくりを進めていくことが求められており、被災後の復興を先取りする「事前の復興」により、県全体の均衡ある発展を目指す美しい景観や魅力を備えた地域づくりを進める必要がある。

さらに、富士川から日向灘に至る南海トラフで、今後30年間にマグニチュード8～9クラスの巨大地震が起きる確率が70%程度とされている一方、地震が発生する日時や規模、地域を高い確率で予測することは困難であるとの見解が示されている。地震予測は、地震・津波から人命を救う上で重要な技術であり、今後とも研究を進めるとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を着実に進めていくことが必要である。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、浜岡原子力発電所は全号機で運転を停止し、地震対策や津波対策に取り組んでいる。今後、明らかにされる知見も踏まえた万全の安全対策を実施していくことが求められている。

(エネルギーの地産地消)

東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギーを取り巻く環境は激変した。

エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤である。安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築するためには、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換を進めていく必要がある。

特に、本県は、太陽や水、森林、温泉など豊かな自然資源に恵まれており、これらの多様な地域資源を活用し、エネルギーの地産地消を進めていくことが求められている。

世界的には、シェールガスなどの新たなエネルギー資源の活用が進んでいる。国内においても、エネルギー・環境分野における規制・制度の見直し、高効率な太陽電池等の技術開発やメタンハイドレート海洋産出試験など新たな動きが進展している。エネルギーの生産・調達、流通、消費の各段階において、エネルギー制約の克服に向けた取組を進める必要がある。

[中略]

第2章 “ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組

“ふじのくに”が目指す「県民幸福度」の最大化、そのための「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷の実現に向けて、本県の求心力を高め、地域力を十二分に引き伸ばす次の8点について、今後4年間、総力を挙げて重点的に取り組む。

1 大規模地震への万全の備え

[資料 621 参照]

7 エネルギーの地産地消

(狙い) エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築することが重要となる。

(方向) 小規模分散型のエネルギー体系への転換を図るため、太陽や水、森林、温泉など本県が有する豊かな自然資源を生かし、太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入を加速するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用や、環境負荷低減と両立する化石燃料の高効率利用に取り組むなど、エネルギーの地産地消を強力に推進していく。また、将来を見据えた新技術の開発や製品化に向けた研究開発等を推進するとともに、県全体としてのライフスタイルの変革による省エネルギー社会の形成を一層促進していく。

[以下略]

第3章 “ふじのくに”づくりの戦略体系

万全な危機管理の下に、全ての活動の源となる徳のある人材の育成を進め、物心ともに豊かな人生、社会を築き上げ、持続的に発展する自立した地域をつくり、美しく輝き、人々を魅了する「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現を図る。

「県民幸福度」の最大化を図るため、それぞれの戦略ごとに、理想とする姿にふさわしい高い水準の目標を掲げ、これを達成すべく、県と市町、行政と企業・NPOなどの各種団体・県民との連携・協働、子どもから高齢者までの世代間の連携・協働など、多様な主体の連携と協働により“ふじのくに”の総力を挙げて取組を進めていく。

1 「命」を守る危機管理体制の充実

(危機管理)

数値目標名	現状値	目標値
想定される大規模地震による犠牲者 (県危機政策課調査)	(平成 25 年度) レベル 1 の 地震・津波 約 16,000 人 レベル 2 の 地震・津波 約 105,000 人	(平成 34 年度) 8 割減少
大規模災害時に必要不可欠な情報の共有化 (県危機政策課調査)	—	100%

(1) 「命」を守る危機管理

豊かな自然は様々な恵みをもたらすが、時として大地震、噴火、豪雨、感染症などで人々の暮らしを脅かしてきた。こうした災害の危機に備えることは“ふじのくに”づくりの最も大切な基礎であり、特に切迫性が一段と増している東海地震等に備えた危機管理体制を充実することが極めて重要である。

このため、減災力や地域防災力の充実強化を図るとともに、災害に強い地域基盤の整備など総合的な危機管理を推進し、災害や被害が発生した場合には、県、国、市町、住民、企業、関係団体が一丸となり総力を挙げて、的確に応急対策を施し、早期の復旧・復興を図る。

また、被災後の復興を先取りする「事前の復興」の考え方にに基づき、「内陸のフロンティア」を拓く取組を進め、防災・減災と地域成長の両立を図っていく。

さらに、これまで培ってきた防災対策のノウハウを国内外に発信し、国際貢献に努める一方、防災交流を通じて、本県の防災力をより一層強化する。

[以下略]

第4章 戦略ごとの具体的取組

1 「命」を守る危機管理

[中略]

(4) 原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所の安全対策を確認するとともに、周辺での環境放射線の影響を調査し、県民に公開する。また、万一の災害発生に備え、関係機関との連携体制、災害応急対策等の充実・強化を図る。

【目標】

原子力発電の仕組みや浜岡原子力発電所でどのような対策が講じられているかについて理解していると感じる県民の割合 70% (県政世論調査)

福島第一原子力発電所事故を踏まえ拡大した原子力災害対策重点区域内の関係市町、機関における原子力防災資機材の整備率

(平成25年度75%) 100% (県原子力安全対策課調査)

○原子力発電所の安全対策の推進

- ・ 県として、発電所の津波対策工事等の点検、国の検査への立会い等を通じ現地における監視を行うとともに、事業者に対して発電所の安全対策の充実を求めていく。
- ・ 事業者に対して情報公開の徹底を求めるとともに、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。
- ・ 発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果について定期的に静岡県原子力発電所環境安全協議会で確認を得るとともに公表する。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
津波対策工事等の点検、国検査への立会い	津波対策工事等の点検、国検査への立会い			
				▶
発電所周辺の環境放射線の監視等	公開説明の実施、放射線監視結果の公表			
				▶

○原子力発電所の安全性に関する検証と情報公開

- ・ 浜岡原子力発電所の安全対策について、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査を確認するとともに、静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、最新の科学的知見からの意見を頂き、県としての徹底的な検証を行う。
- ・ 原子力に関する正しい理解の普及啓発を図るため、静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）の公開、県民向けの原子力・放射線に関する講座の開催により、県民への情報公開を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
浜岡原子力発電所の安全性に関する徹底検証と情報公開	防災・原子力学会等による検証とその情報公開、県民講座の開催			

○原子力防災体制の整備

- ・万一の原子力災害の発生に備えるため、国や関係市町などの防災関係機関や事業者と連携し、原子力災害発生時の避難計画策定とその実施体制を整備するとともに原子力防災訓練による検証を行う。
- ・緊急時の対策拠点として整備が必要なオフサイトセンター及び環境放射線監視センターの富士山静岡空港隣接地への移転を進める。
- ・福島第一原子力発電所事故を踏まえ拡大した原子力災害対策重点区域に含まれる関係市町、機関に原子力防災資機材を整備し、その適正な維持管理を行う。

【主な取組】

	26年度	27年度	28年度	29年度
避難計画の策定・実施体制の整備、原子力防災訓練の実施	避難計画の策定・実施体制の整備、原子力防災訓練による検証			
オフサイトセンター・環境放射能監視センターの移転	移転		新施設の運用	
原子力防災機材の整備・維持管理	原子力防災機材の整備・維持管理			

[分野別計画]静岡県地域防災計画
〔後略〕

683 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果〔抄〕 2011・4～2012・3

県環境放射能測定技術会『浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果』
第153号、2012・6、75～86頁

IV 浜岡原子力発電所周辺における東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響
(まとめ：平成23年度末まで)

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以降、「東電事故」という）により、静岡県下にも放射性物質の降下が認められ、

平常の変動幅の上限を大幅に超過する事象が多数発生した。

事故後、1、2ヶ月で、放射性降下物の量は劇的に少なくなったが、もとより健康への影響は心配するレベルでは無いものの、環境試料には未だ影響が見られ続けている状況である。

静岡県環境放射能測定技術会では、平常の変動幅の上限超過の情報として、東電事故以降、15回に渡って速報という形でお知らせしてきた。

東電事故から1年を経過し、データも一通り揃ったことから、浜岡原子力発電所周辺における放射線、放射能の状況について、東電事故発生からの平成23年度末までの状況及び今後予想される推移・課題についてまとめた。

〔中略〕

3 まとめと今後の課題

監視項目ごとに、今後予想される推移を表Ⅲ-1〔略〕にまとめた。

(1) 空間線量

東電事故直後は、空間線量の短期評価については、一時的に上昇し現在も影響は確認できるものの、自然変動と比較しても十分低いレベルにある。長期評価や積算線量についてはBGレベルが押し上げられたことにより、わずかな上限超過が残っている状況である。

(2) ガンマ線放出核種

環境試料については、浮遊塵や降下物は、事故の影響を直接受けたこともあり、一時的に急上昇が見られた。浮遊塵はほぼ平常レベルに戻ったが、降下物は下げ止まりの状況である。

陸水は平常レベルに戻っている。

1年生作物は、事故直後は大きく影響を受けたと推定されるが、現状は、土壌からの吸収が主であるので、土壌濃度に比例した濃度で推移している。

永年作物は、放射性セシウムを葉面から吸収し、樹体内に保持していると考えられる。よって、事故直後に影響が大きく出て、現在は急激に減少しているが、相対的な影響は1年生作物と比較すると遥かに大きい。今後も急激な減少が続くと思われるが、最終的には、土壌からの吸収の影響が主となるため、暫く検出される状況が続くと思われる。

原乳は事故直後よりも、その後の自家製飼料の影響と思われるわずかな上昇が見られた。今後、資料中のセシウム濃度に比例して徐々に減少していくと考えられる。

海水は、事故直後はフォールアウトを起源としているセシウムが検出されたが、現在は平常の変動幅に戻っている。

海底土は、主に内湾で影響が見られたが、ほぼ平常の変動幅のレベルで推移している。

海産物は、肉食性底魚で若干セシウムが検出されているが、陸上試料と比較すると総じてレベルは低い。

海岸砂は影響が相対的に小さいと考えられ、調査結果からは影響が認められない。

(3) ベータ線放出核種

ア ストロンチウム-90

東電事故の影響はゼロではないと推定されるものの、過去の核爆発実験による影響のレベルには及ばず、ほとんど無いと推定される。

イ トリチウム

電事故の影響はゼロではないと推定されるものの、過去の核爆発実験による影響のレベルには及ばず、ほとんど無いと推定される。

(4) 実効線量評価

静岡県下における、事故の影響に伴う外部被ばく及び内部被ばく実効線量の増加は、最大限安全側に評価しても、事故発生から平成24年3月末までで、外部被ばくが0.035mSv（積算線量計による算出）、内部被ばくが0.0091mSv程度であり、健康への影響は心配ないレベルであった。

第6節 防災・原子力学術会議の組織と動向

684 静岡県防災・原子力学術会議設置要綱 2011(2010)・3・23

県ホームページ「第1回静岡県防災・原子力学術会議（平成22年11月23日開催）資料集」
(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/genshiryoku/genshiryokukaigibunkakai/1030315.html>)

(設置目的)

第1条 本会議は、静岡県民が直面する東海地震をはじめとする自然災害と、県下に所在する浜岡原子力発電所に関する防災対策にかかる科学・技術について、その取り組み状況を明らかにし、県民に向け情報を発信することを目的とする。

(会議の構成)

第2条 会議は、自然現象や原子力について、防災にとどまらず、エネルギー、環境など、より広い観点から考察する分野の有識者10名程度で構成し、また、その一部構成員からなる原子力防災対策にかかる原子力分科会を設ける。

(構成員)

第3条 構成員は本要綱に基づき知事が任命し、会長及び分科会会長はその中から知事が指名する。ほかに知事が委嘱する顧問1名を置く。

2 構成員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は当該年度の課題に応じ会長が必要と認めた時に開催する。

2 原子力分科会は、必要に応じて会長の指示に基づき、分科会会長が開催する。

(活動)

第5条 学術会議の構成員は、会議へ出席するほか、静岡県、県下市町及び県民に対し、防災、原子力などにかかる講演、研修などを行う。

(庶務)

第6条 本会議及び原子力分科会の庶務は、危機管理部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

685 〔県防災・原子力学術会議原子力分科会・津波対策分科会合同分科会〕

2014・9・11

県ホームページ「静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）」

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/genshiryoku/genshiryokukaigibunkakai/1030310.html>)

静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会・津波対策分科会合同分科会を開催しました。

1 要旨

平成26年2月に中部電力株式会社から原子力規制委員会に提出された、浜岡原子力発電所4号機に係る新規規制基準適合性確認審査の申請内容のうち、基準津波の策定、津波対策等について、中部電力株式会社から説明を受け、原子力分科会及び津波対策分科会委員による意見交換等を行いました。

2 概要

(1) 日時

平成26年9月11日（木曜日）14時00分から16時00分まで

(2) 場所

静岡県庁別館5階危機管理センター東側（静岡県静岡市葵区追手町9-6、JR静岡駅から徒歩約10分）

(3) 出席者

原子力分科会委員

- ・山本一良 原子力分科会会長（名古屋大学理事・副総長）
- ・大竹政和 委員（東北大学名誉教授、元地震予知連絡会会長）
- ・興直孝 委員（静岡大学名誉教授、前静岡文化芸術大学理事）
- ・久保哲夫委員（東京大学名誉教授）

臨時委員

- ・桜井淳氏（技術評論家、物理学者）
- ・奈良林直氏（北海道大学大学院教授）

津波対策分科会委員

- ・今村文彦 津波対策分科会会長（東北大学災害科学国際研究所副所長・教授）
- ・阿部郁男 委員（常葉大学・大学院教授）
- ・後藤和久 委員（東北大学災害科学国際研究所准教授）
- ・原田賢治 委員（静岡大学防災総合センター准教授）
- ・水谷法美 委員（名古屋大学大学院教授）
- ・山本吉道 委員（東海大学教授）

静岡県

- ・川勝平太 静岡県知事
- ・難波喬司 静岡県副知事
- ・岩田孝仁 危機管理監兼危機管理部長ほか

中部電力株式会社

阪口正敏 代表取締役副社長執行役員ほか

(4) 議題

浜岡原子力発電所4号機に係る津波対策について（説明者：中部電力株式会社）〔後略〕